

目次

【最優秀賞 一編】

薬物問題と社会の安全を考える

～薬物乱用防止プログラムの実践とそれを支える地域の役割～……………杉田秀二郎

◇ ◇ ◇

【優秀賞 一編】

薬物問題と社会の安全を考える

～薬物事犯を出さない社会づくりについて～……………星野直己

◇ ◇ ◇

【佳作 三編】

危険水域にある薬物問題とその根絶策を考える……………小椋重信

その一言が我が子をクスリに走らせる

～薬物使用と家庭教育の関係について考える～……………館野史隆

薬物問題と社会の安全を考える……………松田修平

◇ ◇ ◇

薬物の根本教育	榎本 正	91
薬物問題を超えて輝く未来へ	大西 一爾	107
薬物問題と社会の安全を考える	鹿山 有紀	123
あなたは自分の子どもに覚せい剤をうてますか？	黒木 識愛	137
薬物問題と社会の安全について考える	三宮 憲男	157
A君が教えてくれたこと	高木由香子	174
『薬物』って何だろう？	塚本 和代	188
薬物乱用を防ぐには学際的なアプローチが必要である		
～社会・心理・生物学的側面から薬物乱用の新たな課題を考察する～	長嶺 敬彦	207
薬物問題の兆候と指導のコツ	中村 敏和	226
薬物乱用の実態と防止対策	船津 博幸	243
社会病理としての薬物乱用	前川 幸士	260
薬物犯罪の根絶には『情報』が重要	丸山 芳之	274
蔓延する薬物の実態～違法薬物を根絶せよ！～	八ヶ代英敏	292
薬物問題の現状	矢島 大輔	306
薬物問題と社会の安全を考える	山下 佑介	322

平成三二年度懸賞論文「薬物問題と社会の安全を考える」の応募要項……………339

平成三二年度懸賞論文「薬物問題と社会の安全を考える」応募者一覧……………344

この論文集に掲載した原稿は、応募者各人の個人的なご意見を紹介したものであり、必ずしも財団法人公共政策調査会等の主催者及び後援各団体の見解を示すものではありません。

【最優秀賞】

薬物問題と社会の安全を考える

↳ 薬物乱用防止プログラムの実践と

それを支える地域の役割↳

大学准教授（文化女子大学

現代文化学部応用健康心理学科）

杉田秀二郎（47）

一 はじめに（社会の現状）

現在、日本では薬物の使用（乱用）が広がっている。以前は暴力団関係者や芸能人といったどちらかかというに限られた層が乱用するというイメージがあったが、近年はそれ以外にもスポーツ選手、大学生、さらには主婦、未成年と広がり、外国籍の売人が「こんなに薬物を買う人がいて、日本は大丈夫か」と言っ

た（毎日新聞、二〇〇八）という話もあるほどである。

また薬物の種類も多様になり、覚醒剤、シンナー等の有機溶剤はもとより大麻、合成麻薬（MDMA）の他、それら以外の脱法ドラッグも種々出回っている。

入手方法としては、前述の見知らぬ売人から買う他、知り合い・友人から買う・もらう、インターネットや携帯電話で購入などがある。また大麻の種を購入して栽培したり、さらに医薬品を合法あるいは不法に入手し、意図的に大量に摂取（オーバードーズ）することによって同様の効果を得たりするということも行われている。

したがって薬物対策は急務であり、薬物を使わないという心理要因への対策と、違法な薬物に触れさせない、作らせない、持ち込ませないという社会・環境要因への対策が求められている。

本論文は、主に心理的要因への対策を考えることによって、安全で健康な社会の実現への寄与を意図するものである。

二 薬物乱用に関する心理要因と社会・環境要因

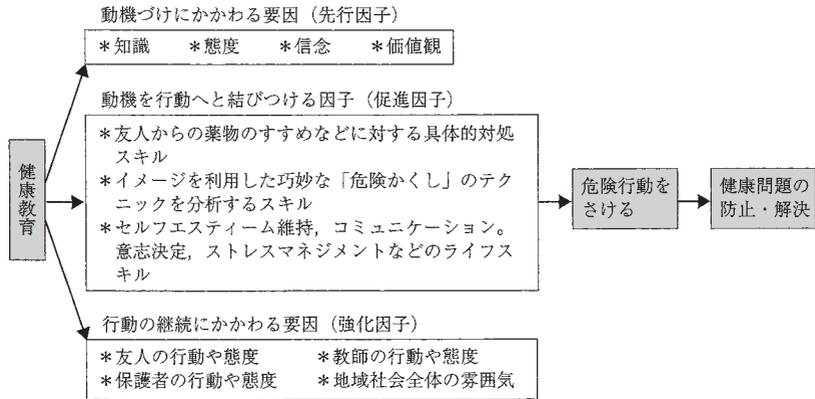
薬物を使用する理由として、前述したように心理要因と社会・環境要因とに分けられよう。心理要因は、好奇心、おもしろ半分、学校や家庭がおもしろくないから、ダイエットのため、疲れを癒すため、本等の情報で薬物のことを知ったから（以上、薬物を使ってみたいと思ったことがある高校生を対象とした調査

で一〇%を越えたもの…総務庁行政監察局、一九九八)、などがある。またより根本的な心理としては、自己不全感、自信のなさや依存傾向、自分の意思を伝えられないなどもある。この他、なぜ薬物を乱用するに至ったかという経緯を記した具体例としては、水谷(一九九八)、鈴木(二〇〇五)らの報告がある。それらを読むと、行動としては薬物乱用であるが、その背景には家族関係や交友関係が深く影響していることがわかる。例えば家族関係が原因で使い始めることもあるし、一度やめても薬物仲間からの誘惑から逃れられずに再び使い始めることもある。

社会・環境要因に関して個人が薬物に触れる機会があるか否かという点にしばって考えると、薬物の使用を誘ってくる人物がいるか、入手することが可能か、実際に使用する場があるか、などが挙げられる。これらは一般に非行の発生機序としても、知られているところである。

対策としては、同じように個人の支援と社会における環境整備を併せて進めていく必要がある。これはヘルスプロモーションの考え方(島内、二〇〇五)であり、個人の行動変容を促し、集団や社会の改善を目指していく際に適用できるものである。概念的にではなく、ヘルスプロモーションの一手法であるプリシード・プロセスモデル(グリーン・クロイター、一九九七)に沿って、行動に関わる心理的要因の説明がなされている(勝野・吉本・北山・赤星、二〇〇〇…日本学校保健会、二〇〇二…図1)。すなわち、知識や態度、価値観などの動機づけに関わる要因(準備要因…図では先行因子)、誘われたときの対処方法や意思決定、コミュニケーションスキルなど動機を行動へと結びつける要因(実現要因…図では促進因子)、友人・家族・教師の行動や態度、地域や社会全体の雰囲気といった行動の継続に関わる要因(強

図1 青少年の薬物乱用行動に関わる要因



日本学校保健会（2002）『薬物乱用防止教室マニュアル』より

化要因（図では強化因子）である。

やや細かいかもしれないが、このように行動に至る心理プロセスを①行動する前の準備状態、②行動に踏み出すきっかけ、③行動の継続に関わる要因の三要因に分けることで、対象者がどの要因においてどのような状態にあるかがわかれば、そこに向けたアプローチをしていくことができる。これにより、スローガンの「危ない行動はやめよう」だけではなく、例えば薬物を使用するおそれのある子どもがいたとしても、それは知識が不足しているからなのか、上手に断ることができないからなのか、友人に実際に使っている者がいるからなのかというように問題のポイントを整理し、より有効な介入をすることができるようになる。

三 学校における薬物乱用防止プログラム

ところで、薬物乱用防止のプログラムとして、学校では従来から生活安全教室の中で行われてきた。東京都では、

二〇〇二年より生活安全教室に代わりセーフティ教室として都内の公立学校で防犯や非行防止を目的としたプログラムを実施している。内容としては、小学校低学年向けにはまず連れ去り防止、中学年以降では携帯電話、インターネットの適切な使い方、中学生ではそれぞれについてより踏み込んだ内容や不審者対策などがある。

その中で、薬物乱用防止教室として実施される場合も当然ある。文化女子大学現代文化学部応用健康心理学科では、二〇〇三年から近隣の小中学校で大学生によるセーフティ(薬物乱用防止)教室の支援を行っている。昨年度までの七年間でのべ一八校に実施し、対象は小学一年生から中学二年生までの各学年(最も多いのは小学六年生)で、受講者はのべ一九〇二名に達している。

きっかけは、こだいら子どもの健康づくり連絡会(後述)が仲立ちとなって近隣のある小学校長と面談した際に、小学校と大学とで協力して子どもたちのために何かできないかというところから始まったものである。そこから薬物乱用防止教室で大学生が子どもたちのグループに入っていったら、支援するという形になったものである。

大学生が参加することになった理由とそのメリットであるが、薬物というと大人(教師や保護者)はどうしても「だめ! 危ない!」となりがちである。しかし小学六年生といった思春期の子どもを対象とした際に、子どもが心を開いて接してくれているのかという問題が生じてくる。そこで、教師や保護者ではなく大学生が参加すれば、年齢も近い上に評価をしない立場であるために子どもは率直に接するのではいかと期待されたわけである。実際にセーフティ教室後に児童(小学六年生)を対象に行った調査では、

大学生が自分たちの話をきちんと聞いてくれたという回答が九七・九%、大学生に対して自分の考えや気持ち素直に話すことができたという回答が六六・〇%、大学生は他の大人（学校の教員や保護者）よりも親しみやすかったという回答が七四・〇%であった（杉田、二〇〇四）。あとの二つの割合を多いと考えるかそれほどでもないと考ええるかの評価は難しいが、思春期であることや内気な子もいるであろうことを考えると、決して低い割合ではないと思われる。

内容は学年や児童生徒の事前知識の有無等によって多少異なるが、基本的には、①全体でのビデオ視聴（あるいは教材を用いたグループでの学習）、②グループに分かれての話し合い、③グループでのロールプレイとなっている。これは、健康教育の基本的なモデルの一つであるKAPモデル、すなわち知識（Knowledge）、態度（Attitude）、実践（Practice）を応用したものである。このKAPモデル自体は、正しい知識を与え（さへす）れば望ましい態度も形成され、実践に移されるだろうということを期待するものであったが、本セーフティ教室は正しい知識を与えるだけでなく、大学生との話し合いを通して正しく理解しているかを確認し、望ましい態度を形成し、誘いを断るといふロールプレイまで実際に体験するプログラムである。このロールプレイには時間を割り、様々な断り方の言葉を伝えることはもちろん、誘う側が見知らぬ大人、部活動の先輩、同級生など設定を変えていき、それぞれに対して全員が断る練習ができるようにしていく。

この中で、通常八名前後で構成される児童生徒のグループに、大学生は二人一組となってファシリテーターとして加わり、話し合いの司会とロールプレイでの誘う役を担当する。ここで重要なのは、大学生は

カウンセリングの基本である傾聴、受容、共感を学んでいるという点である。もちろん大学生は勉強中であり専門のカウンセラーと同じレベルには至らないが、批判せずにはまず耳を傾け、相手の気持ちを受け止め、相手の存在に寄り添おうとするということである。むろん薬物に関しては毅然とした態度が必要であり、例えば薬物に興味を持っていたり使ってみたいと安易に言ったりすることを支持することではない。ただ、言下に否定するのではなく、なぜ興味を持つのか、なぜそのような発言をするのかという背景を考えてコミュニケーションを取ることで、相手を理解し、相手も自分自身を顧みることにつながるのである。

またロールプレイそのものは楽しみながら参加意欲を高めることができるものであるが、本プログラムでは言葉としての断り方だけでなく、自分（児童生徒）より大きい相手に声を掛けられたり距離を詰められたりしたときの感情や身体的経験（上から見下ろされたり親しげに肩を掴まれたりなど）を含むものである。実施後の児童の感想には、話し合いの時点で断り方は伝えるので、簡単に断ることができると思っていたが実際に立って向き合ってみると緊張したり圧力を感じたりしてうまく断ることができなかった、というものが少なくなかった。したがって、ロールプレイを実際に行うことによつて断る難しさを実感することができたと見えよう。

なおこのプログラムは大学生にとつては実習であり、事前授業と当日参加と事後授業（反省会）から構成されている。事前授業では薬物の知識はもちろん、コミュニケーションの取り方、ロールプレイの方法などを学ぶ。過去の写真やビデオを見て大学生自身がイメージを作るとともに、良い点や改善点を学び取ることも必要である。また大学生は自分たちが担当したグループの様子はわかっていても他の様子はわからな

いため、事後授業ではビデオを見たりディスカッションをしたりして自分たちの実施した内容を客観的にとらえられるようにしている。なお大学（学科）の授業には生涯発達心理学、精神保健学、精神医学などもあり、プログラムにおいて役に立つ点も多い。さらに将来の話ではあるが、女子大学生は卒業後、主婦になり母親になる可能性がある。薬物乱用防止だけでは限らないが、応用健康心理学で学んだことを主婦として、母親として、そしてそれぞれが暮らす地域でそれぞれの立場で生かすことができれば、安全で健康な社会にわずかではあっても寄与できるのではないかと考えられる。

また知識を得るところで全体でのビデオ視聴ではなくグループごとに教材を用いて学習する場合は、東京都南多摩保健所（二〇〇三）によるパワーポイントのスライドをA3サイズの厚紙に印刷し、紙芝居風にして実施している。この「学年別薬物乱用防止教育プログラム」は、小学一年生から中学生まで発達段階に応じて五段階（小一・二、小二・三、小四、小五・六、中学生）に分けた指導内容を提供するものであり、ライフスキル（よりよく生きていくために必要な技能）の獲得を目指している。

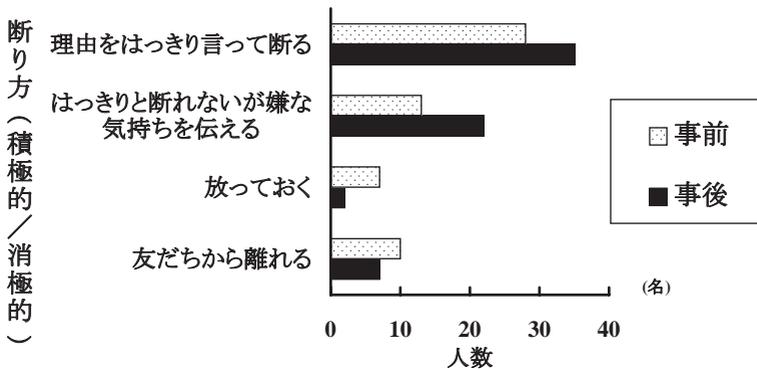
薬物乱用防止教育は、総合学習あるいは保健体育の一コマとして年に一〜二回だけでは、効果が少ないと考えられている。文化女子大学が毎年継続して依頼を受けているある小学校では、四年生時に薬剤師の講話、五年生時に保健所職員の講話を聞き、そして六年生時にロールプレイを含む本プログラムを受けるという工夫をしている。こういった例もあるが、授業時間を確保することはなかなか難しい。そこで、根本的なライフスキルを理解してもらうことができれば、テーマが薬物でもアルコールでも非行でも、共通した教え方が可能になってくる。

四 プログラムの有効性と限界

このプログラムの有効性については、次の研究結果が示されている（重田、二〇〇六；Sugita & Noguchi、二〇一〇）。薬物に関する知識の正解数は、実施後のほうが統計的に有意に増加した。誘われた場合の断り方について実施前と実施後の比較では、「理由をはっきり言って断る」や「はっきりと断れないが嫌な気持ちを伝える」という積極的な断り方は実施後に増加し、逆に「放っておく」「友だちから離れる」という消極的な断り方は実施後に減少した（図2）。

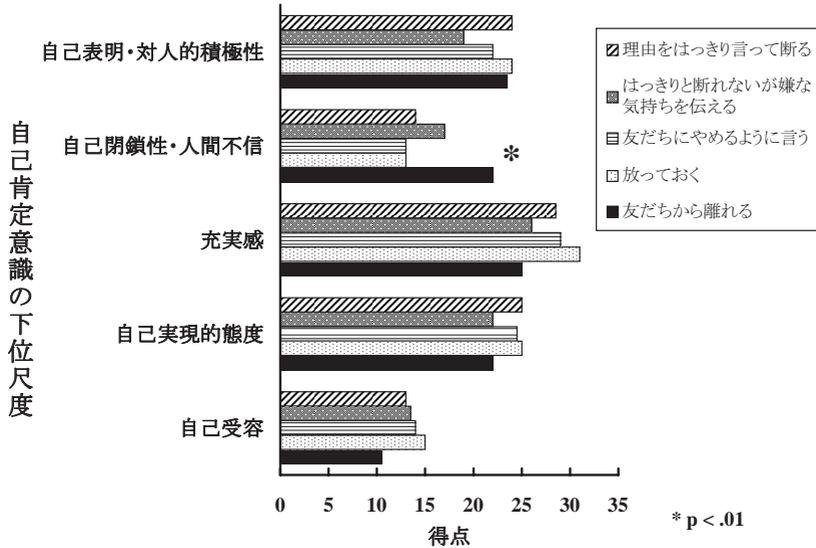
また肯定的な自己概念をどの程度有しているかを測定する自己肯定意識尺度（平石、一九九〇）の高低によって、友人から薬物を誘われたときの行動が異なるか否かを比較した（図3）。その結果、自己閉鎖性・人間不信という下位尺度でのみ統計的に有意差が見られ、友人から離れるという行動をとる人は他の行動に比べて自己閉鎖性・人間不信という得点が高いということがわかった。つまり、薬物乱用との直接の関わりを示すものではないが、

図2 積極的／消極的断り方についてのプログラム前後における比較



(重田、2006； Sugita & Noguchi, 2010を修正)

図3 自己肯定意識と友人に薬物を誘われたときの行動との関係



(重田、2006； Sugita & Noguchi, 2010を修正)

薬物を誘われた場合に友人から離れるという行動自体の是非は別として、自己閉鎖性や人間不信という傾向を持つ生徒はコミュニケーションや関わりを避ける傾向があると言えよう。

大学生の感想としても、子どもとふれあえて楽しかったというものや、子どもは思っていたよりしっかりしていたというもの、逆に反省点を述べる者もいた。

大学生を指導し、当日のグループワークを見守る(場合によっては介入する)筆者の立場から見ると、教員が大学の中では把握できなかった能力を発揮し、大学の教室にいるときよりはるかに生き生きしている姿を発見することもある。またそれは、大学生自身の自己効力感(しようと思えばできる自信)にもつながっていく。

ただし、限界や課題もある。現段階では大学生は女子のみなので、対象が高校生以上のときは体

格的に男子大学生も加わることが望ましいと考えられる。もちろん小中学生が対象であっても男子大学生が加わったほうが、同性どうし、異性どうしの組み合わせができる。これは思春期特有の異性への気恥ずかしさを考慮するとともに、より自然な人間関係の設定をすることもできるし、逆にあえて異性どうしの組み合わせによる緊張感を練習としてとらえることもできるからである。

またこの活動（プログラム）を、他に広げていけるのか否かという課題がある。心身の健康を考え実践する技能を学ぶ応用健康心理学科の学生に適性があると言うことはできると思うが、それだけにとどまっていたのでは広がっていかない。他の専攻の学生でも、ボランティアとして活動できるような教育プログラムを作っていくことも今後必要になっていくと考えられる。

五 地域を支え見守る団体

ここで特筆しておきたいのは、前述の大学生によるセーフティ教室は小中学校と大学との関係だけで成り立っているわけではなく、両者を支える地域の団体とそのメンバーがいることである。それは「こだいら子どもの健康づくり連絡会」という自主組織で、一〇年ほど前から地域の婦人を中心として薬物乱用防止等の啓発活動を行っている。これは、もともとその地域が子どもの健康づくりモデル事業の地区に指定されて活動していた地域連絡会を、事業終了後も活動を継続するために上記の連絡会として再発足したものである。

現在子どもが学校に通っている若い世代のメンバーは多くはないが、ベテランが精力的である。各学校

での薬物乱用防止教室の支援、イベントでの展示等による啓発活動、年一回の啓発イベントである「こだいら子どもの健康づくり」の主催など、コミュニティでの活動に力を入れている。また事務局を学校内に置いており、安定し継続した活動ができるようになされている。ただ残念なことは、セーフティ教室を各学校で公開していても見に来る保護者や地域の人は少ないのが現状である。

文化女子大学が参加できなかった学校では連絡会のメンバーがロールプレイで誘う役もし、また文化女子大学が参加する場合には事前の連絡調整役をしてくださり、当日は見学となる。思春期の小学生が対象となっていることが多く、女子大学生の当日の服装には事前授業で注意を促しているが、大学生も説明や断り方の練習に一生懸命になって前屈みになりまれに背中が見えることなどがあると、そこを叩いてから服を引っ張って隠す婦人もいるなど、力強い面もある。また同連絡会のメンバーと教育委員会の方々が顔を合わせた機会に、同連絡会の会長が「今これだけ薬物のことが世間で言われているのに、なぜもつと積極的に薬物乱用防止のセーフティ教室を進めていかないのか」と、静かにしかし毅然と訴えたのが印象的であった。ふだん物静かな婦人である熟年の会長が強く迫る姿を見て、筆者自身も身が引き締まる思いがした。

さらにメンバーは連絡会としての活動だけでなく民生委員や青少年対策委員、PTA、学校経営協力者などの側面でも学校や子どもたち、あるいは保護者と関わっている。このように一人ひとりでも活動しているメンバーが、団体としても地域にあつて子どもたちを見守っているということは心強いことであると思う。子どもたちには、大切にされているという「実感」が必要であり、そのためには態度や表情で示し、さらに声かけも重要であろう。

六 心の要因と健康教育・健康心理学

元薬物乱用者の実体験を聞くことについては、簡単に回復できるというような印象を与えかねないという否定的な意見もある。しかし、前述の「こだいら子どもの健康づくり連絡会」が主催したイベントとして中学校で行われた元薬物乱用者の講演内容は、私にとって意外なものであった。問題がないどころかむしろ理想的な人生を歩んでいると思われるような人が、人の気持ちに応えたいという思いと人任せという間でバランスを崩し、そこにちょっとしたプライドが加わって薬物を使い始めたという例や、いじめを受けて不登校になっても理由を言えずいじめの側に入ったことから少しづつ薬物に近づいていった例など、薬物乱用における心の問題は深くまた複雑なものであることを改めて思い知らされた。

このように、薬物乱用は決して特殊な人の問題ではない。健康教育という知識の伝達と思われがちであるが、ライフスキル、すなわち自尊感情（セルフエスティーム…肯定的自己概念とほぼ同じ）を根底に、目標設定スキル、意思決定スキル、（自己主張的）コミュニケーションスキル、ストレスマネジメントスキルを身に付け、予防的な行動をとれるようにすることが目標である。またこれまで見てきたように、問題行動の背景には心の問題があるという認識が広まってきている近年は、健康心理学的視点も重要である。臨床心理学と重なる部分もあるが、誰もがちょっとしたきっかけで心身の不調に陥る危険性がある現代は、普通の人々を対象として心身の成長を目指す視点が必要である。個人の持っているよい部分、能力を伸ばすということは予防にもつながり、健康心理学の特徴でもある。

いっぺんに広めることは難しいであろうが、安全で健康な地域の実現に寄与することは大学や学科の役割である。子ども―大学生―大人、そしてそれを支える学校―地域の団体―大学というよいつながり、よい循環を今後も強化していきたい。

七 おわりに

最後に、子どもが語ったという薬物を使わない理由を大学生が教えてくれたことがある。それは「僕は夢（目標）があるから、薬物を使わない」というものである。本論文の冒頭で薬物の売人が言ったという言葉に言及したが、このような子どもたちがいる限り、「日本は大丈夫」であろう。

すべての子ども、そして大人にも夢（目標）があるから薬物を使わないと思ってもらえるように、地域とともに実践をつなげ広がっていくことが大きな課題である。

（この論文は未発表のものである）

引用文献

（引用順）

毎日新聞（二〇〇八） 覚せい剤取締法違反…東京の白金・麻布、薬物汚染 一〇月三〇日朝刊
 総務庁行政監察局（一九九八）『薬物乱用問題に関するアンケート調査（高校生、保護者、教員の意識調査）結果報告書』

- 水谷 修 (一九九八) 『さらば、哀しみのドラッグ』 高文研
- 鈴木克哉 (二〇〇五) 『薬物乱用に陥る青少年の心理』 水谷修(編著) 『薬物乱用防止教育』 東山書房
- 島内憲夫(編著) (二〇〇五) 『ヘルスプロモーション講座く心の居場所…セッティングズ・アプローチ』 順天堂大学ヘルスプロモーション・リサーチ・センター
- グリーン、ローレンス・W、クローイター、マーシャル・W 神馬征峰(翻訳) (一九九七) 『ヘルスプロモーション—PRECEDE-PROCEEDモデルによる活動の展開』 医学書院
- 勝野眞吾・吉本佐雅子・北山敏和・赤星隆弘(編著) (二〇〇〇) 『学校で取り組む薬物乱用防止教育』 ぎょうせい
- 日本学校保健会 (二〇〇二) 『薬物乱用防止教室マニュアル』
- 杉田秀二郎 (二〇〇四) 『小学校の「セーフティ教室」における健康・安全への取り組み』 『日本健康心理学会第一七回大会発表論文集』
- 東京都南多摩保健所 (二〇〇三) 『学年別薬物乱用防止教育プログラム』 東京都生活文化局広報広聴部広聴管理課
- 重田梨絵 (二〇〇六) 『大学生による薬物乱用防止教室の実施プログラムの効果について』 平成一八年度文化女子大学大学院国際文化研究科修士論文
- Sugita, S., Noguchi, K. (2010) Effects of a Program for Preventing Drug Abuse in a Japanese Junior High School. International Conference of 4th Asian Congress of Health Psychology Abstracts.
- (本研究は、杉田・野口が指導した重田梨絵(二〇〇六)の修士論文のデータを再分析・再構成したものである)
- 平石賢二(一九九〇)『青年期における自己意識の発達に関する研究(Ⅰ) 自己肯定性次元と自己安定性次元の検討』 『名古屋大学教育学部紀要—教育心理学科』 二七

【優秀賞】

薬物問題と社会の安全を考える

薬物事犯を出さない社会づくりについて

警察官（群馬県警察本部生活安全
部安全安心推進課）

星野 直己（38）

一 はじめに

著名人による薬物乱用事件、薬物常用者による交通事故、近親者等に対する暴行、傷害事件等、薬物事犯に関する報道が後を絶たない。

とくに、著名人の薬物乱用に関する検挙は、世間の関心が高いせいもあり大きく報道され、これらの報

道を耳にするたび、「こんなに地位も名声もある人がなぜだろう。」と感じざるを得ない。

私は、警察官となり現在までに至る一四年間に、様々な人と出会い会話してきたが、その中でもとくに、薬物事犯検挙者と係わった経験は、社会に対する見方を大きく変えるものであった。

薬物事犯は、一警察官としてのみならず、社会全体で撲滅に向けた努力を尽くさねばならない問題であると常々考えるものであり、今回のテーマに取り組みたいという考えに至ったものである。

二 薬物事犯とのかかわり／生活安全課係員として

前述のとおり、私は一四年前に警察官になった。警察官を拝命するとともに警察学校で六ヶ月間学び、警察署に配属になった。その後、警察業務全般を学ぶため、刑事課や交通課等への各課研修が行われた。

交番、刑事、交通と研修が進み、最後に生活安全課で研修を受けることになった。現在、銃器・薬物事犯は、刑事・組織犯罪対策部門が受け持っているが、当時は生活安全課が事件の取扱いをしていた。

研修で指導を受けることになった班長が、銃器・薬物事犯担当であったため、研修初日から、覚せい剤使用で検挙された女性被疑者の取調べの立ち会い、容疑者の行動確認捜査等へ同行させてもらった。

当時の生活安全課には、女性警察官が一名しかおらず、女性被疑者の場合には当然、男性被疑者であっても、女性が同居、同行していることが多く、必然的に女性対応として重宝がられ、様々な現場に同行させてもらうことができた。

「覚せい剤事犯をはじめとする薬物事犯にかかわったのは、当然この時が始めてであり、実際に被疑者を検挙してみると、一般企業に勤務するOLや学生であったり、一見すれば普通に生活している者の間にも蔓延しており、「遠い世界の事件」と考えていた事件が、思いがけない程近くにあることを実感した。研修という短い期間ではあったのだが、薬物乱用者の人間とは思えない錯乱状態等を見て、「なぜ薬物に走るのだろうか。」「少しでも更正させる力になりたい」と考えるようになった。

全ての研修課程が修了した後、警察官としての進路を考える時期に、研修で指導して頂いた班長が、「お前はシャブ刑事になれ。」と勧めてくれた。

その上で、私が生活安全課係員になれるように、強く推薦してくれたという。私は、薬物捜査の難しさも強く感じていたが、実際に捜査に携われるようになることが嬉しく、また、薬物事犯について考えることを生かしていきたい思ったのである。

こうして、その後の定期異動で、正式に生活安全課係員になることができ、薬物事犯捜査にかかわるようになった。

三 薬物乱用者

生活安全課で勤務するようになり、その後、別所属に異動するまでの四年間、薬物事犯検挙の場面に多数遭遇した。多いときには、毎週のように覚せい剤事犯被疑者方への捜索・差押え、被疑者の検挙にあたった。

その中で、覚せい剤乱用者の姿として、今でも忘れられない事件について、いくつかあげてみたいと思う。

(一) 幻覚

「駅のトイレに、女性が入ったまま出てこない。」との一一〇番通報があり、受持ち交番の勤務員が急行して女性に声を掛けても、「何かが襲ってくる、怖い。」等と震えながら話すが、トイレの個室から出ようとしないうちに状態であった。

女性で妄想的な言動があり、生活安全課あてに応援要請があったため現場臨場し、駅職員の立会によりドアを開くと、二〇代前半の女性が個室の隅にうずくまり、体を震わせていた。

何とか落ち着かせたいとの思いで、繰り返し優しく問いかけると、女性はようやく立ち上がり、私の誘導に従ってトイレから出てきた。そのまま抱きとめて、警察署へ向かう車両内で話をすると、「訳も分からず不安になる。何かが襲ってくる。こんなことは今までになかった。」等と泣きながら話した。覚せい剤使用者特有の症状であることから、覚せい剤使用の有無について質問すると、同人は素直に認めたことから、任意採尿して検査した結果、陽性反応があったため、覚せい剤使用で緊急逮捕した。同女性は、覚せい剤事件については初犯で、恋人から勧められて始め、逮捕までの間に数回にわたり使用したものと判明した。

(二) 凶暴性

日中、上衣はブラジャーのみ、下衣は脱げ掛けのズボンという半裸の状態で、見ず知らずの家を訪ねて

歩き、応答がない家の玄関ドアを蹴って騒いでいる女性がいるという一一〇番通報があった。

女性は、身長一五〇センチメートル余りで、極端に痩せていた。しかし、パトカー勤務員が保護しようとした際も、路上に大の字に寝ころんで喚きちらし、地域課の女性警察官複数名で取り押さえ、ようやく保護した。

警察署で聴取を始めたところ、突然スチール製の机を蹴って倒し、意味不明な言葉で怒鳴り、制止しようとする私も突き飛ばされ転倒するような状況であった。そのうちに、身元確認をしていた捜査員から、覚せい剤使用の前歴者であることが伝えられ、同女性からの事情聴取も不可能な状況であることから、強制採尿に移行し、簡易鑑定で陽性反応があったことから緊急逮捕した。

逮捕後、留置場内で意味不明な言動を吐き、暴れることが続いたが、数日経過すると、視線が定まって表情が穏やかになり、食事も取れるようになった。留置されている間に体重が五キロ以上戻り、取調べでは、「自宅で覚せい剤を注射した後の記憶が全くない。死んでいたかもしれないと思う。逮捕されて良かった。」と話した。

(三) 日常生活が困難

覚せい剤使用の情報に基づき、二〇代後半の女性方に対する捜索・差し押さえが行われることになった。女性は、二歳位の男児を夕方になると託児所に預け、繁華街にあるキャバクラに勤め、明け方、子どもを連れて帰宅するという生活をしていた。

早朝、女性が帰宅するのを見届けて声を掛け、一緒に居宅内に入ると、途端に異様な臭気に気づいた。室内には、足の踏み場もないほどの食べ残しや包装紙等のゴミ、子供の使用済みおむつ等が足の踏場もないほど散乱していた。また、別室のドアを開けると、やせ細り、糞にまみれたゴールデンレトリバーがいた。女性に聞くと、店の客からプレゼントされたため、捨てることもできず飼っていたが、半年間、一度も散歩に連れ出しておらず、伸びた爪が皮膚に食い込んでいるような状態であった。

女性は、覚せい剤使用については素直に認め、客の一人である暴力団周辺者から強く勧められ、断り切れず一度だけのつもりで覚せい剤を注射したが、やめられなくなり自ら購入して使用を続けていたことが分かった。

子供については、近親者で監護できる者がいなかったため、近県にある児童保護施設へ移送された。女性は、「子供を一人で育てていて、何もかも嫌になる。薬が効いている間だけ、力が出るのでやめられなくなってしまった。」等と泣きながら話した。

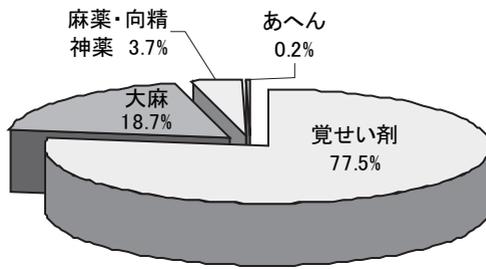
これらは、私が係わった事件のほんの一例であり、勤務していた警察署においても、年間三〇〜四〇件余りの覚せい剤事犯検挙があった。また、覚せい剤事犯に限らず、外国人による大麻栽培・売買事件等の検挙事件もあり、薬物事犯の社会への拡散を痛感していた。

そこで、現在の薬物事犯については、どのような情勢にあるのか、実際の統計データに基づいて考察してみたいと思う。

図表1 薬物事犯検挙件数・人員

		薬物事犯 総数	覚せい剤	大麻	麻薬・ 向精神薬	あへん
件数	H21	20,912	16,208	3,903	767	34
	H20	20,752	15,801	3,829	1,103	19
人員	H21	14,947	11,655	2,920	344	28
	H20	14,288	11,025	2,758	491	14

図表2 H21 検挙件数割合



四 現状・問題

警察庁ホームページ掲載の「平成二一年中の薬物・銃器情勢」の統計データによると、平成二一年中における薬物事犯総検挙件数は二〇、九一二件（前年比プラス一六〇件、プラス〇・八パーセント）、検挙人員は一四、九四七人（前年比プラス六五九人、プラス四・六パーセント）である。（図表一）

この内、覚せい剤事犯が一六、二〇八件（前年比プラス四〇七件、プラス二・六パーセント）、大麻事犯三、九〇三件（前年比プラス七四件、プラス一・九パーセント）、麻薬・向精神薬事犯七六七件（前年比マイナス三三六件、マイナス三〇・五パーセント）、あへん事犯三四件（前年比プラス一五件、プラス七八・九パーセント）となっている。

各事犯を割合でいうと、覚せい剤事犯が七七・五パーセント、大麻事犯が一八・七パーセント、麻薬・向精神薬事犯が三・七パーセント、あへん

事犯が〇・二パーセントである。(図表2)

M D M A等、新型の薬物について、耳にすることが多いが、実際には全体の七五パーセント以上が、覚せい剤事件である。

薬物事犯を人口比で考えた場合、総務省の統計によると、平成二十一年一〇月一日現在の人口は、一億二、七五一人である。警察白書掲載のデータによると刑法犯検挙人員は、三三万二、八八八人、薬物事犯検挙人員は、一万四、九四七人であることから、平成二十一年中でみると、薬物事犯の人口比は、〇・〇一パーセントで、八、五三一人に一人の割合となる。(図表3)

平成二十二年中における、検挙人員数を他の手口・罪種等の検挙人員数と比較すると、自転車盗二〇、三七八人、暴行二一、三七六人、傷害二二、二五三人となっており、刑法犯検挙

図表3 総人口に占める刑法犯検挙及び薬物事犯検挙の割合

	総人口(人)	刑法犯検挙		薬物事犯検挙		
		検挙人員(人)	人口比	検挙人員(人)	人口比	割合
H 17	127,768,000	386,955	0.30%	15,803	0.01%	8,085に一人
H 18	127,770,000	384,250	0.30%	14,440	0.01%	8,848に一人
H 19	127,771,000	365,577	0.29%	14,790	0.01%	8,639に一人
H 20	127,692,000	339,752	0.27%	14,288	0.01%	8,937に一人
H 21	127,510,000	332,888	0.26%	14,947	0.01%	8,531に一人

図表4 「検挙人員数の比較」

	総人口(人)	手口・罪種	検挙人員	人口比	割合	刑法犯検挙人員に占める割合
H 21	127,510,000	刑法犯総数	332,888	0.26%	383に一人	
		薬物事犯全体	14,947	0.01%	8,531に一人	4.5%
		自転車盗	20,378	0.02%	6,257に一人	6.1%
		暴行	21,376	0.02%	5,965に一人	6.4%
		傷害	22,253	0.02%	5,730に一人	6.7%

人員に占める割合からみると、自転車盗等これら身近な犯罪の検挙人員数に迫る数値となっている。(図表4)

五 覚せい剤事犯の初犯率・再犯率について

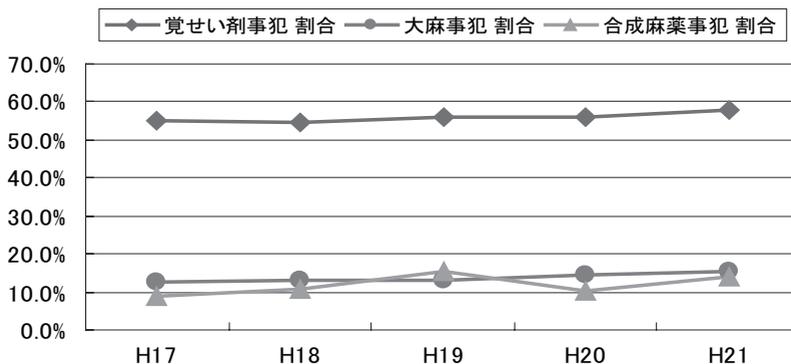
過去五年間の薬物事犯検挙人員における再犯者数の推移をみると、多少の増減はあるが、覚せい剤事犯の再犯率は約六割であり、他の薬物事犯の再犯率が一割前後であるのに比べると高水準で推移しているのが分かる。(図表5)

これは、覚せい剤が持つ作用

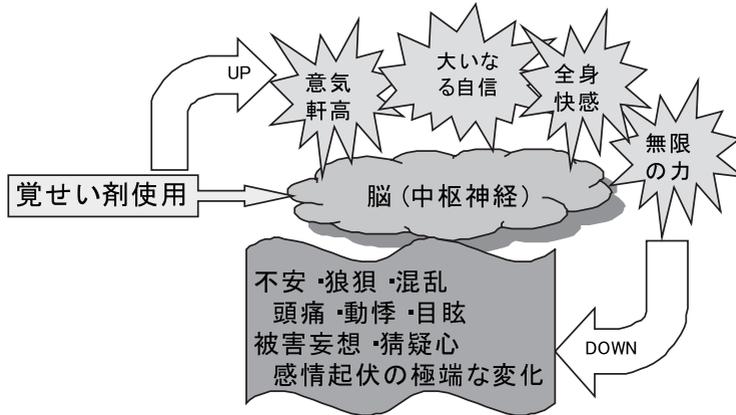
図表5 「薬物事犯にみる再犯者数の状況」

		H17	H18	H19	H20	H21
覚せい剤事犯	総数	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655
	再犯者数	7,351	6,336	6,713	6,188	6,765
	割合	55.1%	54.6%	55.9%	56.1%	58.0%
大麻事犯	総数	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920
	再犯者数	244	301	302	399	445
	割合	12.6%	13.2%	13.3%	14.5%	15.2%
合成麻薬事犯	総数	403	370	296	281	107
	再犯者数	36	39	45	29	15
	割合	8.9%	10.5%	15.2%	10.3%	14.0%

薬物事犯にみる再犯率



図表6 覚せい剤を身体に使用した際の作用



が、極めて常習性、依存性が高いということの現れであると考えられる。

一方、図表6については、財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センターのホームページに掲載されている資料を参照し、覚せい剤を身体に使用した際の作用を、簡略に図式化したものである。

覚せい剤を使用すると、脳（中枢神経）に働く。覚せい剤乱用者に最も好まれる注射による接種方法を取れば、即座に循環器系統から吸収され、「大いなる自信」、「意気軒高」を感じさせることから始まり、やがて、ジェットコースターに乗り宙を舞うような感覚を呼ぶ。無限の力を得て、眩めくような全身快感から、徐々にエネルギーを消耗するにつれて、多幸感や高揚感を引き起こす。しかし、この作用も、蓄えられたエネルギーが枯渇するにつれて萎んでゆき、一気に不安、狼狽、混乱、極度の疲労感が訪れるのだという。

ここで考えるのが、心理学や精神分析学の分野で言われる、「快楽主義」または、「快感原則」という主義・原則についてである。

これらの主義・原則について広辞苑をひくと、快樂主義とは、「不快を避けて快を求めようとする傾向」とある。また、Yahoo!百科事典掲載の日本大百科全書によると、快感原則については、「人間の心は緊張し、興奮をおこさないように、もし緊張がおきれば緊張を解放するように働くと考えられる」とある。

つまり、不快を避け、快を求めようとする傾向は、人間の無意識的な心の働きを支配しているというのである。覚せい剤の持つ作用は、前述のとおり、強大な快感があると言い、これに抗うことは、人間の本質から考えれば非常に困難を極めるのであろう。

覚せい剤事犯について、特に再犯率が高い理由は、一度味わった強大な快感を忘れらず、再び不快な場面に遭遇すると、薬物へ依存する強い力が働くためといえる。

六 忘れられない言葉―なぜ薬物事犯は減少しないのか

「シャブやって誰かを傷つけたわけじゃない。」

これは、覚せい剤使用で検挙した女性が、取調べ中、私に対して吐き捨てるように言った言葉である。確かに、刑法犯の手口・罪種のように、直接の被害者がいるわけではない。

覚せい剤等薬物を始めた理由は様々な事情があるにせよ、結局は、自己の意志により使用するのである。その女性はこうも言った。「誰かの物を盗んだり、誰かを傷つけたのではない。自分が責任を取れば良いだけのことだ。」と。

私は、この言葉を聞き、薬物事犯が抱える根本的な問題があると感じた。

自己中心的な考え方による、「罪の意識の低さ」に対してである。

これまで、各種の統計データから、現在の薬物事犯の犯罪情勢、薬物事犯の初犯率・再犯率について検討し、覚せい剤の作用から、覚せい剤乱用に至る経過等について考察してきた。

薬物事犯の約七五パーセントは、覚せい剤事犯で、この内の約六〇パーセントが再犯者である。その理由として、覚せい剤の持つ作用は、「快楽主義」、「快感原則」により、一度使用した強い快感を忘れられず、不快な状態が訪れると、これを避けようとする力が働き、快感を求めて再び薬物使用に走るという循環が起きるのである。これに抗うことは、非常な意識が必要となるのだろう。

人間の誰にしもある、避けようのない性に立ち向かうため、その確かな方法は、「薬物を絶対に使用しない。」ということに尽きると思う。

これまでも、様々な機関、団体等により、広報活動、指導が実施されている。これらの成果もあり、薬物事犯の検挙件数が、年々減少傾向にあるとも言えるであろう。しかし、前述したとおり、依然として年間一万五、〇〇〇人弱の検挙者を出している現状にある。

なぜ、薬物事犯は減少しないのか。それこそは、薬物事犯が抱える問題、「罪の意識の低さ」ではないだろうか。

本当に被害者はいないのか。現実には、薬物乱用者とかかわった経験から、「被害者はある」と言いたい。例として挙げた女性三人の薬物事犯検挙者。このうち、一人目の女性については、極度の幻覚から自己

を傷つけるおそれがあった。二人目の女性については、錯乱状態から、第三者に暴力をふるったり、重大な交通事故を起こすおそれもあった。三人目の女性については、何も知らず信頼している子供を裏切つてその世話も十分に行わず、施設に預けるはめとなり、また、一歩間違えば、この子供が薬物を誤嚥する危険すらあったのである。

前述で参照した「平成二一年中の薬物・銃器情勢」によると、薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移については、図表7のとおりであり、過去五年間に年間約八〇〇件から一、〇〇〇件余り、薬物常用者による犯罪が検挙されている現状にある。テレビや新聞等により、詳細な状況が報道されるので、誰しも薬物乱用者の危険性の高さについて、知るところであるはずである。しかし、検挙者数が継続して減少していかない理由は、未だに薬物を「絶対」に使用しない。使用させない」という規範意識が浸透していないためだと言えるであろう。

七 まとめ 社会的の安全と撲滅に向けた対策について

薬物事犯、特に覚せい剤事犯については、一度使用すれば約六割の者

図表7 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
刑法犯検挙人員	1,103	934	770	809	858
凶悪犯	90	75	68	68	72
粗暴犯	205	172	162	146	184
窃盗犯	526	472	349	404	373
その他	282	215	191	191	229
特別法犯検挙人員	4,063	3,724	3,774	3,403	3,942

が再犯者となる現状にあり、これは、抗うことが困難な人間の性質に由来するものである。このため、薬物事犯を減少させるには、まずは、薬物事犯の初犯者を絶対に出さないことが大前提になると思う。個人が、「絶対に薬物を使用しない。」という意識を醸成させるための方策を、強力に進める必要がある。

その具体的な方策について、第一は、「罪の意識の低さを払拭させる教育の再徹底」である。

それには、これまでも取り組まれてきていることであるが、薬物を排除する気運を、まず家庭から、そして、学校、地域、社会が丸となって高めていく。現在行われている薬物乱用防止教室は、中学、高校等の授業の一環として行われることが殆どである。しかし、さらに年齢が低い小学生の段階から行うことが、より効果を上げるのではないだろうか。

その際には、保護者も共に授業を受け、家庭において継続して意見を交わし、時には親の愛情を確認させ、絶対に薬物を使用しない約束をさせていくことこそが、罪の意識の低さを払拭させると考えるからである。

また、できるならば、薬物乱用から更正した者を広報啓発活動に参加させ、薬物乱用者の生の声を伝える機会を増やし、視覚から訴える映像をあらゆる場面で視聴する機会を作る。

方策の第二として、警察や行政機関は、関係する省庁、機関と連携を密にして薬物の供給を根絶するための検挙・取締りをさらに強化していくことである。

薬物の供給が絶たれなければ、その供給を売り捌くために暗躍する者が、あらゆる方法で一般人を勧誘、誘惑し、薬物使用の機会を与え続けるからである。

こうして、全ての人々が、薬物の撲滅に向けた対策に取り組んでいけば、いつの日か、必ずや実現されると信じている。

愛する家族、地域、この国の安全を守るため、薬物事犯を出さない社会を目指して。

参考資料等

- 警察庁ホームページ「平成二三年版警察白書」
- 同 「平成二二年中の薬物・銃器情勢」
- 同 「薬物乱用防止戦略加速化プラン」平成二二年七月付
- 財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センター 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」ホームページ
- 総務省統計局ホームページ「人口推計（平成二二年一〇月一日現在）」
- Yahoo! 百科事典「日本大百科全書（小学館）」

【佳作】

危険水域にある薬物問題とその根絶策を考える

警察官（沖縄県警察本部外事課長）

小禄重信（51）

一 はじめに

違法薬物は人類や国を滅ぼし戦争を引き起こす。一八四〇年から二年間に亘って英国と清はアヘンの密輸を原因として戦争（阿片戦争）となり、敗戦した清は、多額の賠償金と香港の割譲、広東、廈門、福州、上海の開港、さらに治外法権、関税自主権放棄、最恵国待遇条項承認など、永年に亘り不平等かつ不利益

な立場を余儀なくされたものと記憶している。

薬物をめぐっては、今現在でも幾つかの国々や地域で紛争が続いている。阿片戦争から一七〇年という年月が経った現在でも人間社会は、なお薬物の呪縛から逃れられないばかりか、情勢はますます深刻な事態に陥っている。

我々は薬物問題を取り巻く地球規模の様々な情勢について、正しく認識して危機感を強め、有効と考えられるあらゆる手立てを徹底して講じ、人類がより人間らしく生き、ますます発展していく社会を実現していかなければならない。

薬物問題に関しては、随分前から政府が一体となるとともに、警察、税関、海上保安庁等の関係機関が密接に連携しながら、様々な取組みがなされている状況にあるが、率直な体感としては依然として厳しいという情勢を越え、現在では危険水域に立ち入っているものと感じている。

本稿では、薬物問題を地球規模の治安の根幹、国や人類の存亡に関わる極めて緊要な課題という強い認識を持って、国内情勢に軸足を置きつつ、供給と需要という対局する立場における薬物問題の本質について考察し、将来に向け、より実効的と考えられる根絶策を提案していくこととしたい。

二 警察白書から見た薬物情勢と対策

警察白書は薬物事犯の検挙人員について、「平成一八年中は、全体では一万四、四四〇人と前年より

一、三六三人（八・六％）減少したが、暴力団員の割合が増加傾向にあり犯罪組織の薬物事犯への関与が増加するなど、依然として厳しい情勢にある。平成一九年中は、全体では一万四、七九〇人と前年より三五〇人（二・四％）増加し、覚せい剤及び乾燥大麻の押収量が前年より大きく増加して、MDMA等合成麻薬の押収量は過去最多を記録するなど、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい情勢にある。平成二〇年中は、一万四、二八八人と、前年より五〇二人（三・四％）減少したが、覚せい剤の押収量が前年より増加しているほか、大麻事犯の検挙人員は過去最多を記録するなど、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい情勢にある。」としている。また、覚せい剤事犯の特徴について、同白書二一年版は、①検挙人員の過半数が再犯者、②検挙人員の過半数が暴力団構成員等、③イラン人の検挙人員、特に営利犯が増加したうえで、薬物密輸入事犯の現状、つまり、同二〇年中の大量押収事件に絡む主な仕出地について、覚せい剤が「中国、マレーシア、香港」、乾燥大麻「南アフリカ、アメリカ、フランス」、大麻樹脂「オランダ、インド、ネパール」、MDMA「オランダ、ドイツ、フランス」としている。さらに、北朝鮮を仕出地とする覚せい剤密輸とその対策について、同白書一九年版は、コラムの中で、「警察では、北朝鮮を仕出地とする覚せい剤の大量密輸入等事件を水際において七件検挙している。工作船の工作員による密輸が敢行されていたことが解明されたところであり、北朝鮮当局の関与が認められる。警察では、北朝鮮ルートへの働き掛けを推進している。」などとして、北朝鮮ルートに対する強い危惧の念を明らかにしている。

なお、総合的な薬物対策について、同白書二一年版は、「薬物問題は治安の根幹にかかわる重要な問題

であり、政府一体となった対策が必要であることから、内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）を議長とする薬物乱用対策推進会議の下、関係機関が連携して取り組んでいる。」と、また、警察の薬物対策として、①供給の遮断（我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っていること）、②需要の根絶（薬物の需要の根絶を図るためには、社会全体に薬物を拒絶する規範意識が堅持されていることが重要であることから末端乱用者の検挙を徹底するなどしていること）、③国際協力の推進（薬物の不正取引は、薬物組織により国境を越えて行われており、一国だけでは解決できない問題であることから主要国首脳会議（サミット）、国際連合等の国際的な枠組みの中でも、地球規模の重大な問題として、その解決に向けた取組みを進めるなどしていること）を挙げている。

警察白書の内容を問題意識として整理すると、①ここ数年一万四、〇〇〇人余りが薬物事犯により検挙されており、我が国の薬物情勢は依然として厳しい情勢にあること、②薬物事犯には暴力団員（犯罪組織）の関与があること、③乱用される主な対象薬物は覚せい剤、大麻、MDMA等合成麻薬であること、④イラン人の問題が存在していること、⑤主な仕出地として、覚せい剤が「中国、マレーシア、香港」、乾燥大麻が「南アフリカ、アメリカ、フランス」、大麻樹脂が「オランダ、インド、ネパール」、MDMAが「オランダ、ドイツ、フランス」であること、⑥覚せい剤の仕出地として北朝鮮当局が絡んだルートが脅威となっていること、となり、対策については、①政府一体となった取組みを推進していること、②海外からの流入を防ぐ（供給の遮断を図る）ため関係機関が連携して水際対策を強化していること、③需要の根絶

を図るため末端乱用者の検挙徹底を図っていること、④一国で解決できる問題でないことから国際協力を推進していること、ということになるものと考えられる。

三 国際比較と海外の薬物乱用状況と対策

国立精神・神経センターの調査によると、「薬物乱用については、国際比較上はなお日本は低レベルだが、大麻乱用が増えるなど悪化傾向にある。」としている。

また、UNODC（国連薬物犯罪オフィス）がまとめた世界薬物報告二〇〇九によると、「世界の一五歳から六四歳の人口中、過去一二月間に一回以上麻薬を使ったことのある人は一億七、二〇〇万人から二億五、〇〇〇万人にものぼる。対策として死刑など厳しい刑罰を科す国がある一方、逮捕せず更生施設に入れる国もある。」としている。

平成二〇年一月、ベトナムのハノイを訪ねた際、現地UNODCのスタッフとして活躍する日本人女性の話を聞く機会に恵まれたが、ベトナムやその周辺国における根深い薬物問題とそれが我が国や世界各国に及ぼしている様々な悪影響とともに、①国連が強い危機感を持つて薬物問題に果敢に取り組んでいること、②我が国の薬物問題は国内だけの取組みでは解決はできず、国際的な枠組みの中で、その根絶策を見出していく必要があること、などについて理解を深めることができた。

四 変質する日本社会に潜む危険

我が国は長引く不況の下、国際的な競争力を落とし、政治的、経済的、そして制度的にも内政にさらに外交に行き詰まりを見せ、横たわる幾多の課題が澱となり閉塞感を色濃く滲ませている。景気の底打ちという明るい話題も聞こえたりする中、自らの意図する就職や生き方が全く成就できず、落胆失望し、戸惑い焦り、不平不満不安という極めて強いストレスを抱える何百万の孤塁がネットサイトなどを通じて歪に結合し、マグマとなって過激に爆発して、治安へ大打撃を及ぼす具体的な危険性が指摘されている。

日本社会の変質がこのまま進行した場合、閉塞的な強いストレス社会からいち早く逃避するため安直安易、自己破滅的に薬物に手を出す階層がさらに増加していくものと考えられ、その薬物依存の高まりとともに罪悪感が希薄化していくと、犯罪、服役、再犯、再服役という負のスパイラルに陥り、そのまま放置した場合、薬物依存者とその周辺者が次第に社会の健全性を蝕んで、社会不安や治安の流動化を招来することとなり、国家として適切な措置を施せない場合、国の存亡にも関わる極めて重大な事態に立ち入っていくものと考えられる。

平成二〇年六月、アメリカのサン・ディエゴと国境を接するメキシコのエンセナーダ市を訪ね検察当局とやり取りした機会に、同国内を覆い尽くし汚染する麻薬問題と長期間対峙しながらも翻弄され続け、危機的な事態に陥った政府が、その状況を麻薬戦争と呼称して、国家の威信と誇りをかけて、魔性といえる呪縛からの早期決別を決意し、軍隊という最終的な組織を投入して麻薬犯罪組織の壊滅作戦を強力に推進

している実態に触れた。

想像してほしい。都市部の各交差点に薬物マフィア勢力の警戒を目的に迷彩服の完全装備の兵士が自動小銃の引き金に指を掛けて立哨している状況や治安当局者が真つ昼間の繁華街に拘わらず、銃撃戦に巻き込まれるなど非常に危険という理由で降車を固く禁じる有様を。蔓延する薬物が国や国民を蝕む複雑かつ深刻な実情とその毒性の強さに驚愕し戦慄を覚えたことを記憶している。

五 薬物問題の根本く根本的な解決策は

解決至難な永遠のテーマのような感じもするが、先ずその根本は「需要する者、需要しなければならぬ者の存在」にあることは間違いないものと考ええる。冒頭に阿片戦争のことを書いたが、個人的には戦争が引き起こされた背景にはアヘンの需要がある土壌を知悉した、どうしても供給したい、しなければならぬ者の存在があったものと認識している。それらのことを踏まえた場合、「供給する者、供給しなければならぬ者」、「需要する者、需要しなければならぬ者」という両者の存在をなくさない限り、この問題の根本的な解決はあり得ないことのように考えられる。

(一) 供給する者、供給しなければならない者

前掲二後段で整理したとおり、暴力団（犯罪組織）関係者、イラン人、北朝鮮当局に加え、中国、マレー

シア、香港、南アフリカ、アメリカ、フランス、オランダ、インド、ネパール及びドイツの犯罪組織構成員ということになり、それらは、薬物が生み出す巨大な利益に群がり人間社会を蝕み続ける極めて利己主義的かつ反社会的な者ということになる。

(二) 需要する者、需要しなければならない者

近年、国内では薬物使用乱用者の裾野が確実に拡大し、普通の主婦やサラリーマン、大学生などが摘発されるケースもめずらしくない状況になってきている。疲労回復に効く、芸術的な感性が高まるなどという誤った認識、価値観から安直に薬物に手を染める大相撲力士や人気を博する芸能人の相次ぐ摘発も記憶に新しく、これらの者については、常習依存度が比較的浅い需要する者ということができる。

現在の日本社会には構造的に、特に若年階層を薬物に走らせる要因、つまり、核家族化の進行による家庭崩壊、孤立化、無力化、夢や希望のない閉鎖的社会的拡大、経済的な格差拡大、ネット仮想社会帰依者や一時瞬間的な享楽主義者の増大、極めて歪な要求型利己主義者の蔓延等が澱として溜まり、浸透や拡大の度合いを加速しているものと考えられる。

需要しなければならない者とは、常習依存性の深いいわゆる中毒者で、その中には人間性の崩壊が進行した者も含まれる。

薬物需要者の大要は前掲のとおりと認められるが、依然として厳しい薬物情勢を改善し、薬物問題を根絶していくためには需要する者を取締りにより一掃するとともに、需要しなければならない者を矯正や医

療等により、社会復帰させていく必要があるものと考えられる。

六 違法薬物の根絶策

(一) 需要者対策

① 検査制度の導入と国民の意識改革

大相撲や各種スポーツの世界では、規制に基づき薬物使用に関する検査（ドーピング検査）が義務付けられているが、これは競争における公平性の担保と選手の実体や精神を保護することが人権やプライバシーに優るものとして導入されたものと認識している。本項は、ドーピング検査と同一線上の考え方に立つもので、国民の肉体と精神を保護するために、例えば中学校以降の入学や卒業、就職採用や婚姻の機会、健康診断や受診機会等、各種の機会に義務として、薬物検査を導入していく必要があるものと考ええる。本制度の導入に際しては、法律の制定整備が必要で、人権、プライバシーの保護と社会的公益性、公共の福祉というものが激しく拮抗し、人権派の各種階層団体を中心とした猛烈な反対が容易に予想されるが、今の現状に立ち至っては、具体的に検討し、早期に制度導入した方が薬物対策上、実効的と認められ、特に、この制度が必要者に及ぼすアナウンス効果は絶大で、薬物に対する我が国の断固たる姿勢は、国際的にも好影響を及ぼしていくものと考えられる。

なお、法律に基づく義務的な検査制度の導入が不可であるならば、まずは、特別な権利、権力関係を根

拠として、国公立教育機関の入学や官公署の採用時における条件の一つとして、保健所等の指定検査機関における薬物検査結果書の提出を求め、それを社会一般的な制度として企業や各種機関団体に拡大していけば、薬物問題に対する国民の意識改革が加速され、薬物乱用根絶に大きく寄与していくものと考えられる。

② 実践的な教育指導の継続的な実施

薬物の持つ危険性を正しく認識させるとともに規範意識を高め維持していくための教育指導を幼児期から幼稚園、小学校、中学校、高校、大学と間断なく反復していく必要がある。その際、教師のみでなく、薬物取締官や矯正施設担当官、医師、元薬物依存者などを講師とするなど、生徒や学生の心底に響き、危機感を醸成する、より実践的な教育指導をさらに徹底していく必要があるものと考えられる。

③ 大人社会に対する啓蒙の徹底

主婦層や大学生の乱用など裾野の拡大が特徴の一つと前掲したが、主婦層を対象としたインターネットや地上デジタル放送を活用したデータ通信などによる情報発信システムを構築して、幅広く、継続的に注意喚起する一方、大学生を対象とした講座や薬物防止に関するボランティア活動単位制の導入など、多角的に啓蒙を徹底し、危機感を醸成していく必要があるものと考えられる。

④ 常習依存者等対策

ア 生活管理の徹底と定期的な出頭薬物検査制度の導入

需要者対策は裾野を拡大しないことを最優先としつつ、既に常習性を有する者を対象とした対策を並

行的に進めて相乗効果を上げていく必要がある。常習依存者や反復違反者については、先ず、その生活管理を徹底していくことが肝要と認められる。欧米においては、性犯罪者の居住地や移動を制限し、場合によっては施設付きの電波発信機を身体に装着させるなどして、その所在等管理を行っている例が認められるが、定期的な出頭薬物検査制度の導入と合わせて、生活管理を徹底していくことは時代の要請の一つと考えられる。

イ 孤立化の防止

常習依存者等については、社会からの孤立も常習に至った要因の一つと認められることから、服役出所者同士をバディ若しくはグループ化して関わり合いを持たせ、相互に良い方向に干渉しながら再犯が起きにくい環境を創出していく制度を整えていく必要があるものと考えられる。

ウ 薬物の公的支給

欧州で導入されており、犯罪の予防等において相当の効果を上げているとされる薬物依存者を対象とした公的機関による薬物支給制度の導入が論じられたりしているが、同制度の我が国への導入については、時期的には尚早で、今後、さらに研究等を積み重ねていく必要があるものと考えられる。

エ 「やりがい」、「いきがい」の植え付け

人は本能として、「やりがい」や「いきがい」を発見し、保持することができれば、それが強い意思、創造力、情熱、信念、自信、希望、遵法精神などという内面的なものに連なり、やがては自主能動的な社会復帰力に直結していくものと考えられる。

「やりがい」や「いきがい」というものを発見、保持させる手段としては、服役や出所後の観察期間などにおいて公立施設における心理的なカウンセリングを徹底していくほか、例えば、自然環境豊かな地域や離島に設置した生産から販売までを手掛ける公立農園等業務に比較的ゆつたりと従事させる中で、植え付けていくことも有用のことと考えられる。

この場合、「検挙人員の過半数が再犯者」という点に強く着意して、実用的な社会復帰プログラムの一つと位置付けて検討を進めていく必要があるものと考えられる。

(二) 供給者対策

① 仕出国政府、取締り機関とのさらなる連携の強化

中国、マレーシア、オランダ等の仕出国については前掲のとおりであるが、なるべく数多く連携する機会を設定して、個別具体的な事柄について情報交換を行い、相互に国際海空港等における水際対策を徹底するなど、さらなる連携を強化していく必要があるものと考えられる。

② 北朝鮮対策

北朝鮮に関しては、平成一八年のテポドン二号を含む弾道ミサイル発射や同年一〇月の核実験、さらには、本年三月の韓国哨戒艦爆破問題等に絡んで、北朝鮮船籍全ての船舶の入港禁止や全ての品目の輸入禁止、北朝鮮のミサイル、大量破壊兵器計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資金移転等の防止、貨物検査の実施等、経済制裁をはじめとする各種措置が講じられてきているが、我が国との歴史的背景、

地理的關係からも覚せい剤の北朝鮮ルートについては、さらに重大な関心を保持して、国連はじめ米国、韓国などの国々や地域と連携して取締りをさらに強化して壊滅を図っていく必要があるものと考えられる。

③ 厳罰化

先ず、特に供給者を対象に刑の厳罰化が必要と考えられる。

厚生労働省の資料から、主な世界各国の薬物関連の罪での最高刑を見ると、死刑が「エジプト、タイ、シンガポール、マレーシア、韓国、中国」の六か国、仮釈放がない絶対的な終身刑が「オーストラリア」の二か国、無期刑が「イギリス、フランス」の二か国、州により絶対的と相対的な終身刑が「アメリカ」の二か国、そして我が国は無期懲役となっている。また、イスラム圏の場合は、コーランで麻薬の使用が厳禁とされていることもあり、最高刑を死刑にしてある国が多く、特にサウジアラビアは麻薬犯罪に厳しく、麻薬使用で終身刑、運び屋など麻薬売買に従事した者は斬首や絞首による死刑とされている。

シンガポールの場合は、入国審査時に記入提出する書類に、麻薬の密輸売買をした者は必然的に死刑に処す (Mandatory death penalty for Drug trafficking) の警告文があり、ヘロイン一五g以上、モルヒネ三〇g以上、覚せい剤二五〇g以上などの所持・密売・密輸で死刑宣告され、恩赦がなく必ず絞首により死刑に処されるとされている。

中国の場合は、刑法で、麻薬五〇g以上の密輸に対して「懲役一五年以上、無期懲役、または死刑に処する」と規定されているため、五〇g以上であれば死刑の可能性があるが、覚せい剤では概ね一kg以上で

銃殺または薬物注射による死刑に処されるとされており、報道としながら、「中国当局は、二〇一〇年四月九日、覚せい剤所持で身柄拘束していた日本人三人に死刑囚の刑を執行。また、二〇〇六年九月、中国当局は、覚せい剤一・五kg、約一kgを所持していた容疑者二人を空港で現行犯で拘束し、裁判では、約一・五kg所持の被告に死刑、約一kg所持の被告に懲役一五年の判決が確定、二〇一〇年四月六日、死刑囚の刑を執行。」としている。

我が国の場合は、業とした場合や営利目的の輸入、売買などの場合に無期懲役の規定はあるが、実際の裁判では、概ね一〇年以下の懲役刑となっており、全世界で見れば軽い部類にあると言えるとされている。

果たして刑の厳罰化は薬物犯罪の抑制に奏功するかなど、慎重に検討し議論を深めていく必要があるが、個人的には、薬物犯罪、就中、供給者に対しては可及的速やかに厳罰化を徹底し薬物問題に対する歯止め策の一つにしていく必要があるものと考えられる。

④ 供給元解明摘発の容易化

末端使用（乱用）者やそれに対する末端的供給者の摘発は比較的容易であるが、本質的、つまり元締めの供給者を突き上げて解明し摘発することは、その末端供給者が利害関係からその上部供給者を敢えて説明しないなど、至難であるものと考えられる。需要者摘発と並行して供給元を断つためには、末端供給者に対して大幅な減刑や状況によっては刑を免除するなど司法的な取引制度を整えて、供給元解明摘発の容易化を図っていく必要があるものと考えられる。

(三) その他の対策

① ネット社会の規制と取締りの強化

匿名利便性を有するネット社会のウェブサイトでは様々なやり取りがなされており、それが薬物問題の温床になっているとも指摘されたりしている。その規制と取締りについては、現在も、各サイト管理者に協力要請して自主規制を慫慂しているほか、官民連携したサイバーパトロールが行われているが、さらに関係機関団体が連携して規制や取締りを強化していく必要があるものと考えられる。

② 世論の喚起と啓蒙活動の拡充

やはり薬物の持つ強い毒性や依存性、破壊性など、怖さ、醜さ、汚さ、危なさ、酷さ、退廃さなどを分かり易く、反復継続して、世論に喚起していく必要がある。一時期、煙草の有害性をアピールするために血管の異常な伸縮や黒斑に侵食された肺の映像がテレビで流されていたが、嫌煙や禁煙にかなりの効果があったものと認識している。

薬物乱用による中毒や精神の荒廃症状、人格が喪失破壊される状況などインパクトのある内容を政府広報として数多く各種のメディア媒体で広報するなど、啓蒙活動を拡大し充実していく必要があるものと考えられる。

七 おわりに

「薬の魔性に取り憑かれると一日二四時間、そのことばかりを考えるようになる。」と話していた男が、数年前、外国に渡航して自らの手首を鈍で切り落とし、保険金を騙し取ろうとしたが自傷事案と判明し失敗したという話しに触れたが、薬のためなら自らの手首どころか、場合によっては、他人の生命や財産に危害を及ぼす事態にも及ぶということだろう。

蔓延した違法薬物が人類や国を滅ぼし戦争を引き起こすことは間違いない事実で、各国政府とも薬物乱用撲滅を目指して様々な取組みを尽くしているが、それは一向に成就する情勢には至っていない。

我が国では、元気が出る、痩せる、格好いいなどの理由で安直に薬物を乱用する者が目立って増え、その裾野は主婦層や青少年層にまで及ぶなど、日本の将来に大きく暗い影を落としている。

我が国の薬物問題は既に危険水域に至っている。我々は、そのことを正しく認識し、違法薬物の根絶に向けて、一人ひとりが真剣に対応していかなければならない。

【佳作】

その一言が我が子をクスリに走らせる
↳薬物使用と家庭教育の関係について考える↳

自営業

館野 史隆 (39)

はじめに

薬物事件が後を絶たない。芸能人やスポーツ選手など有名人、著名人の薬物使用に関するニュースが連日、マスコミを賑わしている。

そればかりではない。最近では会社員や主婦、学生といった以前であればおよそ薬物とは無縁と思われる

た人たちが薬物に手を染める事件も多く、その影響は中学生、高校生といった低年層、若年層にも及び社会の安全を脅かしている。

薬物事件はなぜ起こるのか。我が国が「薬物天国」に変わりつつある今、その根本的原因を究明する必要があるのではないか。

私は人々が薬物に手を染める原因の一つとして家庭教育のあり方をあげたい。

本編において私は人々及び社会を薬物の危険から守るための種々の提言を行うものとするが、その際、薬物使用と家庭教育の関係、特に親の言動、しつけのあり方が子供にいかなる影響を及ぼすかについて人間の「心理」に着目して論じることにする。

一 「つい、やってしまった」

薬物事件の報道がされる度に決まって耳にする言葉がある。薬物に手を出した動機を尋ねられた人間が口をそろえて言う言葉、そう「つい、やってしまった」というお決まりの台詞がそれだ。

実際、薬物使用者、特に初犯の人たちは出来心で薬物に手を出したのだろう。いくつかの原因が重なり合った結果、ふとした事がきっかけで薬物を「つい、やってしまった」というのが彼らの本音なのだろう。

問題は、その「つい、やってしまった」に至るプロセスである。薬物を「つい、やってしまった」までの間にどのような葛藤があったのか。その葛藤を引き起こし、結果的に薬物に導いた原因は何だったのか。

その「つい、やってしまった」の実態と原因を探らなければ薬物防止に向けた根本的な手立てを講じることができないのではないか？

薬物使用者は言う。ストレスが原因だった、と。もやもや、むしろしゃしゃってつい、薬物をやってしまった。そんなつもり（薬物に手を出す）はなかった、のだと。

では、どうしてやめられなかったのか。クスリに向かう自分の心を制止することができなかったのはなぜなのか？

冷静に考えてみてほしい。心にストレスを抱えた人、全てが麻薬に手を出す訳ではない。もやもや、むしろしゃしゃりした人がみんな覚せい剤に手を染める訳でもない。世の中の大多数の人は内面に何らかの抑圧、葛藤を抱きながらもこれに向き合い、適切にコントロールしながら社会生活を送っているはずだ。

困難に直面した際に、これに立ち向かい、克服する者と現実から目を背け、薬物に走り一時の快楽に身を委ねる者。この心理形成の差異に関してはいかなる理由が関係しているのだろうか。

次章以下においては薬物使用に向かう人間の心理、特に薬物使用者の「欲求」とはどのような性質のものなのか私なりに分析を加えてみたい。

二 欲求段階説

マズローによれば、人間の欲求は五段階のプロセスを経て徐々に拡大するという。即ち、①生理的欲求、

②安全の欲求、③所属と愛の欲求、④尊厳の欲求、⑤自己実現の欲求といったように低次から高次にかけて段階的に欲求が拡大していき低次の欲求が一応、満たされた場合、さらに上の段階の欲求が生れるといった具合に人間の欲求は低次から高次に向かい際限なく広がっていくものである、とされる。

このような人間の欲求に関する、欲求段階説²⁾は薬物使用に向かう人間の心理、欲求に対しては次のように応用しうる。

つまり、薬物に手を染めるまでの間に複数の段階（抑圧、はけ口、興味、自制、使用）を経て欲求が進行、拡大していくというように薬物使用者の欲求はマズローのいうところの欲求の諸段階を踏みながら肥大していくものと考えられるのだ。次章においては薬物と無縁の生活を送っていた人が薬物に関心を持ち、やがて薬物の使用に至るまでの心理、精神状態に分析を加えることにする。

三 薬物に向かう人間の心理

薬物に向かう人間の欲求は次の各段階を経て徐々に進行、拡大していくものと考えられる。

(一) 抑圧を抱える段階（ドラッグの芽）

何らかの内的、外的要因によって心に抑圧を抱える段階。対人関係や学校、職場におけるトラブル、将来への不安等から内面にストレスを感じる、薬物に向かう初期段階。

(二) はけ口を求める段階

(一)でストレスを抱えた場合、人間は心のはけ口を求め、自分なりのストレス対処の方法を探る。大別すると、①進んで問題を解決し、ストレス解消に努めるタイプ（積極的解決志向型）。②ストレスを抱えながらもこれと共存するか趣味、娯楽等で気をまぎらわすタイプ（共存型、消極的解決志向型）。③ストレスに対する耐性を持ち合わせていないため（もしくは、自分の耐性を越えるストレスを抱えてしまったため）逃避行為に走るタイプ（現実逃避型）。④③に属するタイプの中で破滅型の逃避行為を選択するタイプ（自己破滅型）。このタイプに属する人はギャンブル、アルコール、薬物等の破滅的な形態のはけ口に自らの逃げ道を見出す。

(三) 薬物に興味を持つ段階（特に、上記の自己破滅型の人に多いが）

書物、知人等を通じて薬物に関する情報を仕入れ、興味、関心を持つ段階。人によっては実際に薬物を使用している場面を想定して一時的な興奮状態に陥る。（仮想トランス）

(四) 薬物の使用をためらい、自制する段階

(三)で薬物の使用に興味、関心を持った場合でも実際の入手、使用をためらい自己抑制を試みる段階。道徳的心理や恐怖心、他者の忠告等により入手、使用をやめるよう努力する段階である。予防教育や他

者からの伝聞等により薬物が自身に与える精神的、肉体的影響を熟知している場合、自己抑制も可能であるが適切な判断力、モラルが欠如している場合、自制心を働かすことができず、薬物に手を染めてしまうことになる。

(五) 薬物を使用する段階

実際に薬物の使用に至る段階。友人、知人等他者の誘い、偶発的入手等がきっかけとなって薬物に手を出してしまう。尚、ここで最終的に薬物使用に至った際の人間の心理はさまざまである。「すすめられて」、「そそのかされて」等々。何らかの形で自身の行為を正当化（合理化）する点が共通する特徴であるが、自己抑制、抑制失敗、正当化のプロセスを経て「つい、やってしまった」の心理に至るのが薬物使用までの一般的な経路なのでないかと考えられる。

四 薬物使用に至る心理の総括

前章においては薬物使用に至る人間の心理プロセスについて分析、整理を行った。これを総括すると、以下のように要約することができる。

まず、薬物に手を染める人の多くは内面に抑圧、ストレスを抱えている、ということである。これらが（直接的にせよ、間接的にせよ）原因になって最終的に薬物使用に結びつくパターンが多いのではないか

と思われる。

そして、薬物使用者の多くはこうした抑圧、ストレスの自分なりの解消法を身につけていないものと思われる。ストレスコントロールの術を心得ていないことがドラッグ、アルコール等の快楽型、破滅型の解決方法に走ってしまう原因の一つにあげられるのではないかと考えられる。

また、規範意識、モラルの欠如も薬物使用者に共通する特徴である。社会生活を営む上で要求される規律、ルールを守ることができない。規律、法令遵守意識が希薄であるため自己の行為を容易に正当化した上で違法行為、犯罪行為に向うケースが多いものと考えられることができる。

さらに、薬物使用者の中にはアイデンティティが確率されていない者が多数、存在するように見受けられる。然るべき年代に、自我を確立する努力を怠ったため（もしくは、努力する機会を与えられなかったため）軸となる思想を持ち得ず、他者の影響、誘惑に屈し易い。堂々と自己主張をすることが不得手であるため他人の意見、主張に簡単に左右される。「他人にすすめられた」といった類の責任転嫁的発言は幼少期、少年期の精神修養が不十分であったことの証左である、といえる。

最後にあげられるのが自制心の欠如だ。誘惑に向かう自らの心にブレーキをかける制御能力に欠けるといふ点が、彼ら薬物使用者に共通して見られる特徴であり、衝動的に生じる欲望に屈し易いという意味で忍耐力に乏しい。というのもまた薬物使用者の特性であると考えられる。

以上において私は薬物使用に至るまでの人間の心理メカニズムの分析とその総括を行った。ここまで見て考えられるのは一人の人間が薬物に手を染めるまでに至る心理は長年の思考習慣や行動形式、生活態様

によって徐々に形成されるのではないか、ということだ。つまり、「つい、やってしまった」行為であってもそれまでの本人の思想、行動、外部環境といった要素が深く関わるものといえる。つまり、長年に渡って意識的、あるいは無意識のうちに繰り返されてきた心理形成、人間形成の蓄積が「つい、やってしまった」という形になって結実したものであると思われる。では、そうした結果としての「つい、やってしまった」はいかにして形成されるのか。次章においては「つい、やってしまった」と家庭教育の関係について検証するとともに、薬物使用を防止するためにあるべき家庭教育の姿について提言を行ってみたい。

五 「つい、やってしまった」と家庭教育の関係

本章においては「つい、やってしまった」心理と家庭教育の関係について検証し、薬物の使用を防止するためにいかなる家庭教育を行うべきかについて提言を行う。

(一) 教育方針とストレスの関係

いかなる事由が原因となって内面にストレスが生じるかについては個人差があると思われるが、幼少期、少年期の親の言動、子供への接し方が原因となって子供の心理が抑圧されるということは十分、考えられる。

親がひいたルールに無理に子供を走らせる、親の価値観を一方的に押し付ける、子供の意見、希望に耳

を貸さない、強圧的、虐待的態度で子供に接する。こういった行為は子供の内面に抑圧心を生み、ゆがんだ心をつくる。

子供を独立した一人の人格と認めた上で、真正面から向き合い、真摯に耳を傾ける。成熟した親子関係を築くには何よりも親自身の成長が不可欠。親のその態度、その一言が我が子を薬物に走らせる。

(二) 問題解決能力の養成

もともと、社会生活を営む上で何らかの心理的ストレスを抱えることは避けられない。完全にストレスフリーの生活を送るのは到底、不可能な話だ、

問題はそうしたストレスをいかに解決するかだ。困難に出会った時、難題に直面した時に、これをどう処理するか。このようなストレス対処能力（問題解決能力）の有無が「ついで、やっつけてしまう」心を生むか否かの分岐点の一つになると、私は考えるのだ。

こうした能力は一朝一夕で身につくものではない。常日頃から問題にぶつかり、悩んだ末に自分なりの解決法を身につけることが必要となるのだ。

そのためには幼少期からの反復トレーニングが欠かせない。壁にぶち当たったら親はむやみに手助けをしてはならない。自分の頭で問題を解決し、ストレスに対処できるような愛情を持って放任しなければならぬ。

(三) 自立型「挫折教育」のすすめ

人気絶頂、売れっ子芸能人が薬物に手を出した、というニュースはあまり聞かない。全盛期、バリバリに活躍中のスポーツ選手がクスリに手を染めたという話はほとんど耳にしない。(ステロイドは除く。)彼ら、彼女らが薬物に頼るのは大抵、挫折した時だ。人気が落ち、成績不振に陥った時に魔が差して「ついで、やってしまった」というのがお決まりのパターンだ。

これは一般の人にも当てはまる。学校や職場での社会生活が円滑に進んでいる時、人は薬物に気が行かない。対人関係や仕事が上手くいっている時にクスリの手助けは必要ではない。薬物に手が伸びるのは大概、失敗した時、物事が上手く運ばない時だ。

かといって、挫折をしない訳にはいかない。むしろ、一部の例外的な人を除いては絶え間ない挫折のプロセスをくり返しながら生きていくのが本来の人間の姿だと思われるのだ。

では、挫折した場合に薬物に屈しない強い心を持つにはどうしたらいいのか。答えは簡単である。挫折しても自らの足で立ち直る強靱な精神力、いわば「挫折力」を身につければいいのだ。第二章でストレス対処の類型化における「積極的問題解決型」について書いた。このタイプに属する人たちは積極的に問題に向き合い、自らの手で解決する能力を有しているとも述べた。もっとも彼らとて生来、そうした能力が備わっていた訳ではあるまい。いく度も修羅場をくぐり抜ける過程で、問題に立ち向かい、ストレスを解消する力、技術を身につけていったと思われるのだ。

同じことは「挫折力」についても、あてはまる。挫折、自省、再起のプロセスを繰り返す中で独自の克服術、再起術を体得することにつながるのではないだろうか。

幼少期、少年期のスポイルや過保護は決して本人のためにならない。親のこうした態度は遅かれ、早かれ子供の心に依存心を生み、他者まかせ、他力本願な人間を形成することになる。

進んで失敗を経験させ、自らの足で立ち上がることが「挫折力」を養成する上においては必要なのではないか。子供がつまずいても、すぐに手を差し伸べず、自ら困難に立ち向かわせる、本当の意味での親心を持つことが誘惑に負けない強い心を養うために求められるのではないだろうか。

(四) モラルある人間づくり

昔からよく言われる言葉であるが、子供は親の背中を見て育ち、親の悪いところを真つ先に真似る。親が考える以上に子供は親の振る舞いをよく観察し、親の行いをそっくり、そのまま、行動に移す。良くも悪くも子は親を映す鏡であるのだ。

子供に口先で注意する前に親は自身の行動をよく省み、厳しく律すべきである。自分の言動、行為が我が子にどう映り、どう影響するかを深く、問い直す必要がある。

「ブロークン ウィンドウ」という言葉をご存じだろうか。かつてニューヨーク市長を勤めたルーディ ジュリアーニ氏が唱えた理論であるが町中に割れ窓（ブロークンウィンドウ）が多数存在すると犯罪者の犯意を誘発しやすくなり、凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになるという環境と市民のモラルの低

下の相関関係を説いた犯罪理論で、町から犯罪をなくすためには犯罪の小さな芽も見逃さないことが必要であるとされる。

いやしくも、社会の最小単位のコミュニティである家庭で犯罪の種をまいてはならない。子供が悪事、犯罪に走らないようにするために親は子の良き見本になるよう我が身を厳しく律さなければならぬのだ。

(五) 誘惑に負けない心　　～自制心の養成～

イタリヤの諺に“Chi la dura la vince.”という言葉がある。我慢するものが最後に勝つ、という意味で自制心、忍耐力の必要性と重要性を訴えたものである。

私たちの周りには数多くの誘惑が横たわっている。油断すればその快樂に身を委ねてしまいたくなるような魅力的な誘惑がそこら辺にあふれている。

私たちは、これらの誘惑と折り合いをつけて生きていかなければならない。理性を保ち、自制心を働かせた上で、自らの欲望をコントロールする術を身につけなければ人生の落伍者になってしまうのだ。

では万が一、自分の子供が薬物に興味を持ってしまったら？あつては困ることであるが、一時の気の迷いでクスリに目が向いてしまうことだつて全くないとは限らない。まさかの事態に備えて、子供の自制心、忍耐力を養う努力を怠つてはならない。

一つ、提案がある。それは、私が考えた「欲求のすり替え」という人間の心理、欲求に基づいた心理コ

ントロール術による自制心、忍耐力養成のトレーニングで具体的には次のようなものがある。

子供がある欲求（一次的欲求）を抱いた場合、これをすぐに充足させてはならない。（例えば、買い物中に何かを欲しかった場合、その場で買い与えてはならない）しばらく、時間を置いて欲求が喪失、減少するのをそつと待つ。もし、欲求が収まらなかつた場合でも聞き入れてはならない。代わりに他の欲求（二次的欲求、三次的欲求）を尋ね、それで満足するように説得する。

子供は初めのうち、不満そうな表情を浮かべるかもしれない。与えられた代替物では満足せず、これを受けいれることを拒むことも十分、考えられる。（すり替え拒否）だが、次第に代替物に目を向けるようになる。（すり替え受容）やがて、代替物の魅力を知り、一次的欲求の存在が気にならなくなる。（欲求の喪失、すり替え）

知人の医師から聴いた話であるが、糖尿病患者の食事制限を行う際、好物の食事（大抵は健康を阻害するもの）の摂取を頭ごなしに禁じることは逆効果だという。むしろ、患者の好み、意見をよく聞いた上で健康上、好ましい他の食事メニューを何種類か提案し、そこそこの満足感を与えた方が長い目で見れば効果が上がるようだ。患者は提案された食事で舌が満足するようになると徐々に好みが変化していく。やがて医師提案の食事を好むようになることさえあるのだという。

もし子供が薬物に関心を抱いても「欲求のすり替え」が行えるならばぎりぎりの所で使用を回避できる可能性が高まるのではないか。自発的に、あるいは他者の薦めにより欲求の対象を他に向けることができるなら突発的にクスリを「つい、やってしまった」をいう事態には陥らないはずだ。そのためには欲求を

すり替える技術と能力が必要。幼少期からの訓練で、ぜひ身につけておきたい。

(六) 小さなサインを見逃すな　　～家庭内における無口と孤立はSOS～

薬物使用者の中には実際にクスリに手を出す前に、悩みを相談できる相手がいなかった人が多いという。悩みを抱えたまま、悶々と日々を過ごし、最終的にそのはげ口を薬物に求めた、というパターンが多々、あると聞く。

生活パターンの違いなどが原因で家族が顔を合わせる機会が減っている家庭が増えている。また、最近では「孤食」などといって家族が別々に、それぞれの部屋で食事をとることも珍しくないらしい。

やはり、子供の相談に乗るのは一義的には家庭の役割であると考ええる。悩み、苦しみを聞き、適切な指針を与えうるのは子供と最も身近な所で接している親であると思われるからだ。

ただ、子供から悩みを聞きだす、というのは簡単なことではない。特に、思春期の子供というのはとかく、親の存在を煙たく感じるものであるからだ。

だが、放置は禁物である。子供が薬物に走ることはないよう、親は小さなサインを見逃してはいけない。以下においては子供の危険な兆候を見抜くための留意点をあげてみる。

○「話せる」環境をつくる

いかなる状態ならじっくり話ができるか、子供の性格、特性を考慮して環境をつくる。

○「悩みがあるのか？」は禁句

面と向かって、いきなり「悩みがあるのか？」は禁句。ますます、子供の心が遠ざかってしまう。まずはリラックスした会話から。子供が心を開くまで、じつと我慢。

○良きカウンセラーたれ

子供の悩みを知るためには、聞き役に回ること。相手の話の中から隠れた本音を聞き出すよう努める。まず親が「話を聞ける」人にならなければならない。

○無口、孤立に注意

家庭内において子供が極端に無口になったり孤立した場合、注意信号である、この場合、心に何らかの抑圧、ストレスを抱えているケースが多い。症状が進行する前に、無口、孤立の原因を探る。友人関係や学校での様子、私生活でのトラブルなど（子供に気づかれないよう）探りを入れる。服装や外見、言葉使いに急激な変化が見られたら要注意・内面の葛藤は外見の変化に現れることが多い、ある。

○親の相談相手を持つ

注意信号が出て、冷静に対処しなければならない。焦りや勇み足は厳禁。親は我が子のことは客観的に見られないものである。より適切な処置を施すために周囲に数人、相談相手を持ち、意見、アドバイスを授かりたいものである。

結局、何よりも親子間の信頼関係が大切となる。そして、信頼関係を築くためには他ならぬ親が信頼に

足る人間である必要があることは言うまでもない。

(七) まとめ　　求める家庭教育とは

本章においては薬物使用と家庭教育の関係を述べるとともに、薬物に負けない誘惑に屈しない人間をつくるために種々の提言を行った。以上をまとめると、薬物防止のために求められる家庭教育とは次のようなものだといえる。

まず第一に「強い心」を育てる必要がある。自制心、忍耐力を養い、自己の欲求、欲望をコントロールする能力を身につけさせることが求められる。また、克己心の養成も不可欠である。困難に直面した場合でも現実から目を逸らすことなく立ち向かう危機、問題対処能力を養わせることが求められる。

次に「ぶれない、芯のある人間」をつくることが要求される。自らの思想を持ち、自己主張をはっきりと行える芯のある人間。いかなる場面でも自分の信念を貫き、他者の甘言誘惑に影響されない一本、筋の通った人間づくり。薬物の誘惑を断ちきり、違法、犯罪行為に手を染めない人間をつくるには、ぶれることない、真つすぐな心を持つ人間に育てなければならない。

最後に、強い責任感を育てること。言い訳、正当化は悪しき習慣となる。自らの行為に責任を持たせ、責任転嫁を決して許さない。家庭内で、そんなしつけを心がけることで、責任感のある、分別をわきまえた行動のとれる人間に、きつと育つはずである。

おわりに

本論において私は、薬物使用に至る人間の心理を分析するとともに家庭教育と薬物使用の関係、及び薬物使用を防止するために求められる家庭教育のあり方についての具体的提言を行った。

我が国が「薬物天国」に変わりつつある今、薬物の危険から人々を守るために早急に対策を講じる必要がある。法整備、システムの構築を社会が一体となって取り組まなければならない。

しかし、忘れてはならないことがある。薬物に手を出すのは人間なのであり、薬物を使うか使わないかの判断を下すのは結局、人間の「心」である、ということだ。法を厳罰化しても、強固なシステムを作り上げても最終的に薬物に手を染めるか否かを決めるのは人間自身であるということ。私たちは肝に銘じなければならぬ。

薬物の危険から社会を守るためには、薬物に屈しない、強い心を持った人間をつくる必要があると信じる。誘惑に負けない、折れない心を持った人間を育てることが何よりも大切だと信じて疑わない。

家庭教育の重要性を訴えた私の論文の文章が薬物防止のために少しでも役に立てれば幸いである。いつの日か「つい、やってしまった」というあの言葉が我が国から消えていくことを願いつつ、私はここで筆を置くことにする。

〈参考文献〉

- 絆。親、子、教師の「非行」体験第二集 「非行」と向き合う親たちの会編（新科学出版社）
- 薬物乱用 いま、何を、どう伝えるか 水谷修著（大修館書店）
- 大丈夫。人は必ず生まれ変われる 岩井喜代仁著（文藝春秋）
- 人間性の心理学 A・エマスロー（産能大学出版部）

【佳作】

薬物問題と社会の安全を考える

警察官（島根県警察本部少年女性
対策課次長）

松田 修平（53）

一 薬物乱用の現状

日本では、戦後三回にわたり薬物乱用が大流行している。それは、第二次世界大戦の敗戦による疲弊と社会情勢の混乱を背景に流行が始まり昭和二九年に検挙者約五万人を超えた第一次覚せい剤乱用期、暴力団の資金源として覚せい剤の密輸・密売が増加したのを背景として昭和五五年から昭

和六三年にかけ検挙者約二万四千人をピークとする第二次覚せい剤乱用期、そして、平成九年に検挙者二万人の大打に肉迫（一九、九三七人）したのを契機に平成一〇年に第三次覚せい剤乱用期が総理府（現内閣府）より宣言され現在も深刻な情勢が続いている。（表一参照）

第三次覚せい剤乱用期の特徴として、検挙者の低年齢化が特徴となっており、未成年者の検挙が平成二〇年には二五五名、総検挙人員に占める比率が二・三％（表一参照）となっている。過去二回の乱用期においても青少年等の薬物使用は存在したが、今回の乱用期においては覚せい剤の乱用が、暴力団関係者やその周辺の一部に限らず、

表1 覚せい剤事犯検挙者数の年次推移

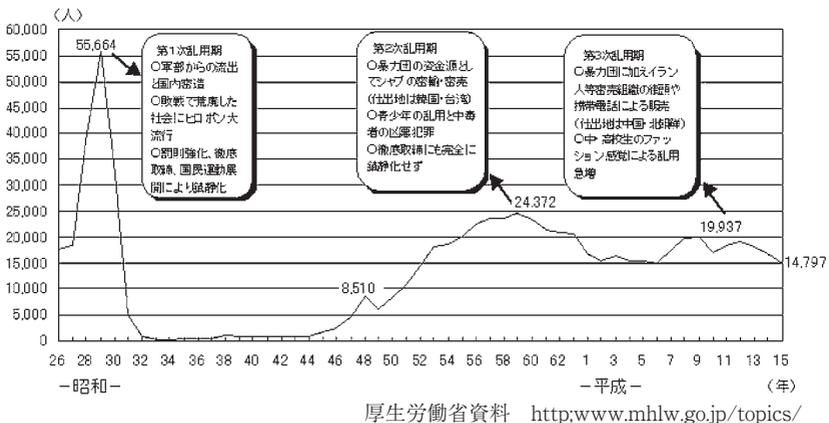


表2 覚せい剤事犯の検挙者における年次別未成年者数及び中・高校生

区分	平成0年	平成1年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
総数	17,384	19,655	16,957	17,384	18,491	19,755	18,710	16,954	14,797	12,397	12,949	11,827	12,271	11,231
未成年者	1,080	1,442	1,602	1,079	1,003	1,340	954	749	520	395	435	294	306	255
未成年者の比率	6.2%	7.3%	9.5%	6.2%	5.4%	6.8%	5.0%	4.4%	3.5%	3.2%	3.3%	2.5%	2.5%	2.3%
中学生	19	27	43	39	24	54	45	44	16	7	23	11	4	8
高校生	90	220	216	100	81	105	80	69	36	41	55	44	26	34

「厚生労働省」警察庁「薬物乱用防止統計資料」による

青少年の間近に忍び寄る傾向となつてゐるのが大きな問題として浮かび上がつてきており、青少年に対する薬物乱用防止対策を時機を逃さず的確に講ずる必要がある。

二 青少年に薬物乱用が広がる理由

(一) 青少年を中心とした規範意識の低下

第三次覚せい剤乱用期に特徴的な要因として、青少年を中心とした規範意識の低下を挙げることが出来る。これまで日本の薬物乱用が戦後の第一次から第三次までの覚せい剤乱用期を除いて、アメリカ、ヨーロッパ等他の先進諸国と比較して低い水準で推移してきた主な理由として、国民の規範意識と遵法精神があつたことが考えられる。しかし近年、若年層を中心に規制薬物への警戒感が薄れ、薬物犯罪に対する規範意識の低下が見られる。規範意識が低下すれば、薬物に対する抵抗感が薄れ、覚せい剤等の薬物に手を出してしまう可能性が高くなるのである。

(二) 薬物に対する誤つた知識

覚せい剤等の禁止薬物に対して、一回くらい使つても平気、ダイエットや眠気覚まし、ファッション感覚といった誤つた知識で覚せい剤を使用する青少年が多く見られる等、薬物に対する正しい知識が不十分で、その恐ろしさを知らないことに起因している。

三 薬物乱用対策における教育、予防啓発活動の重要性

薬物乱用防止対策については、①教育、予防啓発、②取締りの強化、③再乱用防止対策の推進、④水際対策、国際的な連携・協力の推進が重要であると言われているが、その中でも「教育、予防啓発」が特に重要であると考ええる。(表1-3参照)

薬物については、「取締り」、「水際対策」等を通じて、その供給源を絶つことも大切ではあるが、覚せい剤、大麻といった禁止薬物を一度でも使用すると何度でも繰り返し使いたくなり、薬の量も増えていき、やがて薬なしでは生きていられなくなるという薬物依存のため、そこから抜け出すことが困難になるのである。そのため薬物使用を開始する危険性の高い時期である青少年の教育段階において、薬物乱用による影響等につき確実に理解させるとともに、その怖さを認識させ絶対に薬物を乱用しないという意識を持たせることで少年一人一人に薬物を自ら拒む力を育てていくことが最も大事である。

四 国の薬物乱用防止施策

平成一〇年に第三次覚せい剤乱用期が宣言されると同時に薬物乱用対策推進本部(国)において「薬物乱用防止五か年戦略」(以下「第一次五か年戦略」と言う)が策定され、関係省庁が連携し、各種の薬物

表3 薬物乱用防止5か年計画の推移

	第三次薬物乱用防止5か年戦略	第二次薬物乱用防止5か年戦略	第一次薬物乱用防止5か年戦略
	青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を招きやすい規範意識の向上	中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発する啓蒙活動を実施し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。	中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発し、青少年の薬物乱用を阻止する。
目標1	①学校等における薬物乱用防止のための指導・教育 ②児童・無職少年に対する啓発の強化 ③有職における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化 ④広報紙啓発活動の強化 ⑤広報啓発活動の強化 ⑥街頭啓発活動の強化 ⑦青少年の再乱用防止対策の充実強化 ⑧情報啓発活動の推進 ⑨広報紙啓発活動の強化 ⑩街頭啓発活動の強化 ⑪有職における薬物乱用防止対策の充実強化 ⑫青少年の再乱用防止対策の充実強化	①学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実 ②有職・無職少年に対する教育・啓蒙活動の確保 ③有職における薬物乱用防止に関する指導の充実 ④広報紙啓発活動等を通じて薬物根絶意識の醸成 ⑤広報啓発活動の強化 ⑥街頭啓発活動の強化 ⑦青少年の再乱用防止対策の充実強化	①学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実 ②情報啓発活動の推進 ③広報紙啓発活動の強化 ④街頭啓発活動の強化 ⑤青少年の再乱用防止対策の充実強化
目標2	①相談窓口の周知及び相談体制の充実 ②国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実 ③薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等 ④薬物依存等と中毒者の社会復帰の充実強化 ⑤民間の再乱用防止対策の充実強化【(目標1参照)】 ⑥薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進	①薬物依存・中毒者に対する治療の充実 ②薬物依存・中毒者の家族に対する支援等 ③治療、社会復帰支援のための関係機関の連携の強化	①薬物依存・中毒者に対する治療の充実 ②薬物依存者・中毒者の社会復帰の支援 ③街頭啓発活動の推進 ④情報啓発活動の強化 ⑤青少年の再乱用防止対策の充実強化
目標3	薬物密売組織の壊滅及び未摘乱用者に対する取り締まりの徹底 ①組織犯罪対策の推進 ②組織犯罪対策の推進 ③巧み化する密売手法的な対応の徹底 ④巧み化する密売手法的な対応の徹底 ⑤多様化する乱用薬物への対応 ⑥正規流通の監視の徹底 ⑦関境保通の連携強化	【目標4】 薬物密売組織の壊滅を図るとともに、未摘乱用者に対する取り締まりを徹底する。 ①組織犯罪対策の推進 ②外国人薬物密売組織壊滅に向けた徹底取組み ③巧み化する密売手法的な対応の徹底 ④巧み化する密売手法的な対応の徹底 ⑤多様化する乱用薬物への対応 ⑥正規流通の監視の徹底 ⑦関境保通の連携強化	【目標4】 薬物密売組織の壊滅を図るとともに、未摘乱用者に対する取り締まりを徹底する。 ①組織犯罪対策の推進 ②外国人薬物密売組織壊滅に向けた徹底取組み ③巧み化する密売手法的な対応の徹底 ④巧み化する密売手法的な対応の徹底 ⑤多様化する乱用薬物への対応 ⑥正規流通の監視の徹底 ⑦関境保通の連携強化
目標4	薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進 ①密輸等の情報収集の強化 ②密輸取締体制の強化 ③更なる密輸ルート下の解明と海空路による密輸への対応の充実強化 ④国際的な連携・協力の推進	【目標2】 薬物密輸を水際でくい止めることとともにより薬物の密輸を阻止する。 ①密輸等の情報収集の強化 ②密輸取締体制の強化 ③中国・北朝鮮ルート等海路による密輸入への対応の強化 ④国際的な薬物の供給阻止 【目標3】	【目標2】 薬物密輸を水際でくい止めることとともにより薬物の密輸を阻止する。 ①密輸等の情報収集の強化 ②密輸取締体制の強化 ③国際的な不正薬物の供給阻止

乱用対策を進め、期間である五か年を過ぎることに、平成一五年の「薬物乱用防止新五か年戦略」（以下「第二次五か年戦略」という）、平成二〇年の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（以下「第三次五か年戦略」という）と戦略の目標課題を追加、修正しつつ、引き続き薬物乱用対策が総合的に取り組まれている。（表-3参照）

第一、第二、第三次の五か年戦略ともに目標①に記載されている「教育、予防啓発」の詳細項目で一番目に取り上げられているのは、「薬物乱用防止教室の指導、教養の充実」であるが、その実施時期、回数等の記載において各々の戦略の中で少し違いが認められる。第一次と第二次の五か年戦略においては、薬物乱用防止教室について「年一回は開催するように努める」との記載であるが、第三次五か年戦略においては、「少なくとも年一回は開催するように指導する」と第三次戦略から最低条件である「少なくとも」の文言がはいるとともに「努める」が「指導する」というより強い実施の言葉に変わっている。

このことは、国も薬物乱用防止対策における「教育、予防啓発」という薬物乱用防止教育の重要性をみとめ、その有効な手段としての薬物乱用防止教室の確実な実施を文部科学省を通じて「薬物乱用防止教育の充実につ

表 4

すべての中学校及び高等学校において、年に1回は「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても「薬物乱用防止教室」の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること。なお「薬物乱用防止教室」は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましい。

薬物乱用防止教育の充実について（通知）

平成 20 年 9 月 17 日 文部科学省スポーツ・青少年局長

いて」等の通知（表1-4参照）により学校に求めているものと考えられる。

五 薬物乱用防止教育

薬物乱用防止教育には、「薬物乱用防止教育の充実について」等の通知によると大きく分けて「授業による薬物乱用防止教育」と「専門官の活用による薬物乱用防止教育」があり、後者は「薬物乱用防止教室」と呼ばれている。

(一) 授業による薬物乱用防止教育

薬物乱用防止防止教育は、小学校の教科「体育」で『病気の予防』や『健康な生活』の指導に関連づけて、児童の発達段階に応じて薬物乱用に関する指導を行うこと、中学校の教科「保健体育」で「喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は様々な影響を与え、疾病の要因ともなること」、高校の教科「保健体育」で「喫煙や飲酒、薬物乱用と健康との関係、医薬品の正しい使い方」について、教員が指導するとともに、小・中・高校総てにおいて、「道徳」、「特別活動」で、自他の生命を尊重すること、社会の秩序や決まりを守ること、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めることなどの観点から薬物乱用防止に関する指導を行うものである。（表1-5参照）

指導時間については、中学校、高校において、それぞれ第一学年から第三学年を通じ、四時間ないし五

時間とされている。(表16参照)

(二) 「専門官の活用による薬物乱用防止教育」

(薬物乱用防止教室)

教員による知識の教育に加えて、関係機関・団体との連携の下に薬物依存・中毒者に直接接した専門家(警察職員、麻薬取締りOB、医療関係者等)による実例を交えた実践的な講話により、子どもたちの薬物に対する幅広い知識や意識を啓発するための教室である。

六 薬物乱用防止教室の開催状況と

学校での位置づけ

「授業による薬物乱用防止教育」の実施状況は、平成一六年の調査で小学校では八二・八%、中学校で九一・一%、で高等学校九三・〇%(薬物等

表5

- 1 小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること

薬物乱用防止教育の充実について(通知)

平成20年9月17日 文部科学省スポーツ・青少年局長

表6

ア 授業における薬物乱用防止教育

薬物乱用防止に関する指導時間については、文部省が全国の中学校及び高校に配布している「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引」の中で、中学校及び高校において、それぞれ第一学年から第三学年を通じ、四時間ないし五時間の授業を展開|することが例示されている。

青少年の覚せい剤等の薬物乱用防止について

平成10年6月5日

文部科学省

に対する意識等調査報告書（表7参照）で、概ね九割が実施されているのに対し、専門官の活用による薬物乱用防止教育、すなわち薬物乱用防止教室の開催は、総務省の行った全国調査で、公立校の中高で平成一二年度から平成二〇年度まで概ね実施率六〇%前後（表8参照）の横ばいの状態であり、「少なくとも年一回は薬物乱用防止教室を実施する」という目標設定からは程遠い状況である。

平成二二年三月に総務省から発表された「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視」（表9参照）において、「文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、

表7 平成16年度における薬物乱用防止に関する指導の実施の有無

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
はい	216	82.8	235	91.1	226	93.0
いいえ	42	16.1	22	8.5	8	3.3
無回答	3	1.1	1	0.4	9	3.7
計	261	100.0	258	100.0	243	100.0

薬物に対する意識調査報告書 平成19年3月 文部科学省

表8 薬物乱用防止教室の実施率の推移

(単位：%)

区分	平成12年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
中学校	53.5	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4
高等学校	62.5	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1
平均	58.0	59.1	60.4	61.4	58.5	61.3

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 平成22年3月26日 総務省

私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある」との指摘を受けている。

七 学校の立場から見た薬物乱用防止教室

なぜ実施できないのか

授業による薬物乱用防止教育が「指導の手引き」（表1-6参照）により、中学校、高校に授業内容から授業時間数まで示しているのに対して、薬物乱用防止教室の方は、警察官等の専門家による実例を交えた実践的な講話であるため、「指導の手引き」等に具体的な授業内容、授業時間は示されていない。

ここだけを見ると、「薬物乱用防止教室」の開催は、学校側が裁量で開催でき、国から「少なくとも年に一回の開催」等を言われる所以は、なさそうに考えられるが、そうではない。

平成二〇年九月一七日付け文部科学省が通知した「薬物乱用教育の充実について」（表1-10参照）において、「薬物乱用防止教室」は、「学校保健計画において位置づけ実施するもの」と規定されている。学校保健計画とは、学校保健

表9

文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある

法（昭和三十三年六月一五日起施行）（表11参照）において、「具体的な内容とし、年間計画及び月間計画を立ててこれを実施すべきものである」とされており、学校保健法は、平成二〇年七月に一部が改正され「学校保健安全法」（表12参照）となったが、学校保健計画は「計画を策定し、これを実施しなければならぬ」と必須である旨の規定は残るとともに、法律の改正時に同時に出た文部科学省からの通知において、学校保健計画は

○毎年度、学校の状況や前

表10

「薬物乱用防止教室」は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましい。

薬物乱用防止教育の充実について（通知）

平成20年9月17日 文部科学省スポーツ・青少年局長

表11

学校保健計画は、学校保健法、同法施行令及び同法施行規則に規定された健康診断、健康相談あるいは学校環境衛生などに関することの具体的な実施計画を内容とすることはもとより、同法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば学校保健委員会の開催及びその活動の計画なども含むものであって、年間計画及び月間計画を立ててこれを実施すべきものであること

青少年の覚せい剤等の薬物乱用防止について

平成10年6月5日

文部科学省

表12

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校保健安全法 平成20年6月18日

年度の学校保健の取組状況を踏まえ、作成されるべきものである

○学校保健に関する取組みを進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・団体等と連携を図っていくことが重要である。(中略)学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係機関に周知を図ることとする。(表13参照)と指示された。

これらの法律、通達から薬物乱用防止教室は、学校において年間計画を立てて、関係機関団体と連携を図りながら、その内容について保護者等にも周知を図っていくべき必須の授業であると言える。

八 なぜ薬物乱用防止教室開催実施率は低いのか

薬物乱用防止教室の都道府県別の実施率(三か年平均)を見てみると、公立中学で最も高い比率で

表13

(5) 学校保健計画について(第5条)

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとするこのことは学校安全計画についても同様であること。

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)

平成20年7月9日

文部科学省

九八・七％、最も低い比率で三八・六％、公立高校で最も高い比率で九九・五％、最も低い比率で三一・四％、私立中学で最も高い比率で九五・八％、最も低い比率で〇・〇％、私立高校で最も高い比率で九六・七％、最も低い比率で九・六％と公立学校、私立学校とも、大きなばらつきが認められた。

(表14-1(4)参照)

実施率の高い県について調べてみると、「すべての学校に対して県が薬物乱用防止教室実施計画書の提出を求め、提出のない学校については、計画未策定の理由の把握を行い、実施に向けた指導・要請を行っている」、「教育委員会が当該年度に薬物乱用防止教室を実施しなかった理由等について調査を行い、教室実施に向けた指導・要請を行っている」等県や教育委員が薬物乱用防止教室開催について積極的に関与していることがわかった。(表15参照)

反対に、実施率の低い県は、薬物乱用防止教室開催を学校にまかせっきりにし、学校保健計画の作成の有無等の確認等を行っていないことが原因であることが浮き彫りとなった。

薬物乱用防止教室の実施率を向上させるためには、学校に対して、学校保健計画に基づく薬物乱用防止教室の計画的な実施を指示、再確認させるとともに、都道府県に対して、薬物乱用教室の実施の徹底を図るため、学校保健計画提出指示や計画が策定されていない場合の作成指示等の具体的な対策をとる必要があると考える。

表 14-1 薬物乱用防止教室の実施状況（公立中学校）

(単位：%)

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	63.8	61.5	76.0	67.1
B 県	60.7	69.3	74.8	68.3
C 県	44.5	40.0	43.3	42.6
D 県	70.9	61.3	61.1	64.4
E 県	38.1	38.7	39.0	38.6
F 県	67.8	73.8	70.1	70.6
G 県	50.8	39.6	52.7	47.7
H 県	99.6	97.7	98.8	98.7
I 県	81.0	65.1	62.1	69.4
J 県	35.5	33.9	41.0	36.8
K 県	59.5	59.2	63.2	60.6
L 県	28.0	28.4	35.6	30.7
M 県	58.8	59.6	56.8	58.4
N 県	97.1	92.1	92.1	93.8
14 県平均	61.2	58.6	61.9	60.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 政令指定都市が設置する中学校を除く。

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 平成 22 年 3 月 26 日 総務省

表 14-2 薬物乱用防止教室の実施状況（公立高等学校）

(単位：%)

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	84.2	89.2	91.9	88.4
B 県	100.0	98.5	100.0	99.5
C 県	33.3	30.9	30.1	31.4
D 県	71.7	59.6	71.7	67.7
E 県	76.3	76.3	80.0	77.5
F 県	98.2	95.0	92.2	95.1
G 県	65.6	49.4	54.7	56.6
H 県	99.0	99.0	100.0	99.3
I 県	80.9	77.9	82.8	80.5
J 県	74.4	68.5	95.2	79.4
K 県	94.3	97.1	91.4	94.3
L 県	43.9	44.3	32.9	40.4
M 県	56.1	52.7	47.0	51.9
N 県	72.9	63.5	68.2	68.2
14 県平均	75.1	71.6	74.2	73.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 政令指定都市が設置する高等学校を除く。

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 平成 22 年 3 月 26 日 総務省

表 14-3 薬物乱用防止教室の実施状況（私立中学校）

(単位：%)

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	20.0	20.0	40.0	26.7
B 県	100.0	62.5	62.5	75.0
C 県	5.1	5.1	6.7	5.6
D 県	28.7	20.6	7.7	19.0
E 県	—	16.7	33.3	25.0
F 県	44.4	29.6	33.3	35.8
G 県	8.3	20.8	4.2	11.1
H 県	—	91.3	95.8	93.6
I 県	37.5	37.5	50.0	41.7
J 県	0.0	0.0	13.3	4.4
K 県	50.0	0.0	0.0	16.7
L 県	17.1	17.1	17.1	17.1
M 県	—	18.2	19.0	18.6
N 県	0.0	20.0	16.7	12.2
14 県平均	28.3	25.7	28.5	28.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、データが残っていないため、不明。

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 平成 22 年 3 月 26 日 総務省

表 14-4 薬物乱用防止教室の実施状況（私立高等学校）

(単位：%)

都道府県名	平成 18 年度	19 年度	20 年度	3 か年平均
A 県	37.5	50.0	62.5	50.0
B 県	100.0	95.0	95.0	96.7
C 県	15.2	9.6	16.0	13.6
D 県	35.9	21.4	26.6	28.0
E 県	—	21.1	36.8	29.0
F 県	50.0	48.3	56.7	51.7
G 県	22.2	11.1	13.9	15.7
H 県	—	93.0	95.3	94.2
I 県	64.3	64.3	64.3	64.3
J 県	40.7	37.0	60.4	46.0
K 県	70.0	80.0	90.0	80.0
L 県	19.2	21.2	25.0	21.8
M 県	—	29.1	41.8	35.5
N 県	11.1	11.8	5.9	9.6
14 県平均	42.4	42.4	49.3	45.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は、データが残っていないため、不明。

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 平成 22 年 3 月 26 日 総務省

表15

B県では、平成6年から、県内の半数の小学校とすべての中学校及び高等学校を対象として、薬物乱用防止教室を実施している。

同県では、県薬務課、県学事文書課（私学担当課）、県教育委員会及び県警本部から構成される薬物乱用防止教室打ち合わせ会議を設置し、年1回開催される会議において、実施状況の確認・評価、基本方針の策定、実施要領の見直し等を行っている。

このように、同県では、関係機関が連携して、公立・私立のすべての中学校及び高等学校を対象とした薬物乱用防止教室を実施する体制が整備されているため、薬物乱用防止教室の実施が定着しており、平成18年度から20年度の3か年における薬物乱用防止教室の平均実施率は、公立高等学校は99.5%、私立高等学校は96.7%、公立中学校は68.3%、私立中学校は75.0%と、高等学校はほぼ100%、中学校はおおむね70%の高い実施率となっている。

（注）当省の調査結果による。

B県では、薬物乱用防止教室を実施するに当たって、毎年度、県内のすべての中学校及び高等学校に対して、薬物乱用防止教室実施計画書（以下「実施計画書」という。）の提出を求めている。実施計画書には、実施予定日、希望する講師、希望する実施内容等を記入することになっており、同県では、提出された実施計画書に基づき、講師の選定及び調整を行うほか、実施計画書の提出がない学校については、計画未策定の理由の把握を行い、実施に向けた指導・要請を行っている。

また、薬物乱用防止教室の終了後には、実施報告書の提出を求めており、具体的な実施状況の確認を行っている。

このように、同県では、実施計画書を提出させることにより、講師の調整及び実施未計画校への指導・要請を行っており、同県の平成18年度から20年度の3か年における薬物乱用防止教室の平均実施率は、公立高等学校は99.5%、私立高等学校は96.7%、公立中学校は68.3%、私立中学校は75.0%と、高等学校はほぼ100%、中学校はおおむね70%の高い実施率となっている。

F県（県教育委員会）では、平成18年度から、県内すべての公立学校に対して、当該年度に薬物乱用防止教室を実施しなかった理由、翌年度の実施計画の有無、実施計画がない場合の理由等について調査を実施している。この調査は、薬物乱用防止教室の実施率向上を目的として実施しているものであり、同県では、調査結果に基づき、当該年度に実施していない学校及び翌年度の実施計画のない学校に対して、実施に向けた指導・要請を行っている。このように、同県では、実施計画の有無等を調査することにより、未実施校及び実施未計画校に対する指導・要請を行っており、同県（政令指定都市を除く。）の平成18年度から20年度の3か年における公立学校の薬物乱用防止教室の平均実施率は、高等学校は95.1%、中学校は70.6%の高い実施率となっている。

九 薬物乱用防止教室外部講師の問題点

(一) 薬物乱用防止教室外部講師

教室を効果的に進めていくためには、薬物や犯罪、また保健、医療などについてそれぞれ高い専門性が必要である。このことから、薬物乱用防止教室では、それぞれの領域の専門家である外部講師を招いて薬物乱用防止教室を行っている。現在、薬物乱用防止教室に講師として派遣されている外部講師としては、学校医師、薬剤師等の学校関係者以外には以下の者がある。

① 薬物乱用防止指導員

昭和五四年度から各地域社会の有識者に「薬物乱用防止指導員」を各都道府県知事から委嘱し、これら指導員の日常活動を通じて各地域社会の末端にまで覚せい剤等の薬物に関する知識の普及の徹底を図ることを目的としている。

全国を通じて約一九、〇〇〇人（一県当たり四〇〇人）の「薬物乱用防止指導員」が委嘱され、これらの指導員は講習会等を通じて覚せい剤の作用、乱用による弊害及び乱用の実態等についての知識を習得したうえ、薬物乱用防止啓発活動における草の根運動の中心的な役割を担っている。（表16参照）

② 薬物乱用防止教育認定講師

内閣府、厚生労働省、警察庁、文部科学省の後援により、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターとライオンズクラブ国際協会が共催する認定講座を受けた者に対して講師としての資格を与え、学校など

の薬物乱用教室等で講師を務める。(表17参照)

③ 保健所職員

保健師等による健康、薬害等についての指導を行っている。

④ 警察職員

薬物事犯等の捜査活動等の経験や知識を豊富に持ち、更に学校安全や非行防止活動等から学校と密接な関係を持つ警察職員は、外部講師の中核的な存在となっている。

警察においても警察職員を対象とした研修会等において、薬物乱用防止に関する講義を行い、薬物乱用防止教室

表16

「薬物乱用防止指導員」制度（当初は「覚せい剤乱用防止推進員」）は、啓発運動の一環として昭和54年度から国と都道府県が一体となって推進しているもので、覚せい剤等の薬物の乱用が全国的に蔓延し、しかも一般家庭にまでも深く浸透しつつある状況に鑑み、各地域社会に根ざした啓発活動を展開するため、各地域社会の有識者に「薬物乱用防止指導員」を各都道府県知事から委嘱し、これら指導員の日常活動を通じて各地域社会の末端にまで覚せい剤等の薬物に関する知識の普及の徹底を図ることを目的としている。

平成2年度からは、47都道府県に対して本制度の運営に必要な国の予算措置が講じられている。本制度では全国を通じて約19,000人（1県当たり400人）の「薬物乱用防止指導員」が委嘱され、これらの指導員は講習会等を通じて覚せい剤の作用、乱用による弊害及び乱用の実態等についての知識を習得したうえ、乱用防止のための積極的な地域活動を行っている。

平成4年度からは、「薬物乱用防止指導員」に地域に根ざしたいわゆる啓発活動における草の根運動の中心的な役割を果たしてもらうために組織的に効果的な啓発活動を強力に行うこととし、主として保健所単位で地域に密着したきめ細かな啓発活動事業を実施するため、薬物乱用防止指導員協議会運営経費の予算措置を行っている。

平成11年度には、従来の「覚せい剤乱用防止推進員」が「薬物乱用防止指導員」に改められ、対象とする薬物は、麻薬・向精神薬、覚せい剤のほか、大麻、あへん、有機溶剤等を含むこととされて、活動の一層の拡充が図られている

等における職員の指導効果の向上を図っている。

⑤ 麻薬取締官OB

麻薬取締官や麻薬取締官OBが専門知識を活かして規制薬物に関する正しい知識の普及に努めることを目的に外部講師として教室に派遣されている。

(二) 外部講師の薬物乱用防止教室への派遣状況

薬物乱用防止教室の際、学校が依頼をした講師についてのアンケートによると、警察職員と回答した比率が最も高く（中学七七・三％、高校七四・五％）であり、ついで学校薬剤師等（中学一六・三％、高校一六・七％）、保健所職員（中学一二・三％、高校九・三％）となり、本来、薬物乱用防止啓発活動の中心的な役割となる薬物乱用防止指導員は、中学で一〇・三％、高校九・八％である他、麻薬取締官OB等についても警察職員と比して低く、外部講師間で派遣回数が不均等になっている。このため警察職員に派遣要望が集中して派遣が困難になる恐れが

表17

このところ薬物乱用にかかわる事件が多発し、犯罪者が低年齢化している傾向にあり、「薬物乱用防止教育認定講師養成講座」が3年前から内閣府（薬物乱用対策推進本部・本部長総理大臣）、厚生労働省、警察庁、文部科学省の後援を受けて、各地域で薬物乱用防止教室を実施し、青少年育成と学校を地域に戻すという成果が得られております。35全地区で認定講座が開催され、この制度は全国のライオンズクラブに普及し、「ダメ。ゼッタイ。」を合言葉に多くの青少年や地域の人に「薬物乱用のおそろしさ」を訴えてきました。

しかし、資格者全ての人々が学校などの薬物乱用防止教室等で講師を勤めているかと言えば、そうではありません。実施しているのは10％未満であるのが現状です。薬物乱用防止教育認定講師制度を導入して10年以上が経過したことを機会に、制度の今以上の向上と充実を図る時期に来ていると思われま

あったり、警察職員以外の講師が持つ専門知識や経験が薬物乱用教室に反映できない可能性がある。(表18参照)

アンケートにおいて、外部の専門講師が警察職員に偏る等の問題が生じた原因として、学校側が警察職員以外の専門講師を知らなかったり、学校の予定する計画と合わなかったため呼ぶことが出来なかったことが要因と考えられる。

薬物乱用防止教室には、薬物に関して豊富な経験、知識を有する警察職員以外にも専門的な薬物乱用防止の研修を受けた薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止教育認定講師、麻薬取締官OBの活用される方法について検討すべきであり、五か年戦略においても「薬物乱用防止教室については、教師のみならず警察職員や麻薬取締官OB等の専門家が一体となって指導することによる効果が認められることから、関係機関等との密接な連携を図って積極的に開催を進めること」(表19参照)とされていることから、関係機関が外部指導員や学校と連携をとりながら一体となった指

表18

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
警察職員	51	43.2	157	77.3	152	74.5
麻薬取締官・員OB	5	4.2	4	2.0	13	6.4
学校医等医師	10	8.5	10	4.9	8	3.9
学校歯科医等歯科医師	0	0.0	0	0.0	1	0.5
学校薬剤師等薬剤師	23	19.5	33	16.3	34	16.7
保健所職員	19	16.1	26	12.8	19	9.3
精神保健センター職員	0	0.0	2	1.0	2	1.0
衛生部局等行政担当者	3	2.5	0	0.0	0	0.0
大学教授等	0	0.0	3	1.5	3	1.5
保護司	3	2.5	1	0.5	2	1.0
薬物依存回復者	0	0.0	6	3.0	31	15.2
薬物乱用防止指導員	21	17.8	21	10.3	20	9.8
その他	14	11.9	16	7.9	21	10.3
回答者数	118	-	203	-	204	-

注:「%」は、回答者数における割合

導を行うべきである。

警察庁は、薬物乱用防止教室の開催増加に伴う講師確保のため、ライオンズクラブ国際協会に対して、薬物乱用防止教育認定講師の派遣等に関する協力依頼等も行っている（表1-20参照）

一〇 薬物乱用防止対策の問題点に 対するまとめ

薬物乱用防止対策にとって、青少年に対する教育、予防啓発活動は特に重要であり、それを実行していく具体的な施策として、薬物乱用防止教室の少なくとも年一回開催については国からも指導されているが、実施率六〇%前後の横ばいの状態で、二〇一〇年は推移している。薬物乱用防止教室の開催は、学

表19

また、現在高校を中心に開催が進められている薬物乱用防止教室については、教師のみならず警察職員や麻薬取締官OB等の専門家が一体となって指導することによる効果が認められることから、関係機関等との密接な連携を図って積極的に開催を進めることとし、今後全ての高等学校及び中学校において年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催を推進することとする。

薬物乱用防止五か年戦略 平成10年5月26日 薬物乱用対策推進本部

表20

警察庁
・全国警察に対して、少年部門と薬物対策部門が連携し、年1回の薬物乱用防止教室が確実に実施されるよう関係機関との連携を指示するとともに、薬物乱用防止教室の開催増加に伴う講師確保のため、ライオンズクラブ国際協会に対して、同協会所属の薬物乱用防止教育認定講師の派遣等に関する協力依頼を行った。

第3次薬物防止五か年戦略フォローアップ

平成22年7月

薬物乱用対策推進会議

校保健計画に基づき、学校自体の責務として自ら「年間計画及び月間計画を立ててこれを実施すべきもの」であり、本来ならば、少なくとも一回の開催は一〇〇％実施されて当然のところ、この低い数値にとどまっているのは、開催を学校の主体性にまかせるあまり、実施がされなくても、それを見過ごしたり、指導されていなかったことにも原因がある。

また、薬物乱用防止教室が行われても外部の専門講師の存在を詳しく知らなかったり、講師の数が不足したり、学校の予定する計画と合わない等の理由から外部講師が警察職員に偏っている傾向がみられる。

このように薬物乱用防止対策で最も活用が期待されている薬物乱用防止教室の実施や活用が不十分であると認められるので、これらの問題を解決し、すべての学校において薬物乱用防止教室が毎年行われ、更
にその教育効果を最大にするために、学校と薬物乱用防止教室を行う外部講師の間に立ち、学校の主体性の引き出し、薬物乱用防止教室の開催促進、開催計画書の受理、学校と外部講師の円滑なコミュニケーション、外部講師の研修・調整・依頼、教養資料の作成等を行うことを目的とした薬物乱用防止教室コーディネート委員会の設置が必要と考える。

薬物乱用防止教室が小、中、高校のいずれも九〇％以上の高い実施率となっているある県の取組みの中に「薬物乱用防止教室の内容の統一化や関係機関との連携を図るため、県薬事室、県私学振興室、県教育委員会、県警本部、県薬剤師会等から構成される薬物乱用防止教室検討委員会を設置し、会議において、基本方針の策定、講師用テキストや配布資料の検討、実施結果の報告等を行うとともに薬物乱用防止教室検討委員会の下に、保健所、県薬剤師会支部、市町教育委員会、警察署等から構成される事業実施地区ご

との「地区会議」を設置しており、同会議において、前年度の反省を踏まえた意見交換や当該年度の具体的な実施スケジュール等を決定している。」(表121参照)という関係機関との調整や促進、支援を活用して薬物乱用防止教室を効果的に行っている取り組み事例もある。

一 薬物乱用防止教室コーディネーター委員会について

ネート委員会について

(一) 委員会の目的と活動

① 学校からの薬物乱用防止教室実施計画の報告と計画の策定

毎年度、すべての中、高等学校に対して、薬物乱用防止教室の実施予定日、外部講師の種類、希望講演内容等が記載さ

表21

H県では、昭和51年度から、順次対象校を拡大しながら薬物乱用防止教室を社団法人H県薬剤師会(以下「県薬剤師会」という。)に委託して実施しており、平成19年度からは、県内のすべての小学校、中学校及び高等学校を対象として実施している。同県では、薬物乱用防止教室の内容の統一化や関係機関との連携を図るため、県薬事室、県私学振興室、県教育委員会、県警本部、県薬剤師会等から構成される薬物乱用防止教室検討委員会を設置し、年2回開催される会議において、基本方針の策定、講師用テキストや配布資料の検討、実施結果の報告等を行っている。

また、薬物乱用防止教室検討委員会の下に、保健所、県薬剤師会支部、市町教育委員会、警察署等から構成される事業実施地区ごとの「地区会議」を設置しており、同会議において、前年度の反省を踏まえた意見交換や当該年度の具体的な実施スケジュール等を決定している。

このように、同県では、県レベル及び地区レベルで関係機関が連携して、公立・私立のすべての学校を対象とした薬物乱用防止教室を実施する体制が整備されているため、薬物乱用防止教室の実施が定着しており、同県(政令指定都市を除く。)の平成18年度から20年度の3か年(私立学校は、19年度及び20年度の2か年)における薬物乱用防止教室の平均実施率は、公立高等学校は99.3%、私立高等学校は94.2%、公立中学校は98.7%、私立中学校は93.6%と、いずれも90%以上の高い実施率となっている。

れている実施計画書の提出を求め、それに基づき講師派遣月間計画を策定し、それに基づき講師を派遣する。

② 学校に対する指導・要請

提出された計画を査定し、必要に応じて指導するとともに、実施計画書の提出のない学校については、計画が策定されていない理由について回答を求め、実施に向けた指導・要請を行う。

③ 外部講師の確保と派遣依頼

薬物乱用防止教室は専門的知識を持ち部外講師の派遣が原則必要なため、警察職員、薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止教育認定講師、麻薬取締官OB等複数の職種、資格の講師との連携や学校の行事計画の調整等の校内体制の整備が必要となるので、学校との調整役、他機関との連携や調整を行う。

④ 薬物乱用防止教室のモニタリング

薬物乱用防止教室をモニタリングして、学習の動機付け、教材・教具の準備、一人ひとりに応じた支援等、全体の動きと児童生徒の様子を確認し、指導の参考とする。

⑤ 外部講師名簿の作成、配布

各学校の部外講師選定の参考となるように、職種別、資格別の講師名簿一覧表を作成し、すべての学校に配布する。

⑥ 外部講師を対象とした研修会の開催

講師の資質の向上のため、講師を対象とした研修会の実施や各種啓発読本の作成配布を行う。

⑦ 教員に対する研修

国や教育委員会、民間が開催する薬物乱用防止指導者研修会を把握し、それを学校に連絡、参加を働きかけることで、薬物乱用防止教室の講師が単独でも可能な薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員を育成。

⑧ 実施の反省と反映

前年度の反省、再アセスメントを踏まえ次年度の年間計画の策定。

⑨ 資料作成と配布

薬物乱用防止に関する児童生徒用に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等を作成、配布。

(二) 委員会の構成

①教育委員会、②県（薬事衛生課・保健所）、③警察本部、④厚生労働省地方厚生局麻薬取締部、⑥県薬剤師会、⑤県医師会、⑥ライオンズクラブ国際協会等を委員会の構成委員とする。

一一二 おわりに

平成一〇年に第三次覚せい剤乱用期が宣言されると同時に薬物乱用対策推進本部から三次にわたる薬物乱用防止五か年戦略が策定され、官民挙げての対策の実施にもかかわらず、薬物乱用の終息宣言はなされ

ていない。元気が出る、やせる等と間違った知識から乱用するものも多く、その被害は、これからの日本を背負って立つ青年層にまで及び深刻な問題となっており、青少年に対する薬物乱用防止の教育、予防啓発活動は最優先に考えるべきものである。教育、予防啓発活動の最も有効な手立てとして薬物乱用防止教室の実施が考えられるが実施率は不十分と言わざるを得ない。

薬物乱用防止をすべての学校において間断なく定期的に開催するとともにその教室が真に生徒の薬物乱用防止に役立つ内容であるために薬物乱用防止教室コーディネーター委員会を全国の都道府県に設立して、内在する問題を解消する必要があると言えよう。

薬物の根本教育

一 麻薬と覚醒剤

「麻薬」と「覚醒剤」という言葉には、神秘的な危険な響きがある。この二つの言葉の意味について、周りの知人に聞いてみました。殆どの人が知りませんでした。更にその違いについての間に対する答えは、皆無でした。日本で普段の生活の中で、薬物に接する機会は今まで殆どありませんでした。しかし、イン

薬店勤務（登録販売者）

榎本 正 (55)

ターネットの普及によって誰でも簡単に入手できるようになってきました。

闇の世界にとどまっていた薬物が、情報と一緒に表の世界に登場してきました。

『麻薬』とは麻酔作用をもち、知覚を失い、常用すると習慣性を生じて中毒症状を起こす物質をいいます。『覚醒剤』とは、中枢神経系を興奮させ、気分がそう快となり、判断力、思考力を増進させます。食欲が減退し、大量摂取すると多弁・興奮・不安・不眠を起こす。薬物の乱用の拡大は、全ての社会秩序を乱し、社会の全資源の損失を招きます。薬物は悪の連鎖の出発点になり、善良な市民が殺人の被害者にされる可能性が大きくなります。なぜなら、薬物中毒者の脳は、薬物に汚染されて善悪の判断が不可能なものに変わっているからです。腔腸動物を同じ祖先として脊椎動物と無脊椎動物の二つに枝分かれして独自に進化してきた。二つの枝の最先端が、節足動物の昆虫と哺乳類です。哺乳類の中の人間は、大脳が進化しすぎたために、果てしない真理の探究と研究の結果、植物から薬効成分の分離に成功した。人間だけの薬物乱用は、中枢神経系の汚染であり、このままの状態、社会制度のままでは脊椎動物の中の人間だけが、薬物によって絶滅してしまうのではないかと非常に危惧しています。

二 依存性は脂溶性から

薬物に「依存性」があるのは、それが脳の「血液脳関門」を通過して脳の神経細胞（ニューロン）に入っていくからです。脳の血管壁の上皮細胞は、普通の血管のそれと違って、隙間が殆どない。通過できる

物質は、脂溶性で小さな分子量、電荷のないものです。血管壁は、リン脂質でできているので、薬物は全て脂溶性です。薬物は中枢神経系を興奮させるか、快感にさせるかの二通りです。簡単に例えると、興奮させるのがカフェイン系です。快感がアルコール系です。カフェイン系の覚醒剤は、脳のニューロンに直接作用して、ドーパミン・ノルアドレナリンという神経伝達物質を増加させます。コカインは、ドーパミンを再吸収する、トランスポーター（輸送体）に結合して再吸収を阻害する。メタンフェタミンは、ドーパミンをトランスポーターから、むりやり取り出すためドーパミンの濃度が異常に高くなる。コカイン・メタンフェタミン（ヒロポン）は、ニューロンへ直接作用する薬物です。アルコール系の麻薬は、主役のニューロンの働きを抑制する、脇役の抑制性ニューロンに作用して、主役のニューロンの働きを高めて、ドーパミンを大量に増やす。モルヒネ・ヘロイン（アヘン類）・マリファナは、間接作用薬物です。

ドーパミンやノルアドレナリンは、脳内全体の活性に関係し活性の上げ下げを行う。

ドーパミンは脳を覚醒させて、創造力を高める。ノルアドレナリンは、驚きや怒りの時に多量分泌され、「怒りのホルモン」といわれている。ドーパミン・ノルアドレナリンは、生体内で必須アミノ酸のフェニルアラニンから作られます。その経路は、フェニルアラニン↓チロシン↓ドーパ↓ドーパミン↓ノルアドレナリン↓アドレナリン。

最近、自分の脳で実験してみました。カフェイン二〇〇mgと四%アルコールを一緒に飲んでみました。いつもなら、少し陶酔できるのに今回は全く酔えませんでした。この嗜好品の組合せは、プラスとマイナスなので相性が悪いのです。麻薬とアルコールの併用によって、時々死亡事故が起きるのは、脳への間接

と間接的作用が重なって、実質的に麻薬の大量摂取になってしまったからです。

三 抑制

人間の筋肉は、その能力を一〇〇%全開させないように常に抑制されている。その抑制を少し緩めるために、特に瞬発力を必要とするスポーツの場合、スポーツ選手は体の始動と同時に大声を発する。例えば、テニスプレーヤーがサーブを打つ時。レシーブを返す時。槍・ハンマーを投げる時。重量挙げのバーベルを上げる時。その全てがその目的のためにやっています。もしも、常に筋力を全開状態にし続けていたら、すぐに筋肉疲労を起こして、筋肉繊維が断裂してしまうでしょう。

脳全体の活性を上げ、脳を覚醒させ、快感を高めるドーパミンニューロンは、通常、抑制性ニューロンによって、その働きが抑えられていて、ドーパミンが出すぎないようになっている。また、放出されたドーパミンの殆どが元のドーパミンニューロンに回収される。スポーツ選手が試合中に大声を出して、筋肉の抑制を取ることと、人間が薬物を摂ることによって、抑制性ニューロンの働きを抑えて、間接的にドーパミン放出量を増加させることは、根本的に同じ行為です。もしも、ドーパミンニューロンから全開状態で、ドーパミンが放出され続けたら、覚醒・興奮しすぎで脳の情報処理機能が破壊されるでしょう。体の全ての機能は、全開状態にならないように設定されています。それが解除される時は、「生存」の危機に直面した時です。火事場のバカ力は、正にその状況です。人間の体は、適度を望んでいます。極端は全てにお

いて破綻を招きます。「食事はよくかめ」、「腹八分目」という言い伝えがあります。これは早食い過食が肥満につながるだけでなく、腸内細菌が消化しきれない大量の食べかすに疲れ果ててしまうからです。何事も適度・適量が一番です。

四 植物の視点から見た薬物

薬物の味は、全て苦いです。味覚を感じる全ての生物にとって「苦味」「酸味」は、本来美味しくない味です。苦味は「毒」酸味は「腐敗」の味だと認識して、赤ちゃんは生まれてくる。私達が普段食べているレモン、梅干し、ニガウリは果実が熟していない未熟段階の状態なのです。未熟の果実から酸味・苦味が発せられるのは、完成していない種子の段階で果実もろとも動物に食べられると、子孫を残せなくなるからです。「生存」と「種の保存」のために植物は必死になって、その危険信号の味を発しているのです。しかし、大脳が肥大化し発達した人間には、それは通用しなかった。非中枢性のその味は、大量に食べても毒にならないので食生活に取り入れられました。人間はその味を副交感神経の反応を高めて、胃腸機能の増進作用に利用した。

植物の中から、トリカブトの即効性の猛毒、アコニチンとは違う種類が登場した。その植物は、動物の脳の中でニューロンとニューロンの隙間を流れる神経伝達物質、ドーパミン、ノルアドレナリンと殆ど同じ構造の物質を、植物体の各部に貯えていた。薬物の原料になる植物は、それを食べた動物（人間）の中

枢を徐々に狂わせ、依存性を高めていく遅効性の毒をもった。毒を貯えた場所は、コカインはコカ葉の枝の最先端の若葉、アヘンは未熟の果実。マリファナは、インド大麻の花が咲きはじめる頃の花の先端部。ヒロポンの原料である麻黄は、陰干ししたその茎です。植物にとつて、全ての部分が生存にとつて大切です。動物に全部を自由に食べられることは、枯れて死ぬことを意味します。動けない植物は、無脊椎動物の昆虫に対する防衛手段とは別に、脊椎動物の中枢に作用する物質、ベンゼン環（炭素原子六個が六角に並んで作られた有機化合物）を備えたのです。

五 不自然な化合物

地球が誕生したのが約四六億年前。約四億年前に植物は初めて海から陸へ上がってきました。人類の出現は、約一六〇万年前です。

地球上の生物で食物連鎖のスタートに位置するのが植物です。人類よりもはるか前に誕生した植物が、脳内神経伝達物質（カテコールアミン）と同じ分子を植物体内に宿していたとしても、決して不思議ではありません。なぜなら、人類の先祖は植物だからです。植物は、人に触れると感じます。触れば触れるほど小さく、しっかり育ちます。食品スーパーの野菜売場のネギ・ニラは、立てて陳列する必要があります。それを横にして陳列した場合は、まずくなります。植物は太陽に向かった状態にしていないと、苦しみのホルモンが出て味がまずくなるのです。無感覚のように見える植物にも、人間と同じように環境

の変化に対する反応・適応する能力をもっているのです。ケシの未熟な果実からアヘンを取る。その中に一〇％のモルヒネが存在する。モルヒネに無水酢酸を加えると、ヘロインができる。モルヒネの場合、脳への吸収率は、二％である。それがヘロインになると脂溶性が高まって六五％にはねあがる。メタンフェタミン（ヒロポン）の場合は、麻黄から抽出したエフェドリンから、水酸基（OH基）を取って脂溶性を高めた。ヘロイン・ヒロポンともに自然界には存在しない。人間が天然物から分離し合成によって、脂溶性を高めた化合物です。脳の血液脳関門通過のためには、脂溶性を高めざるをえなかったのです。人間は元来、欲望・追求の結果に対する満足に終わりが無い。その性格が、これらの薬物を生み出した。脳への吸収率を高めるためには、化合物の中にメチル基（CH₃）を加えるほどそれが高まる。ベンゼン環だけの「ベンゼン」に、メチル基を加えると「トルエン」になり、脂溶性が高まる。自然の状態の物質モルヒネは、最高の鎮痛薬として利用されているが、ヘロインは、脳への流入が高すぎて、中毒・禁断症状も強いので医療用に使われていない。

六 恩 恵

薬物問題は、脳生理学の面から見つめなければ到底理解できません。生物の進化の面からも考えなければ解決できません。自然に存在する、中枢性物質を自然の昔ながらの使い方ですり取った場合、適度な作用で依存性が起こりにくい。私は世界のチタンの半分の量を埋蔵する、地下資源大国ボリビアの人に直接聞

きました。高地で重労働につくポリビア人は、昼食の後に必ずココアの葉をかむそうです。現地の人にとって、ココアの葉が麻薬などとは全く思っていないそうです。乾燥したココアの葉をかまないと、力が出ないそうです。乾燥したココアの葉は、国境の税関で弁当箱サイズ一箱までは、持ち出しが許可されているそうです。ポリビア人にとって、酸素の少ない高地での重労働に、ココアの葉は必需品だったのです。現地の人には、ココアの葉の状態で摂取するので過剰摂取にならないのです。精製された塩酸コカインの形で大量に摂取すれば、中毒を起こし、不眠・幻覚を生じ精神障害を起こす。症状は覚醒剤と同じです。しかし、ココアの葉からの精製がなければ、医療用の局所麻酔剤は生まれなかった。人間は昔から多くの天然物質を研究し、薬理作用のある主成分を特定し、その物質の抽出に成功してきました。例えば、柳の葉から「アスピリン」、タバコの葉から「ニコチン」、インドジャボクから「レセルピン」、キナから「キニーネ」を分離しました。私は睡眠不足の時、コーヒーを飲みますが、一杯一〇〇mgのカフェインを摂取します。その量で覚醒効果は三時間持続します。私はカフェインを合法の覚醒剤と思っています。カフェインは、疲れて眠い私を全く別人にしてくれます。コーヒーを作る時間がない時、手軽にカフェイン錠を二錠（無水カフェイン二〇〇mg）飲みます。この方がコーヒーを飲むより確実に脳が覚醒します。カフェイン錠の存在は、過剰摂取を容易にします。しかし、カフェインの一日の限界量は、五〇〇mgまでで、それ以上摂取すると頭痛と吐きの副作用が出るといふ、薬理作用の知識があるので安易に錠数を増やすようなことはしません。カフェインの薬理的知識が過剰摂取に歯止めをかけます。

な交感神経の高まりは、一度それを経験してしまうと脳は、満足度に対して無限の要求を始める。それは、無限の快感と覚醒を求めて、薬物の量が無限に増加することを意味します。

どうすれば、薬物乱用の拡大を防ぐことができるのか。教育しかないと思います。それも十分納得してもらえる教育です。日本の教育は、ノウハウツウ思考に偏ったものです。ノーワット思考、何たるかの教育ではない。大学の教養学部が少ない。一般教養の授業を軽視している所が、それを物語っています。薬物問題をテーマにしたテレビ番組を見ましたが、論外でした。私の脳に大きく響く内容のものではありませんでした。司会者が脳科学者でなかったことが、一番の問題ではないかと思います。脳性理学の面からの解説は、全くありませんでした。薬物中毒者の脳は、過剰刺激（交感神経の異常な高さ）か、過剰快感（副交感神経の異常な高さ）を求めています。全ては脳が求めています。過剰がずっと続くと必ず破綻が訪れます。その理由は、その過剰が全て偽りだからです。体に過度の無理を強いているのです。本来寝ている時間なのに平気で眠気なしに起きていることに、本人が異常と気付いていない。偽りを理解するには、脳性理学を勉強しないと脳は納得しません。どうやって薬物を止めさすかの、精神論を戦わせても無意味です。中毒になった理由は人それぞれでしょう。仏教思想の「生きていることが苦しみを生む。」の通り、この世に生きていて悩み、ストレス、疲労を全く感じない人間は、多分いないでしょう。その苦悩・不快感・苦痛を解消するために、普通の人は副交感神経を高めて、リラックスできるように努めています。睡眠・食事は、副交感神経を刺激します。ストレスは過食を生じます。ストレスを感じやすい人は、肥満になりやすいのです。動物性タンパクに多いトリプトファンは、脳内でセロトニンに変わって、満腹中枢を刺激

します。セロトニンは、脳を元気にさせ落ち着かせます。ストレスを感じた時は、植物性よりも動物性タンパク質をとった方が良いです。

薬物教育は、中学一年生から始めるべきです。生物学・植物学・栄養学の最低三科目は必修です。「脳は強制できない」という法則があるので、教師は教えるというよりも、生徒が知らない内に教えの内容を理解して、自ら納得して教えの通りに行動するような教育が、理想的です。教師は存在するが空気のような存在です。つまり、教える側の教師の質が、効果を左右します。

八 教養としての生物学

生物学は、教養として必修科目です。これは世界の流れです。全く教養がなくても、普通に生きていく日本は、先進国の中で一番の教養不毛国でないでしょうか。生物学を深く勉強するほど、自分自身を見る目が変わってきます。自分が今生きていること自体、毎朝、決まった時刻に目が覚めることが、生物の恒常性としてすごいことなんだと感動できます。この事実を当然と思ってしまうなら、無感動人間になってしまった証です。生物学的に毎日の生活を見ていません。好奇心に満ちた心をもてば、日々の秩序の乱れが拡大（エントロピーの拡大）していく現象を、エネルギーを使って元に戻していることに気付きます。そういう意味では、栄養学も非常に重要な科目です。生物は何を食べて生命を維持しているか。三大栄養素の中でタンパク質が一番重要です。なぜなら、それだけが窒素を含んでいて、他の二つの栄養素は、

窒素を含んでいません。土の中の窒素を吸い上げてタンパク質を合成できるのは植物だけです。植物以外の生物は全て窒素化合物を食物としてとらないと生存できません。植物への感謝の気持ちが必要です。身近な生物学の例として、九〇分の法則があります。睡眠にはレムとノンレム睡眠があります。大脳を発達させ、体温が一定の恒温動物は、大脳を休ませるための眠りが必要になった。それがノンレム睡眠です。眠りはノンレムから始まり九〇分後に、最初のレムが始まる。ハ虫類などの変温動物はレム睡眠だけです。レムとノンレムを足すと九〇分です。最低睡眠時間は、二つの眠り九〇分セットを四回繰り返した時間です。睡眠時間が六時間未満ですと、大脳の疲れが取れません。以上から、目覚し時計の時刻設定は、九〇分の倍数で設定する方が脳に良い。人間が集中力を維持できる限界時間は九〇分です。だから、サッカーの試合、大学の単位授業時間は全て九〇分です。一日は二四時間ですが、脳の中は二五時間周期になっています。その調整は太陽の光でやっています。一時間を六〇分単位に決めたのは、キリスト教徒です。仕事も勉強も集中時間は、九〇分単位で考えた方が効率的です。なぜなら、生物時計は九〇分単位で進んでいるからです。人間の成長ホルモンは、昼間三時間おきに少しずつ分泌されていますが、夜間睡眠に入ってから一時間後から三時間の間が、一番分泌量が多い。この時間帯に体の全ての修復が行われる。特に皮膚細胞分裂は、睡眠中だけです。昔から快眠・快食・快便と言われるように、睡眠は大脳のために大事です。人間の体内不要物質を排泄する排泄比率は、便が七五％・尿が二〇％・汗が三％・爪が一％となっています。このデータから、覚醒剤によって三日間も不眠状態が続いたならば、体の同化作用なし、異化作用ばかり、便秘による体内への毒素の蓄積。食欲不振によるタンパク質摂取不足。これは体にとって異常事態

を招きます。

生物学の中にあるたぐさんの法則を勉強することによって、地球上の全ての生物が自転と二四時間という時間的制約を受けながら、地球という惑星に合わせて進化してきたことが理解できます。現在、地球上で一番繁殖に成功している生物は節足動物の昆虫です。四億年前に登場し、九〇万〜一〇〇万種あります。動物は、二六万二五〇〇種です。カプトガニは約四億年前、ゴキブリは約三億年前に登場しました。人間がゴキブリを絶滅させることは絶対に不可能です。もしも、メスの出す集合フェロモンの合成に成功すれば、それは可能です。逆に人間は、哺乳類の中で環境破壊とともに自滅の道を歩んでいるのかも知れません。人間の体は極端な見方をすると、脳のために生命が維持されていると言っても過言ではありません。全てが脳を最優先に営まれています。食べたエネルギーの二〇〜二五％を消費する脳。脳が必要とするブドウ糖の総量は、一日あたり一二〇gに達する。

九 結論

この世に、たぐさんの種類の人間が生活しています。激辛の食物を好む人が存在するように、人間の好みは千差万別です。嗜好品も個人によって好みの差は大きいです。嗜好品にアルコール・ニコチン・カフェインがあります。ニコチン・カフェインは、植物アルカロイド（窒素を含むアルカリ性化合物）です。カフェインは、アデニンと構造が似ているために、アデニンが結合する受容体に、カフェインが結合して、

抑制性ニューロンの働きを止めることによってドーパミンニューロンからドーパミンが大量に放出され、シナプス後ニューロンが大きく興奮する。私はカフェインとアルコールが大好きです。しかし、アルコールの中間代謝物、アセトアルデヒドの有毒性をよく知っているので大量に飲むことはありません。ニコチンはタールの発ガン性を知っているので取りません。カフェインは、一日五〇〇mgを越えないようにしています。中枢性物質の利点・欠点の知識があれば、過剰摂取は避けられます。知識は人間の行動から過度・過剰を止めさせます。少量でも有毒な物質には抑制が働きます。医学的・薬理学的知識があっても、薬物に手を出して止められない場合、薬物依存症の遺伝子が脳に存在するのも知れません。ニコチン愛好者の離脱率は約四〇％です。薬物犯罪者が刑務所から出所して、また再犯する率は、約六〇％です。タバコの完全禁煙率四〇％と、薬物離脱率四〇％は、完全に一致します。タバコは限りなく薬物に近いということとを物語っています。

つまり、タバコも薬物も一度脳に取り入れた場合、六〇％の人間が依存症になるということです。この六〇％の薬物中毒者は、死ぬまで止められないのですから、社会から隔離すべきです。四〇％の離脱成功者は、ニコチン・薬物に代わるドーパミン大量分泌物質を発見したのです。例えば、生甲斐を感じる仕事を見つけたとか、達成したい目標を見出したとか。

薬物の害を事細かくかみくだいて説明し、脳生理学と関連づけて、医学的・薬理学的に説明しても、人間の健康に対する考え方・価値観は千差万別です。最終的には薬物中毒者は自ら理解し、納得することによって、また、生甲斐の物質、仕事を見つけないことにより薬物から離脱できるのです。これは煩惱からの

解脱によく似ている。全ての原因は脳から発し、解決の道は脳に帰結します。薬物は正に両刃の剣です。天然の素材のままであれば、薬効成分の含有量が少なくて、体に対する作用も緩和です。この天然素材から薬理作用のある成分を分離して、さらに高濃度に化学合成したことによって医療用に応用可能となった。阿片からモルヒネ・コカの葉からコカイン。麻黄からエフェドリン。現在、これらの物質は、医療の面で非常に大きな恩恵を人に与えています。その反面、人間の金銭欲という限度のない欲望が、薬物を売って利益を上げようとする卑しい人間を出現させてしまった。薬物の供給があつて中毒者がつくられる。薬物売買の闇組織に係わる人間には、終身刑という実刑をかすことが必要です。

現在、日本で薬物でないニコチンを二〇歳〜五九歳男性の約半数が愛用しています。

ニコチンは少量で興奮、大量で鎮静作用という二つの面をもっています。ニコチンですら約六〇%の人が離脱できないのが現状です。薬物の場合も、約六〇%の一生止められない中毒者を社会から隔離することが絶対に必要です。社会から隔離された場所に強制的に住んでもらう。中毒者の居場所がすぐに分かる、マイクロチップを体に埋め込む法律をつくることです。いろいろな管理の方法がありますが、社会との交流が不可能な場所に住んでもらうしかないのではないのでしょうか。薬物を一度脳に入れた人間の約六〇%が薬物から離脱できないという現実を直視することです。そして、その六〇%の中毒者を国が完全に管理する義務があると思います。アルコール・ニコチン・カフェイン・何れも脳のドーパミン放出量が増えて快感を得る。または覚醒する。六〇%の中毒者は、ドーパミン大量放出愛好者といえます。したがって止めさすという方法ではなく、薬物不使用期間をできるだけ長期に保つて人生を終えるという考え方が適正

ではないかと思っています。中毒比率六〇%は不変でも薬物経験者の分母の数字は、減少させることはできません。一度も経験させない、経験しようと思わない、理解しやすい薬物教育を脳科学者のアドバイスに基づき、中学校で実施してもらうことを願っています。

誰にでも分かる神経伝達物質、ドーパミンの授業の開始を心から願っています。

薬物問題を超越して輝く未来へ

一 私は薬物問題をこう考える

(一) 薬物問題を考えるきっかけ

「薬物依存」を辞書で引くと、「ある薬物を抑えがたい欲求により持続的あるいは周期的に摂取する状態」とある（『大辞林』）。さらに続けてこう解説する。「コーヒー・タバコの嗜好などの精神的依存と、モルヒ

無職

大西 一爾 (80)

ネ・大麻などのその使用を中止すると禁断症状を呈する身体的依存とがある」

深刻化する社会問題として世間の注目を集めたのは後者の大麻などの薬物乱用事件であるが、その根本にはタバコなどにみられる精神的依存が存在する。この精神的原因を無視しては、薬物問題も社会の安全も考えることはできない。

なぜなら、薬物とはもともと治療・予防などに用いられる物質の総称である。社会は人びとが助け合って生きる集まりを指す。私たちの幸福を増進させるはずのものが、害毒を流したり不安や不幸をもたらすのは、私たちの使用法や接し方、つまり精神のあり方に誤りがあるからである。

この問題を考えるきっかけは、私自身のささやかな体験にはじまる。私は麻薬に手を出したことはないが、社会人になってから一日一箱二〇本のタバコを吸う喫煙者であった。肺ガンと喫煙との関係が重視されるようになって「タバコを一日四〇本以上吸って、九〇歳を越えるまで長生きした人がいる」とか「タバコがうまいというのは元気な証拠」と吸い続けていた。

ところが七〇歳を越えたある日、事情が変わった。その日、ゆるい坂道を歩いている途中、はげしい息苦しさを感じて、しゃがみこんでしまった。それは陸上において水に溺れているような、目に見えない怪物に鼻と口をふさがれているような苦しみであった。しばらくして呼吸は元に戻ったが、COPD（慢性閉塞性肺症候群）という言葉が頭に浮かんだ。

喫煙常習者といいながら、実はそれまで何度か禁煙を試したことがあり、その間に読んだタバコの手を語る本の言葉が、刃物のように心に突き刺さったのである。

身体に悪いを思っていないながら、なぜ吸いたくなるのか。私はあらためて自分に問うことにした。体内のニコチンは、一晩の就眠中に半分はなくなる。三日も禁煙すればほとんど排出されて体内から消失する。ところが三日坊主で挫折するのは、身体的依存以外に心の依存があるからだ。これは私自身の心の問題だと気づいたのである。

そのころ、私の注意をひいたエピソードがある。

第三四代の米国大統領アイゼンハワーは、大変なタバコ好きでいつもパイプをくわえていた。そのため七回も心臓の発作を起こして入院したという。そしてついに七回目の発作を起こしたとき、タバコをやめた。退院記者会見で、禁煙の秘訣を問われて、彼はこう答えた。

「自分を哀れむ気持ちを捨てれば、タバコをやめることなんて簡単だ」

林高春著『たった5日のできる禁煙の本』（角川書店）に紹介されている話である。

「自分を哀れむ気持ちを捨てる」とは、いいかえると「自分自身を尊敬することである。」「尊敬する自己」とは目に見える物質的・身体的依存の奥に宿る本質である。この宇宙を創造し、星をつくり、太陽をつくったのと同じ力が人間をつくったのであり、その力こそが人間の本質なのではないか。

この自覚によりやくたどり着いたとき、私はニコチンという薬物に頼らずに生きてゆける自分と出会った。

(二) 薬物問題と人生の目的

薬物論ではなく人生論かとの批判を承知でのべるのであるが、薬物依存乱用社会への警鐘が打ち鳴らされ取締りがきびしくなるなかで、違反検挙者数は一向に減少しない。とくに二〇世紀後半からは目覚ましい情報網発達の時代であった。この情報化でインターネットによる薬物売買が増加した。法的規制だけでなく、人間としての生き方が問われているのが現代である。

私たち人間の魂をゆるがすあらゆる問題のなかで、最も重要な問題はなにか。それは人生の目的とはいかなるものか、ではないだろうか。むろん、そのようなことを気にしない人は多い。そういう人たちはただ感覚世界だけに住んでいて、人間は肉体であり、肉体の欲望を満足させればそれでよいと、漠然と考えている。そして地上の生活時期が終わり、肉体が自分からもぎ取られようとするとき、初めて「なんのための人生であったか。価値あるなものかを残すことができただろうか」と振り返ってため息をつく。こんな空虚な人生を味わってはならない。

終戦時、私は旧制中学の生徒であった。このころ、両親が相次いで死亡し、混乱した世情のなかで、人なりに自己とは何か、世界とはなにかを問い、思索のまねごとをした。当時旧制高校生の必読書とされていた西田幾多郎の『善の研究』、阿部次郎の『三太郎の日記』、出隆の『哲学以前』、倉田百三の『愛と認識との出発』などを古本屋で見つけたり、人から借りたりしてむさぼり読んだ記憶がある。

いまから思えば一知半解といえよう。その後、働きながら新制大学を卒業し、中学・高校の教師生活を

送った。そして退職後、禁煙を契機に、ふたたび「人生の目的如何」の問いに向き合った。問いは同じでも、年齢を重ねたせいも、先人たちが残した答えへの理解が深まったような気がする。

たとえば仏事で耳にする「南無阿弥陀仏」の言葉がある。「南無」は古代インド語の音を漢字にあてはめたもの。「一つになる」の意味で、「帰命」「帰一」「帰依」などと訳される。「阿弥陀」の「阿」は否定、「弥陀」は有限の意味があり、「阿弥陀」は有限の否定、つまり無限を指す。「南無阿弥陀仏」を「帰命無量寿如来」とか「帰一無礙光如来」ととなえる理由である。如来とは真如（永久不変の真理）の世界から来たもの、これと一つであるのが本来の自己という意味になる。

キリスト教では、「天にましますわれらが父よ」と祈る。神が人間の父であるなら、人間は神の子であり、人間の子が人間であるように、神の子は神ということになる。

また日本語の「人（ヒト）」の語源は、「日止（ヒト）」だという。太陽に象徴される宇宙のいのちが宿ったのが人間なのである。男子の美称「彦」は「日子」であり、女子の美称「姫」は「日女」の意味になる。洋の東西を問わず私たちの祖先は、直観によって自己の内に無限なるもの、神聖なるものを見出し、それを本来の自己、自己の本質としてきた。その自己を再発見し、忘れていた自己をとりもどし、ふたたびその自己と一つになって生きる。「宗教」を示す英語である religion は「再び結びつく」ことを意味するものも納得がゆくのである。

要するに人生の目的とは、自分に宿る無限なるものをこの世に顕現することではないか。肉体はこの地球上で活動するための宇宙服のようなものであり、目的はあくまで内に宿る完全理想の声にしたがつて天に

向かって上昇してゆくことではないか。

頭脳による知的理解だけでなく、新しく生まれたという表現があてはまる意識転換に私は近づいた気持ちである。八〇歳近くになって、なんとという晩熟といわれそうであるが、ともかく私はこうした思考の方向を変えることでタバコから離れた。それはニコチンからの離脱とチャレンジしたとか、戦ったというわけではない。ごく自然にタバコへの興味を失ったのである。

この小さな体験から私の得たものは、薬物問題についての三つの課題である。第一は、自分の心をなにごとに同調させるか。第二は、人間の本質への自覚と学校教育の問題。第三は、希薄化する社会の絆とその再生である。課題とともにその対策を提言したい。

二 解決すべき課題と対策

(一) 心をなにごとに同調させるか

以前、北海道を旅行したとき、土地の人からこんな話を聞いたことがある。

山中で大きな熊と出会ったときには、決してその熊から目をそらしてはならない。熊を恐れることなく、そして微笑して見つめる。すると熊は跳びかかってきたり、傷つけることはしない。やがて熊は目の前から姿を消す。もし熊を恐れて目をそらせば、たちまち跳びかかってきて、一撃のもとに倒されてしまうだろうと。

幸い、熊と出会うことはなかったので、真実を確かめたわけではない。だが人生の困難も微笑をもって迎える者には、困難が困難でなくなる。そんな教訓を得た気がした。

これは薬物問題にもあてはまるのではないか。芸能人の薬物乱用事件が続いて、世間の注目を集める。華やかな舞台やドラマ出演の裏に、種々のストレスを抱えこんでいるであろうことは容易に想像できる。はじめは好奇心で触れたものが依存状態となり、抜け出せなくなる。ストレスという名の熊からの逃避である。逃げれば逃げるほど、相手は追い駆けてくる。ついには逃げることで自体がストレスとなる。自分でストレスを増幅する。

芸能人にかぎらず私たちの人生には、大小さまざまな困難があらわれる。その困難をストレスと重石おもしと考えるか、自分を磨く砥石と考えるかで、結果はちがってくる。

平凡にみえる教職生活にも試練がある。管理職となつて最初の赴任先は、指導困難校であった。地域の高校群のなかでは最下位のランク付けで、劣等感で荒れた生徒の生活指導に教員は追われる日常が展開していた。しかし右を押さえると左が頭を出す。モグラ叩きの連続である。発想の転換を迫られ、職員会議で週一回の全校奉仕日を提案、実行することにした。

当時、土曜は登校日で、第三時限はホームルーム、第四時限は必修クラブ活動であったがそれを短縮して三〇分の時間を捻出し、学校周辺の道路清掃とドブ掃除をすることにしたのである。もちろん教職員も参加する。ところが、はじめはいいやながら作業していた生徒たちが次第にかわつてきた。出会う町内の人たちからねぎらわれたり、感謝の言葉を受けることで、自分自身の存在価値に目覚めたのである。利

己から利他へ振り向いたとき、狭い世界から広々とした世界へ歩み出たのである。小さな自分に執着していたのが馬鹿らしくなり、恥ずかしくなったのである。生徒たちは学習にも身を入れるようになり、大学への進学者も増えていった。

こうした経験から薬物問題解決の第一の課題は、その渦中にある人の心が何に同調するかである。人の心はラジオ波やテレビ波のように、同波長のものを呼び寄せ受信し、自分の周囲に現出させる。「類は友を呼ぶ」のである。

さらにいえば、心を運ぶコトバは動力である。声に出すコトバだけではない。心の中の思い、想念こそコトバそのものである。「言（コト）は事（コト）に通ず」「言事不二」これが日本の言霊（ことだま）思想であり、「太初（はじめ）に言（ことば）あり、言は神とともにあり、言うは神なりき。……万（よろず）の物これによりて成り、成りたる物一つとしてこれによらで成りたるはなし」（ヨハネ伝、第一章）にも相通する。

神がコトバによって創造した世界を私たちは五官で翻訳して、さらにその上に二重写しのように自分のコトバで独自の世界を作り上げる。私たちもまた創造者なのである。

薬物乱用事件を根絶し、健全な社会を維持する第一の要件は、私たち一人ひとりがこの世界の創造者であるという自覚である。そしてそのための具体的対策は、健全社会にふさわしい心を養い、ふさわしいコトバ（思い）を持つ。これ以外にはない。

抽象的で実体がないとの批判は当たらない。この世界は抽象的なコトバが形となってあらわれている。

コトバこそが物事の本質なのである。いま、世界は平和のために核を放棄せよとの声が高い。だが形だけが先行しても争いの心がみちていると、平和はやつてこない。薬物問題も同様である。法的規制や取締りを強化し、依存者の治療体制を完備しても、心の問題に手が届かなければイタチごっことなる。「急がば回れ」である。

人生で出会う困難にストレスを感じ、そこからの逃避が薬物乱用の原因であるならば、その困難の受け止め方をあらためようではないか。困難を圧力として恐れるのではなく、自分の魂を向上させてくれる教材として微笑をもって迎えようではないか。

人生は学校である。学校で教材や課題が与えられるのは、それを解決できる能力があると認められているからである。自分にはその能力がある。解決できる。これをコトバに出す。コトバにすると、コトバは創造者であるから解決に必要な知恵や物や協力者があらわれる。困難すなわち課題を乗り越えるたびに、私たちは一段ずつ高みに達し、すばらしい展望を楽しむ。そのとき私たちは魂の内から「なんじは勝者である。偉大なる者よ」と呼びかける声を聞く。それはなにもにもまさる喜びである。

(二) 人間本質の自覚と教育

薬物問題解決の第二の課題としてとりあげたいのは、人間観の問題である。

公立高校で在職中のころ、チームを組んだ同僚に生物担当の教員がいて親しくなった。ところが話合っていて、しっくりしない点が出てきた。こちらは社会科担当で、人間を精神的存在と考えるが、向こうは

そうではない。担当教科のちがいからくるのかと、「高校生物」の参考書を取り寄せた。その序章に「生命と探求」の項目があり、つぎのような記述にぶつかった。

「現代の生物学では、生命は生物体を構成する物質の相互作用によって成り立っているもので、生氣（魂）の存在を考へる必要はないと考へられており、このような立場に立って生命現象の解明が飛躍的に進められた。」（『新総括 生物』小林弘・吉田邦久著、教研出版株式会社、昭和五九年初版第一刷）

同様の意味の記述は、旺文社発行の『生物事典』にも見ることができた。

ここから導き出される人間観とは、人間は物質的肉体的存在であるという考へ方である。肉体の働きはもちろん、精神も肉体を構成する物質の化学反応の結果生じたものであるから、物質的処置や薬剤によって左右することができる。そういう結論になる。

医学界すべてがこうした人間物質観であるとは思わない。たとえば「精神身体医学」という分野があり、『広辞苑』や『大辞林』にも掲載されている。「心療内科」の医院もある。人間は単なる物質の集積ではない。表面は肉体のように見えるけれども、裏を返してみると精神のあらわれである。だから心の面からも治さなければならぬという医学である。

しかし、社会に浸透した人間イコール物質の観念は、ますます強固になりつつある。軽微な疾病でも、病院に行けば必ずといっていいほど薬剤が投与される。経営上の理由もあるかもしれない。またテレビのCMや新聞雑誌の広告では薬の効用が宣伝される。書店の本棚で、『人間は死んだらゴミになる』の表題を見たとき、物質人間観もここまで来たかと思つた。たしか元裁判官の著書であつた。

一方、私が担当した社会科には「倫理」の科目がある。歴史に登場したさまざまな思想や理論を、ただ知識として受け取るだけでなく、自分の生き方や考え方と結びつけるために設けられた。そこにプラトンの「アイデア」論が出てくる。

アイデアとは、すべての存在の背後にある永遠不変の本質を指す。私たちが感覚によってとらえる世界は、たえず流転変化する現象であって仮の世界にすぎない。真の世界は永遠で完全無欠な実在界である。この実在する完全な本質をアイデアと呼んでいる。

このアイデア論を教えるときは、三角形を例にとると生徒にも理解されやすい。

私たちはどんなに精密に描いても、不完全な三角形しか作図できない。なぜなら、内角の和が正確な二直角であり、直線で囲まれた三角形は、描く線が多少とも幅や太さをもつかぎり完全とはいえない。しかし、たとえ不完全であっても三角形を作図できるのは、肉眼では見ることができないが理性によって、つまり「心の目」によって完全な三角形をとらえているからである。

この心の目でとらえた完全な三角形こそ、現実に存在する個々の不完全な三角形の本質、すなわちアイデアなのである。

このプラトンのアイデア論は、カントやヘーゲルの哲学にも取り入れられ、唯物史観を唱えたマルクスにも影響がみられる。思想の源流とされるゆえんであろう。

私のプラトンへの思い入れはさておき、人間がいつかは消滅する物質的肉体であるならば、「完全」とか「無限」とか、あるいは「永遠」という観念が生まれるはずはない。肉体は不完全であり、有限であり、

死ねばゴミ同様に焼かれて灰になる。そのどこを指して「尊厳」というのか。生物学の説く生命観や人間観からは説明がつきにくい。

あらわれている姿は不完全であつても、それは仮の姿にすぎない。自分の本質は完全であり、永遠不滅である。私の中には完全理想が宿る。その理念、イデアが天下つてきて、ここに存在する。このプラトン主義の人間観では、薬物に依存しなければ生活できないような生き方は出てこない。内部に宿る完全理想は、「高邁であれ、気高くあれ、正しくあれ、尊くあれ」と常にささやきかけている。

この人間観の転換をうながす不可欠の対策は、学校に哲学教育を組みこむことである。小・中・高校のそれぞれの発達段階に応じて、真の人間とは何かを考えさせる。

「哲学」の語は西周にしあまねによるphilosophyの訳語で、「知を愛する」の意である。「人間とは何か」「世界とは何か」の問いから始まったものである。その意味では、宗教もまた哲学のなかにふくめてよい。戦後の日本は、戦前の国家神道への反発から宗教教育がおざりにされ、その無知がオウム真理教事件を招いた。だからといって古今東西の哲学者・宗教家の思想を網羅せよというのではない。参考になるのはヤスパースの「基軸時代」である。彼は著書『歴史の起源と目標』（重田英世訳、理想社、昭和三九年）のなかで、紀元前五〇〇年ほどの幅をもつ時代を、東西の世界史を貫く基本軸であり、人間の精神的故郷であるとした。

中国では孔子や老子が生まれ、インドではウパニシャッド哲学が起こり、またブッダが生まれた時代である。イランではゾロアスターが、パレスチナではエリアからイザヤやエレミアにいたる予言者たちが活

動した。ギリシヤはソクラテスやプラトンといった哲学者を生み、叙事詩や悲劇詩が書かれた、ヤスパースがあげたこれからの思想家たちに、ナザレに生まれたイエスを私は加えたい。また、紀元前後インドに発生した大乘仏教や、日本の『古事記』『日本書記』も忘れてはならない。記紀神話は物語形式で書かれた論文であり、プラトンのアイデア論や仏教、キリスト教にも通じる神人連続の思想がのべられている。

教材内容には、国語科や社会科との重複もある。整理や集約も必要であろう。名称も哲学教育という堅苦しい表現ではなく、発達段階に応じたたとえば「生き方学習」とか「総合学習」といった呼び方も考えられる。

ここで学ぶのは「何を手に入れたか」ということではない。「私とは何であるか」の問いかけであり、先人たちの英知の言葉を手がかりにして、自己の神聖な本質を発見することにある。この学習の時期に、本質発見が不充分であったり中途半端であつてもよい。播かれた知恵の言葉の種は、柔軟な心の深層に根づき、いつか花ひらく。少なくとも、麻薬に手を染めるような愚行に陥ることはない。目覚めかけた自己の本質がブレーキをかけ、方向を転換させる。青少年時代の学習にはそれだけの力がある。

(三) 社会の絆とその再生

薬物問題解決の第三の課題は、希薄化する社会の絆とその再生である。

最近、育児放棄や虐待によって幼い子どもの命を奪う親が続出している。一方、高齢で衰弱した親が所

在不明になつても知らない人が多い。社会とは、血縁をはじめ地縁、職場の縁、その他の集団の中で受持つ役割の縁などで結ばれていることで成立している。その社会が、ばらばらの砂粒のような個人の集まりになりつつある。

孤独感には自己卑小感が伴う。とるに足りない自己は消し去りたい。自己破壊の裏返しが他への破壊となる。連帯感が失われた社会では犯罪が多発しやすい。

薬物乱用行動も自己破壊衝動のひとつである。繰り返し使うなかで起こる心と身体の破壊的变化に気づきながら、やめようと思つてもやめられない状態で完結する。これは若者たちに最も多くみられる傾向である。

ここから脱出するには、さきへのべた心が創造者であることを自覚し、自己本質の神聖性を悟ることが根本的解決法である。だがまだその段階に至っていないければ、まず孤独という感覚から抜け出すことである。

考えてみると、この世に生きているかぎり孤独、すなわちひとりぼっちということはあり得ない。親兄弟がいなくても、いまここに生きている。生きているということは、食べる物があり、衣服を着て、寝る場所があるということだ。その衣食住の素材は自然の恵みによって生み出され、多くの人の労力によって加工されたものである。その縁に支えられている。

縁とは絆である。「きずな」とかなづけけるが、本来は「きづな」で、「き」は生命の意味、「きづな」とは「いのちのつながり」を指す。「大切なものは目に見えない。心の目で見なくては」とは、サン・テ

グジュベリの『星の王子さま』に登場するキツネの名せりふであるが、生命のつながりも心の目で見ないとけない。

要するに生きているかぎり、孤独などありようがない。目に見えない天地自然の力に生かされ、世間の人たちに支えられている。

そう気がついたならば、買い物をするとき、道で知った人に会うとき、笑顔であいさつをしたい。笑顔は笑顔を呼ぶ。孤独感などはいつのままにか吹き飛ぶ。葉などでまぎらわせなくてもよくなる。

育児放棄や虐待、高齢者の所在不明問題も関係者や行政機関の対応の仕方の改善はもとより必要である。同時に、世間における出来事は、その世間に生きる私たちの心の反映であることを肝に銘じよう。体は別個に分かれているように見えても、いのちはつながっている。絆を、生命の連関意識を回復しなければならぬ。

孤独からの脱出に加えて、薬物脱出のもうひとつの提言は、自分をほめることである。現状を是認するのではない。「あるべき自分」に一歩ずつ近づいてゆく自分をほめるのである。現状を是認する

受験勉強のとき、あるいは一定の仕事を期日までに完了しなければならぬとき、私たちは予定表を作つて一日ごとに達成量をチェックする。日誌をつけて進行状況の反省をする。薬物離脱ではカレンダーにするしをつける簡便法でもかまわない。私はニコチンからの脱出に手帳型の日記を使用した。日付の欄に毎日「きょうで断煙〇日」と記録する。「禁煙」ではなく「断煙」としたのは、禁止ではなく、タバコと決別の意志をこめた。

このとき大切なことは、たとえ一日二日でも達成した自分自身をほめることである。ほめて、よくやつたとその自分に感謝することである。社会連帯感を深めるのに、あいさつの笑顔に感謝の気持ちをこめるように、ありがとうと自分に語りかける。

三日坊主で終わっても、落ち込むことはない。失敗は成功の基。やり直せばいい。人生は魂を向上させる修行の場なのだから、修行は繰り返すことによつて達成できる。

考えてみると私たちはいつの時代でも、なんらかの問題をかかえ、それを解決しようとなつてきた。NHKの大河ドラマ「龍馬伝」で龍馬ブームがおこつたのも、彼が与えられた課題から逃避せず、それを契機にして自分自身とともに、この国を昇華させようと骨身を惜しまなかつたからである。「昇華」は、固体が液体となることなしに、直接気体になること。転じて、ある状態からさらに高度な状態に飛躍することをいう。坂本龍馬の「船中八策」は、大政奉還を実現させ、五箇条の御誓文に受け継がれたことで有名である。

薬物問題もまた、法的取締りや医療支援などにとどまらず、私たち自身と社会の向上を図る手がかりとするべきではないか。心のあり方や人間観、人とのつながりを強調したのはそのためである。そこには輝く未来が待っている。

薬物問題と社会の安全を考える

千葉県警察官

鹿山 有紀 (58)

一 薬物犯罪の実態

(一) 薬物犯罪に対するイメージ

薬物に関しては、中近東系の外国人による密売事犯、六本木や銀座といった都会の繁華街での密売、使用する者も夜中に遊び歩く奔放な若者とか芸能人が多いといったイメージがあり、まともな一般社会人、

主婦、中学生を含めた学生とは無縁のもので、普通の人が薬物問題を感じることはできないのは、一般に名が知れ渡った女優や男優といった芸能人の薬物使用、さらには繰り返し検挙されているといった話題、大麻をマニシオンペランダで育成して検挙されたとの話題等、ニュースとしてマスコミに取り上げられる場合です。

しかし、薬物使用の問題は、実はかなり深刻であり、国民の間に根深く浸透しており、中学生による乱用といった低年齢化の問題、薬物使用は犯罪だという犯罪意識が希薄化している状況、自分のごく身近な者が犯人として係わらなければ他人事として関知しないという日本人の国民性にも関わる問題があり、薬物が暴力団組織の資金源となっており、国際犯罪組織が日本をターゲットとして、薬物を供給している問題等と併せて実は、日本の治安を考える上で脅威となっているのです。

(二) 薬物犯罪の実態

私は、薬物の犯罪取締り、暴力団犯罪の取締り部門に身を置いて、薬物犯罪等事件の捜査に当たった経験があり、薬物問題についてその実態及び問題点等について、実務家の立場から、敢えて意見を申し上げますべく応募しました。

私は、実務を通じて、薬物使用の実態を警察捜査を通じて自ら体験しました。

実例として、

- ・ 一般会社員が海外旅行を通してヘロイン中毒に陥った事件
- ・ 日本に一〇年来住んでいるフィリピン人男性が、再入国時に数グラムの覚せい剤粉末を所持してい

たことが発覚して検挙されたが為に日本国内において同人が犯した未検挙の侵入窃盗及び強姦事件（相当数）が解決された事例

・暴力団組織の武器庫としてけん銃数丁、実弾相当数を押収した際に覚せい剤数百グラムも一緒に押収した事件

・覚せい剤密売人の女性が死亡ひき逃げ事件を起こしたために、小学生の息子二人が、児童相談所で保護を受けたほか、覚せい剤の密売によって得た金で建てた瀟洒な一軒家が無人となったために庭の手入れもままならず、雑草の生い茂るあばら屋となった事例

・薬物使用の女性被疑者を取り調べた薬物担当の警察官が、女性と一緒に薬物を使用して被疑者となった事件

等、薬物に起因する犯罪者がどのような流転の人生をたどるか目の当たりにして、その影響を一般の人より、深く感じることができるといえる立場にいたことから、薬物が我が国の社会の安全に及ぼす影響を深く考えざるを得ないのです。

二 薬物使用が及ぼす影響

(一) 薬物犯罪の重罪性

薬物犯罪は、使用（大麻取締法を除く）、譲受、密輸、製造等が全て処罰され、国内外を問わず、世界

的に規制されている犯罪であり、国際的にも違法薬物取締りのための条約が整備されつつあります。

また、薬物の密売は、我が国における暴力団等犯罪組織を含め、国際的な犯罪組織の資金源となっており、薬物の密売によって獲得された資金が新たな犯罪の資金となる他犯罪によって得た莫大な資金が、正常な経済活動を阻害することになるなど、その薬物犯罪の蔓延は世界的に放置できない共通の問題ともなっています。

さらに、薬物犯罪は再犯率が高い犯罪であると先述しましたが、使用が度重なると確実に実刑を科せられることとなります。

(二) 薬物の影響

それでは、何故、薬物使用を容易に止められないかと言うと、薬物犯罪はその依存性の強さが特徴的だと言われている他に、常習使用者の口を借りれば、「それだけよいものだ」と言われている実態もあります。

さらには、ある場所に行けば必ず薬物は手に入るといふ状況があり、また携帯電話のインターネット機能を利用すれば、二チャンネルという番組を通していわゆる裏サイトにアクセスすれば容易に薬物の売買情報にもたどり着けるといふ容易に薬物が手に入る環境が野放しにされている実態があります。

その薬物の「良さ」については、一般には「疲れがとれる」とか、「やせる」とか「えもいわれぬ快感を伴うセックスができる」等と喧伝されています。

しかし、その実態はどうかというと、薬物の影響により、精神状態が高揚し、覚醒して睡眠を取る必要

が無い（と感じられる）ことから、あたかも疲れがとれるような感覚に陥るが、その実態は、精神のみ高揚し、肉体については、脳や内臓も含めて、当然休養を取るべき時に覚醒していることから、休息を取る暇がなく、通常とは逆に疲れが蓄積していく状態となり、精神が覚醒している時間が長ければ長いほど、その影響が肉体に及ぼす反動、つまり疲労感は一層増すということになるのです。

食べるものもろくに食べずに、覚醒して起きている状態が長く続けば続くほど、その肉体は疲労し、内臓の働きは鈍り、外観上は激やせの状態になります。

一般に覚せい剤の常習使用者の特徴として、頬がやせ細り、目だけぎらぎらとしているが、肌つやが悪く疲れ切った状態となるほか、水分が欠乏しており、盛んに水を飲みたがると言われています。

(三) 家庭生活に及ぼす影響

身体的に異常を来す他、その生活環境も大きく変化します。

覚せい剤粉末は、一回分の使用量に値する代金が数千円から一万円強と高額であり、常習者となると、多い方で毎日数回、少ない者でも三日に一度くらいの頻度で使用するようになることから、一月の薬物に掛ける金額も使用回数が増えるほど、相当高額となります。

したがって、仕事をして毎月の糧を得て家族を養い、あるいは自らの生活費を賄っているごく一般の社会人にとってはもちろん余計な出費となり、家庭生活を営む上での負担は、相当大きいものとなり、通常の家生活を維持できるとは思えないし、確実に生活の破綻に結びつくこととなります。

薬物常習者にとつての仕事とは、大多数の一般人が仕事をする状況とは異なり、生活を維持するためのものではなく、薬物を得るためのものになると思います。

薬物使用者にとつて、薬物は日常の生活に欠かせないものとなり、薬物を使用したいが為に薬物使用の合間に働くこととなり、普通一般の毎日、朝から晩まで働くと言った、勤勉な勤労者の仕事とは全く質が異なるものとなるのです。

つまり、仕事をするとは言つても、通常の仕事とは異なる不定期に金を作れる仕事と言ふことになるが、いわゆるまともな仕事でそのような都合良く金になる仕事はあるわけではなく、自ずと犯罪を指向した仕事にならざるを得ないので。

ここにおいて、薬物使用者と犯罪組織あるいは犯罪グループとが結びつく必然性があるのです。

このような薬物常習使用者が家庭の主要な働き手である場合は、まともな家庭生活を維持できるとは考えようもなく、子供がいる世帯にあつては、その子供がまともな成長する可能性は極めて低いということになります。

(四) 社会に及ぼす影響

薬物常習者の行動は、その常習者が社会との交わりを拒否して個人の住宅内にこもっていないかぎり、一般のショッピングセンター、駐車場、道路において公衆の耳目を浴びる状況であれば、常人とは自ずから言動に異常が認められるため、警察に通報されることはほぼ間違いないということになります。

また、車を運転すれば、異常なほど高速度で車を走らせ、信号はまず守らず、追い越し禁止の標識がある道路においても、次々と追い抜いていくという特徴があります。

つまり、彼らにとって、違法薬物を使用すること自体が遵法精神を放棄していることから、道路交通関係法令をはじめとして、法律は存在しないのと同じであり、覚せい剤の常習者は、常習者であればあるほど、既に持っていた運転免許証は、違反の処分点数がかさんだか、あるいは薬物使用運転によって取り消されたかして、免許証の効力は失効しており、無免許運転者が多いという特徴があるのです。

既存の法律にはとらわれないということについては、彼らは覚せい剤等の薬物を入手するために資金を得る必要がある、そのためにはひったくり、路上強盗、空き巣ねらい等の侵入窃盗、自動車盗等およそ金になることであれば、何にでも手を染めるし、またその手段を問わないということになります。

一方、昨今、犯罪の国際化（グローバル化）の問題があります。

これは、日本が国際犯罪組織のターゲットとなり、その犯行手段・方法がより国際化してきたが故に、これまでの伝統的な犯罪捜査手法によっては、犯人あるいは犯人グループを検挙できず、事件解決がより困難になっているということにもなるのです。

外国人犯罪組織は、日本国内で金品目的の犯罪を犯し、短時間の内に金品と共に国外に脱出したり、国内に外国人犯罪者の拠点となるいわゆる外国人の集住地域を形成し、犯罪を犯した外国人が仕事をする上での出撃場所、あるいは帰巢場所を形成するという特徴があります。

これら国際犯罪組織の陰には、アパートの賃貸契約名義人として居住場所を獲得する者の存在があった

り、日本国内で得た金品を換金して自国に送金する地下銀行システムに係わる者の存在、外国人犯罪者が合法的に住み着くために日本人女性との偽装結婚を手助けする者の存在、さらには外国人を搬送する手段としてのいわゆる白タクを開業する者及び組織の存在等数々の犯罪インフラが構築されている問題があります。

さらには、盗んだ自動車などを解体して外国に移送するための盗品の処分場所や、そこで働く者も必要となります。

これらのことが、犯罪の国際化、つまりグローバル化と密接に結びつき、日本の治安に対するあらたな脅威となってきたのです。

このような外国人犯罪のなかで、薬物事犯は犯罪で得る金額の面、客として関係する日本人の数から視ると、相当の割合を占めると思います。

薬物の使用者として薬物を購入する大半は日本人であり、その支出した現金の何割かは、国内に居住する外国人の生活の糧となつており、その資金の一部はさらに薬物の仕入れ代金となつて、あらたな果実を生み出すこととなるのです。

薬物問題を考えるとき、これら犯罪インフラの存在や犯罪インフラに係わって日本国内に居住する外国人の存在の問題を避けることはできず、それらの犯罪を犯す外国人の取締りに隙を見れば、外国人が外国人を呼び寄せる結果となり、外国人の集住問題となり、その先には外国人の子供が増える結果として、日本国内の学校に入学して言葉や日本語の壁にぶつかって授業をドロップアウトし、小遣い銭ほしさに非

行に走る外国人の少年犯罪の増加にも結びつくことになるのです。

このように、外国人犯罪の国際化問題は、日本国内における外国人居住者数の増加、さらには、外国人少年による犯罪の増加といった負の連鎖をも引き起こす要因を孕んでいるのです。

三 社会の安全を考えた取り組み

(一) 警察の対応

犯罪のグローバル化に伴い、警察の対応も形を変えざるを得なくなってきました。

これまでもイラン等の中近東系外国人による覚せい剤等の薬物の密売問題、中国あるいは韓国系マフィアの台頭による盛り場における利権争いの勢力図の変化等が問題視されてきましたが、それらに対処するためには、これまで警察内部における対応部署がそれぞれ独自で取締り強化策を打ち出せば足りる一面もありましたが、犯罪の国際化にあつては、これまでのように専門部署のみの対応では処理できない状態になつてきているのです。

つまり、外国人犯罪組織にあつては、国内の暴力団組織や薬物犯罪組織、さらには窃盗グループ等、いろいろな組織と密接に関係して犯罪を犯す傾向にあります。窃盗グループ、薬物グループなどがそれぞれ独立したグループとして暗躍しているわけではなく、一つの組織が各種の犯罪グループに組み替えられ、さらに事件の内容毎に日本人のそれぞれの分野の犯罪グループと複雑に絡み合つて犯罪を犯しているとい

そのためには、出入国管理局と警察が連携した、特に外国人の集住場所に対する徹底取締りが必要だと考えます。

二番目として、薬物に係わる者の低年齢化の問題と薬物教育の問題があります。

低年齢化の問題は、携帯電話の普及との関わりが強いと思われず。

いわゆる二チャンネルの不法サイトを閲覧すれば、薬物の取引情報が容易に入手できるし、昨今の中学生・高校生の多数が携帯電話を利用していることから、中学・高校生が遊び半分に薬物の取引を開始できる環境が放置されていることに問題があると思います。

そのような環境を排除することは、携帯電話のインターネットを管理・運営する者の責任であると同時に、子供に携帯電話を持たせる親の責任でもあると思います。

さらには、一般の若い主婦、OLといった女性による薬物使用が問題となっています。

これらの問題の背景には、ストレスの解消、やせるため、かっこいいと言った、薬物に対する誤った考え、一回だけならばといった安易な考えに基づいた使用があると思われる。

まずは、少年時代にしっかりとした薬物に対する知識を身につけさせる教育が不可欠と思われます。

三番目として取締り側の体制を考える必要があります。

警察においては薬物対策部門が取締りを行い、少年問題については生活安全部門が学校の薬物教室を開催し、不法残留取締りは警備警察が出入国管理局と連携して取締りを行うと言った、あくまでも警察の部門毎のメンツに基づいた対策を取っているのが現状です。

これらの対策は、全体として調整がとれたものであれば「薬物対策」として効果があると思いますが、各部門の都合で横の連絡無しで実施されているとすれば、期待されている効果が得られるはずはないと思います。

四番目としては、国民一体となった薬物防止キャンペーンの取り組みを強化する必要があると思います。先述した中学、高校生レベルでの薬物教室においても教育委員会及び学校との協力や連携が必要であることは言うまでもないし、総務省や文部科学省と言った国の機関が主体となって、新聞やテレビ等のマスコミを巻き込んだ薬物防止キャンペーンの展開、若者を雇用する会社や商店における職場による薬物防止教育といった取り組みも効果的かと思うのです。

要するに、薬物問題は、日本の国としてしっかりとした考えの下、取り組まなければならない問題であり、対応如何では、何十年にもわたって、国の癌となって国力を弱めかねない問題だと思っております。

薬物防止は安全な社会作りに欠かせないものとの意識を社会全体で共有して、取り得るべき策を一つずつ確実に実施していくと言うことが重要かと思えます。

(三) 結論

薬物問題は、今、国として決めてとなる対策を講じる必要があると思います。

薬物のない安心な国作りに異を唱える者はないと思いますが、一般の人が薬物問題に触れるのは芸能人の薬物使用などのニュースがテレビの画面を賑わす時くらいであり、人ごととして、野次馬的に興味を持

ち、関心を示す程度と思います。

薬物事犯が防げない理由の一つには、誰もが自分の身边で起きなければ人ごとですませてしまう傾向が強く、他人事に深く関わる意思を持たないからではないかと思えます。

つまりは、日本国民の意識として、他人のことに口を出さない、自分のこと、身内のことに関係なければ首をつっこまないという無関心さがあると思うのです。

この無関心さを払拭するためには、総務省といった国の行政機関が主体となった広報啓発活動の活発化が必要不可欠と思います。

理由の二つ目は、学校における啓発啓蒙活動の低迷にあると思えます。

薬物を使用する理由として、「仕事がかどる」「やせるために効果がある」「体に合わなければいつでもやめられる」等といった間違った認識から手を出し、深みにはまる者が相当数いると思えます。

欧米の先進諸国においては、薬物問題については、小学校からその防止教育が始められていると耳にします。しかし、日本においてはどうかと考えれば、今となつてはかの「ゆとり教育の推進」により、道徳や倫理教育の時間がカットされて小学校において薬物教育に時間を割く余裕がなく、また、警察がその推進を唱えて薬物教室を開催できた回数、中学・高校の数を分母にして何パーセントの学校で実施できたか、極めて疑問です。

子供のころから、薬物の恐ろしさについて教える教育を実施して、薬物に手を染めない大人を作る必要があると思えます。

三つ目は、取締り側の体制の問題です。

既に述べたように、警察の旧態依然の体制、捜査手法では昨今の外国人を中心とした犯罪に対応できず、捜査側としても意識転換を図らねばならないと言うことです。

また、国の外国人取締機関である法務省・出入国管理局とのさらなる連携強化という問題にもつながります。

薬物問題で検挙された外国人については、日本国内で重罪に処するほか、退去強制処置についても厳格に実施して、再入国を認めないと言った嚴重な態度で臨み、諸外国に対して、特に薬物事犯に対しては厳格に対処するという日本の姿勢を示し、薬物事件を犯そうとする外国人に対しては警告を發すべきだと思います。

以上、薬物事犯を減らせない理由を大きく三点に絞って述べましたが、これらの理由がすなわち薬物事犯が蔓延している原因ともなっているものであり、これらの事情を払拭できない限り、薬物問題の解決には至らないと思います。

国を挙げて真剣に検討して国民一体となった対策を推進するという考え以外に今後の日本における薬物のない安心・安全な社会作りは考えられないと思いますし、今、決めてとなる対策を強力に推進しなければ、将来に禍根を残すと思うのです。

あなたは自分の子どもに 覚せい剤をうてますか？

飲食物販売業

黒木 識愛 (41)

はじめに

薬物問題は、日本だけに止まらず、世界の国々が課題とし、「麻薬撲滅」をスローガンに掲げ、様々な試みや取り組みがなされているが、薬物乱用者や薬物に関する犯罪は、減るどころか増加の一途を辿っている。

日本での薬物犯罪が減らない原因には、現代日本のあり方や、背景そのものが大きく影響していると言わざるを得ない。

また、薬物犯罪者の多くが再犯者であり、刑務所生活を経験する者が殆んどである。

実は私もその中のひとりであり、現在受刑中の身ですが、今回の「薬物問題を考える」の論文を書くに際して、薬物犯罪に手を染めた者の側からの視点も含め、提言をさせていただき、そのことで、これからの日本が、世界が、少しでも薬物犯罪に対し関心を持ち、薬物犯罪に歯止めがかかり、薬物犯罪撲滅の足掛かりとなることを切に願うばかりです。

一 薬物犯罪者・乱用者のいま……

私が薬物犯罪に手を染めたのは、今から遡ること二〇数年前のこと。

その二〇数年前と現在とでは、薬物犯罪に手を染める人達の（人種）に、大きな変化が生じている。

二〇数年前当時の薬物乱用者、あるいは薬物犯罪者の（人種）というのは、世間一般でいう所謂不良と呼ばれる人達、アウトローな人達、それからやはり暴力団やその関係者という人達が、その多くを占めていた。

それが現在では、芸能人や有名・著名人にはじまり、サラリーマンや主婦といった一般人、男女を問わず学生達に迄広がっている。時には中学生が、薬物の使用や所持などで逮捕（補導）されたという、新聞

や雑誌の記事も目にし、薬物犯罪者の低年齢化も窺える。

このような状況にあっても、多分多くの人達は、私達・自分達には関係ないこと、「特別な環境にある一部の人、複雑な環境にいる人達のことだ」と、言ったり思ったりすることだろうが、現代の薬物汚染の状況は正に深刻であり、いつ・どここの家庭から、薬物乱用者や薬物犯罪者が出てもおかしくない、という状況迄きているということを認識すべきだ。

自分の家族や恋人、親友や知人や同僚などが、薬物事犯で警察等に逮捕される迄は、自分の息子（娘）に限ってとか、自分の〇〇に限って……そんなことはありえない、と思っていた人達は、この世の中に数えきれないほど存在している。

それなのに、未だ薬物犯罪について、無関心な人は多い。

薬物犯罪に対して、関心を持たない人達が存在する限りは、日本に限らず、世界の国々の間でも、「自分の〇〇に限って……」の数も、そして薬物犯罪に手を染めてゆく人の数も、益々増え続けるのではなからうか懸念される。

二 魔薬と薬物の狭間で

(一) 麻薬だけではない、薬物乱用のもと

薬物を使用しつづける者のことを、薬物乱用者というが、使われている薬物の種類として、薬物そのも

のは違法ではない、医師の診断のもと処方される精神安定剤や眠剤、所謂向精神薬等や、薬物そのものが違法である大麻や覚せい剤、MDMA等をはじめとする麻薬と呼ばれる、全く異なる二種の薬物が今までは主流であり、特に今迄は、薬物そのものが違法だった、麻薬と呼ばれるものの乱用が、社会の害悪として問題視されてきた。その現状は今も変わらないが、ここ数年で、医師の診断のもと処方される向精神薬の乱用も、同乱用者達の自殺等の増加に伴い、問題視されてきている。

最近では更に、第三の薬物として問題視されている、薬物の存在が出てきた。

それは「デザインードラッグ」というもので、これは違法薬物等の構造式を僅かに改造して作り出し、「肥料」や「芳香剤」等として、名を変えて売られているものだ。

なかには、大麻や覚せい剤、MDMA等と同じ様な幻覚作用をもたらすものも存在しており、これらのモノがいまや、一部の雑貨店やインターネットで容易に購入できる。

勿論、これらを監督する厚生労働省等は、あの手この手で、薬物乱用防止策を打ち出し、労しているようだが、次々と新たな薬物（新物質）が開発され、正にイタチごっこが繰り返されている。

(二) 薬物乱用の本当の恐ろしさを知る

過去、薬物撲滅が何度も叫ばれるなか、その中心となった薬物といえば、依存性の強い覚せい剤をはじめ、大麻やコカイン等の麻薬と呼ばれる違法薬物であった。

これらの違法薬物は、暴力団等の資金源になることや、社会に弊害をもたらすとされること、また、薬

物乱用者が薬物欲しさの為、第二、第三の犯罪を犯して迄も資金調達に走る傾向が著しいこと、更に薬物乱用者が、幻覚や幻聴、妄想に取りつかれた為に、家族・他人に関わらず、何ら罪のない人達に危害を加えることなどから、国をあげて様々なキャンペーンや、法改正がなされてきたことで、麻薬については恐ろしいモノだということ位の認識程度は、薬物犯罪等に関心のない、世間の人達でもわかつていることだろう。だが、その違法薬物といわれる麻薬の存在が、いまやとても身近な危険となつてきているという、危機感をどれ程の人達が認識し、対処法を考えているであろうか。

それに、(一)麻薬だけでない、薬物乱用のもと、でも述べたように、いまや麻薬だけの存在に止まらず、向精神薬等で、精神安定剤や抗うつ剤として使用していた者が、人間が本来持っている耐性のもと、長期間使用し続けることで、薬物が効かない状態に陥り、更に効きめの強い向精神薬に走つたり、あるいは増量に走つた結果、廃人同然になったり、自殺に至つたケースも増えている。

また、第三の薬物と呼ばれるデザインードラックの存在も、これから先の展開や見通しが立たない現状では、目を離すことのできない深刻な問題である。

安易と言える程、薬物犯罪に手を染める人達が多いが、それは薬物乱用者の本当の恐ろしさを知らないからだ。

薬物の本当の恐ろしさは、薬物摂取が生活の中心に存在し、欲しい薬物の入手の為であれば手段を選ばず、平気で嘘をつき人を騙すことや、第二第三の犯罪を犯すこと。

心と体は日に日にアンバランスとなり、自分でも気付かぬうちに、薬物がないと生活ができない、薬物

依存症に陥っていること。

いざ薬物を止めようとしても、薬物依存症が進行していると、禁断症状や倦怠感やイライラなどの症状も強い為、なかなかその状況を克服する事ができず、途中で断念してしまい、同じ過ちや同じ状況を繰り返してしまうこと。

薬物依存症を克服する為には、長期的時間と強固な意思が必要であり、己ひとりでの克服はなかなか難しく、家族をはじめとする周囲の協力が欠かせないということ。

それから薬物乱用者の殆んどが、個人差はあるものの、体の一部あるいは数か所の器官に、何らかの障害を生じている可能性が、極めて高いということ。

体だけに止まらず、心（精神面）なども大きく蝕まれ、気付いた時には、自分にとって大切だったヒトやモノ迄も失ってしまっていること。

また、一度薬物依存症を克服していた者が、ちよつとした切っ掛けが引き金となり、フラッシュバックという症状を引き起こしてしまい、再度薬物依存症になり、悩まされている人達も多く存在しているという事等。

ここに私が薬物乱用のもととなる、違法薬物、合法薬物に関わらず、魔薬と表した意図が存在します。

(三) 過った者たち

薬物の存在は、本来人や生き物等の病気や怪我を治す為に、存在している筈なのに、本来あるべき薬物

の目的を逸脱し、現代にあつては、金儲けの手段と考え実行する者達や、一時の快楽を得る為に薬物を使用する者達、あるいは悲しさや辛さ、苦しき等の現実から逃避する為に薬物を使用するといった、過つた考えの持ち主達が多く存在している。

なかには、ごく一部ではあるが、騙されたり、強制的に薬物を覚えさせられた結果、薬物中毒や薬物依存症になったという経緯を持つ、悲惨な人の存在も確かにあるようだが、それでも現在、自分の意志で薬物を使用しているのであれば、先に書いた人たちと何ら変わりはない。

人間とは、動物の中にあつて唯一、モノゴトに対して考えて行動ができる存在なのに……モノゴトの善し悪しは頭等では、理解できていても、モノゴト自体の災いが、我が身に降りかかつてこなければ、親身になつたり、真剣になつたりしようとしなない（勿論全ての人とは言えないが）悲しくも、現代の日本人を、象徴していると言えるのではなからうか。

三 ネット犯罪の増加

私が薬物犯罪に手を染めた二〇数年前は、携帯電話も現代のように普及しておらず、密売人を知つていても、連絡が取れずに、入手できないことというのは、決して珍しいことではなかった。

だが現代においては、携帯電話の普及や、インターネットの普及、あるいは様々なサイトで、薬物（違法合法に関わらず）入手の情報を得る事は可能であり、お金さえ払えばそれこそ、いつでも誰でも入手す

ることができ、時代に突入している。

特に最近著しいのが、携帯電話やインターネット等での、サイトで繰り広げられる薬物密売の手口や、情報には目を瞠るものがある。

確かに現代はお金第一主義的みたいなどころがあり、資本主義の名のもとに、お金儲けの為ならば、少々なら悪いことも辞さないという、悪しき日本の現状を、ここでも物語っていると云える。

また、ネット犯罪の増加は、何も薬物の売買に関したことがかりではない。

近年では「闇の職業安定所」Ⅱ（通称、闇の職安）という、闇サイトで出会った者達が引き起こした、名古屋のOL拉致殺害事件が有名だが、この他にも様々なサイト（特に闇サイトと呼ばれるもの）で知り合った者達が引き起こした事件は、多種多様で話題に事欠かない。

それ程迄に、世間に対して害悪を撒き散らす元となっているのだから、各サイトの規制をもっと厳格にする必要があるのに、未だ有害サイトが存在するのは何故なのか。

現状で、サイトを運営・管理している会社では規制できないのであろうか。

運営・管理する会社も、国や警察も、もっと闇サイト等での有害情報を厳しくチェックし、何らかの手段を講じなければならぬのではなからうか。

そうしないことには、薬物犯罪も、その他の犯罪も、減らすことも防ぐこともできない。

講じるべき良き手段が見付からないのであれば、良き手段を公募し、その中から良き手段を選び講じるべきであり、あるいは法律を改正し、断固たるべき手段に訴えるべきである。

四 社会背景に見るモノ

現代は、日本に限らず世界の国々でも、文明や科学、特にIT産業等が目覚ましい進歩を遂げ、人々の生活に色々な面で安らぎを与えてくれている。

特に我が国日本においては、世界の中でも先進国であり、富裕国であり、治安も良いと言われている。

それでも抱える問題は、富裕者と貧困者との格差社会にはじまり、少子化問題、高齢化社会問題等の財政問題、それから目を転じ犯罪面をみれば、オレオレ詐欺、薬物問題、凶悪犯罪の増加が目立つ。

では、何故そのような犯罪が、日本で増え続けているのかということを考えると、教育のあり方の貧しさ、親子（家族）のあり方の貧しさ、人と人との繋がり、の貧しさという、現代日本の貧しい姿にゆきついた。

(一) 教育のあり方の貧しさ

教育とは、教えたり覚えさせたり、躱けたりすることをいうが、躱には礼儀作法という、人が人として生きてゆく上で、身に付けておかなければならない大切な礎である。

現代教育は、この躱が上手くできていない。

その原因は、教育する者（教育する者とは学校の先生に限らず、親も含まれる）が、子供達に対して臆

病すぎるからに他ならない。

それは、新聞等の記事で度々目にする、体罰問題に由来すると考えられる。

ビンタをされた、頭を叩かれた、長時間正座させられた等で、体罰が行われたとして直ぐ教育委員会等に訴え、騒ぎだす親達の存在はバカげた話した。

子どもが悪い事をしたら、注意を促し、時としては殴ることがあったとしても然るべしではなかるうか。只ここで間違っても、好き嫌い等の私情があつてはならない。

私の学生の頃はよく殴られていた。私事で恐縮だが、よく叱ってくれた先生（よく殴られもした）程、本当に私（生徒達）の事を思い、考えてくれていたということが、当時はなかなか分からなかったが、今ならはつきりと分かる。因みにその先生とは、現在でも交流があり、相談事とかもするし、時には会ったりもするし、私にとっては信頼ができ有難たい存在です。

現代教育において、教育者が臆病過ぎて、真剣になれないから……それを子ども達は敏感に感じとり、見抜いている。

教育者が強い信念というものを持って、教育に当たっていれば、子ども達はそれも敏感に感じとる。

それは、また逆も然りだということだ。教育者たる者が正しくなければ、子どもたちも正しくはならない。上辺だけの教育では、上辺だけの人間しか育てることができない。

教育は常に鏡だと自覚する必要がある。

そのことを教育者は熟知したうえで、教育に当たるべきであり、子どもたちが悪いことをしたら、注意

を促し、それでも聞き入れなければ、ビンタをする、必要であれば頭も叩き、正座させて反省をさせること等も厭わず、自信を持ってコトに当たるべきだ。

正面から子どもと向かい合って、真剣に子ども達のことを考えたうえで、愛情を注ぐ教育がなされてゆけば、これからの日本を担う子ども達が変わってゆき、昔あった日本の良き時代を反映した、今より、よりよき日本をつくってゆけると私は信じる。

(二) 親子（家族）のあり方の貧しさ

無条件に愛しさを感じる……これが本来あるべき、本当の親子（家族）のあり方であり、絆というものではないだろうか。

初めて目にした、生まれたばかりの我が子に、何とも言えぬ感動を感じたのは、親なる者ならば、誰もが抱いた感情の筈だ。

子育てというものは、親になった者達の、人生を通じての正に喜びと苦悩の連続するイベントである。

それが現代において、その多くは喜びよりも苦悩の方が優っているように私は感じる。それは、親が我が子を虐待し、あるいは死に至らしめ、事件になっていることの数多さであり、また逆も然りであって、子が我が親を虐待し、殺害してしまい事件になっているその数の多さを知るからだ。

だが、その一方で、他人が見ていても羨ましい位、微笑ましい程、明るく温かく感じられる親子（家族）も存在する。

その違いは何であろうか……。

親子が上手くいつている家庭の姿は、雰囲気も明るく、笑顔が絶えない。

その要因は、コミュニケーションが上手くとれているか、いないかの違いではなからうか。

コミュニケーションが上手くとれていない親子（家族）の数の多さが、悲しいことに日本の現状をそのまま物語っており、また先に述べたような事件が起こるのも、往々にしてコミュニケーションが上手くとれていない、親子（家族）間のことだと、新聞や雑誌等の記事から推測できる。

親の愛情が注がれ、躰がきちんとなされている子どもは強い。

それは、親の接し方と躰け方から、子どもが親を信じており、また自分が信じられているということを知っているからだ。

子育てとは、甘やかし過ぎてても、厳し過ぎててもよくないと聞くし、子どもひとりひとりにも個性がある為、その個性を伸ばしてやる育て方が望ましいと言うが、実際育てるとなると、様々な問題も生じ、とても難しいことだと思う。

だが、本当に我が子が可愛いならば、我が子の行く末を案じるならば、愛情を惜しみなく注ぎ、厳しく躰けるべきではなからうか。

子は親の背中を見て育つというが、正にこの言葉は的を得ており、現代日本においても正にその言葉を反映しているといえるのではなからうか。

小さなことかも知れないが、何事も小さいことの積み重ねの上に成り立っているのではなからうか。

子どもの顔色を伺って、親が接するとは可笑しな話したが、現代社会においては珍しくない光景のようだ。

そのことも、親が親たる自信を持っていない、自覚を持っていないことの現れではなからうか。

このようなことが、分別のない子ども達をつくりあげている原因だと言える。

そのことを親達は省りみて、親が親である責任を持って、子どもを躱ける義務をわすれてはならない。小さい頃の躱は、一生モノの宝だ。

親が無条件に子どもを愛し、接したことは、必ずその子どもに伝わり、その子どもはきつと同じことをして、自分の子どもを育ててゆくことと私は信じます。

(三) 人と人との繋がり の 貧しさ

現代日本においては、人と人との繋がりが希薄だと言われているが、それは、「隣りにどんな人が住んでいるか、知らないし、関心もない」という人達の言葉に要約されているといつていいだろう。

だが、人は決してひとりでは生きてゆけないという事実、本・当・の・意・味・を・知・ら・な・け・れ・ば・な・ら・ない。

それは、食べ物ひとつにしても、お百姓さんや漁師さん達が、提供した物が用いられているし、住む家にしても大工さん達が建ててくれたものであるうし、飲む水道の水さえ、その水道を工事した人達が存在する等々。

人は決してひとりでは生きてゆけないと、言った所以はそこにありますし、本・当・の・意・味・を・知・ら・な・け・れ・ば・な

改・め・て・伝・え・た・か・つ・た・か・ら・で・す・
 ら・な・い・と・書・い・た・の・は・、・人・は・人・に・よ・つ・て・生・か・さ・れ・て・お・り・、・そ・の・こ・と・に・感・謝・し・な・け・れ・ば・な・ら・な・い・と・い・う・こ・と・を・

それは、日常生活の場で接する人達の、言動に触れ、世代を問わず、何事に対しても感謝の気持が足りない、私が常々感じていたからだ。

昔は近所に悪いコトをしたら、他人の子どもでも関係なく叱ってくれる、おじちゃん、おばちゃんが必ず存在した。

それは、近所のコトだから、お互い様の連帯感のもと、その子ども達のコトを思つて、悪いコトを悪いと教えていたのだ。

でも現在では、その光景は見かけなくなつてきている。

それは、「他人の家庭のことは放つて下さい」とか「余計なお世話です」という親達が増えはじめたからだ。

他人の家庭・他人のコトには「触れない」から「触れさせない」という風潮が、最近では成り立ちつつあるようだ。

「悪いコトをしていたのを、叱つていただき有難うございました。」が、「ウチの子どものコトは放つておいて下さい。大きなお世話です。」に、なつてきているコトが、親を盾にすれば……という、悪知恵を子ども達に、植えてくれているということ、そんな親達は分らずにいる。

やがてその悪知恵には、花が咲き実をつけて、それが大なり小なり社会に、悪影響を及ぼすモトとなる

かも知れない、というコトも分らずに……。

その一方で、地方の田舎に行けば、未だ近所の繋がりが深く、近所の子ども達が悪いコトをすれば、自分の子ども他人の子どもに関係なく注意し、逆に善いコトをすれば誉めもするし、困ったコトがあれば近所同士で助け合うといったように、持ちつ持たれつの善い風習が残っている。

そんな地方の田舎の方が、悪しき事件も少ないという事実報告からも、近所付合いの大切さを伺い知れるのではなからうか。

更には、近日読んだ本「話を聞かない男、地図が読めない女」、アラン・ピーズ＋バーバラ・ピーズ著のなかで、次のような報告も目にしました。

「子育てと暴力の研究では第一人者である人類学者ジェームズ・プレンストンは、子どもに愛情のこもった接触がなされない社会ほど、成人の暴力発生率が高いことを発見した。愛情豊に育てられた子どものほうが、健康で幸福なおとなになることが多い。性犯罪、児童への性的いたずらに走る者は、子どものころ人から拒絶されたり、暴力をふるわれてばかりで、抱きしめられた経験が少なかつた傾向がある。(原文のまま)

この文面からも、子育てには愛情を注ぐことの重要さと、子育ての難かしさを窺い知ることができる。

先に記したこともふまえて、これからの日本を背負って立つ子ども達の為に、今の大人達こそが、近所の人達や他人とも連携し、子ども達を温かく見守り、愛情を持って接し、躱けてゆくことが、必要であり大切だと私は考える。

五 クリーンな日本に向けて

(一) リーダーに望む姿勢

家族であれば、リーダーは親であろうし、学校であれば校長先生であり、会社であれば社長の存在であろうし、日本の国であれば、その最たる存在は総理大臣であろう。

このようにリーダーと呼ばれる資格のある人達の存在は大小様々ではあるが、そのリーダー達の姿勢とあり方を問われているのが、現在の日本の実状ではなからうか。

子どもがかしたコトの責任は、親にあり、教師や生徒のかしたコトの責任は、校長先生が問われ、社員の不仕末は社長がというように、何かモノゴトが起きれば、その一集団のリーダーのあり方が問われる。

そのリーダーの責任の取り方が、その一集団の行く末や、その後に大きな影響を及ぼすということに思いを馳せるのは難しいことではない。

集団のリーダーは、己の一挙手一投足が、常々集団の者達の注目を浴びていることを知り、己の姿勢でモノゴトの善し悪しを示さなければならぬというコトを、自覚しておく必要がある。

だが、現代の日本においては、そのリーダーと呼ばれる資格のある者達の、自覚が欠落していると痛感しています。

私は、各々のリーダーと呼ばれる資格のある者達に、この場を借りて伝えたい。

現在の日本の在り方を嘆くより、己の持つ全ての力を駆使し、よりよき日本をつくる為己の姿勢を正し、各々の集団の者に対し、言動をもって示して欲しい。

そんなリーダーが増えてゆけば、これからの日本は希望に満ち溢れ、薬物問題だけに止まらず、犯罪と呼ばれるものも激減することと考える。

自分の立場を利用し、私利私欲に走り、己の地位や力を守ることばかりに執着するリーダーは、この日本には必要ない。

(二) 国民に望む姿勢

今より住みよい日本、世界に誇れる日本を目指そうとは思いませんか。

私は目指したい。

だが、私ひとりとか一部の人達の考えや言動だけで、この国を変えることはできません。

国を変える為には、国民ひとりひとりの意識と協力が必要なんです。

不満ばかりを口にし、嘆くばかりでは何の解決にも繋がりません。

小さな集団であれば家族、社会生活においては会社等職場の存在もあるでしょう、自分のおかれてる立場のなかで、自分達ができる小さなコトでも何だつて構わない、未来の日本の為、何かを遣りはじめ成し遂げようではないか。

国民ひとりひとりの取組む姿勢が、クリーンな日本をつくる第一歩だと、国民の方々全員に理解していただきたい。

リーダーたる者ばかりに、何かを求め、甘え、頼ってばかりいてはダメだ。

人は自分を移す鏡だということを、常々忘れずにいてもらいたい。

今迄述べてきたことを意識してもらい、ひとつでもふたつでも実行してもらおうことで、今よりも住みよい日本、世界に誇れる日本は必ず実現します。

そのことが、薬物問題だけに限らず、その他の犯罪をも減らし、撲滅する礎となる筈です。

おわりに きっかけ……そして自覚

あなたは自分の娘さんに、覚せい剤をうてますか？

これは、私の今回の事件の裁判の時、裁判長から受けた質問です。

私の答えは勿論「NO^{いいえ}」でした。

すると裁判長は、「今の思いというものが、親心というものです。娘さんはこれから、あなたの背中を見ながら育つのですよ。娘さんに対し、これからは恥しくない生き方をし、善い手本となって下さい。あなたもしました、覚せい剤に手を出しそうになった時には娘さんの無邪気な笑顔を思い起こしてみして下さい。そうすれば、自ずと結果はみえる筈ですよ。私はそのことを信じます。(略)」

この言葉は今も、私の心に響き続けており、今も様々なコトを自覚させてくれています。

覚せい剤を止められた知人に、以前私は「覚せい剤を止めるには、どうすればいいですかね」と尋ねたことがあります。

その知人は、自分が刑務所に行っていた為お袋さんの死ぬ目に会えなかったことを語り、「刑務所に行つたのは俺が悪いことをしたからなのに、お袋から届いた最後の便りには、貴方を刑務所に行かせる為に育てた積りはなかったけど、私の育て方が悪かったんでしょね。ごめんなさい。ただ、これから貴方の人生において、後悔しない人生を心がけ送って下さい。そのことだけを私は願ひ、ずっとずっと貴方を見守っています。」と、あったことを語ってくれた。

それから、きつかけを見つけ出すこと。自覚することが大事。周りの環境を変え、付き合う人を選ぶこと。自分に隙をつくらないこと等をアドバイスしてくれ後に、「分かりきつたコトばかりかも知れんけど、その分かりきつたコトをいざ実行すると難しいけどな。」と、ちよつと笑顔で言った。

今なら、その言葉の意味も理解できる。

私には、これから守らなければならぬ存在ができました。私が手本とならなければならぬ存在がいます。その存在は、現在の私にとつても、これからの私にとつても、本当にかげがえのない大事な存在です。

正直言って、私も社会復帰後のこと等を考えると、様々な不安がありますが、諦めません。諦めてしまえば望みはゼロになるけど、諦めない限り可能性は存在します。愛しい我が娘の存在を思うなら、何事も

諦めず、遣り遂げるしかありません。

何をきつかけと感ずるかは、人様々だろうが、重要なのはイデオロギーではない。どんなにうるわしい理想を描いても、リアリティに向き合ったコト・モノでなければ、絵に描いた餅になってしまう。

きつかけと自覚さえでき、日々諦めずモノゴトに取り組めば、たとえ薬物依存症からでも、抜け出すことは誰であろうと可能だと私は信じる。それは、実際に克服した人達もまた数多く存在しているからだ……。

薬物問題と社会の安全について考える

会社員（株九水機工）

三宮 憲男（57）

『ガチャーン』と大きな音を立てて、分厚い鉄の扉が閉まった私はその音を背中で聞いた。振り返る事も後戻りする事も許されない、ここは刑務所だった。どこまでも続く高い塀を視界の端で捕らえながら、長い廊下を重い足取りで歩く。その足取りは歩を進めるごとに、後悔が私の中を駆け巡る。私は塀の中に落ちた事を思い知らされた。『被告人を懲役二年八月に処す』裁判長の断罪する声が法廷内に響く。私の罪名は覚せい剤取締法違反。薬物事件ではこれが二度目になる判決だった。言い渡された判決の二年八月

が果たして妥当な刑期であるのか、長いとも短いとも判断のつかないまま私の受刑生活が始まったのです。社会から隔離された刑務所の中では全て時限動作によって動く事になり、自分勝手な行動は許されません。社会とは一変して、規則で決められた内容を確実に守りながら、一日一日を積み重ねていくだけ。それは遅延として牛歩の如く感じられるのです。しかし刑務所の中では、人間関係の難しさからのんびりとは出来ません。さまざまな犯罪と性格の違い、そして生まれ育った環境の違いなどで戸惑うばかりの毎日が続く。それでも仲間意識からなのか、同じ境遇で育ち同じ過去を持つ者の本能が働いて、一ヶ月もすれば大半の者は集団の中へと溶け込むことが出来るのです。結局、犯罪者のほとんどは仲間を求める孤独な寂しい人なのかも知れません。私が体験した数回の受刑生活と併せて、ここで特筆すべき事実をまずは記述します。

犯罪者として刑務所の中へと落ちていくその大半の者は、幼年期から少年期にかけて両親の離婚や死別離によって孤独な思いをしている人が多いという事です。もちろん全ての犯罪者がそうであるとは言えませんが、犯罪者となる九割の者が孤独であった事を訴えています。そうした事実と共に私も孤独であったひとりですが家族に恵まれなかったと僅かひとりで表現するには、あまりにも問題を軽視していると思わずにはいられません。親の都合や身勝手に子供に辛い思いをさせる事は、成長期の段階で人格の形成には大きなマイナス要因と言えるのではないのでしょうか。子供を育てるといふ親の義務を果すことで子供を孤独にさせない。それこそが犯罪の抑制に繋がると思うのです。少し飛躍しすぎた表現になりましたが、子供を孤独にさせない事がどれだけ大事なことになるのか、この論文を読み終えた時点でご理解いただける

思います。

話を元に戻しますが、刑務所の生活では時間との戦いです。刑期という時間をどのようにして過ごすか、その過ごし方で服役する意味は大きく違ってきます。懲役刑という罰は自由刑とも言い、自由を奪うことにその意味を成します。自由を無くして初めて自由である事の有難さを実感するのですが、粗末なものとはいえ衣食住が満たされている刑務所では自由はないが不自由もない所なのです。それだけ生活するにも悩む事はありませんから、悩む事のない時間をいかに有効利用していくか生きるための術と糧が試される場所でもあるのです。

社会復帰という目標にむけてどの様な準備を進めていくのか、人それぞれの思考と時間の使い方によって出所という出口からは再犯と更正の道に別れていくのです。そんな刑務所事情を前置きして、現在の犯罪傾向や犯罪者の心理などについて事実とともに記述していきます。

全国の刑務所で受刑する薬物事犯の者は受刑者全体の約三割強を占めています。この数年で薬物事犯の受刑者は急増しており、増加の一途を辿っています。その原因となる再犯率の高さと合わせ、若年層の薬物使用が挙げられますが、その若年層とする若者たちが何故、違法薬物に手を出すのかまずはその部分から触れたいと思います。若者たちが主に使用する違法薬物は一番に、マリファナがあげられます。

マリファナつまり大麻の事ですが、最も古い薬用植物のひとつとして中国では紀元前四〇〇〇年頃から栽培されていたと言われます。大麻については医学的記述が多く残されている事から医療を目的とした使用が主でしたが、アフリカから奴隷貿易で南アメリカ大陸へと送られてきた人々によって、苦役からの解

放感をもたらす大麻が喫煙されたのです。そして二〇世紀後半にはアメリカ全土に大麻が広がり、ある種の文化的シンボルにもなつていったのです。海外ではオランダがマリファナを解禁して、アムステルダム の旧市街には世界中のマリファナやハッシシを売るコーヒーショップが軒を並べています。そのオランダではハームリダクションと呼ばれる麻薬政策が存在して、二つの原則に基づき施行されています。1. 薬物の使用は公衆衛生の問題であり、犯罪として扱わない。2. 薬物による害を減らすため、ハードドラッグ（コカインなど）とソフトドラッグ（マリファナなど）を政策上明確に区別する。

以上のようなオランダ政策が影響しているのか、最近では二〇〇八年の時点でアメリカのカルフォルニア州では医療目的であればマリファナの使用を認めています。そしてマリファナの使用をめぐる賛成派と反対派が賛否闘争を繰り返しているのですが、現時点では賛成派を支持する方が十ポイントほどリードしていると報告されています。その状況から見ますと、違法薬物のマリファナも若者たちにしてみれば罪悪感さえ薄れていく事でしょう。このマリファナはダウナー系の中枢神経抑制薬として、精神や身体への依存性が高いものとされています。そうしたマリファナを成長期に当たる中学生や高校生が使用したと事件としても報道されていますが、使用の理由は何であれ流行さえも感じさせるマリファナの使用には危険であるとともに思慮の足りない遊びとしか言えません。

このマリファナを筆頭にして、次に若者たちが好んで使用する薬物は覚せい剤なのです。阿波徳島藩で次席典医を務めた長井淋章の子として生れ、九歳の頃から野生植物の名称やその薬理作用を習得して近代日本薬学の基礎を築いたと言われる、長井長義が覚せい剤の生みの親と言われます。日本の覚せい剤は薬

物問題の大国であるアメリカよりも先んじており、スウェーデン薬物事情と並んで世界的にも知られていません。

歴史としては日本国内で製造され『眠気と倦怠除去にヒロポン』と銘打った広告と共に薬局の店頭に揃び、一九四〇年代に於いて覚せい剤を製造する会社は二十三社にも及んでいます。有名な商品としては大日本製薬が発売するヒロポンが覚せい剤の代名詞となっています。軍隊では突撃銃や猫目銃と称して覚せい剤が使用され、戦後に於いては小説家や芸能人が覚せい剤の使用で世間の話題にのぼりました。しかも覚せい剤の使用で死亡説が流れるなど実際の死因は別にしても、彼らの死亡が覚せい剤の問題性を宣伝したのは確かでしょう。こうした事件が問題視され一九四九年にはヒロポンなどを劇薬扱いにして、薬物としては初めての使用制限が施行されたのです。併せて従来の錠剤や散剤を製造許可制にした事で、注射液のみが主に残っていったのです。その後、一九五一年七月三〇日付で覚せい剤取締法が施行され、禁止薬に指定されました。しかし覚せい剤取締法が施行されたものの戦後の闇市で売られていたヒロポン同様に、覚せい剤の密造や密売が横行する事になります。一九五四年の第一次流行期から一九八三年の第二次流行期、そして一九九六年の第三次流行期に至る覚せい剤事犯の検挙人数で見られるように、覚せい剤の蔓延とその勢いは衰えませんでした。

その後は警察と厚生局麻薬取締部の違法薬物に対する専従捜査が厳しく行われ、薬物事犯の検挙人数は急激に減少していきます。本来、覚せい剤を扱う人間は暴力団やその親交者とされる者だけでしたが、この数年で発表されている警察白書では主婦や学生までもが薬物使用に関わっていると報告されています。

更に驚く事実として社会的にも地位のある人物が覚せい剤を使用して事件報道される時代ですから、違法薬物の蔓延を示唆していると言えます。この様な薬物汚染は更に続くと思われませんが、広範囲にわたる薬物問題に対して司法の対策はどのようになっていくのか、私の目で判断した司法の対策を解説します。まず薬物の密輸を水際で防ぐ対策については、万全に近いと言えます。しかし抜け道が存在する事も確かであり警察や税関などが水際で密輸を食い止める手段を講じたとしても、その網を掻い潜るように新手法をもって密輸は行われているのです。密輸を阻止する対策とそれを掻い潜る攻防は、つまりイタチごっこなのです。それでも密輸対策が上回り最近では大量の密輸は困難となり、少量の薬物を身体や荷物に隠して密輸する手口が増えています。そうした手口の中から私の知る密輸の成功例を、ここで紹介いたしましょう。

日本の近隣へと旅行を企画する旅行会社のツアーがあります。そのツアー客に老夫婦や女性客が多く参加しているツアーであれば、まずこの密輸は八〇%の確率で成功します。ツアー客の中に紛れ込むことで怪しまれず、他のツアー客とも親しく接する事が出来るのです。そして旅行につきものの土産品などはツアーガイドが指定する店で買物をする事になりますから、同じ商品や同じ包装の品物が土産品としてツアー客の中に数多く存在することになります。それが、私の言う密輸の手口となるのですが盲点となる土産物の中に違法薬物を隠して、他のツアー客が買物した土産品とすり替えるなどして国内へと持ち込みをさせるのです。その相手が老夫婦や女性客であれば税関の検査も甘く、意外にも成功すると言われています。X線検査にも隠す事ができる生ゴムを使用するなどして検査を通過させるのですが、その方法以外

にも土産品には細工をせずX線検査を通過した後には違法薬物を隠した土産品を現地の協力者が用意するといった方法もあるのです。いずれにしても状況に応じた方法でツアー客の土産品と一時的にすり替え、国内に到着した後で再びすり替えをします。検査を通過したツアー客の大半は旅の疲れもあって注意が散漫になっている事から、正規の土産物とツアー客が持ち込んだ土産物をすり替えするのは簡単なものです。

この手口は成功したほんの一例として紹介をしましたが、密輸の手口としては更に巧妙化されており、現在に於いても少量の密輸はかなりの件数で行なわれています。こうした手口の中で一般の人が密輸の片棒をかつぐといったケースは時として発覚する事もありますが、その密輸を知らない本人がいくら密輸を否定しても真相が判明するまでは取調べで勾留されるのです。その中には取調べでいくら密輸を否定しても事件として起訴に至り、裁判になる事も珍しくはありません。こうした出来事をきっかけして他人事とは思わないで下さい。楽しいはずの旅行がいつの間にか密輸に利用され、知らないうちに犯罪の片棒をかつぐのはあなたなのかも知れないのです。紹介した手口と類似して他にも密輸は行われていますから、旅行時の注意と参考にして戴ければ幸いです。

警察や税関その他海上保安庁が水際の監視を強化している事で、数年前まで見られた大量の違法薬物は国内に持ち込まれていません。その結果に伴い少量の密輸が増えてきたと言えはりますが、自己の身体に隠す方法から手荷物に細工して隠す方法までさまざまな手口で密輸は繰り返えされています。密輸をする大半が外国人である事や違法薬物である事を知らずに運び屋として利用された人など密輸する時期や条件

によって使い分けられるのですが、いずれにしても密輸事件として起訴に至り裁判になる事は必至です。そして、その裁判で無罪判決が出る事は皆無に等しいと言えます。

こうした姿勢からも司法や法曹界が違法薬物に対して厳しく対処していると言えるのですが、冤罪の温床にもなりかねない薬物事犯には外交問題を含めて慎重に対処してもらいたいものです。あらゆる手口によって国内に持ち込まれた違法薬物がどのようなルートを辿って売買されるのか、ここでその流通について触れてみたいと思っています。戦後から暴力団の手によって薬物の売買は主に行われてきたのですが、最近では不良外国人の手によって売買が行われています。その代表とされるのがイラン人と中国人なのですがその裏に暗躍しているのは暴力団と言えるでしょう。

又、一般人や若者が売買を目的としてマリファナの栽培を行い、その栽培を成功させては流通させている事も少なくありません。この現状と薬物事犯の検挙人数を合わせ見ますと、一九九六年以来の薬物流行期ではないかと思えます。第四次流行期とする警察白書の発表も近いのではないかと思えるのですが、過去の流行期と大きく違う点は、薬物事犯に未成年を含む若年層が多々いる事でしょう。

最近のデータでは検挙人数の一割が若年層であると報告されていますから、若者たちの間に違法薬物がいかに蔓延しているか如実にその数字が物語っています。薬物事犯の犯罪傾向が若年層にも及び、もはや歯止めの効かない現状では司法の対策が急務となっています。世界水準に於いても日本の警察は優秀であると言われていますが、巧妙化されている犯罪の前では後手になる事も少なくありません。そこで司法に重要視されるのが、情報になるのです。その情報をどのようにして入手するのかそれがひとつの対策とな

るのですが、捜査の段階や逮捕した者からの情報を基にして捜査活動を行うことが求められています。

情報を提供してもらおう代りに刑罰を軽減する司法取引が先進諸国では行われていますが、その司法取引制度を日本でも施行する時期に迫られているのです。司法取引で得られた情報は違法薬物の流通や密輸のルート の 解明に大きく貢献する事になりますし、情報によって薬物事情を把握する事が出来るのです。新たな司法対策として司法取引が実施される事になればその成果は大きく見込まれ、薬物事犯は減少すると思われま す。司法取引という手法で成果を得ている先進諸国を見本にして既に日本の司法もそれに近い捜査手法を用いているといえるのですが、正確とは言えないまでも近い将来に於いて司法取引が施行されるものと考えられます。情報とはそれだけ大事であると、何よりも司法が考えているはずで す。それだけに当然と思える選択肢ですが、司法取引によって危険にさらされる者の事を含めて対策を取る事が薬物事犯の減少に繋がると言えるでしょう。絶対に安心という日本の安全神話が崩壊した今、薬物事情が把握できる情報提供者との司法取引を含めて、今後の司法捜査と対策には大いに期待したいものです。では、社会に於ける薬物汚染とその実態はどのようになっ て いるのか、記述していきます。

本来、薬物は医薬品として開発され、それを処方する事によって人間は苦痛を取り除いてきました。その薬物と人間の関係は紀元前のはるか昔から現在に至るまで、途切れる事なく続いているのです。現在の違法薬物の多くはそうした過程を辿り、社会情勢を背景にして生まれた産物と言えます。現代人はそれら違法薬物を気分の高揚や覚醒作用のために用い、快楽を高める媚薬として使用する人が大半なのです。こうした薬物がもたらす効能は、人間が嫌な事や苦痛から逃れるための逃げ道にもなっ ているのです。何故、

人間は逃げ道を用意するのか、薬物汚染の実態に連結する出来事と併せて記述します。

新しいドラッグの流行が新しい文化を生みだすと、若者たちが薬物を崇拜するように使用した時期があります。一九六〇年代に起きたこうした現象をサマーオブラブと呼び、一九八〇年代にも新種のドラッグが流行した事でレイヴパーティーと呼ばれる集会が行われ、セカントサマーオブラブ現象が起っています。これはアメリカのデトロイトやシカゴを中心としてアメリカ全土へと広がっていった現象ですが、一九九六年の夏には富士山麓の日本ランドでも『レインボウ二〇〇〇』の名称で一万余人の観客が集まり、日本版のサマーオブラブ現象が起きています。この集会に参加したのは大半が若者であり、その若者たちが求めたものはレクレーショナルドラッグ、つまり自由と多幸感そして現実からの逃避だったのです。こうした経緯と併せて違法薬物の流通は、三期に分かれて薬物汚染のピーク時を迎えます。

一九五〇年代の第一次流行期と言われる薬物は共産主義勢力や在日朝鮮人の密造・密売が中心となっており、一九七〇年代に始まる第二次流行期では、主に暴力団の暗躍があったとされています。このどちらも時代背景がそうさせたとも言えるのですが、一九九〇年代後半の第三次流行期では違法薬物の流通事情が違ってきます。イラン人に代表される外国人組織の密造・密売が警察白書で発表され、マスメディアで大きく報道されました。

日本に於いて違法薬物の代名詞とされる覚せい剤は北朝鮮が密造の中心地と目され、二〇〇七年にはウィーンで開催された国連麻薬委員会では北朝鮮の国家的関与が指摘されているのです。そうした覚せい剤の密造が日本を脅かす外部からの侵略として大きく問題視されている部分も否めませんが、その覚せい

剤を作り出したのは日本人である事を再認識して違法薬物の実態を知ってもらいたいと思います。

最近の違法薬物で警察に検挙される中に、若年層や女性の数が増えていると報告されていますが、違法薬物の使用に対して、若者たちは一番の理由を友人からの勧めとファッション性を挙げています。若者たちが出入りをするクラブではレゲエやラップ、トランスなどの音楽が流れ、そこで踊る若者たちは陶酔感を味わうために違法薬物を使用するのです。それほど広くはないクラブの店内では雰囲気は流されるように薬物を勧められ、その違法薬物を使用するという秘密を共有する事で仲間意識が保たれるのです。友人に進められるまま違法薬物を使用する若者たちは罪悪を認識しながらも悪事を共有する事で仲間として認められる、違法薬物の使用理由としては短絡的と言うしかありません。何故、若者たちは背伸びをして仲間を求めめるのか、家庭内や家族の在り方に問題を抱えて自分の居場所さえ見失った若者たちが自分の存在感を求めて薬物に関わっていくケースが思いのほか多いのです。誰かと繋がっていたい、そんな思いと逃げ道が薬物使用の要因になっています。我が家に限って、うちの子に限ってなどと他人事のように考えて、子育てに失敗した例は数多くあります。

子供を、そして若者たちを孤独にさせている家庭の多くが、家族の絆を失い問題を抱える事になります。孤独や苦痛から逃避できる薬物の存在は、そんな若者たちにとってある種の支えになるのです。それは魔力とも言うべき力なのですが、その魔力から子供たちを守るのは家族であり親である事を特筆したいものです。また、女性の違法薬物使用が増えているのですが、性交感度が増すからといった使用動機は伝播するように広がり有名人の名前まで登場する有様です。そうした使用の理由からはどこか、男女間に

存在する愛情の欠落があるようにも思えます。やはり、そこには人間としての孤独感や寂しさを埋めるために薬物を使用する、そんな使用動機が感じられるのです。家族として親として、又恋人として人を愛する事に何か欠落している。

そんな時代の中で私が出会ったある家族の出来事を紹介します。『結婚してから十六年が経過して、働き盛りという御主人は仕事の多忙を理由に帰宅も遅く家族と顔を合わせる事も少なくなっていました。結婚前に出来た長男は十八歳になり、そんな父親とは心までがスレ違っていきます。それでも仕事への達成感と出世が、夫と父親の役目を果たしていると言わせます。しかし、夫婦間と親子の溝は深くなるばかりで、惰性的ような毎日が続くのです。妻は言います。「私に家の事やら子供の事を全て押しつけて、たまに会う子供にさえ小言のような説教をするだけの夫です。」そういう彼女もストレス解消と称してパチンコにのめり込み、サラ金にまで手を出す有様でした。そして台所に立っては飲酒するキッチンドリンカーになってしまい、夫と妻それに子供の気持ちが一とつになれないまま家族の絆は切れてしまったのです。顔を会わせれば夫婦喧嘩をしてしまう両親の姿に子供は寡黙となり、孤独を感じながらその寂しさを埋めるために仲間を求めて非行に走ったのです。髪を茶髪にするなど以前の面影からは一変した風貌でワルを意識し、仲間である事を強調したのです。そんな彼に仲間たちは、違法薬物を勧めます。「みんな薬をやっているから大丈夫だよ。」と。その言葉に断る事も出来ず、仲間はずれにされたくない思いから薬に手を出してしまうのです。一回だけのつもりが二回三回と使用を重ね、自分では気づかないまま心身共に崩れてしまったのです。優しかった性格は狂暴になり自分の親にさえ乱暴をする有様で、そんな子供を恐れては

言われるがままに薬代のお金を渡してしまう親の姿は無力でしかありませんでした。子供は既に薬物の魔力に捕まり、這い上がるにも蟻地獄の中にいたのです。そんな子供の姿を前にして、両親は自分たちの罪を認めます。この子を救うのは親の義務ですと言いきった御主人は出世の道を諦め、時間の取れる職場へと配置替えを願い出しました。そして入院している子供と共に、地獄からの脱却を目指しました。

薬物の切れ目から地獄のような苦悶の日々が続き野獣を思わせる子供の姿には、薬物の恐ろしさを知り思いました。それでも子供の優しさを知る親である以上、子供はきつと元の姿に戻ると信じて毎日のように面会を重ねたそうです。ある時は家族の歴史になる写真のアルバムを見せては語りかけ、夫婦そろって見守る事で子供の回復を願いました。その願いが通じたのか回復の兆しが見えてから三ヶ月後には退院の許可が下り、子供は五ヶ月ぶりの自宅に戻ったのです。しかし退院に日から一ヶ月後には再び、悲劇はやってきます。子供が昔の仲間と会う事で再び薬に手を出してしまい、親が気づいた時には狂暴な子供になっていたのです。再び薬に手を出すスリップをした事で子供は再入院となり、この入退院をスリップで繰り返しては貴重な時間を病院で過ごす事になりました。

最終的に薬物から離脱する事が出来たのは、五年間という歳月を要したのです。それでも担当医師は、厳しい言葉で断言します。「彼は完治したわけではありません。今の彼はご両親の愛情に支えられているから、治っているように見えるのです。薬物依存症は完治の難しい病気である事をご理解ください。」その言葉には大きなショックもありましたがその反面、今の子供が親の愛情を必要としている事を知り、改めて家族の絆を固く結んだと言います。家族の絆こそが、あの子にとって良薬かも知れませんねと言う父親の言

葉が、今でも印象に残っているひと言でした。』

こうした事例とともに薬物問題はあらゆる家庭に、その可能性がある事を示唆しています。薬物汚染の実態は一般家庭の問題としても提起されるほど、深刻化してる事を知って下さい。そして家族愛や家族の絆が友情や愛情とともに、薬物問題を解決する糸口になる事を推察して戴ければ幸いです。子供を叱る親はいますが、子供を見放す親などはいません。何度の失敗を重ねても親は子供に手を差しのべますが、その手を自分から離してしまうのも又、子供なのです。それを是非、家族の絆で結び直して離れないようにしてもらいたいものです。このように薬物汚染は一般家庭にまで及び家族単位で薬物問題を考える時期になっていきます。更には外国人が違法薬物の密輸を中心となって実行し、その形態はシステム化されているとまで言われているのです。

もちろんその中には暴力団の関与もあるのですが、全国二十二の指定暴力団に於いては違法薬物を供給し価格さえも操作できる組織としては、四から五の組織があると言えます。その組織が日本の中心部から東西に分かれて点在しているのですから、薬物汚染を食い止める事は司法の力をもってしても難しい事なのかも知れません。

薬物汚染の勢いを本当に止められるのは警察など司法の力だけではなく、あなたの小さな力を必要としているのです。ひとりひとりが薬物問題に関心を持ち、薬物乱用に『ダメ、ぜったい』と声をかけ合う事で司法の力以上になりうると思うのです。小さな力を結集させる事で大きな悪にも打ち勝つ事が出来る。その力を信じて今の日本を蝕む薬物汚染を一掃していききたいものです。薬物問題にしっかりと向き合う事

で自分の家族や身近な人々にもう一度、ダメ、ぜつたいと声をかけて下さい。それが私たちの義務と愛情なのです。最後に薬物問題の根底にあるものは何か、社会の安全と併せて記述します。

この論文の冒頭で刑務所に服役する人たちの生い立ちや育った境遇について同じ経験を持つ人が多くいる事を記述しましたが、その結果として犯罪者になりうるケースと違法薬物を使用する理由を照らし合わせれば、そこに存在するキーワードは孤独である事や寂しさという事になります。犯罪者の全てがそうであるとは言えないのですが、犯罪者の心理と薬物の使用には共通する点が多くあります。その共通点こそが、薬物問題の根底にあると思います。薬物事犯の検挙人数が最も多かった一九五四年のピーク時を迎えるまでには、その布石とも言える戦争孤児や浮浪児の薬物使用が新聞等で大きく報道されています。

一九四九年十月の朝日新聞によればヒロポンを使用する孤児たちが薬代金欲しさから盗みや恐喝などを繰り返し、横行する犯罪が問題視され国会では初めて薬物問題について発言があった事を記事にしています。しかし、その発言は薬物問題について言及したに止まり、孤児になった子供たちの保護や心のケアに至る事はありませんでした。この時点で薬物問題に対する視点が違っていたと言えるでしょう。医療に及ぶ薬物の全てを社会から無くしてしまうのであれば薬物問題そのものが解決できますが、医療目的とした薬物が存在する以上、違法薬物も存在し続けるのです。そう考えれば薬物問題としては道徳的観点から見る人間の問題ではないでしょうか。戦争で家族を失い自分の心まで無くしてしまった子供たちは孤独と失意の中で生きるために悪事を重ね、心の隙間や寂しさを埋めるために違法薬物を使用した事実があります。その事実を現在の若者たちと照し合わせて考えれば過去もそして現在も、環境の違いこそあれ違法薬物を

使用するその理由に大差は感じられないのです。

多幸感と快楽、何よりも安らぎを与えてくれる薬物には、若年層になるほど薬物の使用する理由が一緒に近いのです。薬物問題を考えていく上で違法薬物を使用するその理由が何であるか、そこに起因する過去から現在までの共通点を見つける事は薬物問題を解決する糸口になると思います。薬物問題の根底にあるものは更に根深く、それを解決する方法は人類に課せられた永遠の課題なのかも知れません。だからこそ今の私たちが出来る事から始める薬物問題への取組なのです。

戦後の混沌とした時代と経済大国になった現在を比較する事は出来ませんが、違法薬物が社会に蔓延する理由には時代を越えた共通点と人間模様があるのです。犯罪の抑制も違法薬物の問題も、まずは家庭環境や子育ての段階で解決できる事を私たちが認識しなければいけません。それが社会の安全にも繋がるのです。既に犯罪者となって刑務所に服役している者も、社会復帰にむけてあらゆる矯正教育が実施されています。薬物事犯の者に対しては薬害教育が実施され、法務省が外部団体から招聘した日本ダルクの講師によってその教育は行われます。薬物事犯受刑者処遇研究所と称して約六ヶ月間の薬害教育を受けるのです。

私もそのひとりとして薬害教育を受けたのですが、その教育に於いては薬物に対する考え方や免疫が出来たようにも思えます。その薬害教育がどのように進められているか、簡単に説明を致しましょう。ダルクとはD A R Cの頭文字を取った名称で、正式にはドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センターとなります。アディクション（依存症）である事を病気と認識して医療的見解と併せ、薬物依存症

の者と向き合いミーティングを重ねていくのです。薬物依存症である以上、いつスリップしてもおかしくないとその考えから、今日一日を目標にして薬物離脱をプログラムに取り入れています。『絶対に大丈夫という言葉は、薬物には通用しません。』その言葉が意味するものは、何かのキツカケで再び薬物に手を出してしまうスリップは、かなりの確率で起きています。

そうした危険性を含む薬物依存症の者に対して、薬物を今日一日から断薬していくダルクのような施設が、今の日本には必要に思います。断薬に悩む者が誰でも門を叩く事ができる、そんな施設の必要性和家庭環境の整備がもたらす家族の絆こそが、犯罪の抑制と薬物問題の解決に繋がる事を論文の理念としてご理解いただきたいと思います。

薬物乱用の抑制にダメ、ぜったいと訴えるポスターは有名ですが、ダメ、ぜったいと声に出して言えるのは私たちであり家族なのです。社会の安全はそうした家族単位の充実と家族の絆で、地域社会の安全は約束されると考えます。人との繋がりで得られる絆と幸福感こそが薬物を越えられる、そんな思いとともに社会の安全は家庭から築いていく事を強調して、この論文を結びたいと思います。これからの日本、心のふれあいハートフルタッチを目指したいものです。

A君が教えてくれたこと

島根県立大学職員

高木由香子（59）

その少年（A君）との出会いは、彼が中学三年生の時で、当時私は少年補導職員としてK警察署生活安全課に勤務していました。

今から十数年前のことです。

地元の中学校に、教師も手をやいている服装が目立つ子どもが居るという情報を耳にしたのはK警察署に異動して間もない頃でした。

一度その少年に会ってみたいと思っていた矢先、少年が他人の自転車を乗り回していたということで交番のおまわりさんに連れて来られました。

自転車の持ち主を調べた結果、自転車は別の誰かが盗んでどこかに放置していたものらしく、持ち主が被害届けを出していなかったため、窃盗（自転車盗）という犯罪は成り立たないことが分かりました。

よって、その少年を警察に強制的に呼び出して取り調べを行うことは無理でした。

少年は一四歳（中学三年生）でしたが、噂どおり、とても目立つ格好をしていました。髪は背中まで長く伸ばしピンク色に染めていて、当時流行ったボンタンという太いズボンで、背中に龍のししゅうのある暴走族が好んで着るような派手なジャンパーを身につけていました。

履き物は、ヒールの高い女物のつつかけで髪と同じピンク色でした。

眉は剃っていて、ピンクの前髪は一部鼻の下まで垂れ下がっていたので、髪と髪との間から結構鋭い目で私を睨むように見ていました。

彼の方も不安だったのかもしれませんが、私の方も内心、心おだやかといえる状態ではありませんでした。

二、三質問して分ったことは、A君は母子家庭の一人っ子で、母親とはうまくいっておらず、不良少年たちがたまり場として先輩の家で寝泊りしていること、煙草はやめられないこと、学校には毎日遅刻して行き、保健室や、別室でダラダラと過ごしていることなどを話しました。

さて、このA君に今後少年補導職員の立場として継続的に関わるにしても本事案が犯罪として成り立た

ないので強制的に呼び出すのは難しい状況でした。

今後、A君に継続的に関わるためにはお願いをするしかなかったのですが、私は「今日は遅いから明日あなたと話したいけど来てくれる？」というふうな声をかけると、少年は「いいっすよ」と無表情で答えました。

明日、授業が終わった四時半頃に警察に自分を訪ねて来るように言ってその日は帰しました。

翌日、A君が口約束だけで本当に警察にやって来るかどうかは疑問でした。

これ迄、少年たちに裏切られたり、約束を破られたりしたことは日常茶飯事でしたから彼が来なくても私はたいして動揺しなかったかもしれません。

しかし、私はA君と約束した時間になると、ソワソワして何度か門の方を覗いて見ました。

すると、A君は約束の時間を十分ほど過ぎた頃、友達と一緒に門のところまでやって来て玄関に入って来ました。友達はそのまま帰って行ったようでした。

A君は昨日と同じ龍のジャンパーにボンタン、ピンク色のつっかけでした。

A君が口約束だけの私との約束を守ってくれたことは、すでに私の中に感動に近いものがありました。相談室に連れて行きましたが、非常に無口な少年で、こちらの問いかけにポツリと一言返すくらいがやっとでした。

なかなか会話が成り立たないので私自身の話でもしようかと考え、私は一度結婚に失敗し、一歳と六歳の子ども二人を連れて大阪から戻って来たこと、この仕事に就く前はパートでスーパーに勤めていて貧乏

な生活をしていたから子どもたちにとっても苦勞をかけた時期があった事を話し、「A君もお母さんと二人だけの生活の中でつらいこともあっただろうね？」というふうに話をしていた時でした。話し始めて五分くらい経った時だったでしょうか、A君のズボンのポケットの中で携帯電話が鳴り始めました。

A君はおもむろにそれを取り出し、電話に向かって「今、取り込み中じゃあや」といったのです。

どうやら、門のところまで送って来た友達がここから抜け出すきっかけをつくるために電話をかけて来た様でした。

私からクドクドと説教でもされたら急用が出来たと言って抜け出すつもりだったようです。用意周到だったA君ですが、抜け出すどころか、友達に断ってそのまま居てくれたのです。

携帯電話はA君がいつも泊まりに行っている先輩（土木作業員の少年）から借りてきたものだと言いました。当時は携帯電話はまだ一部にしか普及していない時期でした。

そうしてA君と話した後、私は「来週もA君と話がしたいけどA君はどう？強制ではないからA君が決めていいのよ。」と言うと、「俺はいいっすよ。」と言い、翌日もその翌週もA君は自ら警察にやって来ました。

天気の良い日は、川辺に行つて草の上で話したり、誘拐被害防止の紙芝居の塗り絵を手伝ってくれたこともありました。

また別の日は、近くの山に二人で登つたこともありました。自然が人の心をほぐしてくれたのか、この日初めてA君自身のことを話してくれました。

「俺が三つの頃に父ちゃんと母ちゃんが離婚したので、その後、母ちゃんと一緒に住んでいたけど母ちゃんも居なくなつて、俺はじいちゃんとばあちゃんに育てられた。いつも殴られてばかりだった。小学五年の時に母ちゃんが戻つて来たけど、俺は誰だか分らなかつたから、『この人誰?』と聞いていた。

今は母ちゃんと二人で暮らしているけど、俺を捨てて男のところへ行つていた人間だし口うるさいので、ほとんど家には帰っていない。」

と母親に対して不信や不満を抱いている様でした。

その日、山を降りた時、私にすっかり気を許したのか「煙草すつていいですか?」と聞きました。私はその時即座に「ダメッ」と強く言っていました。

ある意味において、私はいつも少年に対して優しくしたのです。

それなのに、この時は厳しい口調でノーと言ってしまったのです。これまで築いてきた関係もこれで切れてしまうかもしれないと思いました。もう少し丁寧に何故いけないのかを説明すべきだったと悔やみましました。

それでも別れる時、いつものように「私は来週も話したいけどA君はどう?」と尋ねると「いいっすよ」と答えてくれました。

その後、私はA君の通っている中学校へ「薬物乱用防止教室」に行くことになりました。

その数日前にA君に会った時、「来週A君の教室で薬物乱用防止教室をすることになったので、その日はA君も教室に入って私の話を聴いてほしい」と言うと「寝るかもしれん」と言ったので「寝てもいいよ。

教室に居てくれるだけでいいから」と言いました。

はたして、A君は廊下側の真ん中あたりの席にはすかいに腰をかけていました。

約五〇分間、私が薬物の恐ろしさを訴える話を真剣に聴いてくれました。

終わった後で廊下に居たA君に「教室に居てくれてありがとう。」と言うと、テレ臭そうにニヤツと笑っていました。

約一か月後のある夏の日、中学校に用事があって出かけると、A君の担任が「A君は、今音楽教室でバンドの練習をしています。覗いてみますか?」と言って下さったので、音楽室を覗きに行くと、三人の少年が汗だくで、はち切れんばかりの音で練習をしていました。

ドラマの少年は、A君が初めて私との面接にやって来た時に門のところまで付き添ってきた少年でした。私が「何か一曲聴かせてくれる?」と頼むと、彼らは案外快く引き受けてくれ、私のために三曲演奏してくれました。

座っているだけでも汗が玉になって流れ落ちる程の暑い日だったことや、曲の流れる窓の外をSLが煙を吐いて走っていたことを今でも懐かしく覚えています。

A君は、二学期になっても週に一回私の職場（警察署）に来続けました。

私は決して強制することなく「ここに来る来ないはA君が決めていいのよ。」と言い、A君は「俺はいいですよ。」と言うのがいつもの返事でした。

A君は中学を卒業後は就職するつもりでしたから教師の提案で二学期から学校近くの車の整備会社に職

場体験に通うようになりました。

私はA君の髪の色や服装については何も口出した事はありませんでしたが、その頃から体操服と運動靴をはいて私のところにも来るようになりました。その翌週は髪をバツサリ切つて短髪で来たので別人のようでした。

ピンク色だった髪は黒に変わり、いつの間にか眉毛も普通に生えてきました。学校の規律・規範等にはなかなか従わなかったA君でしたが、整備会社の社長の指導には素直に従つたようです。仕事も真面目にやっているとのこと、社長や従業員に可愛いがつてもらっている様子でした。

以前は町でA君を見かけると、随分遠くからでも彼を見分けることが容易でしたが、その頃からは彼は特別に目立つ少年ではなく、外見は普通の中学生と変わらなくなっていたので、遠くからは見分けにくくなっていました。

そして、中学卒業後は他市に住み込みの仕事をみつけて就職して行つたので、A君を町で見かけることは無くなりました。

そうして一年後、彼がふつと警察に私を尋ねてやつて来たのです。

仕事を辞めて戻つて来たのだと言い、辞めるに至つた理由を話してくれました。

そうして再び彼は昔の仲間や先輩たちと付き合うようになり、町の中でたむろしているところを見かけるようになりました。

数か月が過ぎたある夜、A君が裸で町の中で大暴れしていると、保護され、錯乱状態のまま救急車

で精神病院に搬送されたことを翌日聞かされました。

ショックでした。A君は仕事を辞めて地元に戻って来ていたものの、表情もおだやかでいくつかの面接に行くなどして、次の仕事の準備にかかっているとばかり思っていました。

翌日、私はA君の入院先の精神病院を訪ねました。面会はさせてもらえたものの、A君はもうろうとしていて目の焦点が合っていない状態でした。

私が話しかけてもA君はろれつが回らず、何を言っているのか聴き取れませんでした。高木だということだけは理解で来たようです。

ドクターに聞いたところ「脳が溶けたような状態だから脳に障害が残り、痴呆老人のような状態になるだろう。薬物依存から抜け出すというのは九九パーセント不可能でしょう。」と言われました。

「じゃあどうすればいいのですか?」の私の質問には「そのたびに入院をくり返すしかないでしょう。」と言われ、私は大きな衝撃を受けました。

かつて薬物乱用防止教室で薬物の危険性を訴え、A君は私の話を真剣に聴いてくれたのに……。あれは何だったのだろうか。

中学を卒業後に就職したA君の仕事先は塗装業で、そこには山程のシンナーが有り、日々シンナーを使つての作業だったことを後で知りました。

次の面会の時にはアレンジフラワーを持ってお見舞いに行ったけれど、精神病院には花の持ち込みは禁止とのことだったので、結局家に持ち帰ることとなり、それは私自身を癒す花になりました。

A君に何か欲しいかと訊ねると「食うもんがええ」と言うので、ドーナツを持って行ったこともあり、目の前でパクパク食べていました。そうして、思ったより早い一か月でA君は退院しました。

薬物依存はくり返されるというドクターの話を聴いてはいたものの、それでも何とかシンナーをやめてほしいと願う私はA君に、「あなたのことが心配だから一日に一回必ず警察署に顔を見せに来てほしい。」と頼み、A君は私の言葉に素直に従っていました。

A君の体からは何とも言えない体臭がしていました。もともと無口なA君が益々無口になり、私と居る時もジーツと椅子に座っていました。

毎日そうやって私の居る部署に通い続けるA君を見て、中学生時のことを知らない副署長が「少年というのは警察というところが嫌いなはずだけどA君はまるで図書館にでも通うみたいにやって来るがどうしたことか？」と私に尋ねるのが可笑しかったです。

A君が退院して一〇日くらい経った日の土曜日、警察から私の自宅に電話があり「A君が高木さんを訪ねて来ている。」とのことだったので、電話をA君に替わってもらって用件を聴くと「もの凄くイライラして自分が何をしでかすか分らなくて、怖くてたまらない。」と恐怖を訴えたので、お母さんと一緒に病院に向かうようにと助言し、私もこれから病院に向かうからと伝えました。

A君にフラッシュバックの症状が現れたのです。数時間後に私たちは病院で落ち合いました。

A君が受診している時にお母さんが私にこう言われたのです。

「私はスーパーにパートで勤めています。これ迄にもAの入院等で職場に随分迷惑をかけたから、これ以上休むと首になります。それでも私は仕事を休んでAに付いていようと思います。こんな状態のAを家に一人で置いておくわけにはいきません。仕事は首になっても仕方ありません。私はAの方が大切ですから。」と。

私はこのお母さんの言葉に感動を覚えました。これ迄ほとんど放任だったお母さんの口から「Aが大切」という言葉が聴けたのです。

そしてお母さんは実際に職を失いましたが、A君がもうろうとした状態で車を運転して事故に遭うのを防ぐために、お母さんが車であちこち連れて行くようになりました。

A君は、その後も一日に一回警察に足を運んでいましたが、夕方四時になっても来ない日がありました。そういう日は私の方が家庭訪問しました。

玄関にチャイムは無く、ドアに鍵もかかっていなかったのでドアを開けて「A君、A君」と大声で呼ぶと、A君とお母さんが雑然とした部屋の奥からのそつと顔を出してくれました。

二人共昼寝をしていたとのこと、やれやれと一安心するとともに、ほのぼのとした雰囲気さえ感じられました。

親がこのように寄り添うように生きた時期は、もしかしたらこの時が初めてだったかもしれません。ずっとずっと小さい時から寂しくて寂しくてたまらなかったA君のそばにお母さんが居続けてくれた時期。

A君の手となり足となり、A君のためだけにお母さんが生きていた時期でもありました。後にお母さんは私にこう話して下さいました。

「Aはずっと以前から家の中でも錯乱状態になる程シンナーを吸っていたけど、手が付けられない程でどうにも出来なかった。高木さんのところに相談に行こうかと何度思ったかしのれない。中学の時からAに関わり続けてくれた人とはいえ、警察の人だから犯罪を犯した息子を警察に引き渡すことになると思うとどうしても相談に行けなかった。」と。

また、入院以前にシンナーを吸ったまま車を運転して崖にぶつかり、車はペシャンコで使えなくなったけど、体は奇跡的に助かったとも話されました。

お母さんは今だからこそ私に話せたのでしょうか。

薬物中毒は見えない場所で起きていることが多いので、外に発覚しにくいし、家族もどこにも相談に行けないという現実を抱えています。ましてや小さな町では公的機関には相談に行きにくいのが現実です。薬物依存者は入院や逮捕されるなどの体験をすると、その時は「絶対やめよう。二度と薬物には手を出さない。」と決心するようですが、更生に至るのはとても難しいと聞きます。

A君は退院後「俺はあの病院には二度と入院したくないのもうシンナーはやらない。」と私に話していました。

余程病院での生活が不自由だったものと思いますが、ドクターの「薬物依存は九九パーセント治らない。」という宣告とは裏はらにA君は立派に立ち直ったのです。

振り返って思うに、A君を立ち直らせるに至ったのは、お母さんの「仕事よりAの方が大切ですから」という一言が大きかったと思います。数か月後にはA君は大工の仕事をを見つけ、真面目に働き始めたのです。

やがて私は翌年春に異動となり、別の警察署に勤務するようになりました。

その後、A君から結婚式の幸せそうな写真が私の元に届き、二年後には私の勤務先にヨチヨチ歩き可愛い女の子と奥さんを連れてやって来ました。

そして更に数年後にA君から届いた年賀状には家族が一人増えたと家族四人の幸せな笑顔の写真がありました。

薬物に走る子どもたちの背景には、寂しくて寂しくてたまらない心のむなしさがあります。

幸せな家族で愛情いっぱい育てられることが子どもにとつて一番の幸せですが、やむを得ず非行に走ったり薬物乱用に陥ったりする子どもたちの心の中には必ずわけ（理由）があります。

その寂しさやうっぶんが非行という形で現われるのですが、表に現われたその行動だけを見て、大人が強く指導したり、怒ったりしても子どもたちの心に届きにくく、逆に子どもは反発心を抱くことが多いです。

大人への反発や怒りを暴言や暴力で表わす子どもはストレートなので分りやすいのですが、それさえ出来ない子どもはリストカットなどで自分を傷つけたり、気分をまぎらわすために薬物に走ったりすることがあります。

このような子どもが一樣に口にするのは「自分はいらぬ子どもだ」「生まれて来なければ良かった」「死にたい」などです。

自尊心を失ってしまった子どもたちは親から「おまえを生むつもりはなかった」「弟は可愛いがおまえは可愛くない」というような自尊心を傷つけられる言葉をかけられていることが少なくありません。

また親の方に悪気は無く、その場だけのおどし文句として「今度〇〇をしたらこの橋の上から放り投げる」というような言い方をされた子どもは、いつかそれが現実になるのではないかと恐怖を抱き続け、思春期になっても心の奥に刻まれたその言葉によって「私は親に愛されていない」「生きている価値のない人間なのだ」というように意識の中に植えつけられていることがあります。

親となる人が心の健康な子どもを育てるためには、子どもが「自分は生きている価値のある人間だ」という自尊心が持てるように心から愛してあげなければなりません。

その愛し方が分らない親が増えていきます。親が子どもを精いっぱい愛していても、親の価値観を押しついたり、躰けが厳し過ぎたりすると、いずれの場合も子どもは反抗的な言動をくり返すようになり、不良仲間に入るなどして、やがて薬物にも手を出すことにもなりかねません。

学校教育では教科書にある学問は教えますが、親になるための知識や、子どもへの愛情の注ぎ方は教えるてはくれません。

親自身が自分が育つ過程で、十分な愛情を注がれることなく、指示支配されて育てられた人は、自分の子どもへの愛情の注ぎ方が分りにくいのです。

そのような親は、子どもへの躰けの一環として虐待したり、暴言を吐いたりなど、子どもが自信を失う声かけをしがちです。薬物乱用も、その反動による行動化の一つと思われれます。

このままでは虐待は更に増え、心のすさんだ子どもや、自暴自棄の子どもの不適切な行動もそれに伴って増えていくのではないのでしょうか。

学校教育課程の中に、「親となるための教育」を取り入れていく必要性を感じています。

子育てに一番必要なことは、幼児期の甘えや愛着だと理解している人は数少ないのではないのでしょうか。

ベストセラーとなった「子育てハッピーアドバイス」は、一部の親の間では読まれています。この内

容こそ将来親となる人^(子ども)たちに不可欠な教育だと思おうのですがいかがでしょうか……。

『薬物』 っ て何だろう？

主婦

塚本 和代 (28)

「薬物」と聞くと暗い闇の世界、自分とは全く異なった、実在はするらしい世界というイメージで、生涯自分自身はもちろん身近な人達にも近づいて欲しくないのが「薬物」である。

薬物の取扱いは違法行為だけれど、それは犯罪と言うよりは、自分が異世界へ瞬間移動テレポートしてしまい、もう現実には戻ってこられない「罰」そのもののように私は感じている。

薬物濫用の要因は多々あるのだろうけれど、絶対にその使用に踏み切ってはならないのだ。

それは、罪を犯すという社会的問題があるからというだけではなく、むしろその人の内面的な部分に問題が生じるからという理由の方が深刻だからだろう。

ストレス社会と言われる昨今、私達は何か毎日の生活をポジティブに過ごす為、様々な工夫を行っているが、その中で「薬物」とは、生活をより快適にする為に有効な手段なのだろうか。

確かに短時間で快感を得られるという意味では、アルコールや煙草に類する、もしくはそれら以上の快感が一時的には得られるようだ。

しかし、アルコールや煙草を愛飲している人々は、自身の忙しい毎日こそが重要だと認識している。だからこそ、短時間で得られる煙草やアルコールの快感を好んでいるのである。日常生活を送ることに支障を来す虞がある薬物に普通の人は手を出さなはずだ。

それなのに、薬物使用に踏み切る人達は、①さらなる快感を求めるばかりに、自身の判断力を消失させてしまった人。もしくは②知り合いに誘われ使用し、薬物依存に陥ってしまった人ということになるのでないだろうか。

この先の長期間にわたる薬物治療のことを考えれば、現在大切にしている「時間」を多少ストップさせても、薬物以外に快感を得られる手段はいくらでもあるだろうけれど、忙しい生活の中で常に広い視野を持ち続けることは難しい。

そして煮詰まっている時にこそ、他人の悪意というのは近づいてくるものなのだ。

人同士助け合って生きていける世の中が理想ではあるけれど、資本主義とは競争社会である。

薬物依存症を煩ってしまった人がいれば、その影で不法な薬物販売による大きな利益を得ている人間もいるということだ。

薬物の取扱いについては、国によって異なっているので、世界が一丸となつてすべての薬物に対して規制を試みることは難しい。

こう考えてみると、薬物使用者より、不法販売の方が社会悪だろう。

現に国内の覚醒剤取締法では、覚醒剤をみだりに使用すると、十年以下の懲役に処されるのに対し、覚醒剤を営利目的で日本や外国に輸入、輸出、製造した者は、最高で無期懲役に処されるのである。

私自身は、一児の母親であり妻となるまでの今日までは、多感な少女時代も、切迫していた青年時代も過ごしてきたわけだが、とりわけ、小学校入学からの学生時代が苦しくて長い日々だったように思う。

「過ぎてしまえば思い出」とは当時よく言われたものだが、今、当時の事柄を思い返してみても、まだ忸怩たる気持ち押し寄せる程に、二度と繰り返したくない時代である。今現在青春期を迎えようとしている人達の中でも数多くの「後輩」が私と同じように、思い通りにいかない日々を送っているのではないだろうか。

もし、私があ頃の薬物と出会っていたら、使用に踏み切っていただろうか。信頼している知人やまさかにも家族から勧められたなら、使用していたのではないだろうか。

しかし私は運良く他人に薬物を勧められたりはしなかったし、自ら薬物を使用することはなかった。そうした甲斐あつてか、今自分の家族を持ち、多少の問題は抱えながらも、幸せに暮らしている。

あの辛く苦しい時代を無事に乗り越えられたのは、ひとえに、自身の未来を信じてやってきたからに他ならないと思う。

毎日が充実している人に薬物は必用のない物だ。しかし、その関わり方は、使用に限った物ではない。薬物は不正な使用も流通も認めてはならない。自分自身はもちろん、周囲の使用も絶対に認めてはならないのだ。薬物の流通を認めると言うことは誰かが使用することを認めると言うことになるのだ。

若者は、これまでの知識から、物事の善悪は分かっている。

しかし「経験」が足りない為、上司等に「悪」を強要されると、目先の利害のみ考えて行動してしまったりするのだ。薬物にしても他の悪事に関しても、他人が関わっている分には見て見ぬふりでやり過ごす人も少なくないのではないか。

大人になるということは、世の中の一員になるということ。学生時代の終わりは突然として訪れる。子供時代は終わり、社会人としての責任が世間から求められるようになるのだ。みんなで安全な暮らしを守っていく、社会の中の一人とならなければならぬ。

それが責任というものなのだ。

もし私の子供が薬物に手を染めてしまったとしたらと思うと恐ろしくてたまらない。

薬物は肉体だけではなく、その子の将来さえも制限させてしまうのだ。成長期の煙草や、アルコール摂取が禁止されているように、薬物使用は子供達の身体をどれほど蝕むだろうか。せつかく健康に生まれ、

育ってきた体を一瞬にして機能低下させてしまうのだ。

身体機能の低下や障害が起きるのは薬物使用中に限った事ではなく、一生涯つきまとう持病にもなるおそれがある。女性は特に、出産にも影響があるかもしれないのだ。

また、薬物取締法違反という犯罪者になることで、一生消えない傷を負ってしまう。犯罪者というレッテルが付いただけで世間は目を背け、個人にどんなに素晴らしい素質があっても認めてはくれないのだ。

結婚も難しい。仕事はまず選べないし、就職することさえ困難になるだろう。

成長期の子供は、理解力や知識、良識等大人が考えているよりもはるかに大人としての資質を備えている。しかし、その事を子供自身気付いていない場合が多いのだ。自分自身に、何が備わっていて、何が不足しているのか。これから何を手に入れることが出来るのかが曖昧で、早く知りたいと渴望しているのが私の思春期だった。

その答えは、子供時代にはまだ誰にも教わることは出来ないし、今はただ目の前にある事柄を一つ一つ解決していく他には道は無いけれど、せっかく、大人としてもう少しの所まで成長しているのに、認識不足が暴走して薬物乱用に踏み切ってしまったら、本当に残念なことである。

そんな時、近くにいる経験者に手を借りることができたら、どんなに救われるだろうか。経験者とは私達親であり大人である。

子供が自身の可能性を模索する意味で、薬物に限らずとも、罪を犯すことがあるかもしれない。その可能性を親は知っていなければならぬし、未然に防ぐ手立てを考えなければならぬ。

時にはなりふりなど気にせず、信念を持って子供に対し、毅然とした態度を取る必要もあるだろう。時には子供の話を聞き、同調することも子供の助けとなるかもしれない。

大切なのは、子供はまだ社会の一部ではないことを大人が理解しておくことである。

成長期の子供は見た目も話す言葉も、大人と変わらない「いっぱし」だが、大人と比べると経験が全く足りていない。それを、大人相手と同じように、彼は迷惑行為をしている、彼女は常識がない等、と試みても仕方がない。

時に行き過ぎた子供の行為を警察勢力が鎮圧することもあるかもしれないが、基本子供の粗暴は大人が正すべきことであって、その役割は親に限定されてはいない。

近頃は、親が、我が子を叱る他人を、非難することもあるようだが、思い違いも甚だしい。薬物が社会悪だということも含め、周囲の大人が子供達に手本となってルールやマナーを教えることが、次代の安全な社会を作り上げていくのだ。

子供達はこうした良識ある大人達の対応を受け、自助努力の大切さを知り、友人達と共に辛く厳しい思春期を自分自身の為に乗り越えられる。そうした子供達には、次世代の子供にとっても、良識ある大人としての態度をとることが出来るだろうと思う。

先頃、覚醒剤取締法違反で酒井法子氏が逮捕された。この事件をうけて、世論はさらに薬物取締の強化を求めるようになった。

私もこの事件の概要を聞きとても驚いた。

特に彼女には幼い子供がいるということに衝撃をうけた。

日本国内において、覚醒剤は他の薬物と比べると格段に取扱量が多く、警察でも薬物取締において最重要課題となっているようだ。

覚醒剤取締法違反の検挙者は少年や二十代よりも三十代から五十代の人に多いという。

三十代からの薬物使用は、二十代までの使用理由とは相違しているように思う。

三十代という世代は、学校も卒業し、選ばなければ仕事も見つけることが出来、お金も少しなら手に入る事が出来る。他人に迷惑をかけなければ、基本的に自由な生活が出来る年代だと、他の世代の人は思うかもしれない。

しかしだからこそ、苦しい世代だとも言えるのではないか。

二十代までは親のすねをかじりながら、経済的にも社会的にも自立せずすむかもしれない。

しかし、三十代に入って、変化は突然訪れる。早い人で、親の要介護認定や、悪くすると死。そういった不幸以外にも非正規雇用である自分の職の解雇。四十代、五十代と年齢がすすむにつれ、逃避したくなるような現実が増えていく。

そんな第一歩が三十代という年齢で、まだ目を瞑っていればやり過ごせる年齢だからこそ、薬物という逃避が必要なのではないだろうか。

社会が不況でも好況でも個人として現実を受け入れ生きていくことが大人として必要な素養だ。

それは、子供が小さい時から何かにつけ言い聞かせ、分からせておくことが、親の務めではあるが、成人後は自覚を持って社会生活を営む義務があると私は思う。

高校を卒業した後は親が子供の生活の面倒を見ることは、むしろ子供の為にならない。

三十代の薬物依存者については、経済的困窮の他、社会的自立が出来ない者も多いのではないか。

二十代から一生懸命働き経済的には裕福であっても、友人や家族との深い関わりを持ってない人が、薬物に手を出してしまうケースである。

三十代は二十代の生活の上に成り立っている。

仕事、人間関係等、努力を継続し続けた人だけが、充実した次世代を迎えることが出来るのだ。そして、生きている限り一生向上心という意欲は必要なのである。

途中で薬物という逃げに走った者も、一からやり直すことは出来るだろう。

しかしその努力は格段の苦心を要するだろうし、その結果はかなり後にならないと報われないのだ。そこで多くの薬物依存者は再犯を繰り返し、生きる希望を失ってしまうのである。

不正な薬物使用を始める原因としてこれまで様々述べてきた。

人は生理的な要求として薬物を求めるわけではないので、原因はその人を取り巻く環境に起因している。環境とは、自分以外の他人であったり、事象であったりするわけだが、家族が薬物依存患者の場合を除けば、薬物使用の原因の殆どが家庭外の社会的生活の中にあるのではないだろうか。

人は生まれてから数年で幼稚園、学校と社会的生活を送り始める。そして、どんなに小さな子供でも、家庭と社会とを区別して、その環境に協調しようとするのだ。

それは、言うなれば自己を演出することであり、大なり小なりストレスとなる。

しかし、長期間社会経験を積むことで、ストレスを感じずとも環境に適応する事が出来るようになる。どうしても環境に適応出来ない場合は、その状態が長く続くとストレスが蓄積され身体を患う等の症状が出る可能性もある。

これは子供に限らず大人でも同じ事が言える。

時として、環境への不満を表現出来ず、その環境からも逃避出来ない人がいるのだ。その場合、周囲のサポートが必要となる。

人は成長するにつれ、さまざまな能力が身に付いてくる。

その過程で、人によって、適応するのに困難な環境への対応方法もさまざまとなる。

すぐに環境への不満を口にし、逃げ出してしまいう人もいれば、長期的見方による、自分にとってメリツトになるのかデメリットになるのかの判断で、多少の適応困難な環境にも留まり、そうすることでさらに、さまざまな環境への適応能力を身につけていく人もいる。

一方、自己の能力の過信によって、適応困難な環境からの逃避の時期を見誤ると、不正な薬物使用や、果ては自殺という間違った逃避にまで追い込まれてしまう場合もあるのだ。

現代はストレス社会と言われて久しいが、その中で自己を社会に上手に適応させている人もいる。

自分を上手く社会に適応させる為には、前述した、自己演出力の活用だったり、また、自己発散力の有無が重要だと私は考えている。

自己発散力とは、自身を周囲に向けて表現する力だ。

環境に協調するばかりでは、自分の中にどんどん入り込んで鬱屈してしまう。

自分を発散する目的として、趣味や得意な事柄、身近な人とおしゃべり等、自分が気持ちよく感じる必要がある。

そうした自己の発散を行わないと、周囲の環境に協調しているばかりの自分を自分で嫌悪し始め、嫌いな自分からの離脱を求めて、薬物使用を始めたりするケースもあるのだと思う。

殆どの人が薬物に頼らず、自ら身を立てて生きている。

それは、どんなに追い込まれていても、大人ならば、将来を考え、物事の善悪を判断できるからだ。薬物依存は他者への依存でもあると思う。

薬物を使用したら最後、自分を制御出来なくなると分かっているはずである。そんなことになるのなら、使用に踏み切る前に周囲に相談するなり、いつそ、現在の適応困難な環境から離脱したほうが、自分の為、社会の為にも良いだろう。

人間関係の希薄化が問題視されている昨今だが、環境の中で、個人が窮屈に閉じこもっているばかりではなく、薬物やその他の悪に頼らず、自分の気持ちは自分で周囲に表現することで周囲から理解されることが必要なのではないだろうか。

お互いにコミュニケーションを深めることは、より安全で快適な環境を作る上で大切なことだ。他者に依存するのではなく、信頼することで、自分自身も周囲から認められるようになっていくのだと思う。

現在、国内では、一般的に取扱いが違法な薬物がさまざま出回っているが、薬物を使用すると幻覚が見えたり、身体器官が損傷されたりするらしい。そして、薬物依存症となり常に薬物を欲するようになるという。

薬物の使用を長年断ったとしても、一度使用してしまうと、何かのきっかけでまた使用したい欲求が起こるので、一生薬物を排除し続ける強い意志が必要だという。

このような状態では自分の明るい未来など到底思い浮かべる事は出来ない。

薬物治療の為、一時的に医療機関へ入ることもあるだろうが、一生そこで暮らすわけにもいかない。本人の希望あるなしに関わらず、家族がサポートしていくことになるだろう。

そして本人の薬物依存からの脱却が、僅かな間でもあったとしても、再犯という家族への裏切り行為を犯す者が多いのだ。

親は何度裏切られても監督することを止められない。それが親だからである。

しかし何度も繰り返し返されると、疲労から諦めが変わってくるかもしれない。

本人は薬物依存状態で親の様子を思いやる事などしないだろう。

親は我が子がどんどん薬物に冒されていくのを目の当たりにしなければならぬ。

人格は変貌し、容姿も病状の悪化から変わっていくだろう。まるで別人となった子どもを、それでも親は捨てることは出来ないのだ。

このような悲劇を救う手立てでは、薬物依存者本人が、自身を愛しく思えるようになることの方法はないだろう。

人は生まれながらにして自分のことが大好きである。しかし成長していくにつれ、他との比較をするようになる。

そうすることで、さらなる成長を目指していくのだが、薬物患者は自分に自信を持つことが難しい。人は自己不信に陥ると、家族でさえも信じられなくなる。

そしてまた薬物に依存してしまうのだ。

まずは一つ、自身の好きな所を見つけて、自分に少しずつ自信をつけていく。

そして、家族はあまり本人に関わり過ぎず、認めるべき所は認めて、見守っていく立場を守っていく方がいいようだ。

自分を少しでも好きになれたら、自信がついてきたと言うこと。

その自信を裏打ちする小さな責任を家族が任せることで、家庭を支える一員としての自覚が出てくれば、社会の一員としても立派な「担う側」の人間だということだ。

薬物と同じように、短時間で快楽を得られる酒や煙草は、なぜ合法なのだろうか。

それはひとえに依存性が低く、大抵の人が日常生活を送りながら飲酒喫煙を両立出来るからだ。

薬物使用と日常生活とは、身体への影響から両立することは出来ない。

しかしアルコールの依存症にかかってしまう人もいる。

社会的不適応者にまでなってしまった者は、一人では依存症から脱却できず、周囲の協力を必要とする。煙草の影響は喫煙者の体を害する事にとどまり、社会的に不適切な行動をとるような身体的作用はないが、ポイ捨てや周囲への煙の配慮を行う必要がある。

いずれにしても、酒、煙草と違って、薬物は個人の入手が困難だ。

そこで暴力団等の組織が深く関与している。一般人が薬物使用を考えた場合、その身体的作用だけでなく、犯罪組織との関与というリスクもあるのだ。

薬物販売は犯罪組織の資金源だという。資金が増えるということは組織の拡大や強化を意味する。つまり治安の低下につながると言うことだ。

家庭は小さな社会である。もし家庭の中に薬物依存者がいたらどうなるだろうか。前述したように、日常生活もおくれず、不信任感、倦怠感等の負の感情に家族は取り巻かれるであろう。ついには家庭崩壊にもつながるかもしれない。

では家庭に煙草や酒の愛飲者がいたらどうだろうか。喫煙者は禁煙者に邪険にされるかもしれない。泥酔して迷惑な癖を出す者も、その時だけだと分かっているから周囲も苦笑いでやり過ごしてくるだろう。

そして朝になればまた日常生活を各々が送るのだ。

社会もこれと同じである。不信任や倦怠感が生じる社会は治安が低下し崩壊寸前だ。崩壊させない為に、その原因を排除しなければならない。

ただ、ルールに縛られ過ぎては、人々の生活は苦しくなってしまう。

社会の安全を維持しつつ、快適な日常生活を送れるよう、飲酒喫煙はマナーを守り、薬物の違法取扱いの禁止を守っていかなければならないのだ。

末期ガンの方が経験される「余命宣告」という告知があるが、薬物使用とは自分自身で余命宣告をしているようなものだと思う。

むしろ、終わりさえ告げられず、生涯薬物治療を続けていかななくてはならないと知った家族にとっては、これ程の悲しみはないかもしれない。

一般に、老人、子供、障害者は社会的弱者と言われ、社会福祉の制度の適用や専用設備の使用等が認められている。病床の少女は時として運動場を活発に駆ける女子学生よりも儂げで、引き寄せられる魅力があるように思う。

しかし、薬物患者はこれらの社会的に弱い立場の人々とは違う。犯罪者でもある彼らは社会からは忌み嫌われているのだ。

自分本位で、他人の視線など気にならないという人は薬物など使わずとも、自分のやりたい事をし、や

りたくない事はやらずに生きていくのではないだろうか。

薬物使用者は、むしろ他人の気持ちに気がなる、自分は嫌われたくないという、社会的な連帯感を持ち続けたい人なのではないか。

しかし残念ながら薬物使用によって対人関係の恐怖を乗り越えることは出来ない。他人の気持ちを自由に操作することは誰にも出来ないのだ。

ただ、自分の気持ちや言動は思い通りに出来る。相手に好印象を持たれるような言動を常に心がけるとで、相手にも自分を良く思ってもらえる可能性がかなり上がるだろう。

地球には六十八億の人がいるのだから、そのすべての人と意気投合することは出来ないかもしれない。そんな風に寛大に考えれば、対人関係の恐怖も和らいで、薬物使用も思い止まるのではないだろうか。何よりも、我が子を可愛いと思わない親はいないと、子を持つ母である私は思う。子供の立場からは、なかなか伝わらない親の愛情だけれど、親の立場になれば、子供をどんなに愛情かけて育てているかが分かる。

薬物使用者も、使用を考えている人も、人間は生まれて一人では成長できない。両親以外にも多くの人が貴方あなたに目をかけ、愛情を注いできたはずである。そんな人達を、薬物を使用することは、裏切る行為であるということを知って欲しい。

私は祖父をガンで、祖母を認知症とその他病気の合併症で亡くしている。

どちらも悲しい最期だったが、認知症を患っていた祖母は、亡くなる数年前から私の事が分からなくなっ

ていた。

薬物も脳の損傷を促す作用があると言われていた。薬物使用により、その人本来の人格破綻や、記憶喪失等を目の当たりにした家族は、言い表せない程の悲しみにおそわれるだろう。

薬物を使用する前に、自分の存在の重要性に是非気が付いて欲しい。

これまで生きてきて、出会った人一人一人を思い返してみても、貴方^{あなた}はその人達全員に薬物使用を報告することができませんか。

そして薬物の販売や不正な取扱いが、どれ程の人を不幸にするかを知っておいて欲しい。

もしかしたら、将来自分の大切な人となる人に薬物を促してしまっているかもしれない。

自分の家族が薬物依存者によって危害を与えられるかもしれない。

薬物のない社会を目指すことで、安全で住みやすい暮らしを実現したいと私は思う。

薬物犯罪者本人に限らず、その家族も、罪が公に知られることになった時点から、世間との付き合いが格段に減っていくだろう。

今まで、自分の薬物使用をそれとなく知っていた人とも、情報が公開されれば連絡が取れなくなる事もあるだろう。

私は金融関係に勤めていたことがあったが、入社手続きの際、血縁者に犯罪者がいるかどうかを書類の中で問われたことがある。ただ犯罪者と血が繋がっているというだけで、仕事に就くことが困難になるの

だ。

生活の場への嫌がらせ等もあるかもしれない。家に落書き程度ならまだしも、地域社会の中で買い物さえさせてもらえない事も最悪の場合考えられる。

犯罪者となると、今まで可能だった生活が、突然困難になる。家族がいくら耐え堪えても、限界があるのだ。

そこで、もし家族が薬物患者との共生を考えるとしたら、決して無理はしないことだ。できる範囲での共生を心掛けるべきである。

一番大切なのは自分の健康。

そして次に、薬物患者の健康を気にしてあげる事ではないか。

よく食べ、よく寝る等の基本的生理欲求が満たされているか。

生存の為に、適切な食事や、早寝早起きの生活リズムが整っているかが最も重要だ。

自分が衰弱していれば、思考が凝り固まってしまい、ネガティブな発想しか思い浮かばなくなってしま
う。

また、家族は薬物患者に見返りを求めてはいけない。

薬物患者は薬物を使用する前から、または使用に踏み切った原因が人間不信からということも中にはあるだろう。

家族が見返りの為に、自分を助けてくれたと分かれば、ますます人間不信に陥り、日常生活への復帰は

望めなくなるからだ。

そして、薬物患者が心掛けるべき事は、ただ一つ。二度と薬物に手を出してはいけないという事だ。

一回罪を犯すことと二回罪を犯すことは全く違う。二回よりも三回、三回よりも四回の方が罪は格段に重くなっているのである。

薬物依存者やその家族は、依存症を治す事を目標にしがちだと思うが、これまで述べてきたように、薬物は何十年後に、ふとしたきっかけで始めてしまうという場合がある為、依存症が治るという事はないのである。

また、病を治す事は、絶望の淵にたたされている本人にとって生きる目標にはならない。

自分が失った物の多さと、今持っている物の少なさに愕然として、はじめて薬物に関わってしまった事を後悔するのだ。

ジョン・レノンの「イマジジン」という曲があるが、想像というのは基本的に知識がないと出来ないと思う。

だから、薬物がない世界を想像してみようと言われても、薬物があることで、暴力団組織等の資金が出来、その組織の活動が社会の治安を悪くしている事を知らなければ、想像しようにも出来ないのである。

薬物を使用してしまった自分に何が出来るのか、薬物を目の前にして使用を迷っている自分が、どれほど大きな喪失と隣りあわせになっているのか、そしてその誘惑に打ち勝った貴方は、あなたそれだけでどんなに

人生が豊かになったかを、薬物という物を本当に知らなくては想像できないのだ。

薬物は人との繋がりを壊してしまう。家族との繋がりが、友人との繋がりが、社会との繋がりが。薬物依存症という病と、犯罪者という社会的レッテルが、人間関係を寄せ付けなくしてしまうのだ。

人は一人では生きられない。物理的にも、気持ち的にもそういう風に出来ていると思う。

人を好きだと認めよう。人が集まる社会の安全を尊いものだと認識しよう。

そうすれば薬物などという凶器がなくなる事を願うはずである。

薬物のない明日をみんな考えてみよう。

薬物乱用を防ぐには学際的なアプローチが必要である

↳ 社会・心理・生物学的側面から
薬物乱用の新たな課題を考察する↳

内科医（清和会吉南病院内科部長）

長嶺 敬彦（54）

一 薬物乱用の恐ろしさ

社会の規範から著しく外れた方法で、不当な薬物を使用する事件を聞くたびに胸が痛む。薬物乱用による事件である。「あのスターが何で」、「あのスターも何で」、と不思議でならない。薬物の摂取によりストレスから逃れ、一時的な快楽を得ようとしたのかもしれない。しかし薬で得られる快楽は悪魔のささやき

に過ぎない。その代償はあまりにも大きい。不当な薬物は今まで築きあげてきたものを跡形もなく暗黒の海に葬り去る威力を持っている。

薬物依存症になれば、乱用による快楽に染まるだけではすまされない。禁断症状による不快感が薬物への強い欲求を生み、反社会的行動をしてまでも薬物を手に入れようとする。表舞台の端正な顔の裏に、薬を求めて彷徨う醜い悪魔の顔が自生した瞬間である。

薬物乱用は身体そして精神を蝕む。「これくらいは大丈夫だろう」はまったく通用しない。一度手を染めると、気がつけば自らの健康を顧みることを忘れ、家庭生活や職業を放棄し、薬物を使用することだけが目的の人生になる。不当な薬物は、肉体、精神、実生活を徐々に破壊していく。家族を巻きこみながらだから余計に悲惨である。薬物乱用の行き着く先は、個人レベルでは社会生活や生命の破滅である。社会レベルでは、他人に危害を及ぼす犯罪の温床になる。

薬物乱用がどうして急増しているのか、どうすれば薬物乱用が防げるのか、真剣に考えなければならぬ。複雑な社会問題は少なくとも異なる三つの視点から考えると全体像が見えやすい。社会的な観点、心理的な観点、生物学的な観点である。Biopsychosocial approachである。文献(1)

二 社会的側面の課題：医療化 (medicalization) の弊害

正規の薬物であっても、本来の使用量から大きく外れて使用したり、本来の使用目的以外に使用すれば

弊害が生じる。中枢（脳）に作用する薬を不適切に使用するとどうなるのであろうか。精神科薬物療法で抗精神病薬の多剤併用療法の弊害が指摘されて久しい。文献(2)、文献(3)。抗精神病薬の不適切な使用は、突然死をはじめとする身体面の重篤な副作用だけでなく、精神機能にも悪影響を与える。精神症状の治療のために使用した薬で、精神症状が出現するという皮肉な現象である。不適切な抗精神病薬の処方増加は、合法的な薬物乱用ともいえる。医薬品は適切に使用されれば患者に福音をもたらす。しかし不適切な使用は副作用だけでなく、社会が薬に依存する構図を作り上げてしまう。実態をみてみよう。

【脳に作用する薬の処方予想以上に多い】

つい先日、JAMA（米国医師会雑誌）に掲載されたばかりの米国のデータをみてみよう。文献(4)。二〇〇九年の米国国内での処方薬（医師が処方箋を発行して投薬する薬）の調査である。処方薬の総売上高は三、〇〇〇億ドルを越えており、前年比で五・一％の伸び率である。処方箋の枚数も前年より二・一％増加し三九億件に達している。医薬品の種類別（クラス別）に売上高をみると、なんと第一位は抗精神病薬で、一四六億ドルの売上高であった。第二位は脂質改善薬、第三位はプロトンポンプ阻害薬（消化性潰瘍治療薬）であった。脂質改善薬やプロトンポンプ阻害薬が上位を占めたのは、メタボリック・シンドロームの増加やストレスによる消化性潰瘍の増加を反映している。薬の売上は、時代背景と関連する。そして第四位が抗うつ薬で、売上高は九九億ドルであった。抗精神病薬と抗うつ薬をあわせると二四五億ドルもの売上である。ということは、精神疾患が急増しているのだろうか。あるいは向精神薬が安易に処方され

ているのだろうか。

米国では二〇〇八年にそれまでトップであった脂質改善薬を抜いて、抗精神病薬が総売上でトップになった。統合失調症が増えたのだろうか。米国食品医薬品局（FDA）の分析によれば、新規抗精神病薬の適応外使用が拡大しているために抗精神病薬の総売上高が増加したと結論している。

米国での新規抗精神病薬の適応は、最近まで統合失調症と双極性障害（躁病相）に限定されていた。統合失調症以外に新規抗精神病薬が使用される傾向は、二〇〇七年には米国では aripiprazole が大うつ病の補助療法としての適応が承認され、二〇〇九年には quetiapine も同様に追加適応が認められたのでますます顕著になるであろう。わが国の精神科医療の現場でも、新規抗精神病薬の感情障害圏への使用は適応外ですで行われている。医療社会が薬物依存になっているのではなからうか。

【適応外使用が多いことで市場が拡大している】

適応外使用がどのくらい行われているのか、データをみてみよう。二〇〇七年の米国退役軍人病院の処方データベースを検討した結果、新規抗精神病薬を一回以上処方された二七九、七七八人のうち六〇・二％は適応外使用であったという^{文献(5)}。この論文の著者は、医師が著効例の症例報告を聞いて適応外でも処方している可能性が高いことを指摘している。これは適応外だと「知って行うこと」だからルール違反である。精神科臨床では、ルール違反が容認される専門家の暗黙の規範が出来上がっている。この現象は、薬物依存の温床になる可能性がある。

同様な現象はナーシングホームでもみられる。全米規模での調査で、ナーシングホームに入所している人が二〇〇六年に新規抗精神病薬の処方を受けた割合は約三〇％で、このうち三二％が適応外使用であった^{文獻(6)}。施設間で処方割合が異なり、新規抗精神病薬の使用に抵抗がない施設ほど処方率が高かった。

先進国において抗精神病薬、抗うつ薬、睡眠導入薬などの脳に作用する薬に暴露される人々は、新規抗精神病薬やSSRI（選択的セロトニン再吸収阻害薬・抗うつ薬の一種）が登場した一九九〇年代から急増している。この傾向は小児を含むすべての年齢層に認められる。抗精神病薬は適応外使用が増加し、成人では感情障害や認知症の問題行動の治療に、青年・小児においては感情障害、注意欠陥多動性障害、素行障害に対して処方されている^{文獻(7)}。適応外使用では、抗精神病薬の有益性と有害性の評価が行われていない。とくに成長期である小児や青年に対しての効果と副作用を早急に検討すべきである。

同様な傾向は精神科クリニックでも認められる。一九九六年から二〇〇六年の米国外来医療調査のサンプルである一三、〇七九件の通院データをみると、この間に平均処方剤数が一・四二剤から一・九九剤へと増加した。三種類以上の向精神病薬が処方された割合はさらに顕著で、一六・九％から三三・二％（オッズ比二・六〇、九九％ CI 一・六一—四・二二、 $p \lt 0.001$ ）に増加している^{文獻(8)}。抗うつ薬や抗精神病薬の多剤併用療法が増加している。薬を併用することでの臨床的な有用性はほとんど証明されていないにも関わらず増加傾向にある。併用療法では、薬同士が互いの代謝に影響を与え、血中濃度が変わる危険性がある。臨床的な有用性（臨床アウトカム）が不明瞭なまま多剤投与を受けた患者は、薬剤間による相互作用のリスクにも曝されている。

現代社会では、脳に作用する薬は巨大なマーケットを形成している。市場を圧倒するほど抗精神病薬の処方が増加しているので、不適切な使用も増加している。薬では解決できない心理的な問題にまでも安易に向精神薬が処方されている可能性である。この現象を社会が薬に期待しているといえばポジティブであるが、適応外使用があまりにも多い現状を見る限り、薬で解決できない問題にまでも薬で対応するという医療化（medicalization）の弊害があると想像される。医療化とは医療で解決できる問題ではないのに、医療の問題として取り扱うことである。話をじっくり聞く代りに薬を処方していないだろうか。

医療現場でのこのような風潮は、社会にも影響を与える。薬で解決できない、あるいは薬を使用してはいけない問題、たとえば人間関係の問題などに悩むとき、静かに悪魔のささやきが聞こえてきて、思わず薬に手を染めることはないだろうか。医療現場での処方薬の適応外使用の増加は、薬物乱用の温床になる。医療現場で合法的な薬物乱用が行われているという危機感をもたなければならぬ。

薬は化学物質である。効果を示す病態が限られている。効果を示す範囲は、薬の適応として研究されている。薬に化学物質としての作用以外を期待してはいけない。人間関係を修復する作用はいかなる薬にも認められない。

三 心理的側面の課題：薬物乱用における心理は「無意識」と「身体」が重要である

薬物乱用にはこころの問題、つまり心理面が重要である。ストレスや家庭環境からこころが疲弊して薬

物に走ることもある。だから薬物乱用には、さまざまな社会的・心理的サポートが行われている。たとえば、薬物乱用を早期発見し、治療施設につなぐ。治療施設のない地域にも薬物乱用防止のための啓蒙活動を拡大していく。医療者・ソーシャルワーカー・カウンセラーらのチームによる精神的・社会的介入を行う。カウンセリング、離脱や回復へ薬物治療、復職への社会復帰の支援を総合的に行う、などである。治療とリハビリテーションのための社会体制の整備と心理面へのアプローチである。

しかしこれらがなかなか機能しにくいのはなぜだろうか。その原因の一つは、心理面へのアプローチが意識下での心理だけを対象としているからである。薬物乱用における心理の問題を理解するには「無意識」を含めたわれわれのこころを理解しなければならない。こころはどこにあるかといえば、大多数の人は脳と答えるだろう。これは「Yes」だろうか。「No」ではなからうか。

【無意識の重要性】

こころの問題は通常、意識の世界の中だけで議論される。しかしわれわれのこころは意識の世界より無意識の世界の方がはるかに広大で、行動に影響を与えている。でもそれは無意識だから意識できないので本人すら気づくことができない。無意識の存在は、特殊な実験下で示される行動で評価するしかない。無意識というと非科学的と思われるが、そうではない。無意識はイメージしにくいだけで、われわれはさまざまな行動を無意識に決定している。

たとえば、サブリミナル効果は無意識での意思決定の存在を示している。意識できない速さで情報を流

すと脳はその情報を無意識下に感知し行動に反映させる。映画のはじまる前にごく短時間で認知できない情報、たとえば「ポップコーンを買おう」という宣伝をフィルムに挿入すれば、実際にポップコーンの売上が上昇したという。モニター画面に握れと出たらグリップを握る実験で、「握れ」の直前に「がんばれ」というメッセージを視覚で認知できない短い時間挿入するとグリップを握る力が倍増し反応時間も短くなる^{文献(9)}。これらの現象はサブリミナル効果といわれ、情報を無意識の世界で感知し行動に反映させた結果である。無意識だから本人さえどうしてそうなったか分らない。

薬物乱用における無意識での行動決定のリスクを考えてみよう。社会が薬物の「快」の部分をごく短いメッセージでも繰り返し流すことで、本人が強く意識していかないにもかかわらずとも容易に薬物の罠にはまってしまふ。若者文化の中に薬物に対する羨望が潜在的に形成されたら、「ちよつとこれくらい」の感覚で薬物の使用がはじまる。未成年者の飲酒や喫煙が窓口となり、無意識の世界で薬物への羨望が強化されれば薬物乱用へとつながる。

薬物は大麻、マリファナ、ハシツシユだけではなく、覚せい剤であるMDMA、アンフェタミン、メタンフェタミンなども非常に危険だ。コカイン、LSD、フェンシクリジンなど幻覚をおこす非合法ドラッグも社会に忍び寄っている。マジックマッシュルーム、テングタケ、タマゴテングタケ、ベニテングタケなど幻覚を起こすきのこ類も薬物依存に利用される。シンナー、ベンゼン、トルエン、キシレンなどの有機溶剤も身近な危険物質である。最近ではライター用ボタンを補充用ボンベから吸引するガスパン遊びも増えている。そして医療現場での安易な向精神薬の処方も危険である。

ではどうすればいいのだろうか。依存性薬物類は危険であることを社会が繰り返し伝えることである。行動の拠りどころとなる無意識での枠組みが、薬物の危険性を認知することが大切である。ただし間違っ
てはいけない。強制ではないし、マインド・コントロールをしてはいけない。意識下で表面上の心理
や社会の対応を考えても理想だけに終わる可能性を指摘しただけである。行動の拠りどころとなる無意識
は、意識下の押し売りには反応しない。地道でポジティブな価値観の創造を社会全体で行うことではじめ
て無意識での選択が正しい判断を下すようになる。無意識での健全な規範は簡単には形成されない。薬に
なんか頼るな、かっこいいのは煙草や薬で脳を見かけ上活性化することではない。「泥臭くても自分で考
えることが一番かっこいい」という文化を社会に創ることだ。そして医療社会でも安易な向精神薬の投与
を止めることである。

【体は真実を知っている】

こころの問題は非常に難しい。その一つは今説明したように、無意識での領域が意識の領域より何倍も
広いからだ。もう一つは、今このように感じているのはどうしてなのか、こころの所有者である自分自身
でさえ説明できないからである。

スポーツで試合をする前にウォーミングアップをする。ウォーミングアップは今から使う筋肉の準備を
するだけではない。心拍を上げることが一つの目的である。ウォームアップでアドレナリンが適度に放出
されると心拍が軽度上昇し、やる気も起こる。心拍が上がった状態をこころは準備状態ができたと察知す

るからである。今度はそれを実験で示したデータを見てみよう。アドレナリンを投与した群と投与しない群で昔行われた実験である。うれしいでも、悔しいでもいいのだが、そのような感情を生む場面を見せる。その場面を見せる前にアドレナリンの投与を受けた群は、投与を受けなかった群に比べてその感情が倍増した^{文献⑩}。体にアドレナリンがあるということは、その感情がより強いものであるところが認識したからである。体の情報でところがその強さを感知する。感情の程度はところが一番知っているのではなく、体が知っていることになる。

アドレナリンが生理的に分泌され、競技の準備状態を作るのがウォーミングアップだ。ウォーミングアップをせずに（体を使わずに）、アドレナリンの注射で準備状態を作れば、ドーピングである。芸能人が芸のために薬に手を出すのはドーピングである。自分の体を使い、ウォーミングアップして、芸を見せるべきだ。安易なドーピングに相当する薬物の使用による芸術はけっして正当化できない。

こころは脳の中で完結するものではない。だからこころは脳にあるというのは、 \times である。体が脳に情報を伝えることで、今の気持ち^心を脳が感知できる。真実を一番最初に知るのは脳ではなく、身体である。脳は体を通してはじめて自分の感情を知る。

【心理面へのアプローチとは、体へアプローチすることである】

薬物依存の心理面へのアプローチでの問題点が二つ見えてきた。無意識まで視野に入れることが一点目である。心理で脳へのアプローチが大切であるが、体まで視野に入れなければ効果的ではないことが二点

目である。薬物依存への心理面へのアプローチは、無意識、体を視野に入れなければならない。

薬物を乱用すると体の情報が適切に脳に作用しない。アドレナリンの実験をみれば分るとおりである。脳は薬があることで、体の反応を誤認識するからだ。ならばもう一度体を動かそうではないか。自らが走る。自らが汗をかく。自らがどきどきする。このような体験が脳を活性化するはずだ。薬物依存から抜け出すには積極的に体を使う必要がある。体の感覚を脳に伝えることで回復するはずだ。ただし長年の薬物依存では、心血管系へ負担がかかっているので、メデイカルチェックをしながら適切な運動負荷量を決めなければならない。その際には、運動療法の知識が役立つ^{文献(11)}。身体へのアプローチを通して、身体感覚を自分でコントロールできるような段階的なプログラムを作成することは、身体へのアプローチのようで、実は心理面へのアプローチなのである。

四 生物学的側面の課題…シナプスの異常より創発を考えるべきである

【離脱症状の薬理学的説明の限界】

薬物依存から回復するには離脱を乗り越えなければならない。離脱症状とは、摂取した薬物が身体から分解排出され体内から減少してきたときに起こる不快な症状群である。離脱症状を回避するために再び薬物に手を出すため、薬物依存から抜け出せなくなる。離脱を克服する手立てを考えることが重要だ。

ニコチンの依存は、ニコチンの置換やニコチン受容体へ作用する薬を用いた禁煙プログラムが開発され

ている。しかし麻薬類への依存はなかなか根治することが難しく、油断すると再度使用してしまう。もちろんニコチン依存も一度は禁煙に成功しても、再び吸い始めることがよくある。離脱の捉え方が表面的過ぎるからではなからうか。精神薬理学は薬物依存が形成される過程と離脱を次のように説明している。

摂取した薬物は、脳内で本来働いている物質と似たような物質として働く。この本来働いている脳内物質をリガンド、摂取しリガンドの代わりに働く薬物をアゴニストという。薬物を摂取しつづければアゴニストが常時存在する状態であるから、リガンドが必要なくなり、リガンドが減少する。依存性がある薬物の血中濃度が下がってくると、リガンドはすでに分泌が低下しているので、生理的に不快な感覚である離脱症状が出現する。そこで薬物を摂取したいという欲求が高まる。アゴニストを摂取すればイライラが止まるが、依存が形成される。

では薬物依存から回復する過程はどのように説明されているかといえば、次に示すとおりである。離脱が起こっても我慢して薬物を摂取しなければ、徐々にリガンドの分泌が回復してくる。時間はかかるがアゴニストがまったくない状態が続けば、リガンドの分泌が回復するに従って離脱症状は薄れ依存症から回復していく。

これらの説明は、本来あるリガンドと人工的なアゴニストの数での説明で、理路整然としているように思う。しかし神経系の刺激伝達でのシナプスでの現象を説明しているに過ぎない。シナプスからの刺激は樹状突起に伝わり、樹状突起からの情報は神経細胞（ニューロン）で積算され軸索へと出力される。軸索の先には次のシナプスがある。このように神経系はネットワークを形成している。それが繰り返されるこ

とで精神機能は営まれる。ニューロンでの出力は、ある閾値に達すれば刺激を伝えるが、それ以下では刺激をまったく伝えない、実にシンプルな構造である。つまり「on」か「off」である。だからシナプスでのやり取りの影響を数でイメージしても、ニューロンという装置では「on」か「off」の二つに一つの選択しかない。連続的な数の問題が不連続的な情報に変換される機構がニューロンである。神経系は数の論理だけでは説明できない現象であることを理解しなければならない。

【神経系は創発である】

脳はニューロンの集合体である。ニューロンでは、樹状突起↓ニューロン↓軸索という流れで、情報の入力と出力が繰り返され、さまざまなデータの処理が行われる。ニューロンの情報が互いに影響しあいながら、全体として脳は機能している。だからといってニューロンの情報伝達をみることで、脳機能がわかるかといえそうではない。一つのニューロンの動きを見ているだけでは脳がどのように機能するかは予測できない。

薬物乱用による幻覚・妄想や離脱症状は、前述したようなりガンドやアゴニストの過不足という説明で、なんとなく分った気分になっていないだろうか。しかしこの離脱の説明でも、リガンドが増減するとどうしてイライラが起こるかは説明できない。特定の神経伝達物質の過不足で精神症状が起こるという固定観念で、問題が説明できたと思っただけである。そもそも薬物による幻覚・妄想状態での神経伝達物質の過剰といっても、それは何倍も多いわけではない。ほんの少し増える程度である。ニューロンのネット

ワークを通して、結果として幻覚や妄想が出現する。そのプロセスは解明されていない。

神経系は単純な刺激伝達を繰り返している。その法則がほんの少しずれることで、結果として部分では説明できない予期せぬ全体像が浮かび上がる。薬物が存在するという条件下で単純な神経伝達の法則が繰り返され一つの状態が形成される。形成されたものが幻覚であり妄想である。そして薬が消失することで形成される全体像が離脱症状である。少し分りにくい概念なので、この理論を以下に簡単に説明しておく。

全体は部分の総和である場合と、部分の総和では説明できない場合がある。神経系のように部分が相互作用を示しながら全体を形作る場合は後者になる。部分の総和で説明できない現象を研究する分野を複雑系科学という。いくつかの単純な法則を繰り返すことで、予想もできない複雑なしくみが生まれる。ニューロンの一つ一つの働きをみても、どうしてわれわれがものを考えられるかわからない。単純な現象が繰り返され、複雑なしくみが形成されることを創発 (emergence) という^{文献¹²}。一見無秩序と思われる単純な現象が、互いに影響しあって新たな秩序が形成されることである。カオス状態から新たな秩序ができることである。創発の特徴は①多くの要素 (素子) が集まって相互作用したとき全体として新たな特徴が生まれること、②時間の経過とともに新たな特徴や構造が出現すること、である。ニューロンでの刺激伝達の一つの素子で、こころや精神症状が新たな構造の出現である。

【薬物依存からの回復は蟻の行列が整然と形成されることと同じである】

創発は分りにくい概念である。イメージがつかみにくいからである。創発のシンプルで代表的な例とし

て蟻の行列がよく使われる。蟻は視力がほとんどない。命令を出すリーダーもいない。しかしまるで指揮官に命令されたように統制が取れた行列ができ、せつせと餌を巣に運ぶ。この行列形成には複雑なルールはない。単純なルールが存在し、それが繰り返されるだけである。単純なルールとは、①餌を見つけた蟻はフェロモンを出しながら餌を巣に持ち帰る、②フェロモンは揮発性である、の二点である。フェロモンはなかまの蟻に餌のありか、つまり場所の情報を伝える。フェロモンが揮発性であることは、時間がたてば匂いは消えることを意味している。つまり時間の情報を伝えている。なかまの蟻はフェロモンがブンプン匂う道を求めて行動をとるので、結果としてごく自然に整然とした行列ができる。創発とはこのような現象である。

神経伝達を考えてみよう。神経伝達は一つのニューロンがシンプルな法則で情報を伝える。シンプルな法則とは、ニューロンは情報を積算して、その合計が閾値以上なら情報を伝える、閾値以下なら情報を伝えないのどちらか一つを選択することである。その繰り返して蟻の行列に相当する構造としてのところや精神症状を創発する。このようなことが現実起こるのか、机上の空論のように思われるかもしれないが、脳とは比べものにならない小規模でシンプルな回路を作成し、コンピュータ上でシミュレーションすることになり、脳科学者たちはすでに成功している。人工知能の研究である。薬物依存での精神症状や離脱症状は、ニューロンの伝わり方のほんの小さな違いが創発された結果である。

ニューロンでの神経伝達だけで精神症状や離脱を考えることは、部分で語ることができない全体を、部分で語っているに過ぎない。脳の機能を無視した精神症状の捉え方である。そしてここで治療のために向

精神薬が投与されたら、また異なる創発が起こり病態はますます予測がつかないことになる。創発の結果として精神症状があるという捉え方が必要だ。ニューロンの伝達のほんの少しのずれが、ニューロン間のシンプルな作業を通して創発が起こり、精神症状が形成されると理解すべきである。だからニューロンでの伝達を薬物がほんの少し変えるだけで、そこから創発された結果は予想もつかない精神症状や離脱になる。薬を抜いたからといって簡単にもとに戻るわけではない。単なるリガンドやアゴニストでは説明できない創発現象だからである。

薬物による精神症状や離脱症状は、構造を有している。だから単純に薬を止めたからといってもとに戻るものではない。治療とはもとに戻るのではなく、新たな構造（秩序）を作ることである。薬物により一度カオス状態になった精神機能を秩序状態に遷移する。神経の再生や神経可塑性の理論も応用し、環境の変化や内部の変化に柔軟に対応することで生命自らが秩序状態を創発すること、つまり自己組織化が薬物依存の治療である。

薬物依存からの回復は、蟻の行列が形成されることと同じで、シンプルな対応の繰り返しだが脳に良い影響を与え、一つの構造が出来上がることだ。言うことは優しいが、それを実行するには、シンプルで脳に良い影響を時間をかけて繰り返し行うことである。

幸いなことにコンピュータの計算能力は飛躍的に進歩し、神経回路の単純なものでは作成できる時代になってきた。将来的には、薬物が作用したら脳の神経回路はどのような創発を起しカオス状態になるのか、そしてその薬物を取り除けばどのようなカオス状態になるのか、シミュレーションできるようになる

と期待している。部分だけでなく脳機能を創発という概念で考え、治療方法を開発していかなければならない。

五 まとめ

薬物乱用は薬物を使用する個人の問題であると同時に、社会全体の問題でもある。薬物乱用が起こりやすい背景が現代社会にはある。その一つが薬に頼りすぎた医療（精神科医療）である。医療化（medicalization）の問題だ。中枢に作用する医薬品の処方金額は、過去に類を見ない大きな額になっている。抗精神病薬の多剤併用や大量療法は精神薬理学のエビデンスに背くだけでなく、この問題の解決できるといふ安易な発想を社会に植えつけることになる。薬物乱用の温床でもある。

薬物乱用には心理面が重要である。しかし心理面へのアプローチは効果しにくい。その原因は少なくとも二つある。一つは「無意識」の重要性であり、もう一つは「身体」の重要性である。われわれの行動は無意識も含めた世界で決定されている。それを理解しないと意識下だけのアプローチでは行動変容にまで至らない。またわれわれの脳は身体からの情報で感情を認識し心理面を形成している。心理面へのアプローチは、身体へのアプローチを並行して行わなければならない。

薬物依存の薬理学では、神経伝達物質の増減で症状が説明されている。しかし神経系を考えれば、一つのニューロンでの刺激伝達で精神症状が説明できないことは自明である。神経伝達はシンプルな法則が繰

り返し行われているに過ぎない。シンプルな神経伝達が繰り返されることで新たな構造として精神症状や離脱症状が出現する。部分に還元できない全体である「構造」を理解してはじめて、精神薬理学が応用できる。神経伝達物質の異常を部分だけで議論するのではなく、創発したらどうなるかを考えることが必要だ。薬物依存の精神薬理学は全体を見る視点を加えなければならない。

以上、異なる三つの側面から薬物乱用に対するアプローチの問題点を考えてみた。今後、周辺の理論を応用して薬物乱用にアプローチしていく新たな「知」を形成していかなければならない。

【文献】

- 文献① Engel GL.: The need for a new medical model: a challenge for biomedicine. *Science*. 196 (4286): 129-136, 1977
- 文献② 長嶺敬彦: 抗精神病薬の「身体副作用」がわかる〜The Third Disease〜 医学書院(東京) 二〇〇六
- 文献③ 長嶺敬彦: 予測して防ぐ抗精神病薬の「身体副作用」〜Beyond Dopamine Antagonism〜医学書院(東京) 二〇〇九
- 文献④ Kuehn BM.: Questionable antipsychotic prescribing remains common, despite serious risks. *JAMA*. 303:1582-154, 2010
- 文献⑤ Leslie DL et al.: Off-label use of antipsychotic medications in the department of Veterans Affairs health care system. *Psychiatr Serv*. 60(9):1175-1181, 2009
- 文献⑥ Chen Y et al.: Unexplained variation across US nursing homes in antipsychotic prescribing rates. *Arch Intern Med*. 170: 89-95, 2010

- 文献⑦ Verdoux H et al : Antipsychotic prescribing Trends. *Acta Psychiatr Scand* 121 : 4-10, 2010
- 文献⑧ Mojtabai R et al : National trends in psychotropic medication polypharmacy in office-based psychiatry. *Arch Gen Psychiatry* 67 : 26-36, 2010
- 文献⑨ Aarts H et al : Preparing and motivating behavior outside of awareness. *Science*. 319(5870): 1639, 2008
- 文献⑩ Schachter S et al : Cognitive, social, and physiological determinants of emotional state. *Psychol Rev*. 69: 379-399, 1962
- 文献⑪ 井上 一、武藤 芳照、福田 潤：運動療法ガイド―正しい運動処方をもとめて。日本医事新報社（東京）改訂第四版、二〇〇六
- 文献⑫ Hirose A :Complex-Valued Neural Networks (Studies in Computational Intelligence) Springer, 2009

薬物問題の兆候と指導のコツ

臨床心理士（元家庭裁判所調査官）

中村 敏和（77）

はじめに

シンナー、ボンド、トルエン、その他薬物乱用（毒物劇物取締法違反）は、年々増加する傾向がある。かつては都会の一部でのみシンナー吸引などがみられたが口コミや、マスコミの影響により地方の僻地にまでも浸透するにいたり、その防止対策が青少年関係の機関では大きな問題としてとり上げられている。

薬物やシンナー吸引の動機は、「友達から誘われて」「どんな気分になるのか好奇心で」「友達とのつき合いで」という単純なものであるが、単なる遊びと軽視してはいけない。

子どもたちにはシンナーの害をよく教える必要がある。そしてまた指導者は、薬物問題の兆候と指導のコツを知る必要がある。

一 シンナーの害を教えよう

シンナー等を吸った場合、最初の数回は、タバコと同様に、頭痛や吐き気が伴い、快い気分にはなれないが、五回目ぐらいから酒に酔う以上の恍惚感を覚えるようになってやめられなくなる。その結果、肝臓を悪くしたり、幻視や幻聴があらわれて精神が錯乱して自殺することがあるし、吸引中に呼吸麻痺で死んでしまうこともある。

また薬物に酔って気が大きくなってしまい車を暴走させたり、盗みや女性に悪戯するなどの非行に走ってしまうケースも時折り見られ、本人も家族も悲惨な目にあうことになりかねない。

薬物やシンナーに走る前にすでに非行化している場合も多いが、平素、問題のない子どもであっても海岸や公園などで見知らぬ者から、薬物やシンナー遊びのやり方を教えられたり、街頭で売りつけられて退屈なときに、いたずら半分吸引したり、というきっかけから深入りしてしまう例もないわけではない。

とにかく癖になりやすいし、癖がついてしまつたら精神病院へ入院させても特効薬というものはない。親は薬物中毒の悲惨さを新聞や雑誌などをもとにしてよく言い聞かせ、学校ではこの種の非行を予防する映画を見せたりして防止対策を講じなければならない。

学校で見せられた映画に強いショックを受けて、吸引する気持が全くなつてしまつたというシンナー常習の少年もあり、視聴覚教育は相当の効果があるものと思われる。(家庭裁判所ではこの種の教育に力を入れている)

成年に達すれば、シンナー等、馬鹿馬鹿しくなつて卒業する者が多いが、その害は大きいので自然治癒に任せておくわけにはいかない。

A子は、シンナー乱用で母親が家裁の相談室に連れてきたが、何日も食事をとらずにシンナー吸引を重ねていたために、体重は健康時の約半分で骨と皮ばかりであつた。ことばも支離滅裂で精神的にも若干異常をきたしていた。少年鑑別所で検査の結果、精神障害のほかに、肝臓、そして腎臓の病氣、その上に血液の異常もあつて、ただちに精神病院に収容されるに至つたが、このような悲惨な結果を生じないよう早期に家庭裁判所その他の関係機関(児童相談所等)に相談すべきである。

シンナー遊びは正式には特別法犯とされ、毒物であるという証拠が必要とされるが、証拠がなくても家庭裁判所では、ぐ犯事件として立件が可能な場合があるので利用した方がよい。

二 指導事例について

H男 一七歳 運転助手 身柄引上げ

保護観察歴あり

(非行事実)

罪名は、毒物劇物取締法違反である。

H男は、中学時代の同級生Fと平成×年×月×日の午後七時ごろから八時ごろまでの間、無人の海の家に入りこみ、シンナーをビニール袋に流しこみ、これを吸入していたものである。

(H男の話)

この事件で家庭裁判所の呼び出しを受けたときには、自分でも少年鑑別所へ入れられるのではないかと予感していました。

友達の話では、保護観察中に事件を起こすとまずいことになるとの話だったので……でも鑑別所送りは大分ショックを受けました。

アンパン(シンナー)は、あの時やってからはやめているので自分の力でやめることはできます。

僕は、まだ中毒ではありませんから、特別にやりたくてたまらないということはありません。

暇で退屈なときとか、友達とのつきあいのでついやってしまうのです。

僕は、小鳥の飼育や、D・V・D、オートバイに乗ることなどが一応好きですが、特別夢中になるよう

な趣味は持っていないので休日などは退屈してしまうのです。

今回の事件のときは、風邪で会社を休んでいたのですが（休んでから三日目）退屈で退屈でしょうがなく、ついアンパン（シンナー）に手を出してしまいました。

僕は、これまで二度もつかまったのもう本当にやめる気持になり、保護司さんにも事件のことをすぐ話しました。

いま、僕の家の近所では、アンパン（シンナー）をやっている人は少なくなり誘う人もいません。事件の時にいっしょだったF君もやめています。

アンパン（シンナー）のことでは、父から怒鳴りつけられ、母からも相当叱られました。

これ以上親に心配かけたくありません。

アンパン（シンナー）は、去年の夏ごろからはじめ、やった回数、全部で三〇回ぐらいです。

最初は、先輩から「やってみないか」と誘われて四、五人でやりました。

その後もだいたい友達といっしょで、僕一人でやったのは三、四回です。

アンパン（シンナー）の仲間、F君のほかO君、S君、N君、R君などです。今年の二月に仲間の一人のU君がアンパン（シンナー）をやっているとき、窒息して死亡し、その死んだ姿が青白くてとてもスゴかったのでショックを受けましたが、日がたつにつれてだんだんショックが薄れてきました。

最初にアンパン（シンナー）をやったときからいい気分がしましたが、後で吐き気がしました。その後も同じでやはり後で吐き気がします。いい気分とは、酒に酔ったような感じなのです。酒よりも少しいい

気持がします。

体がだるくなり気分がスーッとします。

雲の上を歩いているような気持です。ときには映像を見ます。僕が思っているものが出てくるのです。

お母さんのことを思っているとお母さんが出てくるし、お巡りさんのことを思っているとお巡りさんが出てきます。また、誰かが、僕の悪口を言っている声が聞こえてきたり、ブーンという変な音を聴くこともあります。

食欲は普通で、体の調子は特に悪くありません。肝臓なども痛くはありません。吐き気がしてもすぐ治ってしまいます。

僕は、先ほど言ったように、退屈なときや友達に誘われたときにいい気分になってやっていました。人を誘ったのは今回がはじめてです。頭がクシャクシャするようなことは平素ありません。職場や家庭のことで面白くないこともありません。いまの環境に一応満足しています。引け目を感じていること、気にしていることは、吃りのことぐらいです。

アンパン仲間とは、いまもときどき顔を合わせますが、いまは皆やめているようです。

F君は中学時代の同級生で、現在は塗装店に勤めています。これまで四回ぐらいいっしょにやりました。あれからずっとアンパン（シンナー）はやっていません。もうやる気はないのです。特別我慢しているわけではなく本当にやりたくないのです。勘弁して下さい。

H男は書類のみ家裁に送致されたが呼出しの日に観護措置の決定が出され少年鑑別所に収容されたものである。

(家庭)

父(四五歳) 工員 中卒。母(四四歳) パートの店員 中卒、弟(一〇歳) 小学生

父親は、温和、子どものことは無関心である。H男の再三の非行に呆れかえり、自分の子でも愛想がつかたとしきりに怒っている。

晩酌の際に酔ってH男に文句を言うことが多い。

母親は、かなり楽天的な性格。過ぎたことは仕方がないと父親をなだめていた。H男の非行についても割合軽く考えていた。H男が鑑別所へ収容されたことは意外だったようでかなりショックを受けており、その後は少年のことを深刻に考えるようになった。

(生い立ち)

小学校時代までは問題はなかったが、中学二年のときから不良交友がはじまり、万引、オートバイ盗があり、家裁で不処分決定を受けている。中学時代の成績は下(全教科) 喫煙は中学三年からである。バイクの無免許運転も見られた。

中学校卒業後、職業訓練校に入ったがすぐにやめてしまい、S県の工場に住込みで就職したが、半年で家が恋しいのと仕事が面白くないという理由でやめる。

そして、近くの工場で機械整備工として働いていたが、仲間が遊んでいるので自分も少し遊ぼうと思っ

てやめてしまい、シンナー遊びなどをするようになる。

回数を重ねているうち、警察に発覚し、一七歳のときに家裁から保護観察決定を受ける。

その当時、シンナー仲間のUがシンナー吸引中窒息死した姿を見てショックを受け、しばらくは自重していたが一月も経過せぬ中に再犯となる。

仕事は、運転助手で主として夜間勤務である。夕方六時半ごろ家を出て早朝帰宅している。仕事は真面目にやっつてりるらしい。仕事には興味があるし、先輩たちもよく面倒を見てくれるので永続したい考えである。

毎日、昼間は寝ていて三時頃起きる。テレビを見たり公園に散歩に出たりして出勤時までを過している。外に出れば中学時代の仲間ともよくあう。変則的な勤務のため退屈することが多い。

(性格、行動傾向)

顔はあどけなく年齢（一七歳一〇月）よりも子どもっぽく見える。純朴で割合に素直である。父から怒鳴りつけられても黙っていて反抗はしない。小心、弱虫で涙もろい。知らない人とはうまく話せない。意志はきわめて弱く、他人から何か誘われると拒否することができない。

若干吃るが、少し気にする程度である。頭も悪いと思っているが、それは仕方がないこととあきらめている。大きな悩みはない。性体験はない。趣味は小鳥の飼育（十姉妹）である。特技は二輪免許、オートバイも持っている。

鑑別の結果では、知能指数七〇（限界級）性格面の特徴は、自信欠如、依存、不安定などである。精神

障害はない。

(問題点と処遇)

H男は、この事件の直前に毒物劇物取締法違反事件により保護観察を受けたにもかかわらず、無反省にも本件に及んでいる。なお、この事件のほかにも同種の非行が見られる。

H男は、前回時にシンナー吸引中、窒息死した友達の様子を見てショックを受けたので、もう絶対にやらないと私に誓約していたが、日が経過するにつれ、記憶が薄らぎ退屈しのぎと快感を求めて友達を誘ってシンナーを吸引し、発覚するに至ったのである。

H男のシンナー吸引回数は三十数回に及んでいる。主として四、五人の仲間と吸引している。友達とあえばどちらからともなく、すぐにシンナー遊びになりがちで癖になりつつある。H男は一応定職に就いているものの雇主の監督はルーズであってH男の無断欠勤を大目に見ている。また、夜間勤務というH男の職業も余暇が多すぎ問題である。

このようにさまざまの問題を有する少年ではあるが、H男は内向型、自信欠如型のおとなしい性質であり、シンナー遊び以外には積極的に悪事を働くことはまず考えられない。

比較的純朴で指導しやすいタイプであり、初めて鑑別所収容で相当反省している。

保護観察は次第に軌道にのりつつあり、今回の事件についても警察の取調べ後、自主的に保護司に報告している。

シンナー仲間、現在ほとんどシンナーをやめていて、最近はFとのみいっしょにやっているが、Fに

ついてもすでに指導の措置を講じてある。心因型の非行ではなく、中毒状態にはいたっていない。精神障害はみられず、性格面のかたよりもそう大きくない、(準正常と判定されている)

以上のような好条件があるし、保護者(とくに母)もH男のことを真剣に考えるようになってきつつあるので今回は帰宅を許し、しばらく調査官の観察、すなわち試験観察にしてしばらく様子を見たうえで最終的な措置を講ずるのが適当であると考えられる。

H男は一月ぶりにわが家へ帰った。私と相談のうえ、助手の仕事はやめた。しばらくは適当な仕事が見つからず家事の手伝いなどしていたが、新聞広告を見て、近くの町に工員として就職した。ここでは真面目によく働き四ヶ月の試験観察中、何の問題も起こさなかったので、不処分の最終決定を受け、家裁とは縁が切れた。ただし従前の保護観察は継続する。

観察期間中に家裁のシンナー講習を受けさせたがそれも多分に効果があったようで、今ではシンナーのことは全く考えないようになってきている。またH男が鑑別所へ収容されたことを仲間たちが口コミで知り、皆自重するようになってH男の周囲ではシンナー遊びをする者が見られなくなっていることも更生にプラスとなっている。

家裁のシンナー講習では、「恐るべきシンナー遊び」「ゆがんだ青春」などの映画を見せたうえで、集団討議をさせて自覚するように指導している。その際、感想文も作成させる。

H男は、つぎのような感想を綴っているので参考までに紹介する。

○映画を見てどのような感じましたか？——シンナーを吸うと肝臓や心臓に非常に悪いことがわかりました。白ネズミがすぐに死んだのを見て、シンナーはとてもコワイと思いました。

○シンナーの吸引は、どうしていけないことでやめなければならぬのですか？——シンナーを吸うと何にもやる気がなくなつて自分が駄目になつてしまふし、家族のみんなにも迷惑をかけるからです。

○あなたはどのような状況のとき、シンナー遊びをしていましたか？——父母とケンカしたとき、友達と集まつたとき誘われて、すごく退屈なときにやっていました。

○そのような状況にまた出会つたら今度はどんな心構えと行動をとりますか？——悪い友達とは交際を避けるようにします。自分の意志をはっきりと持ち、誘われてももう自分はやりません。

シンナーで頭が狂つたり死んだりするのは嫌ですからもう絶対にやりません。

○今後の生活目標について書いて下さい。——仕事にはげんでよい友達とつき合っていきます。自分の意志をはっきりさせます。

シンナーは本当にコワイと思いました。

三 シンナー遊びのパターンと指導法

シンナー遊びには、単純型、不良交友型、心因型の三類型がある。

(一) 単純型のシンナー遊び（遊び型）

○原因——好奇心あるいは友達との交際的手段としてなされる場合がある。

後者の場合には、友達から排斥されるのをおそれて仲間に加わるものであって、大人の酒盛りと同じような社交的な手段のひとつとなされる。この型の場合には、だいたい一過性の場合が多く、心理的な依存は見られないことが多い。

○性格、行動——やる気に欠け、自信を失っている。気分も変わりやすい。そして欲求不満が強い。行動面では、「無趣味で怠け者」「怠学」「怠職」「夜遊び」が見られる。

○環境——家庭環境は放任、過保護あるいは、干渉しすぎる傾向がある。

○指導方法——シンナーの吸引がどのように心身を害するか、よく言い聞かさなければならぬ（説得療法）また、シンナーの害について、科学的な立場から説明してあるスライドや映画を見せることも効果がある。

そして興味を他のものに転換させるため何か趣味を持たせるとともに、余暇の活用方法についても指導するのがぞましい。グループワーク（集団討議）の活用もひとつの方法である。

(二) 不良交友型のシンナー遊び（促進型）

○原因——この型の場合には、非行性をすでに帯びている場合が多い。

シンナーを吸引すると、悪事をする事について抵抗が薄められて非行に走る。そして共同での非行により連帯意識が強まり、非行性がいちだんと高まってくる。劣等感の補償や、大人に対する反抗としてなされることが多く、五、六人の集団で吸引する場合が多い。

○性格、行動——気が弱く付和雷同する傾向がある。だが性格的には、そうひどいかたよりはな。生活態度は享樂的であつて遊び好きであり、不良仲間との徘徊、夜遊び等が見られる。

○指導方法——自己の認識の甘さと性格面の弱さを自覚させるようにするとともに、よい友達、先輩と接触させ、交友関係の調整につとめることが必要である。

BBSなどの組織（BBSは保護観察所内に事務局がある）を活用することもひとつの方法である。

(三) 心因型のシンナー遊び（嗜癖型）

○原因——このタイプでは、一人で吸引することが多く、また吸引回数も多い。

シンナー吸引時の快感が忘れられず、癖になりやすい。心の中に葛藤や緊張が続いていることが多い。そして現実場面にうまく適応できずに逃避し、シンナー遊びに走っている。

吸引を続けていると、シンナーなしではいられなくなり、罪悪感に悩みながらもそれから逃れるためにさらに強迫的になつて乱用する。

○性格、行動——どちらかという内向的なタイプが多い。社交性に乏しく元気がなくやる気がない。自分を抑圧し、自分をいじめるようなところがあり、神経症的傾向がみられる。つねに何ごとについ

ても不満であるし、仲間はずれにされているように感じて不適応感を持つ。また将来に対しても何も目標を持っていない。怠学、怠職して家の中に一日中閉じこもっていることもある。

○環境——幼年期において父母の仲が悪く別居や離婚の経験を持つ場合がよく見られる。一般的に父は自己中心的であり、頑固、母は心配性であって家庭内に調和がうまくとれていない。

そして子どもの行動に疑いを持ったとしても、自分の子どもに限ってそんなことをするはずはないと思いかえし、過信する傾向がある。

また、子どもの反発をおそれ放任している場合もある。

○指導方法——個別あるいは集団のカウンセリング。催眠療法が効果的である。乱用が激しい場合には精神科の医師に診断をおおぎ入院も考えなければならない。

家裁に相談のうえ、少年院等に収容方を依頼するのもよい。シンナー等に頼らなくてもすむよう精神的自立をはからせるためと隔離療法的な意味で、施設に収容し矯正教育を受けさせることは効果的である。

とにかくシンナー遊びは癖になりやすいし特効薬もない状況であるので早期発見、早期治療がとくに必要である。

四 早期発見のコツ

- ① 顔色が悪くやせてきている。唇の色が悪く口もとがだらしない。吐き気や頭痛を訴えることが多い。
- ② いつでもぼんやりとしていて忘れ物が多い。何をやるについても根気がなくすぐ飽きる。成績の急激な低下が見られる。喫煙、怠学、不良交友が見られる。教師に対して否定的感情を持つものも多い。
- ③ 性格的には、意志薄弱、神経質、強迫傾向が見られる。好奇心も強い。家庭は無関心かつ放任。過信する傾向が強い。
- 家の中に変な臭いが充満しているのに、わが子に限ってシンナー遊びをするはずはないと疑わない。
- ④ 吐く息が臭い。胃腸や肝臓、腎臓が悪い場合はかなり常習化している。
- ⑤ 万引、オートバイ盗、下着盗などの非行歴、不純異性交遊、家出、外泊等の問題行動が見られる。

おわりに

以上、私の家庭裁判所調査官の実務経験にもとづいて薬物問題についての兆候と指導のコツについて事例を取り入れながら具体的に考察を試みた。

最近、芸能人の薬物乱用事件が相次ぎ世間の注目を集めています。薬物乱用に関しては以前から若者の

間で年々増加の傾向があり問題になっていきますが仲々良い方向には行かないようです。単に処罰を重くするだけでは不十分であり類型に合った指導をすることにより更生に導くことが大事だと考えている次第です。

(備考)

事例については人権保護上変型を加える等配慮してあり事例そのままではないということ諒承して頂きたい。

(用語解説)

○調査官(家庭裁判所調査官)

調査官は、行動科学の理念に基く知見の導入とケースワークやカウンセリング等の専門的技法を計りつつ家事事件や少年事件の解決のために調査、調整を行う。

少年部の調査官は必要に応じて一定期間の試験観察を行うことがある。その場合、委託先を決めて少年を住まわせる生活を改善させる場合(補導委託)と少年に通常な生活をさせながら改善させる在宅試験観察がある。

○鑑別所(少年鑑別所)

家庭裁判所の観護措置決定によって送致された非行少年を最長四週間収容するとともに少年の調査、審判に役立つ。せるために、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基いて少年の資質を鑑別する施設。

○少年院

家庭裁判所から保護処分を命ぜられた非行少年を収容し、矯正教育を授ける国立の施設。機関。

少年院の目的は、少年保護の観点から収容された少年の一人ひとりの非行原因をつきとめ少年自らがその原因を取り除くよう自覚させ、そつすることによって少年の自主性を育み、社会への健全育成を可能とするといった点にある。

○少年審判

少年法の定めるところにもとづき、家庭裁判所において罪を犯した少年（犯罪少年）、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れるおそれがある少年（△犯少年）、一四歳未満の触法少年に対して、その健全育成のために要保護性を診断し、必要な処遇を決める手続きを審判という。

審判で決定される保護処分は、保護観察、養護施設・教護院送致、少年院送致等である。

保護処分にする必要がある場合には、保護処分をしない旨の決定（不処分決定）また罪状が重大悪質な場合には刑事処分の決定がなされる場合がある。

○保護司

保護観察に付されると、一定期間に一定の遵守事項（守らなければならない事柄は各人各様である。たとえば悪い友人とは付き合わないこと、など）を守るよう言い渡される。そして通常の生活の中で、その遵守事項を守っているかどうかを直接に指導、監督する人のことを保護司という。

保護司は身分上は非常勤の公務員とされているが、実質は民間の篤志家であり全国で約五万人いる。保護司となるには社会的信用、時間的経済的余裕などのいくつかの条件を満たしていなければならない。また、少年院や刑務所を満期にならないうちに出た時（仮退院、仮出獄）には、単に、指導・監督だけでなく身柄を引き受けてくれたり職場を捜したり提供してくれることも多い。

（参考）

カウンセリング辞典（国分康孝編）誠信書房

薬物乱用の実態と防止対策

一 はじめに

昨今、日本国内の薬物問題については、相撲界、有名大学生の大麻汚染事件があげられる。覚せい剤取締法違反では、元アイドル夫婦、元俳優が五度目の逮捕などと相次いで報道され、大きな社会問題となっている。

警察官（群馬県警察本部生活安全
部安全安心推進課）

船津 博幸（49）

そこで我が国においては、違法薬物については「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「あへん法」、の薬物四法に加え、シンナー、トルエンなどの有機溶剤に関わる「毒物及び劇物取締法」、その他違法ドラッグ指定薬物については「薬事法」によって取り締まりが行われている。

それぞれの取り締まり対象薬物は法律の名の通りだが、ヘロイン、コカイン、MDMAなどの麻薬やマジックマッシュルームなどの麻薬原料植物、向精神薬などが含まれている。

ここでは、私が警察官として検挙した覚せい剤、大麻、シンナー事件の事例を挙げて違法ドラッグの現状と乱用の背景・問題点を述べたいと思う。

二 主な薬物事犯の検挙事例について

(一) 覚せい剤取締法について

① 覚せい剤取締法の第一条目的には、

この法律は、覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚せい剤及び覚せい剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締りを行うことを目的とする。

と規定され、それらに違反した者の罰則は、事案の態様により異なるが、覚せい剤取締法では、覚せい剤の単純所持及び単純使用は、

第四条の二

覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者

第四条の三

覚せい剤を、第十九条（使用の禁止）の規定に違反した者を一〇年以下の懲役に処する

また、営利目的で上記違反行為をした者は、

第四条の三第二項

一年以上の有期懲役に処し、又は情状により、一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する

と厳しく処罰するようになっている。

では、覚せい剤とは、

覚せい作用、すなわち中枢神経興奮作用を有する化合物の総称で通常は第二条に掲げられている「フェニルアミノプロパン」と「フェニルメチルアミノプロパン」

であるが、我が国で乱用されているのは、後者がほとんどである。

② 覚せい剤犯罪の取締り事例

私が警察署で勤務していた平成二年ころ、県内に居住のA子に対する覚せい剤使用の端緒を得て内偵捜査を実施後、裁判所から搜索差押許可状の発付を得て、A子方に赴くと夫とは家庭内別居状態で、A子はB男を連れ込み、両名で覚せい剤を所持し、使用していた。

A子とB男を覚せい剤所持で現行犯逮捕するとともに、夫と少年C男（高校一年生一六歳）からも尿の任意提出を受け、科学捜査研究所に鑑定依頼したところ、少年C男の尿から覚せい剤が検出された。

少年C男を逮捕して事情聴取したところ少年C男は、「母親（A子）のところに居たB男が暴力団員であることを知っていて、二人の部屋にビニール小袋に入っていた白色結晶の覚せい剤と注射器があるのを見て知っていたことがあって、二人が出かけた前日の夕方に覚せい剤少量をコーヒーに入れて飲みました。」などと覚せい剤の使用を認める供述をした。

その後、両親は離婚し少年C男は父親に引き取られたのであるが、この事件の背景は、父親が二年前に仕事で怪我をして働かなくなり、生活のために母親A子がスナック勤めを始め、暴力団員のB男と知り会い、親しくしているうちに覚せい剤を教えられ、B男を自宅に連れ込み、ふしだらな生活をするようになった。少年C男が薬物に興味があったことから部屋にあった覚せい剤を使用した事案と判明した。

母親A子は、「まさか、息子のC男が覚せい剤をしていたとは、思わなかった。二度と覚せい剤はしません。」と反省していた。

この事件は、暴力団員と知り合った事から容易に覚せい剤が入手できる環境になり、薬物を乱用するに至ったもので、普通の家庭が暴力団員により犯罪に関わり、家庭崩壊となった事例である。

(二) 大麻取締法について

① 大麻とは、大麻取締法の第一条大麻の定義には、

この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及び製品をいう。
と規定され、それらに違反した者の罰則は、事案の態様により異なるが、第二四条では、

大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

第二四条の二では、

大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

二 営利目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

となっている。

② 大麻犯罪の取締り事例

私が警察署に勤務していた平成二年八月の夏休みに、群馬県内で町内の盆踊りが行われた際、東京都内から高校二年生のA男（当一七歳）が親戚の家に遊びに来て、祭り会場で些細なことから従兄弟の友人B男と口論となり一一〇番通報された。当時、私は、防犯少年課少年係として勤務していたことから現場に急行し、A男から事情聴取をした。喧嘩の原因は、「たばこをくれ。」との些細なこと

したが、A男の態度は、ボーとして呼気から甘い香りがしていたことから所持品を確認したところ、財布内から乾燥大麻数グラムを発見した。A男は、「この乾燥大麻は、都内のゲームセンターで知らない男から一万円で購入し、たばこの葉と混ぜて吸っていた。」と供述した。

この事件は、この年、当県警で扱った薬物犯罪の中で、初めて少年による大麻犯罪の検挙となった事例である。

(三) 毒物及び劇物取締法について

① シンナー遊びは、毒物及び劇物取締法違反第一条の目的は、

この法律は、毒物及び劇物について、保険衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

と規定され、それらに違反した者の罰則は、事案の態様により異なるが、第二四条は、

三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

となっている。

② シンナー犯罪の取締り事例

私が警察署に勤務していた平成元年、群馬県内の私立高校野球部専用グラウンドにおいて、野球部員から「用具置き場内に侵入していたA男がドアを壊して逃走した。」との一一〇番通報により、現場急行したところ、用具置き場内には、犯人A男の物と思われる、大量の接着剤が入っているビニ-

ル袋を多数発見し押収した。

その後、現場から約一キロ離れた路上でA男を発見し、同人の呼気からは、強烈にシンナー臭がしており「グラウンドの用具置き場でポンドを吸引した。」旨供述し逮捕した。

犯人A男は、少年時代に三度シンナーで補導され、成人になってからも三度シンナー吸引で逮捕され服役した経歴があった。

今回で四度目のシンナー吸引での逮捕であるが、A男は、「誰にも迷惑を掛けていない。どうして捕まるのか」など薬物犯罪に対する反省や態度に悪びれた様子もなく、裁判においても同様な申し立てをしていた結果、懲役六ヶ月の有罪判決で服役した。

この事件は、常習者は、シンナー遊びの最初の快感が忘れられずに繰り返してしまう薬物犯罪の依存性による再犯事案である。

また、私は、当時、先輩から「全国初のシンナー吸引事案は、群馬県某市の少年A（当時一四歳）が初めてだろう。」と教えられた事がある。

この少年Aは、成人になったところからシンナー吸引から覚せい剤を注射で使用するようになり、現在は、六〇歳を過ぎているが現役の覚せい剤の売人でもあり、今まだ覚せい剤使用者として服役を繰り返している。

三 違法ドラッグの現状と問題点

(一) 違法ドラッグとは

法律により定義はされていないが、本稿では「麻薬や向精神薬には指定されていないが、それらと類似の有害性が疑われる物質であり、人に乱用させる目的（多幸感・快感・興奮・陶酔・ダイエット効果など）で販売されているもの及び本来の目的とは異なる使用により有害性が認められるもの」とする。

その多くは、含有する物質が不明な製品やその成分が麻酔等に使用されていないために「合法ドラッグ」とか「脱法ドラッグ」と呼ばれ、さらに規制を逃れるために芳香剤などと称して販売されてきた経緯がある。

現在の我が国においては、その流通が確認されている違法ドラッグは多種多様の物があるが、法的規制から逃れるために芳香剤・防臭剤・ビデオクリナー、研究用試薬（ケミカルドラッグと呼ばれる）、観賞用植物などの名目で販売されるものをはじめ、ダイエット・アレルギー対策などを名目とした製品やガス体などが代表的なものとして挙げられる。

違法ドラッグの身体への作用については、

① アッパー（興奮）系（精神系に対する興奮作用、感情の高揚、精神賦活作用などで覚せい剤などを連想）

② ダウナー（抑制）系（精神系に対する抑制作用、陶酔感、鎮静や麻酔作用などでヘロイン、シンナー

などを連想)

③ サイケデリック(幻覚)系(幻覚作用を期待し視覚や聴覚等に作用し感覚の変化、神經過敏などで大麻、LSDを連想)などに分類される。

更に、使用方法は、経口摂取(粉末、錠剤、固形、液体など)、吸引摂取(液体やガス体など)、外用摂取(クリーム、スプレー状など) 煙草型摂取(煙を吸う)などが見られる。

(二) 違法ドラッグの乱用者の実態について

違法ドラッグは、興味関心のあるマニアの間での乱用問題が一部マスコミに取り上げられたり、健康被害や事件・事故の発生が報告されているが、これら表面化しているものは氷山の一角であると思われる。

また、多くの違法ドラッグはインターネットにより海外からの輸入が中心であり、違法ドラッグ名の検索により多数のホームページが確認されることから、相当数乱用者がいるのではないかと推測される。

近年の違法ドラッグに関する健康被害や事件・事故を見ると、まず平成に入った頃には、高校生や若者がアダルトショップなどで販売されていたビデオクリナー系のRUSH(ラッシュ)の乱用が挙げられる。

吸引による多幸感が得られること、ラッシュの成分である亜硝酸エステルは、狭心症の治療として用いられることから血管拡張や平滑筋弛緩などの身体作用を目的とした乱用が報告されている。

(三)違法ドラッグの報道事例

平成一〇年ころには、当時は入手することが容易であったマジックマッシュルームによる事件・事故が連続している。

○四〇代男性がインターネットで購入したキノコの粉末を飲み、自宅二階から飛び降り全身骨折し病院へ搬送された。

○都内の大学生がマジックマッシュルームを学内で食べて錯乱状態となった。

○キノコ粉末を飲んだ男性がビル九階から落ちて死亡・マジックマッシュルームを食べた六人の男子学生が昏睡状態に陥ったり暴れたりし病院へ搬送された。

などとマジックマッシュルームは、それに含まれる麻薬成分であるサイロシビンやサイロシンが中枢神経に作用し、幻覚・酩酊・錯乱・発熱などの症状が出現するもので、多発する事件・事故の状況を受けて平成一四年に麻薬取締法による規制対象薬物に加えられた。

その後も次のような乱用者は後を絶たなかったことが窺われる。

○東京都で違法ドラッグを数種類乱用した男性が同居中の女性を刺殺し逮捕された。

○茨城県で二九歳の男性が違法ドラッグを多量に使用し死亡した。

○大阪府で一九歳の男子大学生が粉末状の違法ドラッグを飲用し、マンションから転落死した。

一方、中高生の乱用が目立つ違法ドラッグとして、ライター用ボタンガスや制汗スプレーなどのガス体

の乱用が指摘されている。

中高生の間では通称「ガスパン遊び」と呼ばれているが、これは市販されているブタンガスなどの物質を本来とは異なる目的により使用するものであり、昭和五〇年代頃から現在まで長期にわたり乱用実態が見られており全国各地からの事件・事故が報告されている。

近年の状況を見ると、全国で「ガスパン遊び」により酸欠で死亡した中高生の数は平成八年に一六名、平成九年には一七名が報告され、平成一二年以降も乱用中にタバコの火がガスに引火したことによる火災・爆発事故や酸素欠乏による死亡事故などが報告されており、乱用の広がりには未だに懸念されているところである。

○宮城県でガスパン遊びをしていた中学生六人が爆発事故で重軽傷。

○神奈川県で中高生三人がガスパン遊び中にガス爆発して重軽傷。

○埼玉県で高校生がライター用ガスを吸引中に窒息死。

○群馬県でガスパン遊び中、気道内に溜まったガスにタバコの火が引火し気道熱傷により死亡

なお、平成二二年中にライターガス用ガスを吸引中又は吸引直後の少年による事件等の資料によると、全国で乱用に伴い軽犯罪法などにより検挙された犯罪少年は九名（高校生三名、有職・無職少年六名）、
ぐ犯少年は六名（中学生五名、無職一名）であった。

更に、ライター用ガス等の吸引などにより補導された不良行為少年は、五〇名（うち女子一五名）に上っている。

その学職別では、中学生一七名（うち女子一〇名）、高校生一九名（うち女子三名）、有職・無職一四名（うち女子二名）で中高生を中心とした乱用実態が窺われる。

また、中高生を中心としたボタン乱用者の臨床的特徴を調査した結果、吸引継続の理由として「いやなことを忘れられる。」「ハイになれる。」「テンションが上がる。」などを心理的効果に挙げる症例が最多で、吸引時の病的体験内容としては「人の顔や姿が見える。」などの幻視、「耳鳴りのような音」「音楽のような音」などの幻聴が認められている。

このようにライター用ボタンガスや制汗スプレーは、青少年にとって比較的安価であり、容易に購入できるものであり、法的な規制がないことから本来の目的とは異なった乱用が全国的に散見される状況である。

（四）乱用の背景と問題点

違法ドラッグの乱用の背景として、まず、急速に進展する情報化の影響が挙げられる。

現在の我が国のインターネット利用者は九、〇〇〇万人を超え、携帯電話の保有台数が一億台を突破するなど、その進展はめざましく、情報化の「正の側面」として日常生活における多くの利便さを提供しているが、「負の側面」としては、インターネット上で様々な違法薬物の情報が公然と流されたり売買が行われるなどの問題点がある。

また、中高生の携帯電話の保持率は地域格差はあるものの中学生で七〇%前後、高校生では九〇%前後ともいわれており、さらに保持する携帯電話のほとんどがインターネット接続の環境にあるため違法・有

害な情報をいつでもどこからでも入手可能で、それに伴い違法ドラッグを購入できる状況にある。

このように法的規制を受けている違法薬物や違法ドラッグは、これまでその多くが青少年に手が届きにくい「闇の世界」における取引であり、限られた人間だけが接触できる情報であった。

しかし、最近ではアダルトショップ等で公然と販売されたり、インターネットの普及により青少年に限らず誰でも容易に手に入れることが可能となったことから、青少年と違法薬物や違法ドラッグとの物理的・心理的距離が近づいてきており、青少年が危険な環境に置かれていると言える。

青少年の違法ドラッグを繰り返すプロセスについては、石橋昭良文教大学人間科学部教授の非行臨床経験を踏まえた分析から乱用のきっかけとしては、「友人に誘われ断れなかった」などの集団心理、「先輩や友人から勧められた」などの薬物への好奇心、「覚せい剤や麻薬などほど危なくないし、警察にも捕まらないう」 「ファッション感覚」などの薬物に対する誤った認識、「いやなことを忘れない」などストレスからくる現実逃避などが挙げられる。

そして、乱用を続けている中で「他人に迷惑をかけていない」「大人になってまでやってない（乱用していない）」「自分だけは大丈夫」などの意識特性がみられるなかで、乱用形態は集団によるものから単独使用となり、薬物の中断から反復使用を繰り返しながら薬物依存の悪循環に陥っていき本格的な薬物使用へと移行していくといった問題点が挙げられる。

これらの問題点に対処すべく、平成一七年には全国に先駆けて東京都が「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、人の精神に作用を及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると

認められるものを知事指定薬物として指定し、製造・販売等を禁止した。

その後、平成一九年の薬事法改正により指定薬物制度が導入された。

「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の体に使用された場合に健康衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する物である。

この法改正により

- ① 医療以外の用途に供するための指定薬物の製造、輸入、販売等の禁止
 - ② 指定薬物の広告制限
 - ③ 指定薬物の疑いのある物品に対する検査命令
 - ④ 違反行為に対する罰則
- 等が可能になった。

四 青少年の薬物乱用防止対策

平成一〇年、中高生による覚せい剤乱用の増加など厳しい薬物乱用の情勢を背景として、内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用防止対策本部が設置され、薬物乱用防止五か年戦略が策定された。

そして、現在では、第三次薬物乱用防止五か年戦略により、青少年の薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒

絶する規範意識の向上などの目標が掲げられており、文部科学省、警察庁、厚生労働省により推進されているところである。

少年法が「少年の健全育成」を基本理念として掲げていることを受けて、被疑者の検挙が主たる役割の刑事警察とは異なり、非行少年等の検挙や補導にあたる少年警察活動は、健全育成の精神を基盤とした少年への立ち直りへの配慮が求められている。

そのため、少年警察活動は、少年事件、触法少年事案などの捜査、調査活動並びに街頭活動、少年相談などの非行防止、健全育成活動等に大別される。

少年相談は、保護者や少年自身さらに学校関係者などから非行問題などの相談を受理し、必要に応じて少年や保護者に対して指導助言を継続的に実施する活動で平成二〇年には全国七万五、〇〇〇件余りの相談を受理している。

少年相談では、専門職員の配置されている少年サポートセンターが中核となつてカウンセリング、ガイダンス、ケースワーク等の手法を用いながら問題を抱えた保護者や少年に対する面接を中心として事案の見立てに基づいた支援としての心理臨床的援助が行われている。

相談内容で乱用の初期の事案から薬物依存が進んだ事案まで受理することもあり、面接による支援だけでなく、状況によっては家庭裁判所・児童相談所への送致・通告を行うなどの措置を講じたり必要に応じて学校等の関係機関と連携してサポートチームの形成による支援も行っている。

次に、薬物乱用の予防を主眼においた薬物乱用防止教室である。

これは、平成一〇年より本格的に始まったものであり、平成二〇年の文部科学省の調査によれば中学校及び高等学校のいずれの学年でも薬物乱用防止教育の実施率は九〇%を超え、小学校六年でも九一%であることから熱心な取り組みが窺われ、その結果が薬物乱用の減少の一因であると推察される。

そして、薬物と少年の距離が近づいている現状を踏まえて防止教育において求められることは有害性の説明に重点をおいた「薬物＝怖さ」だけを伝えるのではなく、「薬物に対する有害性や違法性などの正確な知識」を持つと同時に「判断する力」の二つを柱にバランス良く進めていき、薬物汚染に対する抵抗力や免疫をつけていく予防教育が必要である。

五 おわりに

我が国が取り組む薬物問題への対応を考えると、法的な規制による対応はもちろん必要であるが、情報化やグローバル化の現状を踏まえた時には、家庭・学校・地域における薬物乱用を予防するための啓発活動がこれまでに以上に重要なこととなるはずである。

そのためには、国、警察、その他法令機関が連携する組織を構築し、

○取締りの強化

○法改正等罰則の強化

○再犯者に対するケア活動対策

○子供達が薬物犯罪に染まることが出来ない環境づくりなどを早急に推進する必要がある。

今後の我が国は、少子化に向かっている状況にあり、青少年の保護が重要な課題である。

《引用文献》

- 厚生労働省
脱法ドラッグ対策のあり方に関する研究会「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策のあり方について（提言）」
二〇〇五
- 小島尚ほか
「脱法ドラッグから違法ドラッグへ」モダンメディア五二巻四号 二〇〇六
- 神奈川県ホームページ
違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）に係る主な事件・事故
- 警察庁生活安全局少年課
「平成二〇〇年中における少年の補導及び保護の状況」二〇〇九
- 松本俊彦
「薬物依存の理解と援助」金剛出版 二〇〇五
- 石橋昭良
「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）と少年警察活動
（株）至文堂 現代のエスプリ二〇一〇 五一四
- ガスパンにかかる事例は、読売データベース「ヨミダス文書館」より

社会病理としての薬物乱用

高等学校教諭

前川 幸士 (45)

薬物乱用とは、医薬品を本来の医療目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、医療目的にない薬物を不正に使用することを指す。医療目的の薬物は、治療や検査のために使われるものであり、それを遊びや快感を求めするために使用することが乱用にあたる行為である。このような乱用が行われる原因は、単に薬物に対する正しい知識が薄れたためではない。薬物乱用の背景には、それを生み出す、生み出さざるを得ない社会病理がある。

薬物の乱用は、例え一回だけであっても取り返しのつかないことになる。一度でも乱用すれば、元に戻ることはできない。そこが、酒やタバコ等の嗜好品と異なるところである。習慣性や依存性が高い低いというレベルの話ではない。麻薬や覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという依存性と、乱用による幻覚、妄想に伴う自傷、他害の危険性がある。一度だけのつもりであっても、いつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのである。麻薬の人体への作用機構は、二一世紀に入り医療や科学技術が発展した今日においても、依然として完全に解明されてはおらず、薬物依存者に対する治療法もない。薬物の中にはモルヒネのように鎮痛作用を持つものがあり、そのためこれを乱用する者が現れるのであるが、痛みを要因や鎮痛の機構についても完全には解明されていない。痛みは危険を知らせる生体警告系としての役割を持つている。また、人間の脳内にはモルヒネと同じ生理作用を持つ「脳内麻薬」といわれる物質が存在しており、痛みを抑えて精神を安定させる機能がある。このような生体恒常性維持システムを人為的に操作して快楽を得た結果、そのシステムが不全を来たしたならば、取り返しのつかないことになることはいうまでもない。

LSDなどは、論理思考の過程を妨げ、危険や死に対する恐怖心を薄れさせる作用がある。善悪の感覚や意志が消失し、自殺にはしつたり殺人を犯したりする危険性がある。アメリカ合衆国では、LSDに酔って多幸感にひたることをトリップ（trip 旅する）といって乱用の状態を意味する。一度の乱用でも長期にわたって精神異常を来たすこともあり、長期間何もしなくても、なんらかのショックによって精神障害の再燃つまり、フラッシュバック現象が起こる。

そして、薬物乱用の恐ろしさは、単に乱用者自身の精神や身体上の問題に留まらないところにある。幻覚作用は当然のことながら、さまざまな社会問題を引き起こす。家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火等悲惨な事件の原因となることも少なくない。

さらには、薬物の乱用が、社会全体の問題へと発展することもある。アヘン戦争は、その名の通り、「アヘン」という薬物の乱用をめぐる国家間の戦争である。アヘンの輸出入によって戦争の原因がつけられ、そのアヘンの処分によって戦争が開始され、その戦争の傷跡は、アヘンの害とともに、その後も永らく中国に残った。アヘンという薬物が、国家の存亡を左右したのである。

アヘン戦争は、一八四〇年に始まるイギリスと中国（清）との間に行われた戦争である。この戦争以降を、中国では近代と称するようになるが、同時に半植民地化の道をたどることになる。アヘン戦争の原因が、アヘンという薬物にあるのは前述の通りである。一八世紀後半以来、産業革命を進めていたイギリスは、国内の新興工業都市で紅茶による飲茶の風習の拡大のため、中国茶の輸入が激増し、圧倒的にイギリスの輸入超過となったため、多額の銀を中国へ輸出しなければならなかった。イギリスの東インド会社は、アヘンの植え付け、精製の専売制度を実行しイギリス商人を通して中国に密輸させた。

一七七六年以前には毎年二〇〇箱（一箱あたりの重さ約六〇キログラム）程度のインド産アヘンが医薬品として中国に輸出されていただけであったのが、一八〇〇年には二、〇〇〇箱、一八三〇年になると約二万箱、東インド会社の中国貿易独占権が廃止されて以後の一八三七年には、アメリカ商人による密輸を含めて三万九、〇〇〇箱ものアヘンが中国に輸出され、二〇〇万人を超えるアヘン吸飲者がつくりだされ

た。清朝政府は一七九六年に最初の禁令を發布して以来、再三アヘン輸入禁止令を発したが、自国の官僚機構にはばまれて無効に終わつた。一八二〇年代以降、多額の銀が国外に流出し、財政、経済に破壊的な影響を及ぼし、さらにアヘン中毒の広がりや支配層の危機感を高めた。一八三八年、林則徐が特命全權大臣である欽差大臣として広州に派遣され、アヘン密輸を厳禁する体制に入る。貿易停止、武力による商館包囲など強硬手段をもって、イギリス商人から二万余箱のアヘンを没収、焼却した。ここからアヘン戦争が始まるが、結果は中国側の惨敗であり、南京条約を受け入れることになる。中国は領土の一部（香港（ホンコン）と開港場の一面に設けられた租界）と関税自主権、司法上の主権を失い、片務的最恵国待遇を与え、没収アヘンの代価と軍事費を内容とする巨額の賠償金を支払い、開港場におけるキリスト教布教を認めることになった。これらの不平等条約は、発展しつつあつた資本主義の世界市場のなかに、中国が従属的な地域として恒常的に組み込まれたことを意味した。

その後、アヘンは中国人々の心身を蝕み続ける。アヘン窟と呼ばれる吸引施設が半ば公然のように設けられ、多くの人がアヘンを吸つた。ここで、大きな誤解があつたのではないだろうか。この時代の中国では、アヘンはあたかも嗜好品のように考えられ、その毒性や習慣性については指摘されていても、それほど深刻に考えられていなかったのではないだろうか。アヘンが中国文化のひとつのようになさ認識されていた感がある。しかし、アヘンは飲茶とは全く異なる。害悪であり、一度でも吸引すると確実に健康が蝕まれる。タバコが健康に悪いことは今日では自明の理となつたが、アヘンの害悪はタバコのレベルではない。好奇心から一度試したという弁は通用しない。麻薬であるからである。この時代、アヘンの吸引

という薬物乱用は、中国の人々の心身を蝕んだばかりか、国家までも蝕んだ。しかも、それは他の国家が侵略の端緒として仕掛けたものである。犠牲となった人々の多くは、本来ならば善良な市民として生活していたに違いない。ある意味において、当時の中国でアヘンの犠牲となった人々は、戦争で亡くなった非戦闘員、テロの犠牲となった一般市民と同等のレベルであったと考えても間違いはないであろう。

社会に発生する病的な状態を社会病理 (social pathologies) いう。薬物乱用という現象は社会病理と考へても間違いなであろう。薬物乱用に限らず、社会病理とみられる現象は、個々の行動の事例に即してみれば、個体の内的条件に基づいて発生している。薬物を乱用する者に至った経緯、乱用者のパーソナリティーに何らかの歪みがあることは、間違いな。乱用者の精神構造の内面の不安定にも関わっている。しかし、薬物乱用という行為は、単に個別的にリスクがあるというばかりでなく、社会にある程度、大量に、かつ共通的、特徴的にみられるところに問題がある。すなわち、広く集合的な社会現象としてみた場合、個体原因ばかりでなく、社会にその発生の根が求められる。アヘン戦争は、国家が他の国家を侵略する目的で、薬物乱用の契機を与え、故意に乱用者を作り出したという点において、極端な例である。しかし、現在の日本で青少年が置かれている状態もまた社会病理と考へて間違いはないであろう。

病理現象は、全体社会を構成するすべての次元、つまり家族生活、職場、地域社会、教育などの諸領域に複雑に関わり合っている。薬物乱用は、忙しいビジネスの機械的生活や、職場での複雑な人間関係の圧迫、苦痛からくる精神不安に起因することもあるが、日本では多くの場合、都市の繁栄と表裏の関係にある地域社会の問題として認識される。そして、青少年の問題として考へなければならぬ場合もあり、ま

た、スラムや売春の問題と関連する場合も少なくない。このような病理現象は、総じて社会が複雑になり、その変化が激しければ激しいほど生じやすい。社会の発達は、物理的な豊かさと人々の生活の利便をもたらすが、個人を抑圧し心理的な不安定さを生み出し、病理現象発生の基底を形成することにもなる。

ある意味では、社会の豊かさが増すとともに問題もまた増えていくと考えられる。もちろん、全体的な政治経済体制も社会病理と無縁ではない。同じく社会病理現象といっても、社会体制に関連する問題もあれば、超体制的なものもある。一般に、犯罪行為は資本主義体制の国にも社会主義体制の国にも共通に広くみられる現象であるが、貧困やスラムなどは、資本主義体制に固有なものとしてされている。薬物乱用は、貧困やスラムと関連が深い問題であると考えられるならば、資本主義体制固有の問題でなければならぬが、実際には超体制的な問題として社会を蝕んでいる。従って、薬物乱用をたんなる犯罪行為と捉えてしまうことはできない。法律的には、犯罪行為であり、司法によって裁かれる問題ではあるが、それだけで解決に至るものではない。

また、薬物乱用は、時代や社会、文化によって相対的に社会病理であったりなかったりする類のものもない。社会病理の判定において、何が病気であるかを定めることは簡単ではなく、その評価の基準が価値観によって大きく左右される側面もあるが、こと薬物乱用に関する限り、絶対的な悪と認識せざるを得ない。そういった意味でも、薬物乱用は特異な社会病理であると考えられる。

日本における薬物乱用の歴史をみると、一九四五年以前の戦前戦中期には、アヘン、コカイン等の麻薬も存在したが、乱用者はごく少数であった。覚醒剤の乱用者が急増するのは、敗戦直後からである。この

時期の日本社会は、大きく混乱し、退廃的風潮が色濃くあつた反面、戦災復興の活気もみなぎり始めていた。この時期、覚醒剤による検挙者はピーク時で五万人を越えた。そのため、強力な法規制と取締りが行われることになる。覚醒剤取締法が施行されるのは一九五一年である。

一九六〇年代になると、高度経済成長の予兆がみられるようになり、工業開発期を向かえる。人々の生活水準も向上することになるが、覚醒剤に代わって、ヘロインが麻薬として流行するようになる。ここには、国際的な密輸ルートでヘロインが大量に流入した背景がある。同時に、薬物乱用の事件として、少年の「睡眠薬遊び」「鎮痛剤遊び」も問題化する。つまり、日本ではこの頃から薬物乱用が社会病理としての側面をみせるようになったのである。罰則が強化され、麻薬中毒者に対する措置入院制度が導入されたのは、一九六三年のことである。

その後、高度経済成長から石油ショック、ドルショック等を経て安定経済成長へ向かう時代、日本の社会は、都市化、核家族化、情報化、価値観の多様化、国際化の進展といったさまざまな様相を展開する。少年の間でシンナーの乱用が流行、社会問題化したのもこの頃である。一九六七年に二、五〇〇人程度であつた補導人員が翌年には二万人強まで増加する。同時に、成人の間では、覚醒剤の乱用が急激に増え始める。もともと、この当時の検挙者の大半は暴力団関係者であつたという。これ以降も、覚醒剤の乱用者は増加し続け、一九七五年以降は検挙者が二万人前後で推移し、一九八三年以降は覚せい剤押収量も増大する。つまり、乱用が一般市民の間に広がり始めたことになる。女性の乱用者の増加、少年のシンナー乱用、大麻の拡大傾向、コカイン汚染など、状況はますます深刻化していく。この時点で、薬物乱用は既に

社会病理となっていたのである。

一九九五年以降は、「第三次覚せい剤乱用期」といわれているが、乱用の状態が定着した感がある。一九九九年には覚醒剤の押収量が史上初めて一トンを超え、同時に若年層への汚染が浸透している。また、二〇〇四年には、MDMA等錠剤型合成麻薬事犯及び大麻事犯の検挙人員が、いずれも過去最高となるなど深刻な状況になる。若年層への汚染が浸透していることから、社会病理としての薬物乱用は今後も悪化する事が予測される。

現在の日本では、覚醒剤や有機溶剤の乱用が、厳しい取締りや処罰の強化に対して抵抗を示し、過去の薬物乱用期と比較して著しく長期化する傾向が現れている。その理由としては、これらの薬物の入手可能率が高いことも一因であるが、やはり都市化現象など、現代社会の持つ病理性が大きな背景になっていると思われる。青少年を取り巻く生活環境の変化により、現代の日本社会は残念ながら薬物乱用予備軍を育むのに最適な状況にあるといわざるを得ない。

一九六〇年代の高度経済成長の影響による、生活水準の向上、都市化現象等の社会の構造的変化は、薬物乱用だけでなく多くの社会病理を生んだ。特に、次代を担う青少年の生育生活環境においては大きな変化がもたらされている。これらの変化が青少年を薬物の乱用や非行へと結び付ける温床となっているのである。

薬物乱用の最も大きな原因は、青少年を取り巻く生活環境の変化にある。日本全体の生活水準の向上に伴い、価値観が多様化し、社会的規範の低下やサブカルチャーを容認する傾向が助長されている。さらに、

都市化現象に伴う自然環境からの隔離、社会的連帯感の希薄化、疎外感の助長、都市のもつ匿名性、享樂的風潮などが助長されている。これらの要因は、薬物乱用に限らず社会病理の温床となる。

また、社会が豊かになると進学率が著しく上昇し、高学歴化が進行する。これは一見望ましい現象のようにみえるが、受験準備の大衆化にともなって、落ちこぼれる児童・生徒が続出することになる。さらに、受験教育は教育の機械化・無機質化につながり、人格的触れ合いが不足する傾向にある。そして、核家族、少子家族が一般的なものとなり、かつての家庭が持っていた家族の教育・養育機能が低下する傾向が現れる。

さらに、情報化の進展の中で、的確な判断や情報の選別が困難となり、青少年が情報の洪水に押し流され、主体性を失うおそれが強くなる傾向がある。例えば、日本の場合、アルコール飲料のコマーシャルなどは、清涼飲料水のコマーシャルと変わらない雰囲気のもの流されている。アルコールには、人体に有害な側面があることを敢えて伝えない種類のものが多い。日本では、このように販売にあたって不都合な情報は伝えなくてもよいかのような風潮があるが、海外では法的にコマーシャルの内容が規制されている場合も少なくない。このような傾向は、アルコール以上にタバコに顕著にみられる。日本はタバコの流通に関する規制が緩いといわざるを得ない。欧米では、タバコのパッケージに一定の割合で、タバコが有害である旨をアナウンスすることが法的に義務付けられている。タバコのパッケージの半分が喫煙の害を伝える内容で占められていることも少なくない。日本のタバコのパッケージには側面に、過度の喫煙が健康を損なう恐れがあると書かれているだけである。現在の日本では、青少年の考え方や行動が感覚的になっ

てしまう傾向にある。これもまた薬物乱用を始めとする社会病理を生み出し易い環境であることはいうまでもないが、さらに薬物乱用の敷居が低いことの原因となっていることも事実である。青少年のタバコやアルコールに対する敷居の低さは、そのまま薬物乱用の敷居の低さに繋がる。

経済や社会の国際化の進展の中で、海外渡航した青少年が大麻などの薬物乱用に汚染されて、そのまま薬物を持ち帰る危険性も増大している。少し前に大学生の大麻所持が相次いで発覚し、大きく報道され社会問題となったが、それ以降問題が解決あるいは緩和されたとも思えない。報道の中では、大学生たちの薬物乱用に対する意識があまりにも軽いことが驚きをもって伝えられていたが、彼らのこのような意識もまた薬物乱用が社会病理であることを示すものではないだろうか。

現在の日本では、薬物乱用は「犯罪」の文脈で語られることが圧倒的に多い。日常生活において、薬物乱用に関する事柄を耳にするのは犯罪のニュースのことではないだろうか。二〇〇九年夏の芸能人の薬物乱用は社会に大きな衝撃を与えた事件であったが、事件の中心人物が芸能人であるだけに日常とは掛け離れた別世界の出来事のように捉えられているのではないだろうか。ワイドショーネタというのは、話題性に富むものの、それは自分とは直接関係のないできごとであり、事件の結果が自分に影響しない別世界のできごとであることが前提である。また、地震や交通事故は個人と社会両方のリスクであると捉える反面、日本では薬物乱用については個人のリスクよりも社会のリスクであると捉える人が多いという。日本の場合、覚醒剤や麻薬という言葉は日常生活の中で語ること自体がタブー視されている向きもあり、薬物乱用は自分とは別世界の出来事として感じている人が多い。しかし、薬物依存症者の多くは、青少年

期に薬物と出会い、薬物乱用を繰り返し依存症に至っている事実や、一般の中学生の一〇〇人に一人が何らかの形で薬物乱用に関わった経験を持つという事実が報告されているように、薬物乱用は青少年期と関わりの深い健康リスクの一つであり、青少年期における予防が重要視されている。薬物乱用の防止のためには、まず彼らに薬物乱用を身近な健康リスクの一つであるという認識を持たせ、自分には関係のないことであるという考え方を捨てさせることが出発点となる。

薬物乱用の罫は日常生活の中に仕掛けられ、日常生活の中に薬物乱用への誘惑が存在している。薬物乱用を始めるきっかけは、快感の追求、好奇心といったものがほとんど考えられるが、それだけではない。「やせられる」「自信がつく」「充実感がある」「スカッとする」「元気がでる」といった誘い言葉に乗せられ、危険な薬物とは知らずに手を出してしまう場合がある。遊び友達、昔の同級生、職場の仲間など、一見信頼のおける身近な人から薦められ、いつのまにか薬物乱用に染まってしまう場合もある。また、偶然の出会いも多く、特に未成年者の場合、たまたま行った友人宅のパーティーでシンナーやマリファナと出会い、その後乱用を繰り返すようなケースもよくみられる。薬物乱用に否定的な感情を持っている子どもであっても、身近な人から誘われた場合、誘われた相手との関係を壊したくないという心理も働く。仲間との連帯意識、いわゆるピア・プレッシャーである。「仲間であれば薬くらいはできる」「恋人であれば一緒に薬くらい使ってくれ」と迫られ、本当は嫌であっても薬物乱用の一歩を踏み出してしまおうのである。

薬物というと、繁華街で暴力団員風の格好をした売人から売られるという図が想像されるが、実際には

そういうケースは珍しい。依然として麻薬が暴力団の資金源になっているという現状がある以上、いかにも暴力団風の売人が活躍することは考え難い。また、近年は、インターネット上で「合法であるから大丈夫」「大麻はタバコより害が少ない」といった具合に薬物乱用をおおる情報が氾濫しており、匿名掲示板などで薬物が売買されるケースも多い。携帯電話からアクセスすることも可能であり、インターネットが薬物乱用の入り口になっている事実を認める必要がある。青少年のファッション感覚が薬物乱用を促していることもまた事実であり、インターネットの便利さがそれを助長しているのが現状である。

薬物乱用とは、ルールに反した「行い」を指す言葉で、薬物を社会規範から逸脱した目的や方法で自己摂取することである。また、薬物依存とは、薬物乱用を繰り返した結果生じる「状態」を指す用語である。薬物依存症は、国際的にも認められている精神障害のひとつである。さらに、薬物中毒とは、薬物依存の状態の者が、薬物乱用を繰り返すことで、幻覚や被害妄想といった精神病症状が発現することを指す。

薬物乱用の弊害は計り知れない。薬物を止めたいという気持ちがありながらも意のままにならず、薬物を頻繁に使用する強迫的使用や、薬物を急激に中断したときに現れる禁断症状もある。退薬症状といわれる類似の症状は、完全に薬物を中断しなくても、薬物の血液中の濃度が急激に下がった状態で現れることもある。その他にも、薬物を切らすまいとして、何とか手に入れようとして示す薬物探索行動や、薬物の直接的作用によりひきおこされる体の各臓器にみられる二次的障害、薬物の直接的作用による脳の二次的障害であり、中毒性精神病や、痴呆などが現れる精神の障害がある。

これらの症状や障害は、近年、多くの場でアナウンスされるようになり、青少年層にも知識として広まっ

ているが、多くの薬物乱用者には、心身への健康被害を意識しながらも、自分のことを大切に思うことができず、敢えて自身を傷付けてしまう心理が働いているようである。これが青少年期の薬物乱用は広義の自傷行為であるといわれる由縁である。こうした自己評価の低さは、思春期あるいはそれ以前に遡ってみると、家族や友人などの一次的な人間関係における葛藤や孤立、虐待やいじめによるストレスがあることが少なくない。このような価値観を基礎として、そこに好奇心や刺激を求める思春期特有の心理が加わり、薬物乱用の一歩が踏み出される。この時期の薬物乱用は、身近な人間からの誘いによるケースが多く、仲間内の連帯意識や帰属意識への執着が感じられる。

青年期の薬物乱用は、喫煙や飲酒などと同様に思春期における反社会的行動の一つであるが、成人期を迎えると興味の対象や人間関係も変化し、多くの場合は機会的な乱用で終わる。しかし、一度でも薬物乱用に踏み出すと後戻りはできない。集団で乱用を始めた者も単独で、より中毒性・依存性の高い薬物を乱用するようになる場合が少なくない。薬物依存症となり、重症化すれば幻覚や妄想といった精神病症状を呈するようになる。

このように、薬物乱用は個人のリスクであるが一方では社会病理であり、解決のためには社会全体の意識改革が必要である。薬物乱用は、若年層から始まるケースが多いといわれるが、薬物乱用防止のための指導も、この年齢層から行う必要がある。そのための指導は、薬物乱用の危険性や恐ろしさに重点が置かれることも多いが、いたずらに脅す指導よりも、薬物乱用を身近な健康リスクとして認識させ、自分と無関係の話ではないと感じさせる方が予防効果は高いのではないだろうか。そのためには、あらゆる機会を

利用して、繰り返し薬物乱用のリスクを訴えていく必要がある。一度でも手を染めれば後戻りができないのであれば、何よりもその予防に努めるのが先決であるが、危険な状態に陥ってしまった者へのケアも必要である。社会病理に対しては、社会全体の問題として、社会が治癒に努めなければならない。薬物乱用の問題は、警察や司法のみに委ねられるものではない。そこには教育機関が果たさなければならない課題も多いはずである。

【参考文献】

- 嶋根卓也「青少年の薬物乱用」『青少年の健康リスク』自由企画、二〇〇八年。所収
山本郁男「若者をむしばむ麻薬」『事件からみた毒』化学同人、二〇〇一年。所収
山本郁男「薬物乱用者の末路」『事件からみた毒』化学同人、二〇〇一年。所収
陳舜臣『実録アヘン戦争』中央公論社、一九七一年。所収

薬物犯罪の根絶には『情報』が重要

警察官 (近畿管区警察学校勤務)

丸山 芳之 (51)

はじめに

二〇年以上前のことである。私は警察本部刑事部で勤務していた。

ある休日、自宅前に見慣れない外車が駐車されていた。車内を覗いてみると衣類等が乱雑に押し込まれ片付けもされていない。外車であることと車内の乱雑な状況に違和感を感じナンバーをメモした。

その後、二、三度、同じ車を見掛け運転する男の顔も見た。

最初に車を見てから一ヶ月位後の休日、自宅前で顔見知りの薬物捜査担当刑事と出会った。「シヤブの売人を捜している」。密売人の出入り先は私方から一〇〇メートル程離れた一軒家であるとのこと。

私は、「あの男かな」と外車の男が気になり、「写真があるか」と尋ねた。刑事が差出した写真は、紛れもなく外車の男であった。私はナンバーを控えていたメモを刑事に渡した。数時間後、刑事から連絡があった。「暴力団事務所近くで車を発見し、車に戻ったところを逮捕した」「車から密売用と思われるシヤブを発見し押収することが出来た。ありがとう」ということであった。

この件で、私の「情報提供」が表に出ることは一切なかった。しかし、私の「情報提供」が暴力団関係者である密売人の早期逮捕につながり、覚せい剤密売の防止に役立ったことは事実である。

この一件が「情報」を考える上で、私の起点ともなっているのである。捜査、特に薬物犯罪の捜査に必要なものは「情報」。「情報が命」なのである。

「薬物問題と社会の安全を考える」という大きなテーマの中で、私は「薬物犯罪根絶のキーポイントである『情報』の重要性について」体験談を交えながら論じてみたい。

一 薬物情勢

最近の薬物情勢について、「平成二二年・警察白書」は、

平成二一年中の薬物事犯の検挙人員は一万四、九四七人と前年より六五九人（四・六％）増加し、覚せい剤の密輸入事件の検挙件数が大幅に増加しているほか、大麻事犯の検挙人員は過去最多を記録するなど、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

と薬物情勢は非常に厳しい情勢であると分析している。

覚せい剤の情勢については、

平成二一年中の覚せい剤事犯の検挙人員は、前年より増加し、全薬物事犯の検挙人員の大半を占めている。

などと分析し、平成二一年中の薬物別の特徴として、

△覚せい剤事犯の特徴▽

- ・ 検挙人員の五八・〇％が再犯者
- ・ 検挙人員の五三・二％が暴力団構成員等
- ・ 営利犯の検挙人員が大幅に増加

△大麻事犯の特徴▽

- ・ 栽培事犯の検挙人員が増加
- ・ 検挙人員の六一・三％が少年及び二〇歳代の若年層
- ・ 検挙人員の八四・八％が初犯者

△MDMA等合成麻薬事犯の特徴▽

- ・押収量が減少

- ・検挙人員の五三・三％が少年及び二〇歳代の若年層

- ・検挙人員の八六・〇％が初犯者

としている。

薬物事犯への暴力団の関与については、

平成二一年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員は、六、二〇一人と、前年より四〇〇人（六・九％）増加し、覚せい剤事犯の全検挙人員の五三・二％を占めていることから、覚せい剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

また、大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は八七〇人と、前年より一四人（一・六％）増加し、全検挙人員の二九・八％を占め、MDMA等合成麻薬事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は二八人と、前年より五六人（六六・七％）減少しているものの、全検挙人員の二六・二％を占めており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

と分析している。

次に、「警察の薬物対策」については、

一 「供給の遮断」

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入している。

これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国

の取締機関との情報交換を緊密に行っている。

薬物組織の壊滅を図るため、コントロールド・デリバリー、通信傍受等の効果的な捜査手法を活用した捜査を推進している。

二「需要の根絶」

薬物乱用は、社会の安全を脅かすものである。

末端乱用者の検挙を徹底するとともに、広報啓発活動を行い、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の周知を図っている。

などと説明されている。

以上の情勢等から、薬物犯罪を根絶させるには、

「暴力団」・「再犯者」・「営利犯」・「密輸入」・「若年層」・「初犯者」

等の対策が重要であることが分かる。

二 薬物犯罪に関する「情報」

こうした対策を推進するためには、各種の「情報」が不可欠である。

そこで、薬物犯罪に関する「情報」の中で、特に、

○薬物に手を出させないための「情報」

○薬物犯罪を検挙するための「情報」の二つについて考えてみたい。

(一) 薬物に手を出させないための「情報」

○フラッシュバックから得た「恐怖の情報」

警察署刑事課で勤務していたときのことである。

朝方、管内の旅館から、「男が無断侵入し客室で寝ている」との通報があり、現場急行し男を住居侵入で現行犯逮捕した。

男が侵入していた客室からは刺身包丁が発見された。男は、元暴力団組員で覚せい剤の前歴があり、何度かの刑務所生活を経験したということであった。本人は、何とか覚せい剤と縁を切り、立ち直ろうと努力したとのことであったが、覚せい剤の誘惑に負け、使用を繰り返してしまったと心底悔やんでいた。

男は、取調べ中や留置施設内で、常に体を小さく折り曲げブルブルと震えていた。診察の結果、長期間にわたり覚せい剤を使用していたための後遺症である「フラッシュバック」と診断された。男性自身もそのことはよく分かっていた。

包丁を持っていたことについては、「何のために持っていたのか分からない。何かあったら使っていたかもしれない」と。

また、「最近は覚せい剤をやっていないが、体の震えや頭痛などは治らない」と元気はなかった。捜査に携わったメンバーは、覚せい剤の怖さを改めて実感するとともに、覚せい剤で心身がボロボロになった男性に同情したのだった。

私がこれ程のフラッシュバックを見たのはこの件だけであるが、あれ以来、覚せい剤被疑者などに覚せい剤の怖さを語る際、あのとき、目の当たりにした「フラッシュバック」を「恐怖の情報」として話している。

○有名人からの「情報発信」

オリンピック、スポーツの世界大会等で、世界記録を出したりメダルを獲得した選手であっても、ドーピング検査で違反薬物が検出されれば記録とメダルは剥奪される。

一方、我が国の有名人の中には薬物犯罪で検挙され、しばらく謹慎した後、完全復帰して大活躍している人がいる。「名曲」を歌い、ファンの大声援を受ける姿が公共の電波で流れているのを度々目にする。

この復帰は、本人や薬物依存から立ち直ろうとしている人達にとっては、とても良いことであると思う。しかし、国民、特にファン層である若年層はこのことをどう見ているのかと気にかかる。

薬物犯罪で逮捕、有罪判決を受けても、逮捕以前と何ら変わらぬ姿で活躍する姿を、若者達はどう見ているのか。

即ち、誰もが、薬物乱用から簡単に復帰できるなどと安易に考え、社会的抑止効果が抹殺されている

のではないかと危惧するのである。

この点について、若年層に対するアンケート調査を大々的に行い意識の実態解明を行う必要があるのではないか。

意識調査の結果、復帰が薬物に対する安易な考えの背景になるとすれば、メディア等を含め一考を要するのではないかと考える。

何れにせよ、少年、若者達には、「薬物はいつでもやめられる」「謝るだけで社会は許してくれる」「立ち直りは簡単にできる」などの「誤った情報」が伝わらないようにする必要がある。このことをメディアが率先して国民全体の議論とし、薬物対策に真剣に取組む時期に来ているのではないだろうか。

加えて、メディアに登場する有名人の方々は、いかに才能がありファンから必要とされていても、一度、薬物に手を染めれば一切の名声を失い、再びメディアに登場できないという厳しさ、決意を「啓発情報」としてファン、国民に発信し続けて頂ければと望むのである。

(二) 薬物犯罪を検挙するための「情報」

○ある教師からの「情報提供」

警察本部生活安全部で勤務していたときのこと。

某学校の先生から、「当校の学生が覚せい剤を使っている疑いがあるため捜査して欲しい」と情報提供があり、早速、先生に会って話をうかがった。

先生は、「将来ある子どもらを覚せい剤から守るには、今ここできちんと捜査して貰う以外とるべき道はない」と断言し、「教育委員会へは全てを報告する。学生のためを思えば強制捜査もやむなし」と捜査に全面的に協力してくれた。

捜査の結果、学生らには覚せい剤使用等の容疑は認められなかったが、深い交友関係にあった人物を覚せい剤取締法違反で逮捕するに至り、学生達からこの人物を隔離することが出来た。

覚せい剤から教え子を守るといふ教育者としての信念、監督者としての正しい判断が、いざという時の迷いのない「情報提供」となり、学生達に伸びようとしていた覚せい剤からの魔手を断ち切る事が出来たのだった。

私はこの捜査を通じ、情報提供をしてくれた先生の使命感、決断力、行動力に感動し、併せて、新たな薬物被害者を作らないための「情報提供」の重要性を再認識した。

○被疑者からの「重要・貴重な情報」

「被疑者の人権擁護」「冤罪の防止」「裁判員裁判制度の運用面」から「取調べの全面可視化」について議論、検討がなされている。

一般的な取調べの目的は、事案の真相を明らかにすることである。薬物犯罪被疑者を取調べる目的は、本人の薬物使用等の犯罪事実を明らかにすることが第一であるが、それとともに、薬物をどこから入手したか、誰と使用したか、また、誰に譲り渡したかななどを明らかにするためのものである。

被疑者は、自己の使用等の事実は供述しても、「仲間、知人を売り渡すことは出来ない」と考え、薬

物の入手先、譲渡先等については口が固い。また、薬物犯罪には大概、暴力団が介在しているため組織等からの後難を恐れてなかなか真相を供述出来ないものである。

取調官は、こういう事情があることを当然理解したうえで、粘り強く説得する。薬物の害悪、薬物とのかかわりを切らないと人生が台無しになることを、フラッシュバックなどの事例を交えながら親身になって説得するのである。

被疑者は取調官の説得を聞き葛藤する。「自分の周りから薬物がなくなれば、この先、薬物に手を出すことはあるまい」「自分の手の届くところから薬物がなくなつて欲しい」と念じながらも、「他人のことは喋れない」などと悩みに悩んだ末、多くは捜査員に心を開き、説得を受け入れ、人生のやり直しを誓つて入手先等を供述するに至るのである。

こうした人格と人格の対決の結果、密売人等に関する供述を得て、次なる検挙、薬物の押収につなげることで、薬物犯罪の根絶を目指しているのである。

それが、取調べの全面可視化となればどうなるか。

例えば、誰であつても、録音・録画されている状況で友人、知人の批判等は出来ないのではないか。それと同様、被疑者にとつても、録音・録画されている状況で共犯者や入手先、隠匿先などの関係者に関する供述が出来るものか。

このことは、薬物犯罪だけでなく全ての犯罪に当てはまるものと言える。特に共犯事件、組織犯罪での全面可視化は、首謀者の割出し、隠匿した証拠品の発見押収など、事案の全体像を解明するのに大き

な弊害になる。また、児童ポルノ犯罪では、児童ポルノを蔵置したパソコン等の隠匿先（知人宅等）の供述が得られなくなり、被害児童の画像を回収出来なくなることを大いに危惧するのである。

薬物被疑者からの密売人等に関する「供述」は、薬物の「供給の遮断」「需要の根絶」に直結する「重要・貴重な情報」であり、裁判においても「ベスト・エビデンス（最善の証拠）」となることを念頭に置いた可視化議論でなければならぬと考える。

なお、取調べを考える上で参考の一冊がある。

故河井信太郎氏著「特捜検事ノート」。本書には、「取調べ」というものは、取調官の熱と真心のこもった言葉による説得以外にない」「犯罪の捜査、特に人の調べということは非常に神聖な仕事であると考ええる」など、検察庁特捜部の全盛時代を築いた著者の取調べに対する熱い思い、取調べに関する多くの「情報」が綴られている。

○不審車両に関する「情報の共有」

最近では、インターネットを介し宅配便等で薬物が受渡しされている実態があるが、多くは従来どおり直接会って、手渡しで売買等が行われているであろうし、それには車両が使われているであろう。

また、覚せい剤を乱用した上で車両を運転し、暴走行為をしたり、広域にわたって自動販売機荒し、車上狙い等を連続犯行する事例もある。

密輸に関しても海岸、港などへ薬物を上陸させた後は車両に隠匿して移動させているとうかがえる。以前に勤務した警察署では、空き地の管理者から、「使用済みの注射器が捨てられていた」との届け

を受けたことが何度かあった。それらの注射器は、鑑定結果で覚せい剤注射に使われたものであると判明し、空き地の状況から夜間に車両で乗り付けた者が、覚せい剤を注射し捨てて行ったものと推察された。

要するに、薬物を乱用し危険運転する者や、薬物を隠匿した車両が公道を走りまわっているのが現実なのである。

薬物犯罪に多用される車両。その車両の使用者、所有者を明らかにするには、ナンバーの特定が必須であるが、その大事なナンバーを隠ぺい、或いは、隠ぺいに近い形で乗り回す人を時々見かける。

先日、高速道路のサービスイリアで三歳ぐらいの女の子が、両親、祖父母らしき人らと笑顔でアイスクリームを食べながら車に戻るのを見た。「家族でドライブ。どこから来たのかな」とナンバーを見ると、淡い色のプラスチックカバーで覆われ、少し斜めに取り付けられているためナンバーが見難かったのである。

こういう仲良き家族が、ナンバーを見難くした車でドライブしているのを見ると、善良な国民でさえ「規範意識」をなくしてしまったのかと、なんとも残念な気持ちになる。

跡を絶たない子どもを狙った犯罪、性犯罪、凶悪犯罪、そして薬物犯罪に車が多く使われ、それら犯人は車のナンバーから足がつかないようにナンバープレートのカバーで覆ったり、下向きに取り付けたりしてナンバーを見難くしている例がある。

善良な国民が「車のナンバープレートにはラップ一枚も貼らない」「取付け位置を一ミリたりとも、

取付け角度を一度たりとも変更しない」という当たり前のことを遵守するようになってこそ「治安の回復・維持」「安全・安心なまちづくり」が実現するのではないか。

警察は、ナンバー隠ぺい行為に対し、道路運送車両法を適用して取締りにあたっているが、善良な国民はこのような隠ぺい行為をしないで欲しい。車両使用の犯行を企む人間には、到底、通用するはずのない意見であるが、善良な国民は、例えばファッション感覚等で悪意がなくとも、「悪」と紛らわしいようなナンバー隠ぺい行為を行わないことが、善悪を峻別するうえで肝心なことである。

昔のように「社会の絆」を深め、お互いが些細な状況の変化にも気づくことが出来れば、互いに注意し合い事件事故、特に薬物犯罪を締め出すことにつながるものと考ええる。

家族・地域が「絆」を結び、深めるためには、先ずは一人ひとりが「規範意識」を高め、例えば小さなことでも法令違反をしないことが大前提である。

善良な国民誰もが、規範意識をもちナンバープレートを正しく取付けた車両を運転する状況になっても、ナンバーを見難くしている車は、「不審車両」として「情報化」し、社会全体で情報を共有して厳重に監視、警戒することが安全・安心の実現につながると考える。

○「国民の監視による情報収集」

全国の防犯ボランティアは、平成二二年末現在、四万二、七六二団体、構成員数約二六〇万人（平成二二年・警察白書による）に増加し、防犯パトロール等で治安の維持に大きく貢献している。

私は、一年半、通勤バスの窓から、黄色い上着姿で交差点に立ち、車の流れ、人の往来を見守り地域

の「絆」を深めているボランティアの方々の活動を頼もしい光景としてありがたい気持ちで眺めている。そこで、ボランティアの方々をはじめ国民の監視の目をさらに強化させ、薬物犯罪等を根絶する「力」を發揮する策を提案したい。

その策とは、「情報」の収集と提供である。

ナンバー隠ぺいなどの不審車両、危険運転をする車両等を見かけた場合は、その情報をメモしておく。メモは、交番等警察へ提供するか、保管しておくのである。

警察は自らが、不審車（者）情報の収集を強化するのは当然、情報提供を受けた場合には、直ちに情報を分析して、各係等で共有し、あらゆる警察活動で有効に活用する。

提供された情報は調査の結果、不審点がなければそれでよし。広く活用して事件事故の未然防止、検挙につながればなお良しである。

本稿の「はじめに」で紹介したように、私が自宅前で外車のナンバーをメモした際は、「覚せい剤関係者の使用車両」などと疑ったわけではなかった。しかし、少し違和感を感じナンバーをメモしたことが覚せい剤密売人の逮捕につながったのである。

「見慣れない車」「スモークフィルムで運転席が見えない車」など気がかりな車両のナンバーをメモしておくことが、事件の抑止、地域の安全につながると考える。

三 捜査障害への適切な対応

取調べの全面可視化が捜査の推進、取分け「事件情報の収集」にとって大きな障害になることは既に述べたとおりである。

また、薬物情報収集の困難化と組織による犯行が進んでいる現状において、薬物の密輸・密売事犯等組織犯罪の捜査を進めるうえで、さらに新たな捜査手法を検討する必要があるが、特に「司法取引制度」の導入をはじめ、いわゆる「おとり捜査」「タッピング（通信傍受）」などの積極的な活用が図られるようにし、もって、情報収集の一層の高度化を図ることも必要である。

薬物犯罪等組織犯罪捜査を取り巻く厳しい現状において「合法・合理・妥当」の適正かつ積極的な捜査を一層推進し、犯罪組織の摘発、壊滅、そして薬物犯罪の根絶を実現するにつき、

司法取引制度の導入等「情報収集の高度化」が必要不可欠
というのが、日夜、薬物犯罪と対決している現場第一線の「声」である。

四 情報提供者の保護

現在のところ、提供された「目撃情報」で事件検挙に至った場合、目撃者の実名が新聞等で報道される
ことがある。

例えば、自動販売機荒しが逃走に使った車のナンバーを目撃した人の通報で被疑者が早期に逮捕されると「窃盗犯スピード逮捕」「目撃者の通報が決め手」などの見出しとともに目撃者の実名が報道される。

こういう場合は予め、目撃者から「実名を出して報道して貰って結構です」と承諾を得るのが前提であり、この場合、目撃者自身は実名報道に関し精神的負担等を感じていないのである。

そして、このような報道を見た人に「目撃通報が決め手で事件が早く解決して良かった」と実感してもらうことで「情報提供」の必要性、重要性を広報しているのである。

このように現状の広報には大きな効果が期待できるが、私はこういう記事を見た読者の一人ひとりがあるという感想を持つのが気になる。

つまり、読者の一部に、「私も目撃者になったら新聞へ実名が載るのかな」「実名が載って犯人やその仲間から仕返しがないかな」などと僅かでも心配する人がいないかと。

心配する人がいたとして、その人が事件の目撃者になった場合、進んで情報提供してくれるのかと考えるのである。それも薬物絡みの犯罪など特異、或いは重大な事件であればあるほど。

私は三〇年余りを振り返り、犯罪被害者支援に関しては、警察等関係機関は態勢等あらゆる面で充実したと感じている。

そこで、薬物事犯の情報提供に関しても一層積極的になされるよう、目撃者・情報提供者の保護対策等について、犯罪被害者支援と同様、さらに充実させるべき点がないのかと考える。

例えば、全ての犯罪に関し、

安心感の上に立った「積極的な情報提供」

が得られるようメディアを先頭に、国民から一切の不安感を取り除き、より安心感を醸成させるような報道（国民への情報提供）の方法、内容等を目指すことなどである。

おわりに

薬物犯罪に関する「情報」について考えてみたが、薬物犯罪の根絶は、国家を挙げて喫緊に取り組むべき重要課題である。

違法薬物は、我々の身近に存在しながら、その見た目と実体があまりにもかけ離れ、実体としてこれほど危険で有害で怖いものはない。

その薬物にかかる犯罪を根絶させるには、関係機関、捜査機関のみの現状の活動では限界がある。

国民は、「薬物犯罪は我が国の御法度である」ということを周知、徹底し、それを裏切る者には、少しも臆することなく心を鬼にして、捜査機関への「情報提供」という形で反省を促すことが大事であり、それのみが薬物乱用者を救い、薬物犯罪根絶の実現につながることを忘れてはならないと考える。

この論文の結びとして、

国民一人ひとりが「薬物による被疑者・被害者を作らない」ということを合言葉とし、それぞれの立場で積極的に「薬物犯罪根絶のための情報発信」を行って欲しい。

また、発信された「情報」は、正しく受信し、必要な策を講じて欲しい。「情報」の正確かつ確実な「発信」と「受信」により、薬物犯罪が着実に減少し根絶することを願うものである。

△参考文献▽

「平成二二年 警察白書」警察庁発行
「特捜検事ノート」河井信太郎著 中央公論社発行

蔓延する薬物の実態

— 違法薬物を根絶せよ! —

自筆

八ヶ代英敏 (37)

一 身近に蔓延する薬物の実態

非合法的な薬物に関しての問題がニュース、新聞や各マスメディアで取り沙汰され久しいが特に薬物使用は低年齢化が非常に進んでいる傾向にある。

筆者は多感な十代から東京に住んでいて東京でも都下のベッドタウンだったから近くには遊び飽き自然

と十代の早いうちから都心の渋谷や池袋、新宿などで遊ぶ様になった。

昔から薬物がある街で遊んではいたものの自身は一度も手を染めてはいない。これは薬物が近くにある環境の中で非常に珍しいケースであると自身で思っている。

昨今非合法な薬物―シンナー、大麻、覚醒剤 e t c … の使用、所持の事件が多発しているが実はそれらは昔から蔓延していたのだ。

特に昔は薬物といえばシンナーと誰もが言える位、シンナーイコールいけない物という認識がなされてきた。

都心に行けば行く程、人が集まる場所であればある程薬物汚染が広まっているという事を全ての人に知ってもらいたい。

昔とそう変わらない場所で行われる薬物の取引とそのやり方。

街を歩いていれば薬物はいらなしかと声を掛けられるか、その場面を目にするかいずれも至極簡単にそれらに遭遇してしまう。

またそれらを売る側も若者達がよく遊ぶスポットを訪れて誘う事からどんどん薬物の悪の輪が広がっていく事になる。

自身は一切薬物はやらないが薬物をやっていた人、やっている人は何十人、何百人と見てきたし、接してきた。

その筆者が薬物汚染を根絶する為にはどうすべきか真実を述べ、社会全体が強く動く事を願ってやまな

い。

二 身近に起こった悲劇

筆者が中学生の頃の話だ。親友がいた。仮にSとしたがこのSは中学一年の夏休みにどこで覚えたのかシンナーをやるようになった。筆者自身薬物に対して強い拒否反応を持っている事もあり、Sの異変に直ぐ気づき学校の休み時間呼び出した。Sは否定するものの眼の焦点は合っており、吐く息もシンナーの臭いがして引っ叩きことの真相を訊き出したのだ。

それによると従兄弟と一緒に渋谷に遊びに行った時、売人に声を掛けられ好奇心のままにシンナーを購入して吸引するようになったとの事だった。

筆者はすぐその場所を訊き、下校後渋谷まで向かった。

Sに声を掛けた売人とは別の売人がそこにいて筆者は薬物の有害性を言うとその売人は「だからどうした？」と冷たく言い放ちそれでも筆者は「ここで売るな！」と言った。当然相手は引き下がるわけもなく売人が仲間を呼び筆者と傍にいたSは袋叩きにされた。

売人が去ったあとの筆者の痛々しい姿を見てSは二度とシンナーはやらないと誓った。

しかし一週間後それはいとも簡単に破られ、その日から筆者とSとの戦いが始まった。

Sの傍に必ず付き添い、Sがシンナーをやらないように見張っていた。家では見張れないのでSに強く

言っておいた。

これだけ自分が強くシンナーをやめる事を強要しているのだから大丈夫だろうと思っていた……がその一ヶ月後、SはSの彼女と父親の車を無断で乗りまわし揚句対面車との正面衝突を起こしてしまったのだ。

勿論、無免許でありそしてシンナーを吸引していた。

S自身は無傷だったものの助手席にいたSの彼女は即死した。

Sはそれでもシンナーを止められなかった。

何度も何度も筆者はSの手からシンナーを奪い、Sを殴りつけても。

その場では「もうやらない」というもののしばらくすると又吸引しはじめた。

そうこうするうち、Sは自宅がある団地の屋上からシンナーでいわゆるラリって飛び降りて死亡した。

筆者がどれだけ後悔し自分を追い込んだか分からない。

シンナーが引き起こした悲劇。

全てはあの場所でSが売人に声を掛けられなかったら、この悲劇は起こらなかつただろうと思うと居てもたつてもいられなくなり売人を見つける度に「お願いだから売らないで」と懇願しその度に複数の売人やその仲間達に袋叩きにされた。

それでも懇願せずにはいられなかった。

この様なシンナーや薬物使用についての悲劇は珍しくなく、薬物乱用によって色々な悲劇を生んでいる。

ある者は薬物欲しさに盗みや脅迫、恐喝を働き、ある者は自分の身体を売って薬物代を稼ぐ。全ての犯罪のうちの一部はこうした目的での犯罪があり薬物犯罪を呼び犯罪を生んでいるのだ。高校時代、クラスメートの女子の一人が覚醒剤を止めたいけどやめられないどうしたらいいのかと言ってきた。

通っていた学校は定時制。彼女は昼間は食品の工場で働いて夜は勉強していた。好奇心と疲れがとれると工場の同僚から勧められたようだった。

筆者は一週間彼女の家で生活した。彼女は一人暮らしをしていて、仕事以外は筆者と一緒にいて薬を断っていた。

一週間が経ち薬が身体から抜け元気になった彼女に筆者は仕事を辞める様に言った。薬を勧めた同僚がいる限り又彼女は薬を始めてしまう危険があったからだ。

筆者の知り合いに頼んでパン屋で働く事となり無事、薬物がある環境から抜け出し高校も卒業し今は幸せな家庭を築いているという。

このケースはとてもよいケースのうちのひとつだった。

まず大事なのはいかに薬物と接点を持たない環境に己を置けるかということだ。

同じ環境である限り、一度断つていても何かがきっかけで再び薬物に手を染めてしまう事が多分にあるからだ。

そして彼女の場合幸いに使用していた期間が短かった事もあって依存症がそれ程ではなかったのだろ

う。

この二つのケースは実際に筆者が経験した事である。薬物は百害あって一利も何もないものである事を筆者の経験を通じて理解できればと思う。

三 少年院で感じた薬物の恐怖

筆者は薬物事犯ではないものの十代の時に鑑別所、少年院に至っては二回経験している。

決して誇れるものではないが自身の貴重な経験を是非薬物防止へと役立てたい事から恥ずべき経験を吐露する。

最初に鑑別所、少年院に入ったのは中三の時だった。

元々の持病があった為医療少年院に送致された。

医療少年院といっても全くの医療を必要とする者ばかりが収容されているだけでなく、心を治療しなければならぬ身体の医療じゃない治療が主だっで行われていた。

収容されているのはほぼ同年代の人間ばかり。既に薬物を乱用している者も多かったです。

シンナーは勿論、覚醒剤を使用していた者も多くその中には身体だけじゃなく心までも崩壊寸前の者も散見された。

教官の話しを聞いているのかいないのか全く視線が定まらず時折、ひとりごとをブツブツ言っている者

や、絶えず口から涎を垂らしている者。

少年院は寮生活なのでその者達とも接しないとイケないし自然と周りの者はその者の身の周りの世話を
する事となる。

筆者は薬物常用者だった彼らにどうしてここまでなってしまう前に辞められなかったのかと訊ねた。

「俺だって最初はいつだって止められる。一回や二回なら大丈夫だろうと思ってた。でもそれが次第に
二回、三回、それが四回、五回となるうちにいつもやらなきゃ気分が悪いようになってしまつて辞められ
なかつたんだ」と言った。

時々吃りながら言葉を発する彼は筆者と同じ年だった。

聞けば小学生の頃からシンナーをやっていたと言う。

私が今まで色々接し見てきて経験した（薬物をではない）ところシンナーが一番使用期間が短くとも人
間を崩壊させてしまうというのが分かった。

この少年院の中でも圧倒的に心身が壊れていたのは覚醒剤乱用者ではなくシンナー乱用者だった。

勿論、覚醒剤も同じように人間を崩壊させる事は言うまでもないのだが今の時代もその当ても覚醒剤よ
りもシンナーの方が安価であったため安価の薬物を乱用してしまう傾向にあったのだらうと思う。

さて薬物を常用していた者は、簡単な計算も出来ない。

正確には出来なくなつた者が多かつたというべきか。

使用を始めるまでは普通に計算、読み書きが出来ていても薬物を使用し始め常用するとそれが出来なく

なるのだ。

筆はその彼らの勉強も教えていた。しかしパツと出来るものがずつと考え込んだままでそのうちボーツとしてしまうのか眠くなるのかウトウトし始めてしまう。

その繰り返しの中やつとひとけた同士の計算が出来る様になったと思つた翌日には全て忘れてしまう。言い方は悪いが老人性痴呆症と同じ様なものだと思う。

彼らだつて必死にやろうとはしているのだが、それと頭と体は別の物になつてしまつているのだろう。

ある日突然、発狂するのも彼らだつた。

起床時間から発狂して暴れ出す。

教官達が三人がかりでもその暴挙は止められなかつたのも一度や二度ではなかつた。

その時の彼らは理性は全く存在せず本能だけが彼らを動かしているのだとその時思つた。

収容されている者は彼らを止められずただただ教官達が押さえるのを見ているしか許されていないのだ。

期間が経てば経つ程彼らの症状は悪化していき全く改善の兆しが見られないままそのうち別棟に移される事になる。

その後の彼らがどうなったのか？分からずじまいだったが、泡を吹いて倒れてそのまま往つてしまつたとか、自殺したとか風の噂で聞こえてきたが。どれもあながち嘘でもないと思う。

こんな例はごくまれだ。俺は、私は大丈夫だと思つている人がいたら、それは絶対に！絶対に違つて叫

合法である、鎮痛剤や睡眠導入剤などでも一度使用を始めると少しずつだが回数や量が増え、その薬に頼らないと痛みが消えないあるいは眠れないという風になり常用者となる。

合法でも非合法でも薬には耐性というものがあつて最初は少量でも効いていたのが徐々に効かなくなる。

合法だからよい、非合法だから良くないというわけでなく薬自体大なり小なり体内に入る限り心と身体に影響を与えるという事を充分理解すべきである。

一度やったらが最後、底なし沼のようにはまってゆく。

薬物を使用している間は気分が高揚し悩みも何もかもがなくなるかの様な錯覚に陥いる。

これはあくまでも錯覚であつて実際には逆に悩みや問題が増えていくのだ。

薬の効力が切れた途端、それまでの高揚感はずのようになくなり、逆に頭痛や吐き気、倦怠感が現れ、全てにやる気がなくなるのだ。

これではいけないと再び薬物を使用する事になってしまい、その繰り返して自分を廃人にしてしまう結果となる。

必ずなる。そう断言する。

自覚症状がないとしてもどこかの正常の状態とは違った症状が出ている。自分には分からないだけだ。心にも症状が出る。時間にルーズになる。人と待ち合わせをしたとしても守る事が出来なくなるのだ。時間の感覚が狂ってしまうのだと思う。

それから被害妄想的な考えが常時になり、疑い深くなる。

この二つによって人間関係が悪化してゆき次第に周りに人がいなくなる。いとすれば同じ薬物常用者ばかり。

人に相手にされなくなると当然つまらないし不愉快になるしそれが原因となり以前にも増して薬を常用するようになる。

身体はポロポロ、免疫力も低下するから様々な病気にかかり易くなり、血も止まらなくなるのだ。

徐々にしかし確実に自分の身体が壊れていくのに気づかずやがて死に至る。

心はとつくに自分というものを失くし、生きる屍と化す。

人間が人間でなくなってしまうその原因を作る薬物は、危険な存在で今こそ根絶すべき対象物である。

あなたは人の心と身体を失くした生きた屍になりたいですか。それとも人間としての生き方をしたいですか？

五 薬物（薬）に頼らない精神を養う教育

精神的に強い人間はそれが合法的な薬であっても頼らないで済すことの方が多いだらう。

まして非合法的な薬物ならば絶対にノーと断れる筈だ。

そんな薬物をやらなくても自分を信じ自分の力を信じて期待しているからだ。

自分に自信がない不安さが薬物に手を出してしまう原因の一つになっていることは否めない。

また売る側もその隙を突いてやってくる。悪徳もいいところである。

昔も若い頃から薬をやっている人が多かったが昨今はもっと多いだろう。

それは自分に自信がない若い人間が増えたからだ。

筆者が実際に接してきた常用者の人達もそういう自信がない人ばかりだった。

現代は子が子を育てているといった傾向がなくなるともなくそれ故精神的にもろい子供が多い。

自然と自分以外の物や人に頼ってしまう事になる。

人に頼ったり薬物以外の物に頼る分にはまだいい。

しかしその隙間に薬物が入ってくるのだ。

自信がない事に加え、好奇心だけは人一倍ありそれが却って裏目に出てしまい薬物に手を染めてしまう。

今やインターネットで様々な情報を得られる時代。子供であっても油断は出来ない。

学校では厳しくすると親からクレームが入ってしまうため昔程、ちゃんとした根性の入った教育が施されていなのが現状である。

その中途半端な教育のせいで子供達は、誰を信じればいいのか分からなくなり自分さえも信じられなくなる事が多くなる。

学校への登校拒否、学力の低下、自己不信。そういった諸々のものが薬物へ導いてしまう要因となっているのだ。

またスポーツをやっている人間は手を染める確率が低い。

一度でも手を染めてしまうと他の人間と同じく底なし沼にはなってしまうが、スポーツをやっていない人間と比べ薬物に対しての拒否意志が強いし忍耐力と根性がある。

特に激しいスポーツであればある程、強い人間、精神を作る事ができる。

大人達が子供達を甘やかさず根性と精神力を養わせ、スポーツを通じて自己の精神を向上させるそんな教育が薬物使用の若年令化を防止する事に繋がるものと筆者は信じて疑わないし、それを広めたい。

六 真の社会安全のために

一〜五まで述べてきたように自身の経験を元に薬物の危険性と弊害について少しでも多くの人間に理解して頂き、薬物撲滅に一助となれば良いと思っているが、まず売り手への罰則強化を強く切望する。使用する者がいるから供給する者があとを絶たないのだが、一番の悪は、使用者ではなく売り手なのだという事を認識すべきで使用者は被害者でもあるという事。

売り手には無期懲役か死刑とするならば売り手は減るだろう。

発覚しないようにとする者、組織も出てくるだろうがそれに見合った商売でなくなれば売る側もやらない。

それでもやる者は当然、それに見合った収入を得ようと薬物の価格を高くする。高くなる程、人は特に

これからやろうとする側は手を出せなくなる。

要はやる側にとつても売る側にとつても「薬物」は馬鹿々々しいという風になればいいという話した。社会の安全を守るためには、薬物を撲滅させる。その為にはそれを扱っている個人や団体（例えば暴力団）を消滅させる事が急務だ。

暴力団組織は、「薬物」を扱う事がほとんどの組織で禁止しているがそのほとんどの組織は「薬物」を扱って利益を得ている。

それと同時に薬に頼らないでもいい人間を世の中全体が一丸となって作る事が必要だといえる。

又筆者のように自身はやった事がないが常習者の傍にいたりその者にかかわった人の体験や経験をテレビやニュース、新聞、雑誌で多く取り上げて、薬をやる事の恐ろしさを広め大人から子供まで認識させる事がもっとも簡単で早い方法だと思う。

はつきり言つて今回述べられなかつた多くのケースも多くあるし、皆、薬物をやって得をした人は一人もない。

皆、何かを失い、または自分さえも失つてしまっている。

自分を大切にするならば薬物にはキツパリ、ノーと言える自分を作れるような社会環境を大人達が又、有名人、芸能人、アスリート達が引つ張つてアピールする事が必要であると心底思つて考えている。

薬物問題の現状

警察官（群馬県警察本部生活安全
部安全安心推進課）

矢島 大輔（36）

一 はじめに

昨年夏、誰もが知っている女性芸能人が逃亡の末、覚せい剤取締法違反で逮捕された事件がテレビ等でセンセーショナルに報道された。

女優による覚せい剤所持・使用事件（平成二十二年八月・警視庁）

港区内の自宅に覚せい剤を隠し持っていた女優（三八）を覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕するとともに、直近の覚せい剤使用事実についても立件した。

〔平成二一年中の薬物・銃器情勢〕警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課〕

私たちが彼女に抱いていたイメージは、「覚せい剤」という言葉から感ずるイメージとはもつともかけ離れたところにあった。

私たちの世代（昭和四九年生まれ）が子供のころ、この芸能人はアイドルと呼ばれ、キャラクターグッズが店舗に並び、鉛筆や消しゴム等の文房具にまで、この芸能人のキャラクターグッズとして販売され、当時、多くの子供たちが手にしていた。彼女のキャラクターグッズはピンク色を基調として、彼女自身が描いたイラスト等がプリントされたいかにもアイドル然としたデザインで、いわゆる「ぶりっこ」といわれるようなアイドルだった彼女を象徴するようだった。彼女はその後、清純派女優として活躍し、結婚し、出産した後も女優として、良き母としてクリーンなイメージのままだった。

それが、昨年の逮捕劇により一気に彼女のイメージは地に落ちた。

清純派女優が覚せい剤を使用して逮捕されたという事実は、あまりにも衝撃的だった。

この一件と前後して、複数の芸能人が薬物の乱用で検挙、また大麻を所持していた等で複数の大学生が検挙される等、話題性に富んだ薬物乱用事犯の検挙が相次ぎ、薬物の乱用が社会全体、特に若年層にまで蔓延している状況が浮き彫りになった。

二 薬物乱用の歴史

薬物乱用は、決して近年に始まったものではない。

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによれば、

日本における薬物乱用の歴史（同センターホームページより抜粋）

○昭和二〇年以前

〔戦前・戦中期〕

麻薬（あへん、コカインなど）があつたが、乱用者はごく少数

○昭和二〇年代

〔社会的混乱・退廃的風潮・戦災復興〕

覚せい剤の乱用者が急増。ピーク時の検挙者は五万人以上にのぼる。強力な法規制と取締りが行われる。（昭和二六年、覚せい剤取締法施行）

○昭和三〇年代

〔工業開発期・生活水準の向上〕

・覚せい剤に代わって、麻薬（ヘロイン）が流行。国際的な密輸ルートで大量に流入

・少年の「睡眠薬遊び」「鎮痛剤遊び」も問題化（昭和三八年、罰則強化、麻薬中毒者に対する措置入院制度導入）

○昭和四〇年代

「高度経済成長から安定経済成長へ（石油ショック、ドルショック等）都市化・核家族化・高学歴社会・情報化社会・価値観の多様化・国際化の進展」

・少年の間でシンナーの乱用が流行、社会問題化する。（昭和四二年に二、五〇〇人くらいだった補導人員が翌四三年には二万人強まで増加）

・一方、成人の間では、覚せい剤の乱用が急激に増え始める。（検挙者の大半が暴力団関係者）

○昭和五〇年代

・覚せい剤の乱用者が依然増え続ける。昭和五〇年以降は検挙者が二万人前後で推移。五八年以降は覚せい剤押収量も増大。乱用が一般市民の間に広がり始める。

・女性の乱用者の増加、少年のシンナー乱用、大麻の拡大傾向、コカイン汚染など、ますます深刻な状況が続く。

○平成八年～現在

・「第三次覚せい剤乱用期」と言われるように、平成一一年には覚せい剤の押収量が史上初めて一トンを超え、同時に、若年層への汚染が浸透している。

・また、平成一六年には、MDMA等錠剤型合成麻薬事犯及び大麻事犯の検挙人員が、いずれも過去最高となるなど大変深刻な状況にある。

・このことから、昭和二〇年から昭和三一年頃を「第一次覚せい剤乱用期」、昭和四〇年代から昭

和六〇年ころを「第二次覚せい剤乱用期」、平成八年から現在を「第三期覚せい剤乱用期」としている。

三 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の策定

我が国においては、薬物乱用の根絶を図る対策として、

首相を本部長とする薬物乱用対策推進本部において、平成一〇年に「薬物乱用防止五か年戦略」、平成一五年に「薬物乱用防止新五か年戦略」が策定され諸対策を講じたが我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

このため、平成二〇年八月、同本部において「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されたところである。(平成二二年度版警察白書)

この「第三次薬物乱用防止五か年戦略」はその序文で最近の薬物情勢について、次のように示している。

○覚せい剤事犯

- ・ 検挙人員は減少傾向
- ・ 依然として全薬物事犯の検挙人員の八割を占めており、覚せい剤事犯が我が国の薬物問題の中心的課題である状況が継続
- ・ 検挙人員のうち、暴力団等の割合は、増加傾向にあり、五〇%を越えている

- ・イラン人等外国人薬物密売組織により巧妙に密売が行われるなど、薬物事犯に犯罪組織が深く関与している

- ・再犯者が占める割合についても、約五五%と増加傾向にある。

○大麻事犯

検挙人員は、一〇年前の約二倍に増加

○MDMA等合成麻薬事犯

- ・押収量が急増

- ・検挙人員の八割強が初犯者で、乱用のすそ野が広がっている。

○青少年の乱用実態

- ・覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向

- ・大麻、MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員の六割〜七割を未成年者及び二〇歳代の若年層が占める。

○密売実態

- ・携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを利用した密売方法がより巧妙化し、利用者にとっては薬物がより容易に入手できるようになっていることが懸念されている。

- ・密輸入事件については異なる種類の薬物を大量に密輸入した事案が検挙されるなど、国内に大量の薬物が密輸入されていることがうかがわれ、薬物の流入については、引き続き警戒を要する状況にある。

この様な情勢をふまえて、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」は薬物乱用防止に向けた戦略の視点として、

- 再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体の間の連携の強化
 - 組織犯罪対策の効果的な推進
 - 密輸動向等に応じた的確な対処を掲げ、その戦略目標に、
 - 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
 - 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
 - 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
 - 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進
- を策定し「薬物乱用対策推進本部の下に係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。」として、国を挙げて諸対策を打ち出すことを明記している。

四 薬物事犯の現状と特徴

最新の平成二二年中の薬物乱用の現状としては、警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課が示した「平成二二年中の薬物・銃器情勢」の中で、

平成二一年中における薬物情勢の特徴としては、

○覚せい剤事犯の検挙人員は前年に比べ増加し、全薬物事犯の八割弱を占めている。暴力団構成員等の検挙人員も増加し、依然として検挙人員の過半数を占めるなど覚せい剤事犯への関与の強さがうかがえる。覚せい剤の押収量は三年連続で三〇〇kg以上になっており、国内における供給の安定がうかがわれる。

○大麻事犯の検挙人員は増加し、過去最高となり、全薬物事犯の二割弱となっている。また、密輸入事犯が減少し、大麻栽培事犯の増加が続いていることから、国内における大麻生産の比重が増加しつつある状況がうかがえる。

○薬物全体における密輸入事犯の検挙件数は増加し、特に覚せい剤が大幅に増加した。一方で大麻、MDMA等合成麻薬の密輸入事犯は大幅に減少した。

○来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少したが、依然としてイラン人の覚せい剤密売への強い関与がうかがえる。

としている。

各乱用事犯の特徴を統計資料を通して見てみると、覚せい剤事犯については、薬物事犯の検挙人員全体の八割弱を占めており、減少傾向にあるものの依然として薬物事犯にしめる割合は高い。また、検挙人員のうち、暴力団構成員等が五割以上（五三・二％）を占め、他の薬物事犯と比較して検挙者数中の、初犯者がしめる割合（平成二二年 四二％）が他の薬物乱用事犯と比較して低く、言い換えれば、再犯率が高

いことがうかがえる。

大麻事犯については、初犯者や少年及び二〇歳代の若年層の構成比率が高いことが特徴である。

初犯者の検挙者数にしめる割合は平成二二年度で八四・八％、少年及び二〇代が検挙者数にしめる割合は五三・九％である。

さらに検挙件数、検挙人員が平成一七年度以降毎年上昇している。

増加している要因として「若者を中心として大麻の有害性に対する誤った認識や罪悪感の希薄化に加え、インターネットや自己栽培等により入手が容易であること」があげられる。

M D M A等合成麻薬事犯については、年々減少傾向にあり、構成比率は減少傾向を示しているものの、大麻事犯と同様、初犯者（平成二一年 検挙人員中八六％）や少年及び二〇歳代の若年層の検挙人員（平成二一年度 検挙人員中五三・三％）が多いことを特徴としている。（別表1〜3参照「平成二一年中の薬物・銃器情勢」警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課から抜粋）

このような状況から、我が国の薬物乱用事犯は、大麻、M D M A等合成麻薬事犯を入り口として、若年層に広がる傾向が見て取れる。

初犯者が多いと言うことは、再犯者の割合が少ないということ、一見、

「一度検挙されれば更正するのでは」

との見方もある一方で、検挙された後は、繰り返し、大麻や合成麻薬を使用する訳ではなく、より強い刺激を求めて覚せい剤等の薬物に手を出す若者が多い。

別表1

薬物事犯別検挙件数及び検挙人員		年 別				
区分		平17	平18	平19	平20	平21
覚せい剤事犯	検挙件数	19,999	17,226	16,929	15,801	16,208
	検挙人員	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655
	うち暴力団構成員等	6,853	6,076	6,359	5,801	6,201
	同上比率(%)	51.3	52.4	53.0	52.6	53.2
	うち来日外国人	412	427	464	412	426
	同上比率(%)	3.1	3.7	3.9	3.7	3.7
大麻事犯	検挙件数	2,831	3,252	3,282	3,829	3,903
	検挙人員	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920
	うち暴力団構成員等	602	736	664	856	870
	同上比率(%)	31.0	32.2	29.2	31.0	29.8
	うち来日外国人	145	135	109	116	87
	同上比率(%)	7.5	5.9	4.8	4.2	3.0
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	1,154	1,133	1,088	1,103	767
	うちMDMA等合成麻薬	881	817	609	628	272
	うちコカイン	143	174	235	261	223
	うちヘロイン	31	42	37	35	31
	うちその他	99	100	207	179	241
	検挙人員	504	519	469	491	344
	うち暴力団構成員等	174	142	135	119	99
	同上比率(%)	34.5	27.4	28.8	24.2	28.8
	うち来日外国人	47	93	96	92	57
	同上比率(%)	9.3	17.9	20.5	18.7	16.6
	うちMDMA等合成麻薬	403	370	296	281	107
	うち暴力団構成員等	149	113	102	84	28
	同上比率(%)	36.7	30.5	34.5	29.9	26.2
	うち来日外国人	20	42	45	34	13
	同上比率(%)	5.0	11.4	15.2	12.1	12.1
	うちコカイン	36	72	99	98	116
	うち暴力団構成員等	11	22	16	18	36
	同上比率(%)	30.6	30.6	16.2	18.4	31.0
	うち来日外国人	11	34	30	32	28
	同上比率(%)	30.6	47.2	30.3	32.7	24.1
	うちヘロイン	21	22	13	13	15
	うち暴力団構成員等	5	1	3	0	4
	同上比率(%)	23.8	4.5	23.1	0.0	26.7
	うち来日外国人	13	16	6	13	11
	同上比率(%)	61.9	72.7	46.2	100.0	73.3
	うちその他	44	55	61	99	106
	うち暴力団構成員等	10	6	14	17	31
同上比率(%)	22.7	10.9	23.0	17.2	29.2	
うち来日外国人	3	1	15	13	5	
同上比率(%)	6.8	1.8	24.6	13.1	4.7	
あへん事犯	検挙件数	31	50	57	19	34
	検挙人員	12	27	41	14	28
	うち暴力団構成員等	0	0	1	0	0
	同上比率(%)	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0
	うち来日外国人	4	7	14	2	7
	同上比率(%)	33.3	25.9	34.1	14.3	25.0
合計	検挙件数	24,015	21,661	21,356	20,752	20,912
	検挙人員	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947
	うち暴力団構成員等	7,629	6,954	7,159	6,776	7,170
	同上比率(%)	48.3	48.2	48.4	47.4	48.0
	うち来日外国人	608	662	683	622	577
	同上比率(%)	3.8	4.6	4.6	4.4	3.9

注1: 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2: 「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう

別表2

		年別					
区分		平17	平18	平19	平20	平21	
覚せい剤事犯	検挙人員	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	
	50歳以上	1,675	1,442	1,511	1,472	1,630	
	構成比率(%)	12.6	12.4	12.6	13.4	14.0	
	40～49歳	2,748	2,524	2,752	2,741	3,080	
	構成比率(%)	20.6	21.7	22.9	24.9	26.4	
	30～39歳	4,928	4,462	4,537	4,054	4,308	
	構成比率(%)	36.9	38.4	37.8	36.8	37.0	
	20～29歳	3,570	2,899	2,904	2,509	2,380	
	構成比率(%)	26.7	24.9	24.2	22.8	20.4	
	20歳未満	427	289	305	249	257	
	構成比率(%)	3.2	2.5	2.5	2.3	2.2	
		うち中学生	23	11	4	8	6
		構成比率(%)	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
	うち高校生	55	44	28	34	25	
	構成比率(%)	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2	

		年別					
区分		平17	平18	平19	平20	平21	
覚せい剤事犯	検挙人員	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	
	うち初犯者数	5,995	5,270	5,296	4,837	4,890	
	構成比率(%)	44.9	45.4	44.1	43.9	42.0	
	年齢別	50歳以上	313	281	283	304	291
		40～49歳	775	767	834	807	935
		30～39歳	2,165	2,025	2,002	1,864	1,927
		20～29歳	2,363	1,940	1,903	1,651	1,528
		20歳未満	379	257	274	211	209

		年別					
区分		平17	平18	平19	平20	平21	
大麻事犯	検挙人員	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	
	50歳以上	49	68	70	82	87	
	構成比率(%)	2.5	3.0	3.1	3.0	3.0	
	40～49歳	159	186	179	269	237	
	構成比率(%)	8.2	8.1	7.9	9.8	8.1	
	30～39歳	452	507	452	677	805	
	構成比率(%)	23.3	22.2	19.9	24.5	27.6	
	20～29歳	1,107	1,340	1,391	1,503	1,580	
	構成比率(%)	57.0	58.6	61.3	54.5	54.1	
	20歳未満	174	187	179	227	211	
	構成比率(%)	9.0	8.2	7.9	8.2	7.2	
		うち中学生	5	4	1	2	5
		構成比率(%)	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2
	うち高校生	42	21	28	48	34	
	構成比率(%)	2.2	0.9	1.2	1.7	1.2	

		年別					
区分		平17	平18	平19	平20	平21	
大麻事犯	検挙人員	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	
	うち初犯者数	1,697	1,987	1,969	2,359	2,475	
	構成比率(%)	87.4	86.8	86.7	85.5	84.8	
	年齢別	50歳以上	37	43	48	52	55
		40～49歳	116	128	131	196	185
		30～39歳	375	411	380	569	660
		20～29歳	1,004	1,225	1,246	1,331	1,390
		20歳未満	165	180	164	211	185

別表3

		MDMA等合成麻薬事犯年齢別検挙人員				
		年別				
区分		平17	平18	平19	平20	平21
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員	403	370	296	281	107
	50歳以上	10	16	17	9	1
	構成比率(%)	2.5	4.3	5.7	3.2	0.9
	40～49歳	23	30	30	25	14
	構成比率(%)	5.7	8.1	10.1	8.9	13.1
	30～39歳	84	83	63	71	35
	構成比率(%)	20.8	22.4	21.3	25.3	32.7
	20～29歳	223	210	162	151	49
	構成比率(%)	55.3	56.8	54.7	53.7	45.8
	20歳未満	63	31	24	25	8
	構成比率(%)	15.6	8.4	8.1	8.9	7.5
	うち中学生	1	2	2	0	0
	構成比率(%)	0.2	0.5	0.7	0.0	0.0
	うち高校生	12	6	3	5	0
	構成比率(%)	3.0	1.6	1.0	1.8	0.0

		MDMA等合成麻薬事犯の初犯者率					
		年別					
区分		平17	平18	平19	平20	平21	
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員	403	370	296	281	107	
	うち初犯者数	367	331	251	252	92	
	構成比率(%)	91.1	89.5	84.8	89.7	86.0	
	年齢別	50歳以上	8	12	13	8	0
		40～49歳	22	24	24	19	13
		30～39歳	72	75	52	63	29
		20～29歳	203	190	144	137	42
	20歳未満	62	30	18	25	8	

大麻や合成麻薬の特徴としては、経口若しくは吸引といった安易な方法で、体内に摂取できることにある。

我々警察官が、薬物使用者を検挙して、取り調べると多くの場合、薬物乱用に至る入り口として、「経口、吸引」で摂取出来る薬物から、手を出しているケースが多い。

覚せい剤の使用というと、注射器による使用が思いつくが、昨年逮捕された女優等は「あぶり」という方法に吸引して摂取していた。

また、大麻については、「たばこよりも害が少ない」等と言った風説が流布され、薬物乱用関係のテレビ番組等で堂々と「マリファナは危険性はない」と自説を展開する若者のインタビューを何度も

見たことがある。

こういった状況を鑑みるに、若年層に対する誤った情報が伝わることを防ぐとともに、薬物乱用の怖さや実態を伝え、安易に薬物に手を出してはいけないことを啓蒙していく必要がある。

五 薬物乱用防止に向けた活動

大麻や合成麻薬が若年層へ広がりを見せ、さらに他のより刺激の強い覚せい剤等の薬物乱用につながっている状況から、小学校、中学校、高校等の学校教育を通じて啓蒙活動を行い、将来を担う若者達を薬物に犯されること無く健全な成長を促す必要がある。

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」がその戦略目標として、

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を一番目に示すように、「三つ子の魂百まで。」ではないが、若年層への啓蒙活動が我が国が薬物汚染を拒絶していく最も重要な方策であると考えらる。

我が国では、いわゆる薬物五法

「麻薬及び向精神薬取締法」

「大麻取締法」

「あへん法」

「覚せい剤取締法」

「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等に関する法律」

により、取り締まりを実施して来たが、未だ乱用期を脱するような顕著な減少傾向は現れていない。

薬物の乱用が続いている理由として、財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センターはそのホームページに、こと覚せい剤に関して、このように覚せい剤乱用が根強く存在しているのは、

○覚せい剤の取引によって生ずる利益が莫大であるため、密輸入から末端密売に至るまで暴力団が組織力を背景に全面的に支配し、供給を保っていること。

○覚せい剤の殆どが海外からの密輸入品であるため、その供給ルートの根絶が困難であり、かつ、密輸方法が複雑・巧妙化していること。

○覚せい剤の薬理作用は精神的依存性が極めて強く、ひとたび乱用を始めると中止することが困難であること。

○覚せい剤の乱用による弊害が十分に認識されておらず、安易な好奇心から乱用する風潮がみられること。
○覚せい剤の乱用を許さない規範意識が十分とはいえないこと等の原因が考えられる。

としている。これらのことは、覚せい剤だけでなく、他の薬物にも同じことが言えるであろう。

覚せい剤に代表される薬物は、常習性、依存性が高く、一度、使用すれば、やめることは困難である。完全に薬物乱用を根絶することが出来れば、それに超したことはないが、薬物の多くが密輸入され、暴

力団等の社会の暗部を通して流通している状況を鑑みれば、この世から一切薬物を根絶するという事は不可能である。

また、インターネットが発達し、社会や大人が意図しない状況で、薬物に関する情報を子供達はいくらでも手に入れることが出来るのだ。

ポータルサイトから、ごく簡単な言葉を入力するだけで、薬物の効能から使用方法まで写真付きで見ることが出来る。情報を遮断するサービス等もあるが、コンピューターの世界では、不正をはたらこうとするものとのいたちごっこにしかない。

では、いかにして薬物乱用を防止して行くのかと言えば、「薬物に手を出させない」ことが重要である。薬物の乱用者であっても、誰もが一番最初に薬物を手にして使用する「初めて」の時がある。

その時に、その薬物を手させない、使用させないようにしてはならない。現代は情報が氾濫、錯綜していて、子供達がいつ、どんなときに薬物や薬物の情報と触れる機会があるか予想が付かないのであるから、出来るだけ早い時期から、学校、家庭等において教育していかななくてはならない。

また、子供達に伝えることで、伝える側の大人も薬物に対する知識を得ることができ、社会全体の薬物乱用防止の啓蒙活動になると考える。

六 おわりに

薬物乱用はなくなることはないだろう。

人が人として生活し、悩み、悔やみ、享樂におほれる限り、薬物は必要とされ続けるだろう。ましては、乱用の対象となる薬物それ自体が「悪」なのではなく、正しい用法で用いられれば医療分野等では必需品なのだから、薬物自体が消滅することは、人類が文明的な活動を続ける限りありえないのだ。

我が国は、経済が低迷し、社会は少子高齢化の波が押し寄せている。

近い将来、経済力、労働力を維持するために、多くの外国人移民を受け入れるような事態がやってくるかもしれない。

また、インターネットが発達して、世界中の情報を即時的につぶさに手に入れることが出来るようになった。

こういった社会情勢の中で、古来から日本人の特性として、先人達が育んできた、勤勉さや規範意識の高さは失われつつあるのではないか。

薬物に手を出すか出さないか、最終的に決めるのは、薬物を目前にした個人でしかない。ただ、その場に至って、「手を出さない。使用しない。」という判断をするより多くの情報を個人に伝える責任は、社会全体にある。

薬物問題と社会の安全を考える

無職

山下 佑介 (31)

一 はじめに

私が、この論文を書こうと思った理由は、私が生まれる前から、現在もなお、薬物問題が、なくなっていないと感じたからである。なくなるどころか、現代社会では、全世界で考えると、表沙汰になっていない薬物依存者も含め、警察に逮捕された人を合わせると、増加し続けているのではないだろうか。何故増

加し続けるのか、私は考えてみた。

外国では、ロシア、インド、アフガニスタンなど、治安が悪い国が、数多くある。そんな中、仕事もなくした人は、密売人から麻薬を買い、また、それを人に倍ほどの値段で、売るなどして、生活している人も、多数いると考えられる。これらの国々では、内紛も起きており、自爆テロなども含め、人が人を殺し合っている。強い者、国の政府が水、食料を制限してしまっている。そのため、お金を作るために、売春する人も増え、性病（エイズ）も増えている。食物、飲料水が、住民にいき渡らず、衛生面でもよくない。日本においても、海外旅行へ行った時、仕事で長期に滞在した時、訪れた国で、夜のパーティーなどに参加した際、薬を買ってしまい、日本に持ち帰る人がいる。

薬物に手を出してしまう理由としては、昔は、興味本位、「ちょっとくらいなら」という軽い気持ちで、というのが多かったであろう。今は、それに加えて、仕事のストレス、人間関係の悩み、家庭環境の悩み、恋人や両親を、病死または事件、事故で亡くし、一人になった淋しさから、手を出す人が増えている。このような問題を解決するには、景気回復（貧富の差をなくす）、雇用情勢の確保（正規社員を増やし、派遣切りをなくす）ということが、社会に求められており、殺人、窃盗、という犯罪も減り、社会の安全に繋がるのでは、と私は思う。

私は、自殺、薬物中毒、窃盗、殺人、という暗い言葉が、現代社会では、昔と比べて増えていると思う。このような、言葉が一日、一つずつでも減り、明るいニュースが、新聞、テレビを通して、多く放送または連載されることを願っている。

二 薬物の種類と説明

薬物の種類として、主なものを例に挙げると、コカイン、ヘロイン、モルヒネ、大麻、シンナー、といったものがある。

コカインは、麻薬取締法に指定されるコカ系麻薬の代表薬物であり、乱用性薬物の中でもヘロインと違って依存性、中毒性の最も強い薬物の一つである。現在、世界の薬物乱用の現状を見ると、最もショッキングで、注目度の高い薬物がコカインであり、一九八〇年代は、コロンビアと米国の間に生じた国際問題が米政府とコカインマフィアとの戦いであり、当時コカイン戦争と言われた。その抑制努力により、沈静化の兆しは見られたものの、現在なお、コカイン乱用は米国の主要な薬物問題であり、最近では欧州や豪州にも飛び火している。

ヘロインは、一八九八年にドイツのバイエル社が鎮痛、鎮咳剤としてヘロインを発売した。ヘロインという名は、ドイツ語のヘロニツェという古典から来たもので、「少量で著しい薬効をもつすばらしい薬」という意味である。後になってヘロインの依存性、耽溺性が著しく強いことがわかり、各国で厳しい規制が行なわれるようになり、日本でも昭和十八年に規制されるようになった。

モルヒネは、一八〇三年、ドイツの薬剤師セルチュルがアヘンから初めて純粋にモルヒネを取り出し、アヘンの作用はおもにモルヒネによることを思い出した。モルヒネという名は夢の神（モルフェウス）にちなんで名づけられた。粗製モルヒネとして不正に売買されているものに「スリーナイン」と呼ばれるも

のがあり、ブロック状のものである。

モルヒネは、塩酸塩として結晶し、無臭で味は苦く、光に当たると徐々に黒ずんでくる。薬理作用は、中枢神経を抑制し、神経痛、疼痛、創傷などの苦痛をやわらげる。また、外科手術の際の基礎麻薬として使われる。

モルヒネを注射すると数分後に肉体的快感を味わい、下肢および体全体が弛緩する。さらに、精神的にも苦痛感が和らぎ、心配や不安が消えてしまう。モルヒネの陶酔は内向的で、乱用者は沈黙を賛美し、静けさと安楽を楽しむ。耐性や身体的依存性は急速に生じるため、葉が切れると、禁断症状を示し、しだいに大量摂取するようになり、体は痩せて、顔面は蒼白となる。

大麻は、繊維の原料として古くから栽培され、世界各地で生育しているが、広く乱用されるようになったのは、一九六〇年以降である。大麻は、現在世界で最も多く乱用されている薬物であり、世界の大麻の体験者はおそらく四億人を超えるであろうといわれている。このように大麻が社会に蔓延してしまうと、その乱用によりさまざまな弊害が生まれている。顕著な例は、交通事故の誘発であり、乱用者自身の危険にとどまらず。歩行者や他の車にまで危険な状態をもたらす結果となる。また、タクシーやバス、鉄道や飛行機などのドライバーやパイロットの大麻乱用による運転ミスにより、乗客の命まで危険に曝される事件がおきている。その上、大麻乱用による労働意欲の低下、仕事の拙劣、遅延、怠慢などの悪影響も出ている。このため、米国では、多くの会社が従業員の健康管理や新入社員の採用試験にマリファナ使用検査を取り入れている。

大麻の使用が蔓延する理由としては、大麻が世界各地で無尽蔵に野生していることや喫煙という気軽な手を出せる乱用方法であることなどが挙げられる。さらに、乱用者の多い理由として考えられるのは、大麻の薬理作用は弱く、一部にはあるが、無害と信じられているため、安易に試みる人が多いためである。

わが国の大麻押収量も着実に増加しており、冒頭でも述べたが、海外で体験したり、持ち帰るケースが増えている。大麻は薬物乱用の世界に足を踏み入れるときの入口的薬物と言われており、大麻乱用者の数が増加するに比例して、ヘロインやコカインの乱用者の数も増加すると見られている。

シンナーは、さまざまな形態があり、液体、塗料、接着剤、充填剤等のドリンク瓶入り、ドリンク缶入り、チューブ入り、ビニール袋入り、ポリエチレン袋入りの多種多様な検体がある。乱用方法は、ドリンク瓶やコーラ缶にシンナーを入れて、口や鼻から蒸気を吸引する方法が最近もつともよく見られる。

乱用が進行すると、時間と空間の歪みが生じ、幻視や幻覚があらわれる。これらの精神錯乱状態により、放火、強姦、傷害、殺人、自殺などの犯罪を引き起こす事件が起きている。

シンナーや接着剤の主成分であるトルエン、酢酸エチル、アルコール類およびヘキサンは、いずれも蒸気として肺胞を通過し、容易に脳内に移行し、強い中枢抑制効果を現わす。吸引量や感受性の差により、興奮、酩酊から麻酔までの広い作用範囲を示す。多量に吸引した場合、人は容易に麻酔状態になり、度が過ぎると呼吸停止により死亡することもある。

トルエンの麻酔作用は、揮発性麻酔剤の代表であるクロロホルムと同等の強さをもち、酢酸エチルはク

ロ口ホルムとエーテルの中間の麻酔効果をもつ。シンナーの効果は、含有成分の比率に基づき、それぞれの作用強度の相加として発現すると考えられる。

シンナーによる死亡事故は単独乱用時に圧倒的に多く、便所、押入れ、ふとんの中、狭い自動車の中などで死亡例が散見される。その場合、ビニール袋を頭からかぶり、有機溶剤蒸気のみを吸入したときに起こるケースが多い。濃厚な蒸気が短時間に吸収され、同時に酸素欠乏状態に陥るためである。このときにはすでに中枢抑制状態が充分に進んでいるので、意識はくもり、運動失調が現われ、自己制御も不能となり、新鮮な空気を補給する行動力が失われてしまっているため死を招くのである。

三 人体に及ぼす影響

コカインは、中枢興奮性麻薬として、強い精神作用をもたらす。乱用者は、コカインの多幸感、陶醉感を求めて乱用するが、依存性が強く、次第に止められなくなる。コカインの精神作用は覚せい剤の作用に類似しており、中枢を興奮させ、食欲、睡眠欲、性欲を狂わせ、過敏状態をもたらし、中毒が進むと、幻覚・妄想が現われる。しかし、覚せい剤と異なる点は、手足や局部を麻痺させる作用があり、現在でも局所麻酔剤として医療用に一部用いられている。乱用者の中には、一度に過剰使用して呼吸困難で死亡する事故が発生している。

コカインの摂取方法により、作用発現速度、作用の強弱、耐性・依存形成の速度などが異なる。コカイ

ンによるハイな気分になる速度は、鼻からの吸引で三分後、注射で一・五分後、クラック喫煙で数秒後である。ハイの強弱は喫煙による吸引が最も強く、血中濃度の急激な上昇と関係があると考えられる。

ヘロインは、いらだち、吐き気、嘔吐であり、使用者は警戒とぼんやりを繰り返す。大量使用では、自分で起きることが出来なくなり、縮瞳し、皮膚は冷たく、じつとりとしてきて、青白くなる。呼吸はゆっくりとなり、死に至ることもある。

また、ヘロインは、最高の快感を生むといわれている。乱用者が体験する快感の程度には多くのファクターが影響する。薬物の特殊な性質に加えて、重要な因子としては、投与量、投与方法、麻薬に対する耐性、周囲の雰囲気などが考えられる。

とくに、投与方法は快感の強さと深い関係がある。注射投与は、作用が迅速で、多幸福感の強さが強い。中でも静注は最も好まれる方法であり、乱用者が「ラッシュ」(性的快感)を感じるはこの方法である。常用者では注射自体に強い満足感を覚える。これを「針の魅力」と言う。

モルヒネは、体内に入ると、肝臓で速やかに代謝され、モルヒネの六位および三位にグルクロン酸抱合を受けて、モルヒネー3ーグルクロナイド(M3G)およびモルヒネー6ーグルクロナイド(M6G)に大部分が変わる。この代謝は、速いので作用の有効時間も短い(二〜五時間)。モルヒネを投与すると、まず痛みに対する感受性と情緒的反応を和らげる。この作用のメカニズムは、脊髄や脳の痛覚経路にある細胞中の痛覚(オピオイド)レセプターが存在しており、薬物がレセプターに結合し、鎮痛作用が発現する。

大麻の中でも、マリファナ喫煙による、作用として、喫煙初期は、恥じらいがなくなり、おしゃべりとなる。リラックスした気分とともに、眠気をもよおす。陽気な多幸福感で言い表される幸福感を感じる。時間、体のイメージや距離の感覚の歪みが生じる。聴覚、視覚が鋭敏になる。触覚、臭覚、運動感覚、味覚が鋭敏になる。突然笑い出す。記憶や集中力が欠如し、精神混乱や自失を伴う。注意力が続かず、情報を正確にキャッチする能力が損なわれる。立った時の安定性、バランスが悪くなり、力が弱まり、手の動きが一定しない。手足が震える。複雑な仕事の遂行が困難となる。恐怖、不安、錯乱状態、時には軽い妄想も現われる。そのほか、頭痛や二日酔い症状が現われる。

シンナーは、蒸気を吸入すると、まず興奮期（せん妄期）が現われ、アルコール酩酊と類似した歩行失調や言葉の不明瞭化が起こる。この精神作用は、初回の体験において不快感として感じられることがあるが、反復により効果の修飾が起こり、好ましいフィードバックに変わって行く。そしてこの快感が一度記憶されると、強い依存性が生じる。

シンナー遊びの自覚症状として、まず、だ液、鼻汁の分泌促進、咽頭痛、胸痛、など粘膜刺激により生じる症状を現わす。そのほか、耳鳴り、頭痛、しびれ感、脱力感、嗜眠、食欲不振、全身のこわばり、浮動感、悪心、嘔吐などがあげられる。これらの身体的症状は、乱用者にとっては不快感の部分といえる。

精神症状としては、意識はうすれ、しばしば時間と空間のゆがみが生じ、色彩豊かな幻視を体験したり、錯視や陶酔感を感じる。乱用者の半数以上が多幸福感を味わうといわれているが、この夢幻の世界をさまざま（グッドトリップ）感じ、シンナー遊びへの反復の強化の原因となっている。逆に、恐怖、罪悪感、

孤独感に襲われること（バッドトリップ）もある。シンナー成分の中で芳香族炭化水素、脂肪族炭化水素あるいは石油類は依存形成能をもっている。依存は一回の使用量が多いほど、反復連用の間隔が短いほど、また乱用期間が長いほど速やかにかつ強く形成される。シンナーの場合は精神的依存が主体であるが、一度生じた依存から抜け出すことは困難であり、シンナーを断ち切ったとしてもアルコール、睡眠薬、覚せい剤などの乱用へと移行する可能性を秘めている。

四 薬物が広がらないための社会の対応

社会に求められる対応として、飛行場、工船乗り場、フェリー乗り場など、外国人が日本へ入国する際、玄関口となっている所で、薬物を持ち込んでいないか、検査をする必要がある。現在、ニュースで空港、駅で一部実施されている。と聞くことがあるが、利用客が多く、薬物を持ち込んでも見逃してしまっているケースが、あるのではないだろうか。下着の中に隠し持っていたり、飲み込んで胃の中に隠していたりして、つかまる、ということをやにする。この方法も含め、別の方法で、検査をかくぐり、持ち込まれているのが現状である。

警察官も、人間である以上、見落とすこともあると思う。機械も、三六五日、動かしていたら、誤作動もあるだろう。一〇〇%防ぐことは、困難なことかもしれない。そうだとしても、勤務時間の調整や、他の警察署と、連携を強化する、機能が進化した、薬物発見機の開発に努力する、など薬物が広がらないた

めに、出来ることは、まだ、あるのではないだろうか。

警察官だけでなく、市、町、村、県職員、我々、一般市民も、薬物の恐ろしさを、街頭で呼びかける運動、ポスターを作り掲示する、といったことができると思う。仕事の合間を縫っての活動となるため、こうして文章にしたり、口頭でいうのは簡単であるが、こういった活動が、社会に求められているのではないだろうか。

警察官の対応を始め、一般市民も参加することにより、年々、薬物利用者の人数調査を行った時、減少傾向に進むようになれば、効果があったと、達成感が得られるのではないかと思う。

他には、例えば町内会などで、薬物の恐ろしさについて話し合ったり、医師、大学教授といった、専門家に薬物の恐ろしさについて、講演してもらう機会をもうけて、その講演の時に、スライドを上映してもらうなどして、恐ろしさを実感する事により、薬物が広がらなくなるのではないか。このような、講演会は、中・高・大学生の間でも、最近では薬物が広がっているので、設けることが必要だと感じる。学生の時から、薬物の恐ろしさを知ることにより、今の若者が社会に出た時、薬物問題が、社会から今より、半分以上減少していることを願いたい。

五 社会が安全になっていくには

「健康」な状態、「健康」な人を増やすための方法はいろいろある。国レベルでいっても、健康な人が多

くいてほしいといえるだろう。予防活動は端的にいえば、病気にならないための活動、疾病化や重症化しないための活動、再発しないための活動を含んでいるのである。

退薬症候をやわらげる薬物は三つに区別される。第一は、依存している薬物そのものである。これを治療計画にそって徐々に減らしていく。自分でやってもよいが、まず無理である。第二は、交差依存性をもつ薬物である。これは、依存している薬と同質の依存性をもつが、これより害が少ないものである。第三は、対症療法としての薬物である。退薬症候のうちイライラや不安が強ければ抗不安薬、うつ状態なら抗うつ薬、けいれん発作なら抗てんかん薬、幻覚や妄想なら抗精神病薬が選択される。退薬症候はおおむね一時的なので、その時期をのりきるために、このような薬物が投与されるのである。症状が軽ければ経過観察だけでもよい。

それでは、依存性薬物への強い欲求にはどのように対処したらよいのだろうか。現在注目を集めている治療薬と、その動向をみることにしよう。

アンタゴニスト療法とは、ある薬物の効果を打ち消す作用のある薬物をアンタゴニストとよび、治療薬として利用している。多幸感が得られなければその薬を摂る気にはならないだろう、という発想からアンタゴニストへの関心が高まっていた。アヘン類は多幸感を中心とした精神依存性だけでなく、身体的依存性も強い。この代表的な依存性薬物であるアヘン類の精神依存性を阻止することができれば、摂取の抑制につながる。このような考えから、アヘン類の作用を阻止する特異的なアンタゴニストの開発が進んだ。すなわち、アヘン類が効果を現すために結びつく脳内の受容体に高い親和性をもつけれども、アヘン類の

効果はもたらさないような薬物の開発である。

アゴニスト療法とは、アゴニストはアンタゴニストの短所を補っていて、現実的な治療薬といえる。なかでもメサドン・L A A M、ブプレノルフィンがアヘン類依存治療薬として期待されるアゴニストである。「メサドン維持療法」の名で知られるメサドンは、一九六〇年代に米国でアヘン類依存症の薬物療法の道を開いた薬物である。この薬物は効果が遅い長時間作用性のミュー受容体アゴニストであり、そのためアヘン類への渴望を緩和する。患者がアヘン類を少量摂取しても、交差耐性が維持されているので、多幸感などの報酬効果はほとんど体験されない。ただ、維持療法でのメサドンの用量よりもはるかに多いアヘン類が摂取されると、この効果は不十分になる。したがって、メサドンの用量は依存症として使用していたアヘン類の用量と等価量が用いられる。メサドンの用量が適正だと、患者は日常生活をしながら、長期にわたり健康な状態を維持することができる。

精神科治療薬の利用としては、うつ状態は依存性薬物の使用に結びつきやすいので、抗うつ薬を利用したの依存症治療が考えられる。抗うつ薬の利点は、抗うつ作用のほか、それ自体に依存性がないことにもある。米国食品医薬品局がニコチンへの渴望抑制薬として認可したブプロピオンは、このような抗うつ薬の先駆者といえる。抗うつ作用をもつこの薬剤が、抑うつ症状がないニコチン依存症者でも喫煙の再発を予防する効果があるというのである。どうして効果的なのか、その機序は明らかではない。しかし、臨床試験では、この薬剤がニコチンへの渴望を抑えるとともに禁煙状態を維持していた。そこで、この薬物を使い、従来にまさる効果をあげること考えられている。二重投与方法とでもよべるものである。まずニコ

チンパッチで退薬症候を抑え、つぎにブプロピオンを継続投与することによって渴望を抑え、ニコチンのない状態を維持しようというものである。しかし、ブプロピオンの禁煙補助効果についての臨床試験はそのほかにも行われているが、現在のところガムやパッチのようなニコチン製剤を利用したニコチン置換療法にまさるほどの結果は得られていない。

また、メチルフェンデートという薬には覚せい作用があり、睡眠発作が訪れるナルコレプシー、うつ病、児童の注意欠陥多動性障害などの治療に用いられる。しかし、興奮薬としての依存性があるので、他の治療薬が無効な時に処方されたりする。

ドパミン系の操作とは、人や動物に快感をもたらすことに深くかかわっているドパミン系については、現在も研究が続けられている。その過程で、ドパミン系以外の神経系からドパミン系へ間接的にアプローチする治療法の開発が生まれた。神経系において抑制的な働きをもつガンマアミノ酪酸 (GABA) は、神経連絡路であるシナプスへのドパミンを減少させることがわかっているが、このことを依存治療に応用しようという試みである。GVGという薬物は、GABAトランスアミナーゼという酵素の働きを抑制し、結果としてGABA系の抑制機能を強めることで知られている。動物実験では、この薬はコカインの自己投与を阻止している。また、同質的作用をもつGABAアゴニストとの違いとして、GVGが長時間作用性であることと、耐性や依存性は問題にならないことがあげられている。この薬も臨床試験へと向かっている。

このほかの薬物療法として、免疫薬物療法がある。依存している薬物に対して免疫をつくることによつて再発を防ごうという方法がある。この試みは、動物でのアヘン類依存症モデルを使って一九七〇年代後

半に始まった。まず、モルヒネに操作を加えて抗原性を持たせた物質を使い、抗体をつくる。そしてできたモルヒネ抗体は、動物でのヘロイン自己投与を減少させることがわかった。一方で、興奮薬であるコカインの自己投与は抑制しなかった。

しかし一九九〇年代に入り、この免疫薬物療法はコカイン依存症モデルで検討されている。いくつかの実験で、コカインに対する免疫を得た動物では、コカインにより運動などに及ぼす効果が抑制され、脳内でのコカイン濃度も低下しているとの結果が得られている。

患者さんの支援として、薬物依存症からの回復には、周囲の支援が欠かせない。特に、家族の方には多くの負担を背負っている。そんな家族の接し方は、どうあればよいのだろうか。もつとも重要な点は、時間にかかるかもしれないが治癒への希望を家族が持ち続けることであり、また治癒への可能性は、自分を見つめ、患者さんの気持ちをどれだけ汲み取れるにかかっている。これにより、家族としての良い対応も生まれてくる。もう治らないのではと思われている人と同じくらい、いやそれ以上重度の依存状態にあった人でも、そのところが嘘のように、今は健康人として社会で活躍している人が大勢おられることを、忘れないで生活していくことが必要である。

六 おわりに（要約）

この論文を書いてみて、薬物の恐ろしさ、体内に入ると、悪影響を及ぼすことを、痛感した。どの薬物

の作用も、共通していることとして、一度、始めると依存性が高くなり、やめられなくなる、気分が高まり、幻覚症状がでる、ということだ。

薬物使用者の、殺人や立てこもり事件が、現代社会において後を絶たないことも感じた。錯乱状態となり、犯罪に走ってしまうのであろう。

入手経路として、現在は、インターネットを使って、一般の人が簡単に手に入れることができるようになった、ということも問題である。インターネットは、情報収集には、便利なものである。しかし、ネットの中で起きた犯罪は、発見されにくく、掴まりにくい。それを、いいことに、このような薬物売買に使われているのはとても残念でならない。

薬物使用者自身にとって、良いことは、一つもない、と文を書いていて感じたが、何故、手を出す人が後を絶たないのか、不思議に思う。

現代社会は、以前と比べ、雇用情勢の悪化など、ストレスを感じる人が多い、世の中となっている。また自然現象により、地震、集中豪雨による、水害、土砂崩れが続いている。

しかし、どのような過酷な状況におかれようと、現実逃避してはならないのではないか。

ストレスから、薬物に手を出す人もいるが、別の方法でストレスを発散させることを、しなければならぬと思う。

例えば、趣味を持ったり、運動をしたり、旅行したりと、休日の過ごし方を考えれば、発散できるのではないか。

生きていくことが、困難な世の中になってはいるが、マイナス思考にならず、楽しい事を考えながら、生きていくべきではないだろうか。殺人者も増加傾向にあるが、生まれてきた以上、命の燈し火が消えるまで、生きなければならぬと思う。

— 自分も、現在精神疾患になり、仕事を辞めざるを得なくなったので、辞め、精神障害者が通う、通所施設に通いながら、再度、就労に復帰することを目指している。

人は、みんな悩み、苦しみを持っている。それを、どのような方法で、その人が乗り越えていくかで、個人の心の強さや、根性がついていき、また、社会もより一層、強い人間を求めていると私は思う。

この論文を書いてみて、人と比較するのではなく、自分自身が、どのように生きていくか、ということが今の自分にとって、大きな課題であると気付かされた。

生きていけば、苦しい事が多い。しかし、それを乗り越えた時、ほんの少しの喜びを味わえるのではないか。それは、人との出会いであったり、物事をやり遂げた、達成感であったりする。自分自身、勉強になった。

参考文献

二 薬物の種類と説明

「薬物乱用の科学」— 乱用防止の知識

著者 中原 雄一

発行者 渡辺 暉夫

三 発行所 株式会社 研成社
人体に及ぼす影響

「薬物乱用の科学」―乱用防止の知識
著者 中原 雄一

発行所 渡辺 暉夫

五 発行所 株式会社 研成社
社会が安全になつていくには

「薬物依存」

著者 宮里 勝政

発行所 大塚 信一

発行所 株式会社 岩波書店

平成22年度懸賞論文

「薬物問題と社会の安全を考える」の応募要項

1 テーマ

「薬物問題と社会の安全を考える」とする。なお、テーマ設定の趣旨は、別記のとおりであるが、応募に当たっては、論点を個別的な問題に絞り込み、テーマをそれに応じたものに適宜変更することとして差支えない。

2 応募資格

特に限定しない。

3 応募規定

- (1) 応募論文は、パソコン（ワープロ）で打ったもの（A4判、三五字×三〇行、一二ポイント）又はA4判四〇〇字詰め原稿用紙に黒インクか黒ボールペンで書いたものに限る（縦書きでも、横書きでもよい）。
- (2) 原稿枚数は、原稿用紙に換算二〇枚以上三三〇枚以下（統計、図、表は別）とし、必ず目次及び二、三枚程度の要約を付ける。
- (3) 応募論文の表紙には、次の事項を漏れなく明記する。

○ 住所（フリガナ、郵便番号、電話番号）

なお、FAXやe-mailがある場合は、FAX番号やe-mailアドレスを明記する。

○ 氏名（フリガナ）

○ 生年月日（年齢）

○ 性別

○ 職業等（勤務先、役職名又は学校名、学部、学年等）

○ 論文のテーマ（個別的な論点に応じたテーマで可）

なお、応募論文が未発表のものであることを示すために、「この論文は、未発表のものである」旨、明記すること。

(4) 他の著書、論文等を引用した場合は、その出典を明記する。

(5) 応募論文の著作権は、財団法人公共政策調査会に帰属し、応募論文は、返却しない。

4 締切り

平成二二年九月一〇日（金）（当日消印有効）

5 応募及び問合せ先

〒一〇二一〇〇九三 東京都千代田区平河町二一八一〇 平河町宮川ビル内

財団法人公共政策調査会

電話 〇三（三二六五）六二〇一 FAX 〇三（三二六五）六二〇六

6 発表及び表彰

- (1) 平成二二年一二月中の読売新聞に入選者名を発表し、併せて入選者には直接通知する。また、最優秀論文については、平成二三年一月中の読売新聞にその要旨を掲載する。
- (2) 原則として、最優秀賞一編、優秀賞二編、佳作数編を決定し、入選者には、次により賞状及び副賞を贈呈する。

・ 最優秀賞	一編	賞状及び副賞（二〇万円）
・ 優秀賞	二編	賞状及び副賞（一〇万円）
・ 佳作	数編	賞状及び副賞（五万円）

なお、優秀作品には読売新聞社からも、読売新聞社賞が贈呈される。

- (3) 平成二三年一月中に授賞式を行う。

7 選考委員

- ・ 小谷 涉（警察庁組織犯罪対策部長）
- ・ 寺田 義和（ライオンズクラブ国際協会薬物乱用防止教育認定講師）
- ・ 成田 頼明（横浜国立大学名誉教授）
- ・ 野田 健（財）公共政策調査会理事長）
- ・ 坂東眞理子（昭和女子大学学長）
- ・ 溝口 烈（読売新聞東京本社編集局次長兼社会部長）

- ・宮崎 緑（千葉商科大学政策情報学部学部長）
- ・安森 智司（警察大学校警察政策研究センター所長）

（五十音順、敬称略）

8 共催

警察大学校警察政策研究センター

9 後援

警察庁、読売新聞社、（財）社会安全研究財団

「別記」「薬物問題と社会の安全を考える」〈テーマ設定の趣旨

昨今、相次ぐ芸能人の薬物乱用事件が世間の耳目を集めている。

我が国で乱用されている薬物には、覚せい剤、ヘロイン、コカイン、MDMA等の合成薬物、大麻その他関連法令で禁じられているものが種々ある。

これらの薬物には依存性、毒性があり、その乱用は身体を害し精神の荒廃をもたらすだけでなく、殺人

等の犯罪を引き起こすことや、あるいは薬物の購入資金を得るために新たな犯罪を生むこともある。また、薬物の密売が、暴力団等犯罪組織の資金源になっている。

このように薬物乱用は個人を蝕むだけでなく社会全体を蝕むため、各国政府とも薬物乱用撲滅のため全力を注いでいる。国際的にも、近年各国間で違法薬物取締りのための条約が整備されつつある。

しかし、官民挙げての対策にもかかわらず、薬物乱用はなくならない。元気がでる、やせる、かっこいいなどの理由で乱用する者も多く、その被害は主婦層、青少年層にまで及んでいる。特に、これからの日本を背負って立つ若年層の薬物乱用は深刻な問題である。

この懸賞論文は、国民の健康を守り健全な社会を維持するために、薬物問題と社会の安全をいかに考えるべきか、様々な視点、切り口から提言を求めるものである。

平成二二二年度懸賞論文「薬物問題と社会の安全を考える」応募者一覧

(氏名・年齢・職業・テーマ)

秋岡 祥介 (54) 教員 中学校における薬物乱用防止教育の実際

↓学校と専門家の連携を事例として↓

石川 清人 (76) 無職 薬物問題を考える

石原 亮 (32) 地方公務員 薬物問題解決も安全な社会の実現も 人の心次第

榎本 正 (55) 薬店勤務・登録販売者 薬物の根本教育

大西 一爾 (80) 無職 薬物問題を超えて輝く未来へ

小緑 重信 (51) 警察官 危険水域にある薬物問題とその根絶策を考える

金子 毅 なぜその手をクスリに染めるのか↓薬物問題より見た社会の安全↓

鹿山 有紀 (58) 警察官 薬物問題と社会の安全を考える

草野 善朗 (65) 無職 薬物浸透と社会安全への対策

黒木 識愛 (41) 飲食物販売業 あなたは自分の子どもに覚せい剤をうてますか？

桑原 健一 (33) 公務員 薬物の危険性と社会の安全について

三宮 憲男 (57) 会社員 薬物問題と社会の安全について考える

杉田秀二郎 (47) 大学准教授 薬物問題と社会の安全を考える

↳ 薬物乱用防止プログラムの実践とそれを支える地域の役割

高木由香子 (59) 大学職員

A君が教えてくれたこと

竹本 光伸 (59) 教員

薬物問題と社会の安全を考える

巽 栄二 (40) 警察官

薬物問題とリボルビングドア〜これからの薬物対策の可能性について

館野 史隆 (39) 自営業

その一言が我が子をクスリに走らせる

↳ 薬物使用と家庭教育の関係について考える

塚本 和代 (28) 主婦

『薬物』って何だろう？

豊木 鉄昭 (46) 警察官

薬物問題と社会の安全を考える

中西 良司 (81) 元教員

薬物問題と社会の安全を考える

↳ 全国一斉生涯学習実践の推進で課題を克服

長沼 英俊 (57) 精神科医

精神医学からみた薬物依存

長嶺 敬彦 (54) 内科医

薬物乱用を防ぐには学際的なアプローチが必要である

↳ 社会・心理・生物学的側面から薬物乱用の新たな課題を考察する

中村 正直 (75) 無職

若者に希望が持てる国作りを↳薬物問題解決のための一つの処方せん

中村 敏和 (77) 臨床心理士

薬物問題の兆候と指導のコツ

中村 嘉雄 (46) 商工会連合会 薬物問題と地域社会の安心・安全

- 平柳 浩一 (50) 建築施工管理 薬物問題と社会の安全を考える
- 船津 博幸 (49) 警察官 薬物乱用の実態と防止対策
- 星野 直己 (39) 警察官 薬物問題と社会の安全を考える～薬物事犯を出さない社会づくりについて～
- 堀川 一彦 (49) 無職 酒の話 番外編
- 前川 幸士 (45) 高校教諭 社会病理としての薬物乱用
- 松田 修平 (53) 警察官 薬物問題と社会の安全を考える
- 丸山 芳之 (51) 警察官 薬物犯罪の根絶には『情報』が重要
- 三上 喜範 (52) 警察官 効果的な薬物乱用防止教育の推進について
- ～ (仮称) 薬物乱用防止総合センターの設置構想～
- 水上 正 (78) 無職 薬物問題と社会の安全を考える
- 水間 裕子 (54) 無職 母から見る薬物問題と社会の安全
- 八ヶ代英敏 (37) 自営 蔓延する薬物の実態～違法薬物を根絶せよ！～
- 矢島 大輔 (36) 警察官 薬物問題の現状
- 山口 昭義 (68) 無職 薬物問題と社会の安全を考える
- 山下 佑介 (31) 無職 薬物問題と社会の安全を考える
- 山本 晋也 (80) 無職 薬物問題と社会の安全を考える

この懸賞論文募集事業及び論文集は、財団法人社会安全研究財団の助成により実施し、制作されたものです。
また、左記の企業のご支援を得て運営されています。

- | | | |
|--------------------|---------------------|------------------|
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 株式会社熊谷組 | 西武鉄道株式会社 |
| アクサ生命保険株式会社 | 株式会社クラレ | セコム株式会社 |
| 旭化成株式会社 | 株式会社クレディセゾン | セントラル警備保障株式会社 |
| イオン株式会社 | 京阪電気鉄道株式会社 | 総合警備保障株式会社 |
| 井関農機株式会社 | 京浜急行電鉄株式会社 | 株式会社損害保険ジャパン |
| 株式会社イトーヨーカ堂 | KDDI株式会社 | 大成建設株式会社 |
| ウシオ電機株式会社 | 株式会社神戸製鋼所 | 大日本印刷株式会社 |
| 小田急電鉄株式会社 | コニカミノルタホールディングス株式会社 | 太平洋セメント株式会社 |
| オムロン株式会社 | 株式会社小松製作所 | 株式会社たいよう共済 |
| オリックス株式会社 | サントリー株式会社 | 株式会社大和証券グループ本社 |
| 株式会社オンワードホールディングス | 清水建設株式会社 | 株式会社竹中工務店 |
| 鹿島建設株式会社 | 昭和電工株式会社 | 中央三井アセット信託銀行株式会社 |
| 関西電力株式会社 | 新日本製鐵株式会社 | 中国電力株式会社 |
| 九州電力株式会社 | 住友化学株式会社 | 中部電力株式会社 |
| 京セラ株式会社 | 住友信託銀行株式会社 | 株式会社電通 |
| 近畿日本鉄道株式会社 | セイコーエプソン株式会社 | 東海旅客鉄道株式会社 |

- 株式会社東急エージェンシー
 東京海上日動火災保険株式会社
 東京ガス株式会社
 東京急行電鉄株式会社
 東京地下鉄株式会社
 東京電力株式会社
 株式会社東芝
 東武鉄道株式会社
 東北電力株式会社
 トヨタ自動車株式会社
 名古屋鉄道株式会社
 南海電気鉄道株式会社
 西日本旅客鉄道株式会社
 株式会社ニチレイ
 日興コーポリアル証券株式会社
 日産自動車株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
 株式会社日清製粉グループ本社
 日本アイ・ビー・エム株式会社
 日本ガイシ株式会社
 日本興亜損害保険株式会社
 日本製紙株式会社
 日本生命保険相互会社
 日本電気株式会社
 日本電信電話株式会社
 野村ホールディングス株式会社
 バイオニア株式会社
 パナソニック株式会社
 株式会社博報堂
 阪急電鉄株式会社
 阪神電気鉄道株式会社
 東日本旅客鉄道株式会社
- 株式会社日立製作所
 富士ゼロックス株式会社
 富士通株式会社
 株式会社ブリヂストン
 本田技研工業株式会社
 みずほ信託銀行株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 株式会社三井住友銀行
 三菱化学株式会社
 株式会社三菱東京UFJ銀行
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 三菱電機株式会社
 明治安田生命保険相互会社
 森ビル株式会社
 株式会社リコー
 株式会社りそな銀行